

西宮市地域防災計画

資料編

西宮市防災会議

西宮市地域防災計画 資料編

1. 条例関係

2. 要綱・要領・基準関係

3. 相互応援協定 地方公共団体等

4. 相互応援協定 消防・医療関係

5. 災害時応援協定 民間機関等

6. 施設管理協定関係

7. 組織体制・名簿関係

8. 市内防災施設・設備等

9. 備蓄・資機材等

10. 観測・広報機器等

11. 災害履歴・被害想定関係

12. 市内の危険箇所及び区域等

13. 応急復旧対応時の運用関係

14. 災害関係機関連絡先等

目 次

1. 条例関係

資料 1 - 1	西宮市防災会議条例	1-1
資料 1 - 2	西宮市災害対策本部条例	1-3
資料 1 - 3	西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例	1-5
資料 1 - 4	西宮市災害見舞金等支給条例	1-12
資料 1 - 5	水防法施行条例	1-14
資料 1 - 6	西宮市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例 ..	1-15

2. 要綱・要領・基準関係

資料 2 - 1	西宮市防災会議運営要綱	2-1
資料 2 - 2	西宮市災害対策本部設置要綱	2-4
資料 2 - 3	西宮市災害警戒本部設置要綱	2-6
資料 2 - 4	西宮市防災指令要綱	2-8
資料 2 - 5	西宮市災害派遣要綱	2-11
資料 2 - 6	西宮市地区防災計画の運用に関する要綱	2-13
資料 2 - 7	災害報告取扱要領	2-17
資料 2 - 8	火災・災害等即報要領	2-26
資料 2 - 9	災害の被害認定基準	2-44
資料 2 - 10	被害の分類認定基準	2-46
資料 2 - 11	地震・津波の発生等に関する情報	2-49

3. 相互応援協定 地方公共団体等

資料 3 - 1	災害時応援協定一覧(地方公共団体等)	3-1
資料 3 - 2	災害時における相互応援協定	3-2
資料 3 - 3	災害時における相互応援協定に関する実施細目	3-5
資料 3 - 4	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	3-7
資料 3 - 5	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	3-9
資料 3 - 6	災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目	3-11
資料 3 - 7	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	3-13
資料 3 - 8	中核市災害相互応援協定	3-17
資料 3 - 9	中核市災害相互応援協定実施細目	3-21
資料 3 - 10	中核市災害相互応援協定の運用マニュアル	3-24
資料 3 - 11	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	3-32
資料 3 - 12	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	3-35
資料 3 - 13	「兵庫県阪神支援チーム」設置に関する協定書	3-44
資料 3 - 14	東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定書	3-46
資料 3 - 15	災害時における動物救護活動に関する協定書	3-48
資料 3 - 16	西宮市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	3-52
資料 3 - 17	災害時の応援に関する申し合わせ	3-54
資料 3 - 18	災害時相互応援協定書	3-56
資料 3 - 19	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領	3-58
資料 3 - 20	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領	3-62

4. 相互応援協定 消防・医療関係

資料 4 - 1	消防相互応援に関する協定	4-1
資料 4 - 2	消防協力隊の災害応急活動に関する協定書	4-3
資料 4 - 3	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	4-5
資料 4 - 4	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	4-8
資料 4 - 5	鉄道事故時の安全対策に関する覚書	4-10

5. 災害時応援協定 民間機関等

資料 5 - 1	災害時応援協定一覧（民間機関等）	5-1
資料 5 - 2	災害情報等に関する放送の実施に関する協定書	5-7
資料 5 - 3	災害時における放送要請に関する協定（参考）	5-9

6. 施設管理協定関係

資料 6 - 1	海岸保全施設の管理に関する協定	6-1
資料 6 - 2	堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書	6-3
資料 6 - 3	東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書	6-5

7. 組織体制・名簿関係

資料 7 - 1	西宮市防災会議委員・幹事名簿	7-1
資料 7 - 2	消防力の現況	7-3
資料 7 - 3	水防関係組織	7-5
資料 7 - 4	自主防災組織結成状況	7-9
資料 7 - 5	西宮市消防協力隊結成状況	7-18
資料 7 - 6	避難支援団体登録状況	7-19
資料 7 - 7	市内医療関係組織	7-21
資料 7 - 8	災対技術局及び災対給水技術局担当区域	7-26
資料 7 - 9	原子力事故関係組織	7-27

8. 市内防災施設・設備等

資料 8 - 1	指定緊急避難場所一覧（公共の施設・公園）	8-1
資料 8 - 2	避難所等	8-15
資料 8 - 3	緊急避難場所等	8-22
資料 8 - 4	防災拠点	8-33
資料 8 - 5	緊急消防援助隊受援時における活動拠点一覧	8-36
資料 8 - 6	災害対策本部等の代替施設一覧	8-37
資料 8 - 7	地区防災ブロック図	8-38
資料 8 - 8	主な避難路位置図	8-40
資料 8 - 9	緊急輸送道路	8-42
資料 8 - 10	公共埠頭図	8-45
資料 8 - 11	海岸保全施設	8-46
資料 8 - 12	ポンプ場配置一覧	8-49
資料 8 - 13	水防区域内の主要河川、海岸、ため池等	8-51
資料 8 - 14	樋門の位置及び開閉責任者等	8-53
資料 8 - 15	水道施設等一覧	8-57
資料 8 - 16	消防水利施設一覧	8-60
資料 8 - 17	避難所井戸一覧	8-60
資料 8 - 18	公用車両保有状況	8-61
資料 8 - 19	救助用ボート保有数	8-62

資料 8-20	遺体安置所予定施設.....	8-62
資料 8-21	ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧.....	8-63
資料 8-22	仮設住宅建設候補地一覧.....	8-64
資料 8-23	緊急交通路	8-65
資料 8-24	交通規制の実施基準.....	8-66

9. 備蓄・資機材等

資料 9-1	備蓄倉庫及び備蓄一覧表	9-1
資料 9-2	防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧	9-7
資料 9-3	資器材倉庫（水防倉庫）一覧	9-8
資料 9-4	備蓄資器材等一覧	9-9

10. 観測・広報機器等

資料 10-1	水位計・量水標一覧.....	10-1
資料 10-2	雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧	10-3
資料 10-3	防災行政無線設置箇所一覧.....	10-4
資料 10-4	防災行政無線以外の無線施設一覧.....	10-6
資料 10-5	MCA 無線機設置箇所一覧.....	10-7
資料 10-6	有線通信施設一覧	10-7
資料 10-7	各種機器動作表一覧.....	10-8

11. 災害履歴・被害想定関係

資料 11-1	地震災害の履歴	11-1
資料 11-2	風水害等の履歴	11-8
資料 11-3	武庫川の堤防決壊（西堤防のみ）	11-10
資料 11-4	液状化危険度マップ.....	11-11
資料 11-5	兵庫県での津波の状況.....	11-12
資料 11-6	南海トラフ地震津波浸水想定区域.....	11-13
資料 11-7	JR 福知山線列車事故の概要	11-14

12. 市内の危険箇所及び区域等

資料 12-1	重要水防箇所	12-1
資料 12-2	重点監視区間	12-3
資料 12-3	山地災害危険地区一覧.....	12-4
資料 12-4	法指定区域等	12-6
資料 12-5	浸水想定区域内の地下街等.....	12-14
資料 12-6	浸水想定区域内の大規模工場等.....	12-15
資料 12-7	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設	12-16
資料 12-8	土砂災害による孤立可能性集落一覧.....	12-54

13. 応急復旧対応時の運用関係

資料 13-1	水防活動時の証票及び標識.....	13-1
資料 13-2	広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート	13-4
資料 13-3	大阪国際空港周辺グリットマップ.....	13-5
資料 13-4	気象庁震度階級	13-6
資料 13-5	災害通信の運用方法.....	13-7

14. 災害関係機関連絡先等

資料 14-1	所在地・連絡窓口一覧.....	14-1
---------	-----------------	------

1. 条例関係

資料 1 - 1 西宮市防災会議条例

	〔 昭和 38 年 7 月 10 日 西宮市条例第 9 号 〕	
沿革	昭和 42 年 7 月 14 日	西宮市条例第 5 号（第 1 次改正）
	昭和 42 年 12 月 28 日	西宮市条例第 19 号（第 2 次改正）
	昭和 45 年 6 月 23 日	西宮市条例第 9 号（第 3 次改正）
	昭和 59 年 5 月 19 日	西宮市条例第 1 号（第 4 次改正）
	平成 8 年 7 月 9 日	西宮市条例第 6 号（第 5 次改正）
	平成 12 年 3 月 30 日	西宮市条例第 79 号（第 6 次改正）
	平成 24 年 12 月 28 日	西宮市条例第 27 号（第 7 次改正）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、西宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- （2）水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- （3）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （4）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（組 織）

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- （1）法第 2 条第 4 号の指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- （2）西宮市域を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- （3）兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- （4）兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- （5）市議会議長
- （6）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （7）教育長
- （8）消防長及び消防団長
- （9）法第 2 条第 5 号の指定公共機関又は同条第 6 号の指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(11) その他市長が必要と認める者

6 前項(第10号を除く。)の委員の任期はその職にある期間とし、同号の委員の任期は2年とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、西宮市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する者とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される者とする。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年7月14日西宮市条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

(第2次改正～第5次改正 付則 略)

付 則(平成12年3月20日西宮市条例第79号)

1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

2 西宮市水防協議会条例(昭和25年西宮市条例第6号)は、廃止する。

付 則(平成24年12月28日西宮市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 西宮市災害対策本部条例

	〔昭和 38 年 7 月 10 日〕 西宮市条例第 10 号	
沿革	平成 8 年 3 月 27 日	西宮市条例第 53 号（第 1 次改正）
	平成 21 年 7 月 15 日	西宮市条例第 6 号（第 2 次改正）
	平成 24 年 12 月 28 日	西宮市条例第 28 号（第 3 次改正）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、災害対策本部に関し、必要な事項を定める。

（災害対策本部の告示）

第 2 条 市長は、災害対策本部を設置したときは、当該本部の名称、設置の場所および期間を、当該本部を廃止したときは、その旨を、直ちに告示するものとする。

（災害対策本部の組織）

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に局を置くことができる。

2 局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 局に局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

（現地災害対策本部の組織）

第 5 条 災害対策本部長は、西宮市地域防災計画に定めるところにより、現地災害対策本部を置くことができる。

2 前項の現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑 則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 27 日西宮市条例第 53 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年 7 月 15 日西宮市条例第 6 号 西宮市災害対策本部条例等の一部
を改正する条例 1 条による改正付則）

付 則（平成 24 年 12 月 28 日西宮市条例第 2 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3 西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和 49 年 6 月 15 日 〕
〔 西宮市条例第 12 号 〕

沿 革	昭和 50 年 7 月 16 日	条例 9 号[1]
	昭和 52 年 3 月 31 日	条例 41 号[2]
	昭和 53 年 6 月 30 日	条例 3 号[3]
	昭和 56 年 6 月 30 日	条例 6 号[4]
	昭和 57 年 12 月 23 日	条例 31 号[5]
	昭和 62 年 3 月 25 日	条例 33 号[6]
	平成 3 年 12 月 24 日	条例 21 号[7]
	平成 7 年 7 月 7 日	条例 8 号[8]
	平成 12 年 12 月 27 日	条例 16 号[9]
	平成 23 年 12 月 28 日	条例 14 号[10]
	令和元年 7 月 12 日	条例 7 号[11]
	令和元年 9 月 25 日	条例 21 号[12]

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 3 条、第 8 条および第 10 条の規定に基づき、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。[5]

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 市民が、法第 3 条第 1 項に規定する災害(第 4 条から第 8 条までにおいて単に「災害」という。)により、死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)を支給する。[5]

(遺族の範囲等)

第 3 条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号における同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 兄弟姉妹

[1][10]

2 前項の場合における同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。[1]

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が、2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対し、なされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第4条 弔慰金の額は、災害により死亡した者が死亡当時において、弔慰金を受けることとなる遺族の生計を主として維持していた場合にあっては、死亡者1人当たり500万円とし、その他の場合にあっては死亡者1人当たり250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第7条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

[1][2][3][4][5][7]

(死亡の推定)

第5条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、その者は当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第6条 弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた場合
- (2) 当該死亡者が業務に従事していたことにより支給される給付金等厚生労働大臣が定めるものが支給される場合
- (3) 災害に際し、市長の避難指示に従わなかつたこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

[9]

(災害障害見舞金の支給)

第7条 市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金（以下「障害見舞金」という。）を支給する。〔5〕

(障害見舞金の額)

第8条 障害者1人当たりの障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。〔5〕〔7〕

(準用規定)

第9条 第6条の規定は、障害見舞金について準用する。〔5〕

(災害援護資金の貸付け)

第10条 市は、法第10条第1項に規定する災害により、同項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを行なうものとする。〔5〕

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。〔5〕

(貸付申請)

第11条 前条の援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申請して、その決定を受けなければならない。〔5〕

(貸付限度額)〔11〕

第12条 援護資金の貸付限度額は、別表に掲げる額とする。〔5〕〔11〕
〔1〕

(償還及び利率)〔11〕

第13条 援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第7条第2項括弧書の規定に該当する場合は、5年）とする。〔4〕〔5〕

2 援護資金の償還は元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。〔5〕〔8〕〔11〕

3 援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率を年1パーセント（第15条第1項の規定により保証人を立てる場合にあっては、年0パーセント）とする。〔5〕〔11〕

(償還免除)

第 14 条 市長は、借受人が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、援護資金の償還をすることができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、借受人が、法第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は保証人が当該未済額を償還できると認められるときは、この限りでない。〔5〕〔11〕〔12〕

(保証人)

第 15 条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。〔5〕〔11〕

2 前項の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 17 条の規定による違約金を包含するものとする。〔5〕

(一時償還)

第 16 条 市長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、償還金の支払を怠つたとき又は市外へ転出したときは、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、当該援護資金の借受人に対し、援護資金の全部又は一部につき、一時償還をさせることができる。〔5〕〔11〕

(違約金)

第 17 条 市長は、借受人が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年 5 パーセントの割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。〔5〕〔11〕

(償還金の支払猶予)

第 18 条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ないと認める事情があることにより、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認めるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、借受人が、法第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由なく報告せず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りではない。〔5〕〔11〕〔12〕

2 前項の規定により、償還金の支払が猶予されたときは、援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。〔5〕〔11〕〔12〕

(規則への委任)

第 19 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。〔5〕

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。〔12〕

2 市長は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る援護資金について、当該援護資金に係る借受人がその収入及び資産の状況により当該援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として、次の各号に該当するときは、当該援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、当該借受人が、法第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

（1）借受人の収入金額（当該援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を 1 月から 5 月までの間にする場合にあつては、前々年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 4 条の規定の例により算定した所得の金額をいう。）から租税その他の公課の金額を控除した金額が、150 万円未満であること。

（2）借受人の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

ア 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

イ 預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）が 20 万円以下であること。

〔12〕

付 則（昭和 50 年 7 月 16 日西宮市条例第 9 号〔1〕）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 20 日から適用する。

付 則（昭和 52 年 3 月 31 日西宮市条例第 41 号〔2〕）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 2 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 53 年 6 月 30 日西宮市条例第 3 号〔3〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の別表の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 56 年 6 月 30 日西宮市条例第 6 号〔4〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の別表の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 57 年 12 月 23 日西宮市条例第 31 号〔5〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条、第 8 条および第 9 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和 62 年 3 月 25 日西宮市条例第 33 号〔6〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 3 年 12 月 24 日西宮市条例第 21 号〔7〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第 8 条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例別表の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 7 年 7 月 7 日西宮市条例第 8 号〔8〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条の規定は、平成 7 年 1 月 17 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 12 年 12 月 27 日西宮市条例第 16 号〔9〕中央省庁等の改革に伴う関係条例の整理に関する条例 4 条による改正付則）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則（平成 23 年 12 月 28 日西宮市条例第 14 号〔10〕）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年 7 月 12 日西宮市条例第 7 号〔11〕）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、改正後の第 13 条第 3 項及び第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 17 条の規定による違約金のうち、適用目前の期間に対応するものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和元年 9 月 25 日西宮市条例第 21 号〔12〕）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 12 条関係）

[1] [2] [3] [4] [6] [7]

被害		金額
負傷区分	程度	
世帯主におおむね 1 月以上の療養を要する負傷がある場合	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の 3 分の 1 未満	150 万円
	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の 3 分の 1 以上	250 万円
	住居の半壊	270 万円（特別の事情のあるときは 350 万円）
	住居の滅失又は全損	350 万円
世帯主におおむね 1 月以上の療養を要する負傷がない場合	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の 3 分の 1 以上	150 万円
	住居の半壊	170 万円（特別の事情のあるときは 250 万円）
	住居の全損	250 万円（特別の事情のあるときは 350 万円）
	住居の滅失	350 万円

備考

- 1 住居の半壊とは、住居の損壊、焼失又は流失した部分の床面積（以下「損失床面積」という。）がその住居の延床面積の 2 割以上 7 割未満の場合であつて、その部分の修理を行うことによつて住居として使用できる状態をいう。
- 2 住居の全損とは、損失床面積がその住居の延床面積の 7 割以上に達した状態（次項に定めるものを除く。）又は損失床面積がその住居の延床面積の 7 割に達しないが、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。
- 3 住居の滅失とは、住居全体の損壊、焼失又は流失をいう。
- 4 特別の事情のあるときとは、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情が認められるときをいう。

資料 1 - 4 西宮市災害見舞金等支給条例

西宮市災害見舞金等支給条例（平成 12 年 3 月 30 日 西宮市条例第 64 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市内に発生した災害による被害を受けた者又はその遺族に対する見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

（見舞金等の種類及び対象者）

第 2 条 次の各号に掲げる見舞金等は、それぞれ当該各号に定める者に対し支給する。

- （1）災害見舞金 災害により、その使用する住居又は店舗等（店舗、事務所その他これらに類するもので常時従業する者の数が 5 人以下のものをいう。以下同じ。）が、全焼、全壊若しくは流失、半焼若しくは半壊又は床上浸水の被害を受けた者
 - （2）傷病見舞金 災害により、負傷し、又は疾病にかかった者で、治療に要する期間がおおむね 1 月以上要するもの
 - （3）死亡弔慰金 災害により死亡した者の遺族（災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年西宮市条例第 12 号）による災害弔慰金の支給を受けることができる者を除く。）で、規則で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を受けることができる者に対しては、見舞金等は、支給しない。

（見舞金等の額）

第 3 条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に発生した災害による被害を受けた者について適用し、同日前に発生した災害による被害を受けた者に対する見舞金等の支給については、なお従前の例による。

別表

(1) 災害見舞金

区 分		全焼、全壊又は流失	半焼又は半壊	床上浸水
住居 1 戸につき	1 人世帯	45,000 円	30,000 円	15,000 円
	上記世帯に 1 人増すごとに	15,000 円	7,500 円	5,000 円
店舗等 1 戸につき		45,000 円	30,000 円	15,000 円

備考 1 全焼、全壊又は流失とは、家屋の焼失、損壊又は流失した部分の面積（以下「損失床面積」という。）がその家屋の延床面積のおおむね 7 割以上に達した状態又は損失床面積がその家屋の延床面積の 7 割に達しないが、その家屋を改築しなければ使用できない状態をいう。

2 半焼又は半壊とは、損失床面積がその家屋の延床面積のおおむね 2 割以上 7 割未満であって、その部分の修理を行うことによって使用できる状態をいう。

3 床上浸水とは、住居にあっては床上以上の浸水を、店舗等にあってはこれと同程度の浸水をいう。

(2) 傷病見舞金及び死亡弔慰金

区 分		金 額
傷 病 見 舞 金	1 人につき	30,000 円
死 亡 弔 慰 金	1 人につき	150,000 円

資料 1 - 5 水防法施行条例

昭和 24 年 9 月 29 日
西宮市条例第 47 号

- 1 水防法による本市の水防業務は、水防団を置かず消防機関をしてこれに充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 6 西宮市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

平成 28 年 3 月 28 日
西宮市条例第 25 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める用途及び規模は、次に定めるところによる。

- （１） 用途は、工場、作業場又は倉庫であること。
- （２） 規模は、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のものであること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 要綱・要領・基準関係

資料2-1 西宮市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市防災会議条例（昭和38年7月条例第9号）第5条の規定に基づき、西宮市防災会議（以下「防災会議」という）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により、防災会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分等)

第3条 次の各号の一に該当するときは、会長は、防災会議が処理すべき事項を処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。

2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(傍聴の手続等)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。

3 傍聴を希望する者の人数が前項の規定により制限された傍聴者の人数を上回るときは、あらかじめ事務局において、抽選等により傍聴者の人数を調整するものとする。

4 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為を行ったとき。

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音を行ったとき。

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、速やかに退場しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないとき。

(会議録の調製)

第5条 会長は会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

会議の開催日時及び場所

出席した委員の氏名

会議の内容

会議の傍聴

その他会議において必要と認めた事項

(幹事)

第6条 防災会議に幹事をおく。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事会)

第7条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(準用規定)

第8条 第2条第2項及び第3項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第9条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は総務局危機管理室において処理する。

(雑則)

第11条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 39 年 2 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 41 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 42 年 10 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 45 年 10 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 48 年 6 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 52 年 5 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 - 2 西宮市災害対策本部設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市災害対策本部条例（昭和38年7月条例第10号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、西宮市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置及び廃止）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部を設置することができる。

- （1）市内で震度5弱以上を観測したとき。
- （2）兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき。
- （3）西宮市防災指令要綱に基づく防災指令第1号、第2号及び第3号並びに水防指令第1号、第2号及び第3号のいずれかが発令されたとき。

2 市長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部を廃止する。

（本部の組織）

第3条 本部に、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部長は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定により、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。
- 4 本部員は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）で定める者をもって充てる。

（災害対策本部会議）

第4条 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 本部会議は、災害予防及び災害応急対策の方針を協議し、決定する。

（局）

第5条 条例第4条第1項の規定に基づき、本部に局を置く。

- 2 前項の各局に局長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 局長不在の場合は、あらかじめ各局が定める代理順位による者が本部会議に出席し、局の事務を掌理する。
- 4 局の名称及び事務分掌は、地域防災計画によるものとする。

（総括部及び部）

第6条 局の事務を分掌させるため、各局に総括部又は部（消防局においては部及び署並びに団。以下同じ。）を置く。

- 2 前項の各部に部長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 総括部又は部の設置及び運営について必要な事項は、別に定めるもののほか局長が定める。
- 4 部長は、部員を指揮監督する。

(本部連絡員)

第7条 各局に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、各局長が指名する者をもって充てる。

3 本部連絡員は、情報の収集、伝達及び資料の収集等を行い、局と災対統制局との連絡調整等に当たる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和39年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料 2 - 3 西宮市災害警戒本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画に定める西宮市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 危機管理監は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、警戒本部を設置することができる。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表されたとき。
 - (2) 西宮市防災指令要綱に基づく災害警戒指令又は水防警戒指令が発令されたとき。
- 2 危機管理監は、警戒本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は西宮市災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

(警戒本部の組織)

第3条 警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員を置く。

- 2 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。
- 3 警戒本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 警戒副本部長は、土木局長、都市局長、上下水道局次長、消防局長をもって充てる。
- 5 警戒本部員は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）で定める者をもって充てる。

(警戒本部会議)

第4条 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員で構成する。

- 2 警戒本部会議は、警戒本部長が招集し、その会議の長となる。
- 3 警戒本部会議は、警戒体制及び応急対策等について協議する。

(局)

第5条 警戒本部に、地域防災計画で定める局を置く。

- 2 前項の各局に局長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 局長不在の場合は、あらかじめ各局が定める代理順位による者が警戒本部会議に出席し、局の事務を掌理する。
- 4 局の名称及び事務分掌は、地域防災計画によるものとする。

(部)

第6条 局の事務を分掌させるため、第5条第1項の各局に部（消防局においては部及び署並びに団。以下同じ。）を置く。

- 2 前項の各部に部長を置き、地域防災計画で定める者をもって充てる。
- 3 部の設置及び運営について必要な事項は、別に定めるもののほか局長が定める。
- 4 部長は、部員を指揮監督する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は警戒本部長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(西宮市災害応急対策室設置要綱の廃止)

- 2 西宮市災害応急対策室設置要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

資料 2-4 西宮市防災指令要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める西宮市防災指令（以下「防災指令」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災指令」とは別表に規定する各指令をいう。

2 「職員」とは西宮市災害対策本部組織の全職員をいう。

3 「局」とは西宮市災害対策本部組織の局をいう。

(防災指令の発令及び解除)

第3条 市長は、西宮市の地域に災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるとき、又は当該他の地域に災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるときは、職員又はその都度指定する局の職員に対し防災指令を発令する。

2 市長は、西宮市の地域において災害の発生、継続若しくは拡大の危険がなくなった場合、又は当該他の地域の被災住民を受入れる必要がなくなったと認めるときは、防災指令を解除する。

3 前各項は、必要に応じて危機管理監が市長に代わり行うことができる。

4 前各項は、市長事務部局の職員以外の職員については、それぞれの任命権者が発令したものとみなす。

(防災指令の種類、発令基準等)

第4条 防災指令の種類、配備職員及び発令基準は、別表のとおりとする。

(自動参集)

第5条 職員又はあらかじめ定められた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは連絡がなくとも、別表に定める防災指令が発令されたものとして参集するものとする。

(1) 西宮市に震度5弱以上の地震が発生したとき

(2) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき

(防災活動)

第6条 各局の長は、防災指令が発令されたときは、第4条の配備につくべき職員を指揮し防災活動を実施しなければならない。

2 各局の活動内容は、地域防災計画に定める事務分掌によるものとする。

(防災指令の伝達)

第7条 防災指令は、地域防災計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第8条 職員は、第4条の配備につくべき職員以外の職員であっても、状況によっては、いつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。

(配備計画の作成)

第9条 各局長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、人事異動ごとに、総務局長に提出しなければならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年3月末日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

配備基準（防災指令の発令基準）

種類	発令基準	配備職員
連絡員 待機指令	災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生し、災害警戒指令又は水防警戒指令には至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	災対局長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員（以下「指定職員」という。）
水防警戒 指令	風水害が発生するおそれがあるとき。	指定職員
水防指令 第1号	風水害が発生するおそれがあるとき、又は小規模な風水害が発生したとき。	指定職員
水防指令 第2号	中規模な風水害が発生するおそれがあるとき、又は中規模な風水害が発生したとき。	指定職員
水防指令 第3号	大規模な風水害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な風水害が発生したとき。	全職員
災害警戒 指令	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表されたとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたとき。 ・災害（風水害除く）が発生するおそれがあるとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。	指定職員
防災指令 第1号	・西宮市の震度が5弱、又は5強の地震が発生したとき。 ・災害（風水害除く）が発生するおそれがあるとき、又は小規模な災害（風水害除く）が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。	指定職員 （全職員の1/4程度）
防災指令 第2号	・西宮市の震度が6弱の地震が発生したとき。 ・中規模な災害（風水害除く）が発生するおそれがあるとき、又は中規模な災害（風水害除く）が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。	指定職員 （全職員の1/2程度）
防災指令 第3号	・西宮市の震度が6強以上の地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報以上が発表されたとき。 ・大規模な災害（風水害除く）が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害（風水害除く）が発生したとき。 ・西宮市の地域外で災害が発生し、当該被災住民を受入れる必要があると認めるとき。	全職員

資料 2 - 5 西宮市災害派遣要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市地域防災計画の規定に基づく他の市町村が被災した場合の応援派遣（災害時相互応援協定等による場合を除く。）及び救援物資（国内、外を問わず。）の提供に関し、必要な事項を定める。

(派遣対象地域)

第 2 条 応援派遣の対象地域は、日本国内とする。

(派遣対象災害)

第 3 条 応援派遣及び救援物資の提供の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 震度 6 以上の地震による災害
- (2) その他市長が前号の災害に準じて応援派遣及び救援物資の提供を必要と認める災害

(派遣隊名等)

第 4 条 応援派遣する隊名及びその任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況調査隊 派遣先の被害状況の調査及び応援内容の調整
- (2) 物資供給隊 備蓄物資の送付
- (3) 派遣本隊 派遣先の希望する応急対策の応援

(派遣決定)

第 5 条 市長は、第 3 条各号に掲げる災害のいずれかが発生した場合は、危機管理監、副市長、及び関係局長から意見を聴取の上、派遣の要否を決定する。

2 外国で第 3 条各号に掲げる災害のいずれかが発生した場合は、前項の規定に準じて救援物資の提供の要否を決定する。

(派遣する職員の服務上の取扱)

第 6 条 派遣する職員の服務上の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 応援派遣の期間中は、公務出張扱いとする。
- (2) 応援派遣に当たっては、所定の旅費・手当を支給する。
- (3) 応援派遣による活動中の災害補償については、地方公務員災害補償法に定めるところによる。

(その他)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 - 6 西宮市地区防災計画の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市防災会議（以下「防災会議」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第226号）（以下「法」という。）第42条の2に基づき提案された地区防災計画（以下「地区防災計画」という。）を西宮市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(地区防災計画の要件)

第2条 地区防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「住民等」という。）が共同し提案できるものとする。

2 地区防災計画の提案を行うもの（以下「計画提案者」という。）は、計画に基づき活動を行う団体（以下「活動主体」という。）の同意を得るものとする。

3 計画提案者は、あらかじめ地区防災計画に関係する団体等と一定の協議を行うものとする。

4 計画提案者は、次に掲げるものとする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織及び自治会等の地縁団体

(2) 本市の区域内に事務所を有する事業所

(3) その他西宮市防災会議会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

5 計画提案者は、防災会議開催予定日の4箇月前の日の属する月の末日までに、次に掲げる書類を西宮市総務局危機管理室へ提出するものとする。

(1) 地区防災計画提案書（様式第1号）

(2) 地区防災計画の案

(3) 地区防災計画の提案を行う者が住民等であることを証する書類

(4) 第2条第2項の活動主体の同意を得たことを証する書類

(5) 第2条第3項の関係団体と協議したことを証する書類

(6) その他会長が必要と認める書類

(事前協議)

第3条 市は、地区防災計画の提案があったときは、次に掲げる事項について、関係課及びその他会長が必要と認める者で事前協議を行うものとする。

(1) 地区防災計画の内容及び実施体制

(2) 計画対象地区が重複している地区防災計画との整合

(3) 西宮市地域防災計画との整合

(4) その他会長が必要と認める事項

(地域防災計画への規定)

第4条 防災会議開催予定日の3箇月前の日の属する月の末日までに前条の規定による事前協議を終えた計画を、防災会議の審査対象とする。

2 防災会議は、提案された計画を審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

(審査結果の通知)

第5条 会長は、前条による審査結果を審査結果通知書(様式第2号)により、地区防災計画の提案を行った代表者に通知するものとする。

(準用規定)

第6条 第2条及び第4条に基づき定めた地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第5条までの規定を準用する。

(庶務)

第7条 この要綱に係る庶務は、西宮市総務局危機管理室において処理する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

西宮市防災会議会長

西 宮 市 長

(代表者氏名)

㊞

地区防災計画提案書

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき、下記のとおり活動主体の同意に基づき西宮市防災会議へ提案します。

記

1. 地区防災計画の提案を行う者の代表者

団体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

2. 計画案概要

名称	
計画対象地区	
目次・内容等	

(様式第 2 号)

年 月 日

(地区防災計画の提案を行う者の代表者氏名) 様

西宮市防災会議会長
西 宮 市 長

審査結果通知書

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき提案された地区防災計画案について、 ○○年度西宮市防災会議にて審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1. 計画案名称等

名称	
団体名	
代表者氏名	
計画対象範囲	

2. 審査結果

(1) 実施日

(2) 審査結果

資料 2 - 7 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

昭 和 4 5 年 4 月 1 0 日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県						区分			被害					
災害名・ 確定年月日			月 日 時確定			そ	田	流失・埋没	ha					
									冠水	ha				
							畑	流失・埋没	ha					
									冠水	ha				
報告者名						の 他	学	校	箇所					
							病	院	箇所					
人 的 被 害	死者	人					道	路	箇所					
		うち 災害関連死者	人				橋	りょう	箇所					
	行方不明者		人				河	川	箇所					
	負傷者	重傷	人				港	湾	箇所					
		軽傷	人				砂	防	箇所					
	住 家 被 害	全壊	棟				清	掃	施	設	箇所			
世帯					鉄		道	不	通	箇所				
人					被		害	船	舶	隻				
半壊		棟			水		道	戸						
		世帯			電		話	回	線					
		人			電		気	戸						
一部破損		棟			ガ		ス	戸						
		世帯			ブ		ロ	ッ	ク	塀	等	箇所		
		人												
床上浸水		棟												
	世帯													
	人													
床下浸水	棟			り	災	世	帯	数	世	帯				
	世帯			り	災	者	数	人						
	人			火	災	発	生	建	物	件				
非住家	公共建物	棟				危	険	物	件					
	その他	棟				そ	の	他	件					

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設		千円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円				解 散	月 日 時	
公 共 土 木 施 設		千円		災 害 対 策 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死 者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住家被害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	そ の 他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	学 校	箇所								
	病 院	箇所								
	道 路	箇所								
	橋 り ょ う	箇所								
	河 川	箇所								
	港 湾	箇所								
	砂 防	箇所								
	清 掃 施 設	箇所								
	鉄 道 不 通	箇所								
	被 害 船 舶	隻								
	水 道	戸								

発生年月日		災害名						計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他		千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

資料 2-8 火災・災害等即報要領

火災・災害等速報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成 6 年12月消防災第279号、平成 7 年 4 月消防災第83号、平成 8 年 4 月消防災第59号、平成 9 年 3 月消防情第51号、平成 12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年 3 月消防災第78号・消防情第56号、平成16年 9 月消防震第66号、平成 20年5月消防応第69号、平成20年 9 月消防応第166号、平成 24年 5 月消防応第111号、平成29年 2 月消防応第11号、平成31 年 4 月消防応第28号、令和元年 6 月消防応第12号、令和 3 年 5 月消防応第29号、令和 5 年 5 月消防応第55号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

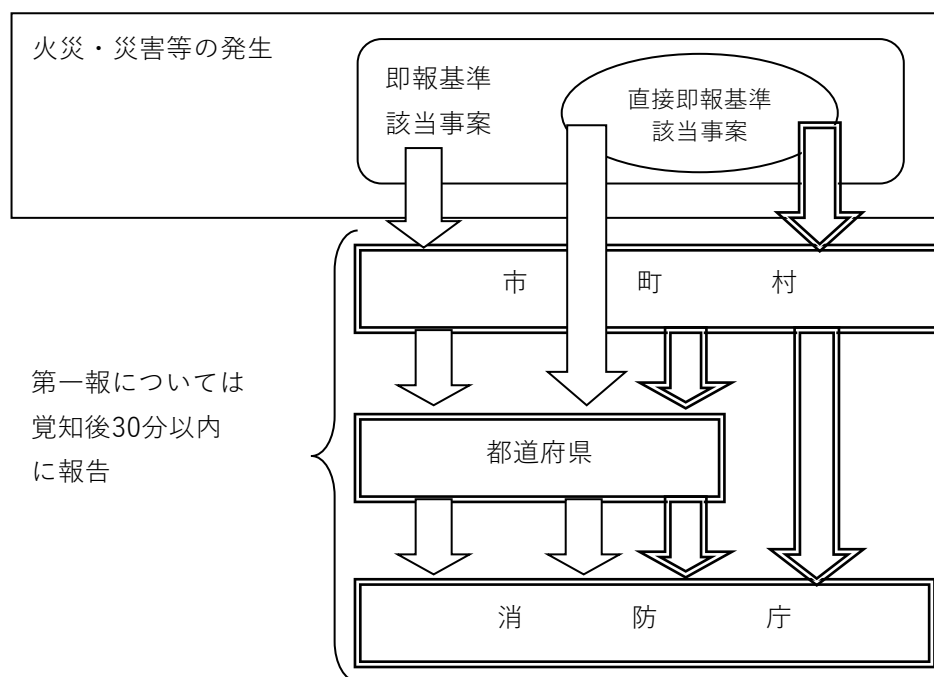
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年 4 月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができ地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。な

お、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) リ災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火災噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

別表（第1号様式 火災）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積		㎡ ㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

別表（第2号様式 特定の事故）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人		
		その他	人		
		消防本部(署)	台人		
		消防団	台人		
		消防防災ヘリコプター	機人		
		海上保安庁	人		
		警戒区域の設定 月 日 時 分	自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

別表（第3号様式 救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第3号様式 （救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

別表（第4号様式（その1） 災害概況即報）

第4号様式（その1）

(災害概況即報)										報告日時		年 月 日 時 分			
										都道府県					
消防庁受信者氏名										市町村 (消防本部名)					
災害名 (第 報)										報告者名					
災害の概況	発生場所					発生日時					月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟	
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況					(都道府県)					(市町村)				
	消防機関等の活動状況					(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

2-42

別表（第4号様式（その2） 被害状況即報）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 部 状 況	都道府県 市町村					
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没 ha		公 立 文 教 施 設	千円		農 林 水 産 業 施 設	千円							
人 的 被 害	報 告 者 名	区 分	被 害	そ	冠 水	ha		公 共 土 木 施 設	千円		災 害 救 助 法	計				
					冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
					学 校	箇所		小 計	千円							
					病 院	箇所		公共施設被害市町村数	団体							
					道 路	箇所		農 産 被 害	千円							
					橋 り よ う	箇所		林 産 被 害	千円							
					河 川	箇所		畜 産 被 害	千円							
					港 湾	箇所		水 産 被 害	千円							
					砂 防	箇所		商 工 被 害	千円							
					清 掃 施 設	箇所		そ の 他	千円							
住 家 被 害	負 傷 者	重 傷	人	の	鉄 道 不 通	箇所		他	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件				
					軽 傷	人										
					全 壊	棟										
					半 壊	棟										
					一 部 破 損	棟										
					床 上 浸 水	棟										
					床 下 浸 水	棟										
					火 災 発 生	棟										
					公 共 建 物	棟										
					そ の 他	棟										
非 住 家	死 者	人	うち災害関連死者	人	河 川	箇所		そ の 他	千円		119番通報件数	件				
													行 方 不 明 者	人		
													重 傷	人		
													軽 傷	人		
													全 壊	棟		
													半 壊	棟		
													一 部 破 損	棟		
													床 上 浸 水	棟		
													床 下 浸 水	棟		
													火 災 発 生	棟		
公 共 建 物	棟															
そ の 他	棟															
非 住 家	死 者	人	うち災害関連死者	人	河 川	箇所		そ の 他	千円		119番通報件数	件				
													行 方 不 明 者	人		
													重 傷	人		
													軽 傷	人		
													全 壊	棟		
													半 壊	棟		
													一 部 破 損	棟		
													床 上 浸 水	棟		
													床 下 浸 水	棟		
													火 災 発 生	棟		
公 共 建 物	棟															
そ の 他	棟															

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 2 - 9 災害の被害認定基準

平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省
社会・援護局長、中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和 43 年 6 月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に 30 数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのではないかと指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年 6 月 14 日総審第 115 号）」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

別紙

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 2-10 被害の分類認定基準

(災害報告取扱要領-消防庁所管-令和 3 年 5 月改正より作成)

人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1 月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害 (表外注 1 参照)	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（注 1）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（注 2）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することが出来ないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属しないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
田畑被害	流出 埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

その他の被害	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは、準用される河川若しくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設被害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林業荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・魚貝・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

- （１）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （２）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 2-11 地震・津波の発生等に関する情報

(1) 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・津波注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想させる津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

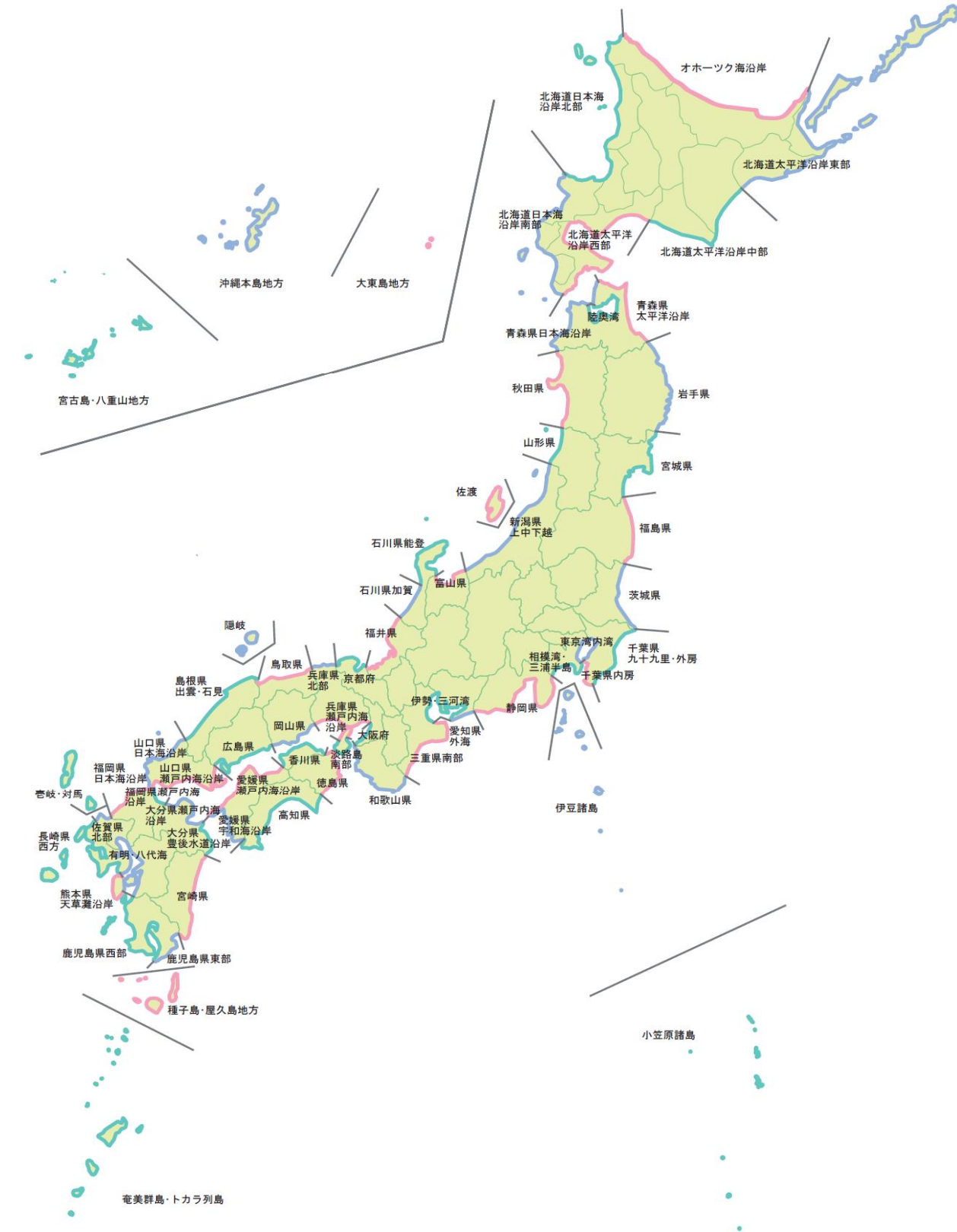
(2) 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁及び神戸地方気象台は以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報と内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

- 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合は、津波の高さが発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。



(4) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

【地震情報・種類と発表基準及び内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、※1 震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

※ 1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度 6 弱以上」→「震度 5 弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度 5 強又は 5 弱」→「震度 4 以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度 4 又は 3」→「震度 3 以上」を観測した市町村名を発表

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

【津波情報の種類と内容】

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表（※3）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）津波に関するその他の情報の発表内容について

- ・ここで言う「津波に関するその他の情報」とは、「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報のことである。

(5) 最大波の観測値の発表内容

【最大波の観測値の発表内容】

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(6) 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

【最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)】

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区 で大津波警報または津 波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観 測点（沿岸から 100km 以内 にある沖合の観測点）において 数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」 と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局地的に、予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 相互応援協定 地方公共団体等

資料 3 - 1 災害時応援協定一覧(地方公共団体等)

資料番号	協定名	協定先	概要	協定日
資料 3-2 資料 3-3	災害時における相互応援協定 災害時における相互応援協定に関する 実施細目	阪神地域：芦屋市・宝塚市・三田市 神戸地区：神戸市 播磨地域：三木市・稲美町・明石市	食糧提供、職員応援派遣、 衛生活動、復旧活動、消防 活動、給水活動、輸送等	平成 17 年 10 月 24 日
資料 3-4	兵庫県及び市町相互間の災害時応援 協定	兵庫県	資機材提供、職員応援派 遣、被災者受入	平成 18 年 11 月 1 日
資料 3-5 資料 3-6	災害応急対策活動の相互応援に關する 協定書 災害応急対策活動の相互応援に關する 協定実施細目	尼崎市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川 西市・三田市・猪名川町	食糧提供、職員応援派遣、 衛生活動、復旧活動、給水 活動、消防活動、輸送等	平成 13 年 12 月 27 日
資料 3-7	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に 関する協定	兵庫県・県内の各市	資機材提供、職員応援派 遣、処理業者斡旋等	平成 17 年 9 月 1 日
資料 3-8 資料 3-9	中核市災害相互応援協定 中核市災害相互応援協定実施細目	全国の中核市及び中核市候補市	食糧・資機材提供、車両提 供、職員応援派遣等	令和 3 年 4 月 1 日
資料 3-10	中核市災害相互応援協定の運用マニ ュアル	全国の中核市及び中核市候補市	食糧・資機材提供、車両提 供、職員応援派遣等	令和 4 年 5 月 27 日
資料 3-11	兵庫県水道災害相互応援に関する協 定	兵庫県・県内の各市・各水道企業団・ 日本水道協会兵庫県支部・兵庫県簡 易水道協会	応急給水作業、応急復旧工 事、資機材提供、工事業者 斡旋等	平成 10 年 3 月 16 日
資料 3-12	災害発生時における日本水道協会関 西地方支部内の相互応援に関する協 定	日本水道協会関西地方支部・日本水 道協会大阪府支部、京都府支部、 兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県 支部、和歌山県支部	飲料水の供給、施設の応急 復旧等に必要の物資提供等	平成 9 年 7 月 10 日
資料 3-13	「兵庫県阪神支援チーム」設置に關する 協定書	宝塚市・川西市・猪名川町	被災地派遣チームの編成	平成 23 年 5 月 21 日
資料 3-14	東日本大震災に係る災害応援活動に 関する協定書	女川町・南三陸町・登米市・栗原市・ 宝塚市・川西市・猪名川町	行政事務全般の応援	平成 23 年 5 月 21 日
資料 3-15	災害時における動物救護活動に關する 協定書	兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・兵 庫県獣医師会・神戸市獣医師会・日 本動物福祉協会・日本愛玩動物協会	餌の配布、動物の一時保 管、放浪動物の収容、相談 等	令和 6 年 4 月 1 日 (再締結)
資料 3-16	西宮市災害ボランティアセンターの 設置等に関する協定書	社会福祉法人西宮市社会福祉協議 会	災害ボランティアセンター の設置、運営等	平成 21 年 4 月 1 日
資料 3-17	災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	TEC-FORCE の派遣等	平成 26 年 8 月 18 日
資料 3-18	災害時相互応援協定書	栃木県小山市、静岡県富士宮市、 富山県南砺市、福井県あわら市	食糧等の提供、被災者救 出・医療、被災児童・被災 者の受け入れ等	平成 26 年 10 月 26 日
資料 3-19	全国青年市長会災害相互応援に關する 要綱・実施要領	全国青年市長会の会員市 (退会後継続市含む)	食糧・資機材提供、車両提 供、職員応援派遣等	令和元年 7 月 4 日
資料 3-20	防災分野における相互連携に関する 協定書	相模原市	物資の提供、職員の派遣等	令和 6 年 6 月 11 日

資料 3 - 2 災害時における相互応援協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第 3 条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第 4 条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第 5 条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- （1）被災者の食糧その他生活必需品の提供
- （2）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- （3）診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- （4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- （5）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （8）消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- （9）その他応急対策活動に必要な措置

(緊急応援)

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。

2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書 8 通を作成し、協定市町長記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 10 月 24 日

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

神 戸 市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

芦屋市精道町 7 - 6

芦 屋 市

代表者 芦屋市長 山 中 健

西宮市六湛寺町 10 - 3

西 宮 市

代表者 西宮市長 山 田 知

宝塚市東洋町 1 - 1

宝 塚 市

代表者 宝塚市長 阪 上 善 秀

三田市三輪 2 - 1 - 1

三 田 市

代表者 三田市長 岡 田 義 弘

三木市上の丸 10 - 30

三 木 市

代表者 三木市長 藪 本 吉 秀

加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地

稲 美 町

代表者 稲美町長 赤 松 達 夫

明石市中崎 1 丁目 5 - 1

明 石 市

代表者 明石市長 北 口 寛 人

資料 3-3 災害時における相互応援協定に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間で締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）

第10条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協定市町の区分)

第2条 協定参加市町を次の通り地域別に区分する。

- (1) 阪神地域 西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市
- (2) 神戸地域 神戸市
- (3) 播磨地域 三木市・稲美町・明石市

(連絡担当市町)

前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表の通り定める。

地域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪神地域	芦屋市	三田市
神戸地域	神戸市	なし
播磨地域	明石市	三木市

- 2 災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。
- 3 連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。
- 4 連絡担当市町及び副連絡担当市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

(経費の請求)

第4条 協定第8条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、各市町の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

(緊急応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第6条の規定による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

(資料情報等の交換)

第6条 協定第9条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

- (1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項
- (2) 緊急物資及び資機材等の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

(防災担当者会議の設置)

第7条 協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者の会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。

(その他)

第8条 この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 平成9年10月23日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定に関する実施細目は廃止する。

資料 3-4 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。

- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県及び県内市町の長名は省略

資料 3-5 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- （1）被災者の食糧その他生活必需品の提供
- （2）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- （3）診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- （4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- （5）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （8）消防、救急、水防作業隊の応援及び所用の資材の提供
- （9）ボランティアに関する情報の提供
- （10）その他応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

(隣接地域の応援)

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日に成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月27日

尼崎市長	宮田 良雄
西宮市長	山田 知
芦屋市長	北村 春江
伊丹市長	松下 勉
宝塚市長	正司 泰一郎
川西市長	柴生 進
三田市長	岡田 義弘
猪名川町長	真田 保男

資料 3 - 6 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、7市1町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」(以下「協定書」という)第11条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

(協定市町の区分)

第3条 協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

(1) 東部地域

尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町

(2) 西部地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(連絡担当市町)

第4条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
東 部	尼 崎 市	伊 丹 市
西 部	西 宮 市	宝 塚 市

(情報の収集及び伝達方法)

第5条 災害が発生した場合、被災市町は、別紙1「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙1「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

2 連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。

3 前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第6条の規定により応援要請を待たずに応援を行うことができる。

- 4 第3項までの連絡方法は、応急時（発災から7日以内）までとし、復旧時以降（発災から8日目以降）の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。
- 5 各市町の連絡先は別紙2「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。
- 6 前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。
- 7 前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第5条第1項の応援内容について最大限の協力をするものとする。
- 8 応援要請の有無にかかわらず応援活動を実施した各市町は、別紙3「応援活動報告書」により、被応援市町に報告するものとする。

（救援物資に係る応援の方法及び目標）

- 第6条 協定書第5条第1項第1号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙4「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。
- 2 食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後（3日以内）を目標とする。

（応援経費の負担について）

- 第7条 応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで（1カ月以内）は、応援市町が負担するものとする。
- 2 疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。（細目の改正）
- 第8条 実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

附 則

この実施細目は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

この実施細目の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月25日

尼崎市長	白井	文
西宮市長	山田	知
芦屋市長	山中	健
伊丹市長	藤原	保幸
宝塚市長	中川	智子
川西市長	大塩	民生
三田市長	竹内	英昭
猪名川町長	福田	長治

資料 3-7 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) ごみの仮置場の確保状況
 - (3) 応急備蓄資材等の保有状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
- 2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第 10 条 第 2 条第 3 項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 17 年 9 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各 1 通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

(兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者の署名者及び様式等は省略)

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図

(別 図)



資料 3-8 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松	本	市	松	本	市	長	臥	雲	義	尚
一	宮	市	一	宮	市	長	中	野	正	康
函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	将	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	寺	彦
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林	晃	眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積		志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	孝	弘
福	島	市	福	島	市	長	木	幡		浩
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	萬	里
い	わ	市	い	わ	市	長	清	水	敏	男
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	裕	明
宇	都	市	宇	都	市	長	佐	藤	栄	一
越	谷	市	越	谷	市	長	高	橋		努
川	越	市	川	越	市	長	川	合	善	明
船	口	市	船	口	市	長	奥	ノ	木	夫
横	橋	市	横	橋	市	長	松	戸	信	徹
柏	須	市	柏	須	市	長	上	地	克	明
前		市	前		市	長	秋	山	浩	保
高	橋	市	高	橋	市	長	山	本		龍
八	子	市	八	子	市	長	富	岡	賢	治
富	山	市	富	山	市	長	石	森	孝	志
金	沢	市	金	沢	市	長	森	野	雅	志
福	井	市	福	井	市	長	山	村	之	義
甲	府	市	甲	府	市	長	東	口	新	一
長	野	市	長	野	市	長	樋	藤	雄	一
岐	阜	市	岐	阜	市	長	加	橋	久	雄
豊	橋	市	豊	橋	市	長	柴	井	正	直
岡	崎	市	岡	崎	市	長	浅	根	由	崇
高	槻	市	高	槻	市	長	中	田	康	浩
枚	方	市	枚	方	市	長	濱	見	剛	史
八	尾	市	八	尾	市	長	伏	松		隆
寝	屋	市	寝	屋	市	長	大	瀬	佳	右
吹	田	市	吹	田	市	長	広	藤	慶	輔
東	大	市	東	大	市	長	後	田	圭	二
姫	路	市	姫	路	市	長	野	元	義	和
和	歌	市	和	歌	市	長	清	花	秀	泰
大	津	市	大	津	市	長	尾	藤	正	啓
豊	中	市	豊	中	市	長	佐	内	健	司
							長		繁	樹

明	石	市	明	石	市	長	泉	房	穂
西	宮	市	西	宮	市	長	石	井	郎
奈	良	市	奈	良	市	長	仲	登	ん
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稲	川	美
鳥	取	市	鳥	取	市	長	深	村	彦
松	江	市	松	江	市	長	松	澤	敬
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	浦	織
呉		市	呉	市	長	新	東	正	明
福	山	市	福	山	長	枝	原	香	幹
下	関	市	下	関	長	前	田	芳	郎
高	松	市	高	松	長	大	西	直	人
松	山	市	松	山	長	野	志	秀	仁
高	知	市	高	知	長	岡	崎	克	也
長	崎	市	長	崎	長	田	上	誠	久
佐	世	市	佐	世	長	朝	長	則	男
大	分	市	大	分	長	佐	藤	樹	郎
宮	崎	市	宮	崎	長	戸	敷		正
鹿	児	市	鹿	児	長	下	鶴	隆	央
久	留	市	久	留	長	大	久	保	勉
那	覇	市	那	覇	長	城	間	幹	子

協定締結権者

豊	田	市	豊	田	市	長	太	田	稔	彦
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

資料 3 - 9 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第 2 条 協定第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第 1 条第 3 号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第 1 条第 4 号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第 3 条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 4 条 協定第 5 条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第 5 条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

一宮市			一宮市長				中野正康			
松本市			松本市	長			臥雲義尚			
函館市			函館市	長			工藤壽樹			
旭川市			旭川市	長			西川将晃彦			
青森市			青森市	長			小野寺			
八戸市			八戸市	長			小林			
秋田市			秋田市	長			小穂積			
山形市			山形市	長			佐藤孝弘			
福島市			福島市	長			木幡川萬里			
郡山市			郡山市	長			品川水敏男			
いわき市			いわき市	長			清水橋裕一			
水戸市			水戸市	長			高谷藤栄			
盛岡市			盛岡市	長			佐藤橋善信			
宇都宮市			宇都宮市	長			高川奥ノ戸			
越谷市			越谷市	長			川合木			
川口市			川口市	長			奥松上			
船橋市			船橋市	長			秋山富石			
横須賀市			横須賀市	長			森野村口			
柏市			柏市	長			東樋加柴			
前橋市			前橋市	長			浅中後			
高崎市			高崎市	長			濱田見松			
八王子市			八王子市	長			伏大広			
富山市			富山市	長						
金沢市			金沢市	長						
福井市			福井市	長						
甲府市			甲府市	長						
長野市			長野市	長						
岐阜市			岐阜市	長						
豊岡市			豊岡市	長						
岡崎市			岡崎市	長						
吹田市			吹田市	長						
高槻市			高槻市	長						
枚方市			枚方市	長						
八尾市			八尾市	長						
寝屋川市			寝屋川市	長						

東 大 阪 市	東 大 阪 市 長	野 田 義 和
姫 路 市	姫 路 市 長	清 元 秀 泰
和 歌 山 市	和 歌 山 市 長	尾 花 正 啓
大 津 市	大 津 市 長	佐 藤 健 司
明 石 市	明 石 市 長	長 内 繁 房
西 宮 市	西 宮 市 長	泉 井 登 志 郎
奈 良 市	奈 良 市 長	石 川 げ ん
尼 崎 市	尼 崎 市 長	仲 村 和 義 彦
鳥 取 市	鳥 取 市 長	稲 澤 正 敬
松 江 市	松 江 市 長	深 浦 香 織
倉 敷 市	倉 敷 市 長	伊 東 芳 明
呉 市	呉 市 長	新 原 直 幹
福 山 市	福 山 市 長	枝 前 田 晋 太 郎
下 松 市	下 松 市 長	前 大 野 秀 仁
高 松 市	高 松 市 長	岡 崎 志 克 也
長 崎 市	長 崎 市 長	田 上 富 久
佐 世 保 市	佐 世 保 市 長	朝 長 則 一 男
大 分 市	大 分 市 長	佐 藤 樹 隆 正
宮 崎 市	宮 崎 市 長	戸 敷 鶴 久
鹿 児 島 市	鹿 児 島 市 長	下 大 城 間
久 留 米 市	久 留 米 市 長	
那 覇 市	那 覇 市 長	

協定締結権者

豊 田 市	豊 田 市 長	太 田 稔 彦
-------	---------	---------

資料 3-10 中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

	平成 11 年 6 月 9 日	中核市連絡会防災担当国会議総会決議
改正	平成 23 年 7 月 29 日	中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正	平成 23 年 11 月 1 日	中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正	令和 2 年 7 月 1 日	中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正	令和 4 年 5 月 27 日	中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正	令和 6 年 5 月 24 日	中核市市長会防災担当国会議総会決議

1 応援の要請方法

- (1) 協定の第 2 条に掲げる文書は、応援要請書（様式 1）とし、電話等により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。
- (2) 応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。
- (3) 被害がブロック全体に及び災害の場合は、幹事が取りまとめたうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。
- (4) 応援要請書は、会長市に送付するものとする。

2 情報伝達

- (1) 協定市は、災害発生時の被害状況共有基準に基づき、被害状況の共有を図るものとする。
- (2) 幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。
- (3) 会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

3 応援計画

- (1) 応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。
- (2) 前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式 2）により、被災市及び幹事に通知する。
- (3) 幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。
- (4) 幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長への応援を要請することができる。
- (5) 会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第 6 条第 2 項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災市に最も近い協定市がなり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う。）へ要請事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第 6 条第 1 項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

4 応援の完了

- (1) 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第 2 条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。
- (2) 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。

- (3) 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

5 自主応援活動

- (1) 協定第3条第2項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。
- (2) 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

6 任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事がその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第1順位とし、同一在任期間の市が複数の場合、被災市に遠い順とする。

7 その他

この運用マニュアルに記載のない事項は、会長市（会長市が被災市となったときは、副会長市）が、各市の被災状況及び意向を考慮し、対応を決定する。

(様式1)

第 号
年 月 日

中核市市長会防災担当省会議会長あて

要請市 市長

応 援 要 請 書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

3 連絡先

担当課・係

担当者

電話番号

FAX番号

(様式 1-1)

被害状況

市 名		災害対策本部の 設置状況等	設置	年 月 日
報告日時				時 分
担当課名			職員 配備状況	月 日 時 分
連絡先				人

区 分			被害状況	
人的被害	死 者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
住家被害	全 壊		棟	世帯
	半 壊		棟	世帯
	一部損壊		棟	世帯
	床上浸水		棟	世帯
	床下浸水		棟	世帯
非住家被害	全 壊		棟	
	半 壊		棟	
	一部損壊		棟	
道路被害等	道 路		通行止め	箇所
	橋りょう等		通行止め	箇所

区 分		被害状況	
河 川		堤防決壊	箇所
崖(山)崩れ			箇所
ライフライン被害	水 道	断水	戸
	電 気	停電	戸
	ガ ス	停止	戸
	電 話	不通	回線
	下 水 道	延長	km
	工業用水道	断水	事務所
その他	鉄道不通		箇所
	港湾施設		箇所
罹 災 世 帯			世帯
罹 災 者 数			人
火 災			件

被害集中地域	
主な活動内容	

(様式1-2) (様式2-1)

応援要請（計画）書 1 (物資の提供等)

応援要請市	市 名		応援市	市 名	
	所 属			所 属	
	担 当 者			担 当 者	
	電 話 番 号			電 話 番 号	
	F A X 番 号			F A X 番 号	

応 援 要 請 内 容 (応援要請市が記入)							
品 目	規格	数量	輸送先住所 (地図番号)	輸 送 先 名称/TEL	輸送手段 陸路 可・不可 最寄ヘリポート等	現地 責任者	輸送希望日時 年 月 日 時

受 諾 内 容 (応援市が記入)							
応援市	数量	輸送予定日時 年 月 日 時	所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備 考

(様式1-3) (様式2-2)

応援要請(計画)書 2 (職員の派遣)

応援要請市	市 名		応援市	市 名	
	所 属			所 属	
	担 当 者			担 当 者	
	電 話 番 号			電 話 番 号	
	F A X 番 号			F A X 番 号	

応 援 要 請 内 容 (応援要請市が記入)							
職 種	活動内容	人 員	勤務場所 (地図番号)	勤務先 名称/TEL	期 間	輸送手段 可・不可 最寄バス等	現地 責任者
					～		

受 諾 内 容 (応援市が記入)							
応援市	人 員	期 間	派遣担当所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備 考
		～					

(様式2)

第 号
年 月 日

応援要請市・ブロック幹事市・応援隊長市
(又は中核市市長会防災担当学会議会長) へ

応援市 市長
(又は〇〇ブロック幹事市 市長)
(又は応援隊長市 市長)

応援計画書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 応援要請市名及び応援を要する理由

2 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画書(様式2-1、様式2-2)

3 連絡先

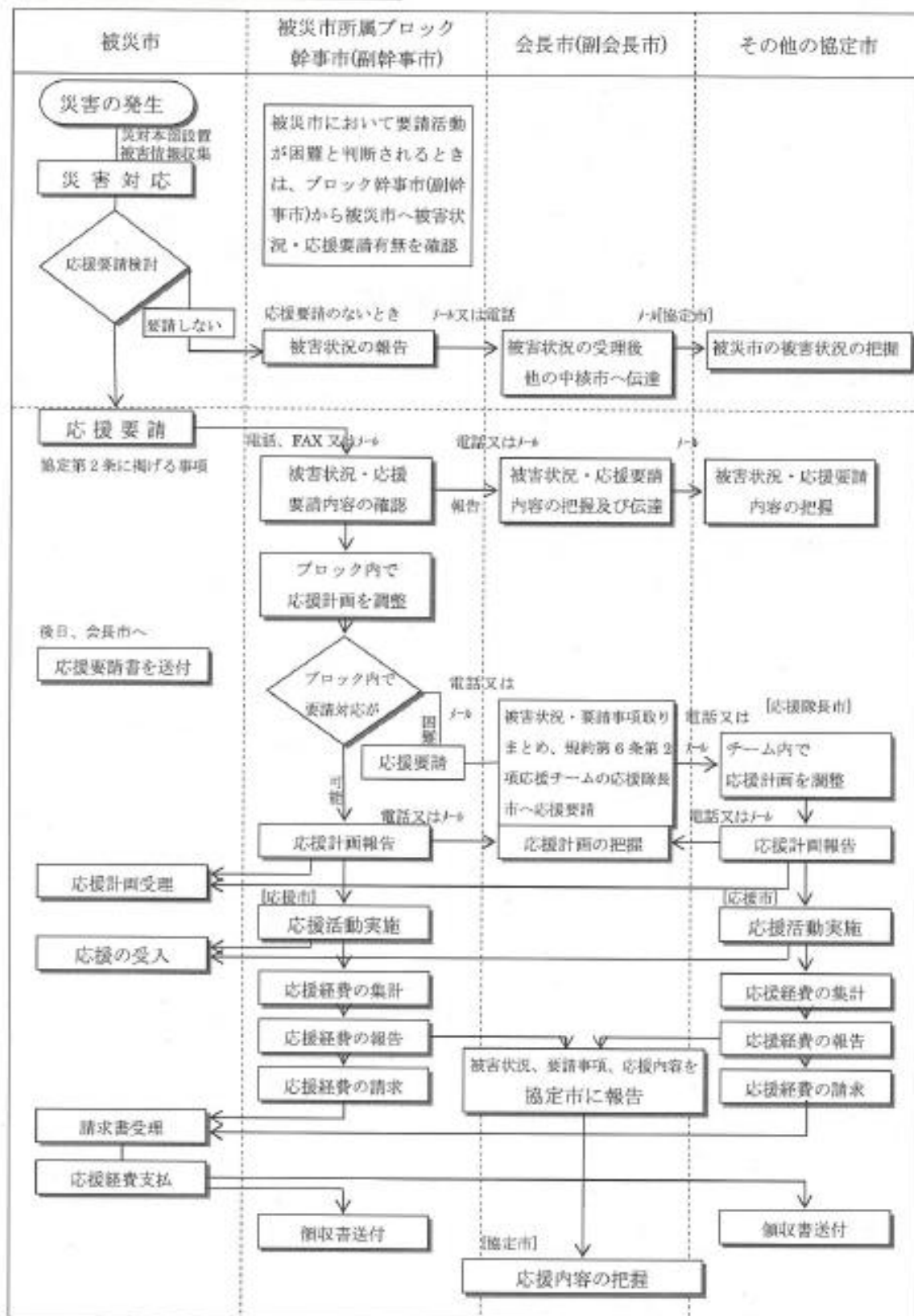
担当課・係

担当者

電話番号

FAX番号

災害発生から応援活動の完了まで



資料 3-11 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車輛等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材、車輛等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車輛等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

(以下省略)

資料 3-12 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部(以下「地方支部」という。)は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長(以下「地方支部長」という。)、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部及び和歌山県支部長(以下「府県支部長」という。)の間で、この協定を締結する。

第 1 章 平常時の活動

(用 語)

第 1 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)

第 2 条第 1 号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

(地方支部長の活動)

第 2 条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

(府県支部長の活動)

第 3 条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部及び和歌山県支部長(以下「府県支部長」という。)のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員(以下「府県支部内会員」という。)並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

(連絡担当部課等の指定)

第 4 条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者、連絡担当責任者補助者(以下「連絡担当部課等」という。)を定める。

(連絡担当部課等に関する情報の交換)

第 5 条 連絡担当部課等に関する情報は、様式 1 による連絡表により、毎年 6 月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

(応援幹事支部長の指定)

第 6 条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会(以下「日本水道協会」という。)の会員(以下「地方支部内会員」という。)の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員がぞくする府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を別表 1 のとおり定める。

(地震発生時における応援活動体制等)

第 7 条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表 2 のとおり定める。

(物資等の調査)

第 8 条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年 6 月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式 2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式 3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互保管体制)

第 9 条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第 10 条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生直時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第 11 条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

(施設等の状況に関する情報の把握)

第 12 条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

(応急対策マニュアルの把握)

第 13 条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。)に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

（地方支部長の活動）

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- （2）応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- （3）応援本部の設置
- （4）応援本部員の派遣
- （5）国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- （6）その他災害発生時において必要な業務

（府県支部長の活動）

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- （2）応援要請の伝達に関する地方支部長との調整連絡
- （3）その他災害発生時において必要な業務

（連絡担当部課間の情報交換）

第16条 府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

（応援幹事支部長の活動）

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- （2）応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- （3）応援本部員の派遣
- （4）その他災害発生時において必要な業務

（被害状況の早期把握）

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

（応援要請の実施）

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村(以下「被災市町村」という。)に法第23条の規定による災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の支援
- (4) その他応援活動に必要な業務

3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補 則

(指 針)

第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協 議)

第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

第26条 この協定は、平成9年7月10日から適用する。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月10日

日本水道協会関西地方支部長

大阪市長

磯 村 隆 文

日本水道協会大阪府支部長

豊中市長

林 實

日本水道協会京都府支部長

舞鶴市長

江 守 光 起

日本水道協会兵庫県支部長

川西市長

柴 生 進

日本水道協会奈良県支部長

奈良市長

大 川 靖 則

日本水道協会滋賀県支部長

大津市長

山 田 豊三郎

日本水道協会和歌山県支部長

和歌山市長

尾 崎 吉 弘

別表 1（第 6 条関係）

災害を受けた府県支部の長	応援幹事支部長	
	第 1 順位	第 2 順位
大阪府支部	兵庫県支部長	和歌山県支部長
京都府支部	滋賀県支部長	奈良県支部長
兵庫県支部	大阪府支部長	滋賀県支部長
奈良県支部	和歌山県支部長	京都府支部長
滋賀県支部	京都府支部長	兵庫県支部長
和歌山県支部	奈良県支部長	大阪府支部長
注) 第 1 順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第 2 順位の応援幹事支部長が第 1 順位の応援幹事支部に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。		

別表 2（第 7 条関係）

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度 5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度 5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

（震度階級は気象庁の「計測震度」による）

災 害 時 連 絡 表

(府県支部長名)

連絡担当部課名		
連絡担当責任者名		
	TEL ()	FAX ()
連絡担当責任補助者名		
	TEL ()	FAX ()

補 職 名	氏 名	電 話
事業(企業)管理者		昼間電話 ()
総務担当部長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当課長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当係長		昼間電話 () 夜間電話 ()
防災担当者		昼間電話 () 夜間電話 ()

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

(平成○年度末現在)

(府県支部長名)

項 目	内 容	保 有 数 量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車(m ³)			
	給水車(m ³)			
	トラック			
	クレーン車			
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽(m ³)			
	仮設水槽(m ³)			
	給水タンク(㍓)			
	給水タンク(㍓)			
	ポリ容器(㍓)			
	ポリ容器(㍓)			
	そ の 他			
機 材	応急給水装置			
	ろ 過 機			
	発 電 機			
	投 光 器			
	鉄管切断機			
	電動ネジ切機			
	そ の 他			
管 類	直 管(mm)			
	直 管(mm)			
	直 管(mm)			
	継 手 類			
	継 手 類			
缶 詰	水の缶詰			
	食 糧			
その他				

注 1. その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

2. 直管の欄には、管種も記入してください。

3. 継手類の欄には、継手種類も記入してください。

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(平成○年度末現在)

(府県支部長名)

派遣先	派遣人員
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1 班 名 × 班= 名

資料 3-13 「兵庫県阪神支援チーム」設置に関する協定書

（設置）

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、行政機能を失うほどの深刻な被害を被った宮城県女川町及び南三陸町（以下「被災団体」という。）に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項による応援を迅速かつ円滑に実施し、速やかな災害復旧を図ることを目的として、「兵庫県阪神支援チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

（構成）

第2条 チームは、兵庫県下市町のうち、次に掲げる団体をもって構成する。

- （1） 西宮市
- （2） 宝塚市
- （3） 川西市
- （4） 猪名川町

（災害応援活動の実施）

第3条 チームは、第1条に規定する被災団体から災害応援活動の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整えるとともに、前条各号に規定する構成団体（以下「構成団体」という。）内において災害応援活動に必要な調整を行った上で、チームとしての活動内容について兵庫県に連絡し、関西広域連合の活動の一部として、チームで連携した災害応援活動を実施するものとする。

2 構成団体は、相互に情報連絡を密にするとともに、チームの災害応援活動に協力するものとする。

（設置期間）

第4条 チームの設置期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1か月前に、構成団体のいずれからこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間設置期間を延長するものとし、以後この例による。

（事務局）

第5条 第3条に規定する災害応援活動の円滑な実施を図るため、その事務局を西宮市に置く。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、その都度、構成団体で協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、締結市長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 5 月 21 日

兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市

西宮市長 河 野 昌 弘

兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

宝塚市

宝塚市長 中 川 智 子

兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

川西市

川西市長 大 塩 民 生

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1

猪名川町

猪名川町長 福 田 長 治

資料 3-14 東日本大震災に係る災害応援活動に関する協定書

宮城県女川町及び南三陸町（以下「甲」という。）と同県登米市及び栗原市（以下「乙」という。）及び兵庫県阪神支援チーム（以下「丙」という。）とは、東日本大震災に係る災害応援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 項に規定する災害が発生し、行政機能を失った甲に対し、乙及び丙が相互に協力して、災対法第 67 条第 1 項による応援を迅速かつ円滑に実施し、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（災害応援活動）

第2条 この協定に基づく災害応援活動は、甲の行政機能が正常に機能し、かつ災害復旧を円滑に実施するために必要となる行政事務全般のうち、甲から第3条第1項に基づく要請があった活動とする。

（応援の要請及び実施）

第3条 甲は、乙及び丙による災害応援活動が必要と認めるときは、災害応援活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙及び丙に対し、災害応援活動の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙及び丙は、前項の応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 災害応援活動に係る人的支援及びそれに伴う経費の負担については、「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」（平成 23 年 3 月 22 日付け総行公第 21 号公務員部長通知）により対応することとする。

2 前項に掲げる経費以外の経費の負担については、その都度、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

（情報交換）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了 1 か月前に、甲、乙及び丙のいずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲、乙及び丙は、この協定の期間中であっても、相互に協議してこの協定を改訂することができる。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 5 月 21 日

- 甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 136 番地
女川町
女川町長
- 宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入 77 番地
南三陸町
南三陸町長
- 乙 宮城県登米市迫町佐沼字中江 2 丁目 6 番地 1
登米市
登米市長
- 宮城県栗原市築館薬師 1 丁目 7 番 1 号
栗原市
栗原市長
- 丙 兵庫県阪神支援チーム
- 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号
西宮市
西宮市長
- 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市
宝塚市長
- 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
川西市
川西市長
- 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の 1
猪名川町
猪名川町長

資料 3-15 災害時における動物救護活動に関する協定書

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市（以下、当該 1 県 4 市を「甲」という。）と、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会（以下、当該 2 団体を「乙」という。）は、兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下、「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（動物救援本部の設置）

第 2 条 兵庫県域において大規模な災害が発生した場合、甲が乙に被災状況等の情報を提供するとともに、兵庫県地域防災計画に基づく兵庫県動物救援本部（以下、「救援本部」という。）の設置を依頼する。

2 救援本部は、乙の団体で構成する。

3 乙以外の団体から救護活動に対して協力の申し入れがあった場合は、甲と乙が協議し、構成員としての参加の可否を決定する。

4 救援本部の設置、運営等については、甲と乙が協議し、別途定める。

（被災動物救護施設）

第 3 条 乙は、被災動物救護施設及びボランティア活動拠点として、別表 1 の施設又は別に甲が指定する施設等を活用することができる。

（活動の基本方針）

第 4 条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

2 救護活動にかかる経費は、原則として義援金で賄う。

3 救護活動は、甲や国の関係機関の指導を受けるとともに、連携を密にして実施する。

（活動内容）

第 5 条 乙は、次に掲げる活動を行う。

（1）飼養等されている動物に対する餌の配布

（2）負傷している動物の収容・治療・一時保管・新たな飼養者への譲渡

（3）放浪動物の収容・一時保管・新たな飼養者への譲渡

（4）被災者が飼養等困難な動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡

（5）新たな飼養者探しのための情報の収集・提供

（6）動物に関する相談の実施

（7）その他の救護活動

(救護対象動物)

第6条 救護活動を行う動物は、被災地域内の犬、猫及びその他の小動物（純粋な野生状態にある動物は除く。）とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

(甲の役割)

第7条 甲は、乙が行う救護活動に対して、次に掲げる役割を担う。

- (1) 救援本部立上げ及び活動の円滑な実施に対する支援・調整並びに救援本部会議への出席
- (2) 甲のうち兵庫県は、被災地域を管轄する市町に対する救護活動への協力要請
- (3) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、遺失物法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を所管する部局との調整
- (4) 乙が実施する救護活動に必要な設備の調整、及び動物救護ボランティアの活動支援
- (5) 犬の登録頭数や猫の飼養匹数統計についての情報提供
- (6) 特定動物飼養者等及び動物販売業者に対する緊急用檻（組立式等）の配備指導並びに災害時における動物救護マニュアルの作成指導

2 被災地域が限局した災害の場合に甲が行う対策は、別表2の区分により実施する。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合であっても、活動に関し最大限の協力を行う。

(救援本部会議)

第8条 救護活動期間中、活動の円滑な実施を図るために甲と乙は定期的に救援本部会議を開催する。

2 救援本部会議に関することについては、別途定める。

(活動の終了)

第9条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(救援物資等の整理)

第10条 乙は、救護活動を終了したときは、当該活動に使用した救援物資等を整理し、適正に処理する。

2 救護施設については、現状復旧し、甲に引き継ぐ。

(活動記録の作成等)

第11条 乙は、救護活動を終了したときは、支援金等の出納記録を含む活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて「兵庫県動物愛護管理推進協議会」に引き継ぐ。

(救援本部の解散)

第12条 乙は、救護活動を終了後、第10条及び第11条の事務を完了した後に救援本部を解散する。

(連絡体制)

第13条 この協定の運用等に関する窓口は、別表3のとおりとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

(協議)

第15条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事 齋藤 元彦

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 久元 喜造

姫路市安田4丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長 松本 眞

明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 丸谷 聡子

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長 石井 登志郎

乙 明石市鍛冶屋町 4 番 30 号

一般社団法人兵庫県獣医師会

会長 長谷川 哲也

神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 23 号

公益社団法人神戸市獣医師会

会長 中島 克元

資料 3-16 西宮市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

西宮市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲と乙の果たすべき役割と協力事項を定め、被災者における生活の早期回復に寄与することを目的とする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 乙は、市内で災害が発生し、甲の災害対策本部が開設され、かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

- （1）甲が、乙にセンターの設置を要請したとき。
- （2）乙が、センターを設置する必要があると判断したとき。

（センター設置時の要請及び報告）

第3条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、後日文書により行う。
2 乙はセンターを設置したときは、文書により甲に報告する。ただし、緊急時においては、口頭により報告し、後日文書により行う。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、原則、西宮市総合福祉センター内とする。ただし、甲は、当該施設が被災し、設置が困難な場合には、これに代わる場所を確保する。
2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域内に現地ボランティアセンターの設置が必要と判断するときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努める。

（センターの運営）

第5条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの運営に関し、必要な業務を実施する。

（センターの業務）

第6条 センターが実施する業務は、次のとおりとする。
（1）災害ボランティア（甲と別途災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣等の需給調整に関すること。
（2）災害ボランティア活動についての情報収集及び提供に関すること。
（3）災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
（4）その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（平常時の活動）

第7条 甲と乙は、平常時から相互に情報交換及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営に係る協力体制の確立を図る。
2 乙は、平常時より、センターの機能充実及び活動の核となるコーディネーター等の人材育成に努め、甲は、乙に対して必要な支援を行う。
3 乙は、ひょうごボランティアプラザをはじめ、近隣市町のボランティアセンター、広域災害支援を行うNPO法人等との連携を強化し、災害時における広域的なボランティア支援体制の整備に努める。

（資機材等の確保）

第8条 甲と乙は、当該ボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保する。

(費用負担)

第9条 センターの運営費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、その内容を説明することとする。

(損害賠償)

第10条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償は、ボランティア保険により対応する。

2 前項のボランティア保険の内容については、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項のボランティア保険の加入に係る費用は、乙の請求により甲が負担する。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成21年4月1日

甲 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
代表者 西宮市長 山田 知

乙 西宮市染殿町8番17号
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
代表者 理事長 細谷 正

資料 3-17 災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と西宮市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、西宮市域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- （1） 西宮市域で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- （2） その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1） 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]の派遣を含む。）
- （2） 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- （3） 災害に係る専門家の派遣
- （4） 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- （5） 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- （6） 通行規制等の措置
- （7） その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、西宮市域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成26年8月18日

甲 近畿地方整備局長 森 昌 文

乙 西 宮 市 長 今 村 岳 司

資料 3-18 災害時相互応援協定書

中国紹興市と友好交流都市である兵庫県西宮市、静岡県富士宮市、富山県南砺市、福井県あわら市及び栃木県小山市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 及び第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、協定市のいずれかの地域において、地震等の大規模な災害が発生し、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、協定市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需品その他供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）被災児童、生徒等の一時受入れ
- （6）ボランティアのあっせん
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第 3 条 被災市は、被害を受けていない協定市（以下「非被災市」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、緊急を要するときは、これらの事項のうち確認できるものについてのみ明らかにするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- （3）必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援の期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による要請は、電話、ファックスのほか、当該要請の時点における最も適切な方法により行うものとする。

（応援の実施）

第 4 条 前条の規定により応援の要請を受けた非被災市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

（自主的活動）

第 5 条 地震等の大規模災害発生時において、被災市から第 3 条の規定に基づき応援要請がないときは、非被災市は、速やかに被災市の被害状況等について情報収集を行うものとする。

2 非被災市は、前項の情報収集により、被災市の被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められるときは、第 3 条の要請を待たずに、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援の調整)

第6条 この協定に基づいて、応援を行う協定市（以下「応援市」という。）が複数あるときは、応援を有効に行うために応援市間で協議し、応援の調整を行う応援市を定めることができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、第5条の規定により応援活動を実施する応援市が提供した物資等に要する経費は、応援市が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

(情報等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策に関する必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定市がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月26日

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長

静岡県富士宮市弓沢町150番地

富士宮市

富士宮市長

富山県南砺市苗島4880番地

南砺市

南砺市長

福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市

あわら市長

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

小山市長

資料 3-19 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領

(1) 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が 50 歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、被災会員市以外の会員市（資格年齢の到達による退会時に、この要綱の趣旨に引き続き賛同する市を含む。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、会長市又は副会長市に対して、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、会長市又は副会長市を通じることなく、被災会員市に対して直接、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、地方自治法、災害救助法その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に定めるところによる。

- 2 前項に掲げるもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として災害応援市が負担するものとする。
- 3 前項の規定は、双方の事前の合意により、災害応援市が被災会員市に対して、当該経費を求償することを妨げるものではない。

(災害補償等)

第11条 第5条第6号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。

(2) 全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条第3項に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。

2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

2 前条及び前項の規定により難しいときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年8月19日から施行する。

資料 3-20 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領

(趣旨)

第1条 相模原市及び西宮市において、平時からの相互の防災力向上及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が大規模に発生したとき(以下「大規模災害発生時」という。)の全国的な人的・物的支援の枠組みを補完することを目的とした相互連携について必要事項を定めるものとする。

(相互連携の内容)

第2条 相模原市及び西宮市は、平時から次の各号に掲げる事項を実施し、相互の防災力向上に努めるものとする。

- (1) 防災力向上に資する情報の共有
- (2) 訓練及び研修への参加等による人材交流
- (3) 前各号に掲げるもののほか、双方の協議により必要と認められる事項

2 相模原市及び西宮市の区域において大規模災害発生時に行う応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急活動を行う職員が必要とする物資の提供
- (2) 復旧・復興活動における職員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 前条第2項に規定する応援は、要請に基づき行うものとする。

2 応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに要請内容に合わせた文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2項第1号に掲げる物資の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第2項第2号に掲げる職員の職種、人数及び業務の種類
- (4) 応援場所及び時期
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲内で応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、双方の協議によっては、この限りでない。

2 第2条第2項の規定により業務に従事する職員(以下「派遣職員」という。)がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が実施する

ものとする。

- 3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災地との往復途中に生じた場合を除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに相模原市及び西宮市いずれかからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各1通を保管する。

令和6年6月11日

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
市長 本村 賢太郎

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
市長 石井 登志郎

4. 相互応援協定 消防・医療関係

資料 4 - 1 消防相互応援に関する協定

番号	名称	年月日	協定機関
1	7市1町消防相互応援に関する覚書	平成13年3月1日	西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町 各消防長間
2	神戸市・西宮市消防相互応援協定書	平成19年1月18日	西宮市長、神戸市長
3	神戸市・西宮市消防相互応援覚書	平成19年1月18日	西宮市消防長、神戸市消防長
4	名神高速道路内尼崎、豊中、西宮各インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	昭和39年8月31日	尼崎市長、豊中市長、西宮市長
5	名神高速道路内尼崎、豊中、西宮各インターチェンジ間における消防相互応援に基づく覚書	昭和39年9月5日	西宮市消防長、尼崎市消防長、豊中市消防長
6	兵庫県道高速大阪西宮線及び高速神戸西宮線上並びに兵庫県道高速湾岸線上の消防相互応援に関する覚書	平成6年3月15日	西宮市長、尼崎市長
7	兵庫県道高速神戸西宮線及び高速大阪西宮線上並びに兵庫県道高速湾岸線上の消防相互応援に関する覚書	平成6年3月25日	西宮市長、芦屋市長
8	中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成27年9月26日	川西市長、伊丹市長、宝塚市長、西宮市長、三田市長、神戸市長、三木市長、北はりま消防組合管理者、加東市長、姫路市長、西はりま消防組合管理者
9	中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書	平成29年2月6日	川西市消防長、伊丹市消防長、宝塚市消防長、西宮市消防長、三田市消防長、神戸市消防長、三木市消防長、北はりま消防組合消防長、姫路市消防長、西はりま消防組合消防長
10	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	平成26年1月31日	大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市
11	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定に基づく覚書	平成26年1月31日	大阪市消防長、堺市長、豊中市消防長、東大阪市消防長、池田市消防長、吹田市消防長、八尾市消防長、松原市消防長、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長、高石市総務部長、尼崎市消防長、西宮市消防長、伊丹市消防長、宝塚市消防長、川西市消防長
12	兵庫県広域消防相互応援協定書	平成25年10月23日	阪神地域、神戸地域、東播地域、西播地域、但馬地域の各市町長
13	兵庫県広域消防相互応援協定に基づく覚書	令和5年3月7日	県下24消防長
14	山陽自動車道消防相互応援協定	平成30年4月1日	西宮市長、三田市長、神戸市長、三木市長、小野市長、加古川市長、姫路市長、西はりま消防組合管理者、赤穂市長、東備消防組合管理者
15	山陽自動車道消防相互応援協定に基づく覚書	平成29年2月6日	西宮市消防長、三田市消防長、神戸市消防長、三木市消防長、小野市消防長、加古川市消防長、姫路市消防長、西はりま消防組合消防長、赤穂市消防長、東備消防組合消防長
16	兵庫県道高速北神戸線上の消防相互応援に関する覚書	平成15年4月21日	宝塚市消防長、西宮市消防長
17	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成30年3月18日	川西市長、猪名川町長、宝塚市長、西宮市長、三田市長、神戸市長
18	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく覚書	平成30年3月18日	川西市消防長、猪名川町消防長、宝塚市消防長、西宮市消防長、三田市消防長、神戸市消防長
19	近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書	平成30年3月18日	川西市消防長、猪名川町消防長、宝塚市消防長、西宮市消防長、三田市消防長、神戸市消防長、兵庫県防災監、西日本高速道路株式会社関西支社保全サービス事業部道路管制センター長

20	大阪市・西宮市消防相互応援協定（同覚書）	令和4年3月18日	大阪市消防長、西宮市消防長
----	----------------------	-----------	---------------

資料 4 - 2 消防協力隊の災害応急活動に関する協定書

西宮市域における災害応急活動に対し、西宮市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、西宮市域において大規模災害時において、乙が保有する資機材等を活用して災害活動を行うことにより、被害の軽減を図ることを目的とする。

（名称及び登録）

第 2 条 乙が前条の目的に賛同して編成した隊を「西宮市消防協力隊」（以下「協力隊」という。）といい、甲は、災害活動をその事業所に委嘱する。

（大規模災害）

第 3 条 大規模災害は、次の各号のとおりとする。

- （１）地震、台風又は同時多発火災等の大規模な災害
- （２）自動車事故又は航空事故等の集団救急救助事案
- （３）その他甲が必要と認めた事案

（活動区域）

第 4 条 乙の活動区域は、原則として協力隊が存する小学校区とする。ただし、災害活動の必要がある場合、その区域を越えて災害活動を行うことができるものとする。

（活動の要請）

第 5 条 甲は、大規模災害時、乙に出動を要請するときは、活動の種別及び場所等を明示しなければならない。ただし、甲の要請があったものとみなし、乙は直ちにその旨を甲に通報しなければならない。

（活動経費の負担）

第 6 条 活動に要した経費の負担については、次の各号に掲げるところにより甲が負担する。

- （１）活動時に使用した消耗品の現物支払費
- （２）車両、機械及び器具類の燃料費並びに破損又は故障を生じた場合の修理費

（災害補償）

第 7 条 乙の隊員が災害活動において死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合、甲は、西宮市消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年西宮市条例第 16 号）により損害補償を行うものとする。

（連絡会議等）

第 8 条 甲及び乙は、協力隊の充実を図るため、必要に応じ、連絡会議又は研修等を行うものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は 年 月 日から効力を有し、以後甲乙いずれかの申し出がない限り有効とする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

付則

この協定の成立を証するためこの協定書を 2 通作成し、甲及び乙において各 1 通を所有する。

年 (年) 月 日

(甲)

(乙)

資料 4 - 3 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議の上、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院または被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- （1）被災地への医療救護チームの派遣
- （2）被災した会員病院又は被災地からの患者の受け入れ
- （3）被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- （4）その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項（1）につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協議を 25 通作成し、各開設者は記名押印の上、各 1 通を保管する。

付則

1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。

2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会長

神戸市長

笹山 幸俊

兵庫県知事

貝原 俊民

西宮市長

馬場 順三

芦屋市長

北村 春江

伊丹市長

松下 勉

宝塚市長

正司 泰一郎

川西市長

柴生 進

三田市長

塔下 真次

明石市長

岡田 進裕

加古川市長

木下 正一

西脇市長

石野 重則

三木市長

加古 房夫

高砂市長

大内 秀夫

小野市長

廣瀬 博司

加西市長

藤岡 重弘

社 町 長

上 石 勝 己

相 生 市 長

藤 田 義 明

赤 穂 市 長

北 爪 照 夫

神 崎 町 長

足 立 理 秋

御 津 町 長

山 下 昭 三

宍粟郡病院事務組合管理者

古 川 茂

公立豊岡病院組合管理者

今 井 晶 三

香 住 町 長

青 山 幸 男

浜 坂 町 長

中 井 登

公立八鹿病院組合管理者

梅 谷 馨

資料 4 - 4 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「15 都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第 2 条 この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって災害防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第 3 条 応援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重要な支障がない限り応援を行うものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第 4 条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第 5 条 応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市の負担
 - ア 消防機械器具の小破損の修理費
 - イ 車両、資器材等の燃料費
 - ウ 職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
 - エ 応援隊員の公務災害補償費

(2) 受援市の負担

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）

イ 車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限る。）及び化学消火に要した薬剤費

ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち次に掲げる諸経費

（ア）建築物、工作物又は土地に対する補償費等

（イ）応援隊員の死傷に伴う賞じゆつ金、特別救慰金及び弔慰金等

（ウ）一般人の死傷に対する補償費等

2 前項第2号ウ（イ）の応援隊員に対する賞じゆつ金等は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。

3 経費負担について疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

この協定の実施について必要な事項は、14都市の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど14都市が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年1月31日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書15通を作成し、15都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料 4 - 5 鉄道事故時の安全対策に関する覚書

消防機関（全国消防長会近畿支部の消防機関）（以下「甲」という。）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸電気鉄道株式会社及び大阪市交通局）（以下「乙」という。）とは、乙が営業している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1. 乙は、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるに必要な、別表 1 に掲げる情報を、可能な限り通報するものとする。また、第 1 通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報できなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
2. 甲及び乙相互の情報連絡先は、別に定める。
3. 乙は、甲の到着後、速やかに、別表 2 に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
4. 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行などの運行方法について、乙に要請することができるものとする。
5. 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表 3 に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
6. 甲は、消防活動が終了した場合は、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除、変更に際して、甲に連絡するものとする。
7. 乙が、鎮火させた軽微な火災に関し、甲が当該火災の鎮火の確認等を実施するために必要な措置については、別表 4 のとおりとする。
8. 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
9. 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

平成 15 年 2 月 28 日

全国消防長会近畿支部	支部長（大阪市消防局長）
西日本旅客鉄道株式会	社取締役兼専務執行役員鉄道本部長
近畿日本鉄道株式会社	取締役副社長鉄道事業本部長
阪急電鉄株式会社	取締役鉄道事業本部長
京阪電気鉄道株式会社	取締役鉄道事業部長
南海電気鉄道株式会社	常務取締役鉄道営業本部長
阪神電気鉄道株式会社	専務取締役鉄道事業本部長
山陽電気鉄道株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
神戸電鉄株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
大阪市交通局	局長

別表 1

1	鉄道事故等
(1)	発生場所及び最寄り駅名
(2)	事故内容、状況
(3)	列車の運行状況
(4)	避難状況及び死傷者数
2	火災時
(1)	出火点及び最寄り駅名
(2)	燃焼物
(3)	延焼状況及び煙の拡大状況
(4)	列車の運行状況
(5)	乗客数、避難及び死傷者数

別表 2

1	災害状況
2	列車の運行状況
3	避難及び死傷者の状況
4	監視員の配置状況
5	電路遮断措置等
6	活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
7	換気、排煙設備の運転状況

別表 3

1	消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転又は停止等の協議及び対応できる資器材等の提供
2	災害状況の調査、活動内容などの情報交換
3	関係機関の活動及び措置事項の情報交換
4	その他、甲の消防活動上必要な事項

別表 4

1	列車の運行を確保したうえで、甲が行う鎮火の確認等は次による。
(1)	乙は、甲の軌道敷内立ち入りに際し、次の事項を確認し、甲の安全確保を図るものとする。
ア	確認場所を通過する列車の徐行措置がとられていること。
イ	確認場所の感電危険等に対する措置がとられていること。
ウ	待避場所が確保できていること。
エ	確認場所がずい道内である場合、照明が確保されていること。
(2)	確認に伴う軌道敷内への立ち入り方法は、次によるものとする。
ア	乙は、安全確保に必要な職員を同行させ、甲を誘導するとともに、監視員を配置し、列車の監視にあたること。
イ	甲は、安全確保に留意するとともに、列車の安全運行に関し、乙の指示に従う。
ウ	甲には、鎮火確認等に必要な権限を有する者を含むこと。
2	甲の行う出火原因等の詳細な調査は、甲乙協議のうえ双方の立ち会いのもとで実施するものとする。

5. 災害時応援協定 民間機関等

資料5-1 災害時応援協定一覧（民間機関等）

令和6年11月1日現在

（1）物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料等）に関する協定

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
災害時における生活物資の確保に関する協定	生活物資の確保、安定供給	株式会社フジ	平成20年1月15日
		株式会社ユアサ	
		生活協同組合コープこうべ	平成20年6月17日 (再締結)
		株式会社ダイエー	平成20年10月17日
		株式会社関西スーパーマーケット	平成20年10月17日 (再締結)
		株式会社ライフコーポレーション	
		株式会社イズミヤ・阪急オアシス	平成25年6月4日 (再締結)
		株式会社いかりスーパーマーケット	平成25年7月9日 (再締結)
災害時における飲料の提供協力及び情報配信に関する協定	災害対応型自動販売機による協力(在庫飲料水の【無償提供】、メッセージボードの利用)	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	平成20年10月17日
災害時における救援物資の確保に関する協定	救援物資の確保	セツカートン株式会社	平成24年6月1日
	救援物資の確保【無償協力】	JFEエンジニアリング株式会社	令和2年4月1日 (再締結)
災害時におけるエネルギー等の供給に関する協定	LPガスエネルギーの安定供給	一般社団法人兵庫県LPガス協会阪神支部	平成25年8月28日
災害時における量の提供等に関する協定	量の提供・運搬・処理【無償協力】	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成26年8月28日
災害時における資材及び生活物資等の確保並びに施設の利用	生活物資等の確保、施設の利用協力	ロイヤルホームセンター株式会社	平成31年2月18日
災害時における物資の供給等に関する協定	弁当類の供給	株式会社ほっかほっか亭総本部	令和3年11月26日
	物資の供給等	伊藤ハム米久フーズ株式会社西宮工場	令和5年1月20日
災害時における天幕等資機材の供給等に関する協定	間仕切、エアテント等の供給	太陽工業株式会社	令和4年2月16日
災害時における支援協力に関する協定	生活物資等の確保	イオンリテール株式会社近畿カンパニー	令和4年3月24日
災害時における物資供給に関する協定	物資の供給	株式会社イトーヨーカ堂	令和4年6月1日
災害時における物資の供給等に関する協定	物資の供給等	伊藤ハム米久フーズ株式会社西宮工場	令和5年1月20日
災害時等における物資供給に関する協定	投光器、ペンライト、工場扇等の供給	株式会社カンバラ	令和5年7月19日
災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定	キッチンカーによる炊き出し等	株式会社Mellow	令和5年10月4日
災害時における備蓄物資確保等に関する協定	物資の供給	株式会社良品計画	令和6年1月31日
災害発生時等における医薬品等の供給に関する協定	医薬品等の供給	株式会社メディセオ	令和6年4月25日

(2) 災害復旧に関する協定

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
水防業務及び災害時における応急対策業務に関する協定	災害応急活動（土木）	一般社団法人西宮建設協会	平成 18 年 4 月 1 日
		西宮造園緑化事業協同組合	平成 19 年 4 月 1 日
		西宮空気調和衛生工業協会	平成 21 年 3 月 25 日
		本多電気株式会社	
		ワタナベ忠電株式会社	
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	株式会社神鋼環境ソリューション 大阪支社	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	災害応急活動（上水道、工業用水道）	大成機工株式会社	令和 4 年 4 月 1 日（再締結）
災害時における復旧支援協力に関する協定	復旧支援協力（下水道）	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時における応急対策の協力に関する協定	下水道施設の機能の早期復旧	西宮下水道メンテナンス事業協同組合	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時における緊急測量業務等に関する協定	災害復旧調査協力（測量業務）	一般社団法人兵庫県測量設計業協会阪神支部	平成 29 年 8 月 4 日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	災害応急活動（上水道、工業用水道、下水道）	株式会社フソウ大阪支社	平成 29 年 12 月 15 日
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	東芝インフラシステム株式会社 関西支社	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	株式会社クボタ	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部関西支社	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時における下水道施設の応急対策に関する協定	災害応急活動（下水道）	地方共同法人日本下水道事業団	平成 30 年 10 月 1 日（再締結）
災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定	災害復旧活動（電気）	株式会社 TEN	平成 31 年 2 月 21 日
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	株式会社日立インダストリアル プロダクツ関西支店	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）
災害時等における応急対策の協力に関する協定	災害応急活動（下水道施設）	三菱電機株式会社兵庫支店	令和 6 年 3 月 31 日（再締結）

(3) 仮設トイレ・廃棄処理に関する協定

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
緊急時における仮設トイレの確保に関する協定	仮設トイレの確保、設置	大和リース株式会社神戸支店	平成 26 年 9 月 1 日（再締結）
		株式会社ニシケン	
災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	生活系一般廃棄物の収集運搬	にしのみや環境サポート協同組合	平成 28 年 11 月 1 日（名称変更）
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する応援協定	災害時におけるし尿等の収集運搬	西宮環境事業協同組合	平成 28 年 3 月 25 日
		兵庫県環境事業商工組合	
災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する協定	災害時における浄化槽等の復旧	兵庫県水質保全センター	平成 31 年 3 月 28 日
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	災害廃棄物等の処理等	大栄環境株式会社	令和 2 年 7 月 28 日

(4) 水道応援協定

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
水道災害に関する応援協定	給水装置工事	西宮管工事業協同組合	令和3年11月1日

(5) 交通・輸送関係

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
道路使用に関する覚書	緊急時に公道使用が困難な場合の専用道路使用	読売ゴルフ株式会社	平成18年2月24日
災害時における物資等の輸送に関する協定	物資等の輸送	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	平成21年8月6日
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	船舶での海上輸送	一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会兵庫・大阪・和歌山支部	令和2年2月19日 (名称変更)
災害時等におけるバス利用に関する協定	災害時等におけるバスの利用	一般社団法人西宮市老人クラブ連合会	平成26年12月1日
災害時における要介護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ輸送	株式会社かいんどりー	平成30年2月1日
災害時における要介護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ輸送	株式会社グローバルワーク	平成30年2月1日
災害時における要介護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ輸送	株式会社ふうりんネットワーク	平成30年2月1日
災害時における要介護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ輸送	株式会社兵庫メディカルケアサービス	平成30年2月1日
災害時における要介護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ輸送	特定非営利活動法人西宮介護タクシー協会	平成30年2月1日
災害時における要援護者の輸送協力に関する協定	要配慮者を要援護者施設へ搬送	医療社団法人幸泉会	平成30年11月30日
災害時における救援物資の配送等に関する協定	災害時における救援物資の配送	ヤマト運輸株式会社阪神主管支店	令和元年8月7日
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	災害時における救援物資の輸送	一般社団法人兵庫県トラック協会	令和元年8月8日
ゴルフ場管理用道路の使用に関する覚書	緊急時に公道使用が困難な場合の専用道路使用	読売ゴルフ株式会社	令和2年8月20日
災害時における輸送車両の提供に関する協定	輸送車両の提供	株式会社トヨタレンタリース	令和3年2月17日
災害時における輸送業務に関する協定	人員等の輸送	阪急タクシー株式会社	令和3年5月19日
		阪神タクシー株式会社	令和3年5月21日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	災害時における支援物資の搬送	佐川急便株式会社	令和4年8月8日
災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定	緊急輸送業務等	阪急バス株式会社	令和6年3月19日
		阪神バス株式会社	

(6) 福祉避難所関係

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定	福祉避難所として一時避難受け入れ	市内の特別養護老人ホーム 24 施設	平成 24 年 10 月 5 日 ～令和 6 年 7 月 1 日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受け入れ	市内の民間介護事業所 22 施設	平成 26 年 1 月 17 日 ～平成 30 年 11 月 30 日
		市内の障害者支援施設 10 施設	平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 1 月 1 日

※施設詳細は資料 8-1 参照

(7) その他協定

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
災害情報等に関する放送の実施に関する協定	災害情報等の放送	さくら FM 株式会社	平成 27 年 4 月 1 日 (再締結)
災害時における相互協力に関する協定	ゆうパックの支援物資受け入れ、災害情報等の配布等	日本郵便株式会社西宮市内郵便局	平成 19 年 11 月 22 日 (再締結)
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	災害救助犬による救助活動	認定 NPO 法人日本レスキュー協会	平成 25 年 8 月 28 日
多言語支援センター設置等に関する協定	多言語支援センターの設置	公益財団法人西宮市国際交流協会	平成 26 年 4 月 4 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の提供等【無償協力】	株式会社ゼンリン	平成 26 年 8 月 28 日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	応急給水活動、電話等対応作業、災害情報等の提供	第一環境株式会社兵庫支店	平成 28 年 9 月 27 日
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	ドローンによる空撮画像の被害状況の提供	カイトコーポレーション株式会社	平成 28 年 10 月 31 日
西宮市と特定非営利活動法人兵庫県防災士会との協力体制に関する協定	平常時の防災啓発活動、災害時における救助活動等の支援	特定非営利活動法人兵庫県防災士会	平成 29 年 3 月 30 日
特殊災害発生時の協力に関する協定書	特殊災害発生時における緊急処置に関する協力	一般財団法人海上災害防止センター	平成 29 年 4 月 13 日
緊急消防援助隊受援時における活動拠点等に関する協定	緊急消防援助隊に対する活動拠点設置の協力	読売ゴルフ株式会社	平成 29 年 4 月 18 日
		学校法人辰馬育英会甲陽学院高等学校	平成 29 年 4 月 19 日
		新明和工業株式会社	平成 29 年 5 月 24 日
		学校法人武庫川学院	平成 29 年 5 月 31 日
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	無人航空機による情報収集	株式会社 GEO ソリューションズ	平成 29 年 8 月 1 日
災害時における活動拠点の確保に関する協定	緊急消防援助隊及び自衛隊等に対する活動拠点設置の協力	JFE スチール株式会社	平成 29 年 8 月 2 日
災害時における医療救護活動に関する協定	医療救護活動に対する協力	一般社団法人西宮市医師会	平成 30 年 1 月 9 日
	医療救護活動及び口腔ケアに対する協力	一般社団法人西宮薬剤師会	
	医療救護活動に対する協力	一般社団法人西宮市歯科医師会	
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	被災者に対する行政書士業務の支援	兵庫県行政書士会	平成 30 年 1 月 15 日
災害時における放送要請に関する協定	災害情報等の放送	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	平成 30 年 4 月 1 日
災害時における情報発信に関する協定	インターネットによる災害情報の発信	ヤフー株式会社	平成 30 年 6 月 4 日
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	ドローンによる空撮画像の被害状況の提供	一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会	平成 30 年 9 月 1 日

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	津波発生時におけるじんかい収集車両の一時避難	鳴尾浜ロジスティク特定目的会社	平成30年9月26日
災害時における西宮市公共下水道台帳等の調達に関する協定	下水道管路施設の調査に必要な物資調達	株式会社五星	令和5年5月31日 (再締結)
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	ドローンによる空撮画像の被害状況の提供	総合警備保障株式会社阪神支部	平成31年3月20日
災害時等における生活用水等の確保に関する協定	コンクリートミキサー車による生活用水の供給	大阪広域生コンクリート協同組合	令和元年12月4日
災害時における無線通信環境の提供に関する協定	避難所においてインターネット等無線通信環境の提供	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	令和2年4月1日
災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定	被災建築物等のアスベスト露出状況調査の支援など	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	令和3年3月11日
災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定	緊急避難場所として施設の使用	学校法人武庫川学院（上甲子園キャンパス）	令和3年4月23日
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	被災者等に対する相談	兵庫県司法書士会阪神支部	令和3年6月2日
災害時における施設の使用に関する協定	一時避難場所として施設の使用	JR西日本アーバン開発株式会社（夙川グリーンプレイス）	令和3年7月12日
災害時における連携協定に関する協定	被災者等に対する弁護士による相談	兵庫県弁護士会	令和4年3月15日
災害時における電動車両等の支援に関する協定	避難所への電動車両等の貸与	兵庫三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和4年12月21日
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	外部給電可能な車両の貸与	西宮地区トヨタ販売店各社	令和5年1月20日
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等の包括的連携に関する協定	被災者に対する空き家情報の提供及び住宅のあっせん等	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部	令和5年2月15日
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティア活動への支援	ライオンズクラブ国際協会 335-A地区2R4Z 社会福祉法人西宮社会福祉協議会	令和5年2月20日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	応援車両の一時待機場所の確保	学校法人兵庫県自動車学校	令和5年3月23日
	人員等の派遣及び敷地の活用他	株式会社甲子園オートセンター	令和5年3月23日
		株式会社阪神ライディングスクール	令和5年3月23日
災害時における応急住宅管理業務に関する協定	応急住宅への入居及び退去等	日本管財株式会社	令和5年4月1日
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等の包括的連携に関する協定	被災者に対する空き家情報の提供及び住宅のあっせん等	公益社団法人 全日本不動産協会 兵庫県本部	令和5年9月20日
災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定	避難所への電動車両等の貸与	兵庫日産自動車株式会社	令和5年10月23日
		日産大阪販売株式会社	
		日産自動車株式会社	
災害時における施設の使用及び荷役作業に関する協定	施設の使用及び資機材等の使用	西宮市場株式会社	令和5年11月26日
災害時における環境モニタリングに関する協定	被災地域等における環境モニタリング実施への支援	一般社団法人日本環境測定分析協会関西支部	令和6年4月1日
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	避難所として施設の使用	松村観光株式会社	令和6年4月15日

(8) 覚書等

協定名称	協定の概要	協定先	締結日
災害時における避難所開設に関する覚書	避難所として学校施設の開放	県立西宮香風高等学校	平成 15 年 3 月 14 日
		県立西宮高等学校 他 6 校	平成 20 年 12 月 24 日
災害時における避難者の相互受け入れに関する協定	市境を超えての避難者の相互受け入れ	宝塚市	令和 3 年 4 月 1 日
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	支障となる障害物の除去等	関西電力送配電株式会社	令和 4 年 6 月 15 日

資料 5 - 2 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書

災害情報等に関する放送の実施について、西宮市(以下「甲」という。)と西宮コミュニティ放送株式会社(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、西宮市内で災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に西宮市地域防災計画(以下「計画」という。)に基づき甲が乙に、乙の放送設備を使用して行う災害情報等に関する放送の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害情報

法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項に係る情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。

(2) 直接放送

甲が乙の設備を乙の承認する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。

(3) 間接放送

乙が甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

(直接放送)

第 3 条 甲は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められる場合は直接放送をすることができる。

2 甲は、前項の既定に基づき直接放送をするときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送を行えるよう協力するものとする。

(間接放送)

第 4 条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(前条第 1 項に該当する場合を除く。)、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 前項の要請は、放送要請書(第 1 号様式)によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときは、この限りではない。

3 乙は、第 1 項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第 5 条 直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(費用)

第6条 直接放送に係る甲の費用負担は、無償とする。間接放送の実施に係る費用については、甲が乙の超過勤務に係る人件費相当額を負担し、その他の費用については乙の負担とする。但し、計画に定める防災指令第3号が発令された場合の間接放送の実施に係る費用の負担は、甲乙協議により決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、直接放送及び間接放送が迅速かつ的確に行われるよう、非常災害対策訓練を行うこととする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月1日

(甲) 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

代表者 西宮市長 今村 岳司

(乙) 西宮市池田町9番7号

西宮コミュニティ放送株式会社

代表取締役社長 北村 英夫

資料 5-3 災害時における放送要請に関する協定（参考）

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定および兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知または要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う通知または要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）放送希望日時

（4）その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話または口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防防災課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

（雑 則）

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（協定の運用）

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和 53 年 4 月 1 日

甲	兵庫県知事	坂 井 時 忠
乙	日本放送協会	中 村 健 一
	神戸放送局長	
乙	(株)ラジオ関西	升 田 武 雄
	代表取締役社長	
乙	(株)サンテレビジョン	米 田 顕 司
	代表取締役社長	

[平成 8 年 6 月 14 日から下記放送局との協定が追加締結された。]

甲	兵庫県知事	貝 原 俊 民
乙	大阪放送(株)	小 野 博 志
	代表取締役社長	
乙	(株)毎日放送	斎 藤 守 慶
	代表取締役社長	
乙	朝日放送(株)	柴 田 俊 治
	代表取締役社長	
乙	関西テレビ放送(株)	坂 井 次 得 郎
	代表取締役社長	
乙	読売テレビ放送(株)	中 野 達 雄
	代表取締役社長	

[平成 8 年 7 月 18 日から下記放送局との協定が追加締結された。]

乙	関西インターメディア(株)	佐 原 輝 彦
	代表取締役社長	

(別 紙)

年 月 日 時 分
整理番号 No.

放 送 要 請 書

1. 要請の理由
2. 放送事項
3. 放送希望日時
4. 市・町連絡責任者
5. 備 考

年 月 日

兵庫県知事 貝 原 俊 民 殿

市・町長名

6. 施設管理協定関係

資料6-1 海岸保全施設の管理に関する協定

兵庫県知事（以下「甲」という。）は西宮市域内に存在する全ての海岸保全施設（以下「施設」という。）を適正に管理するために、西宮市長（以下「乙」という。）と以下のとおり協定を締結する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は協力して、施設を適正に管理し、高潮、津波等による災害の防止に努めるものとする。

（対象施設）

第2条 前条の対象となる施設は、別図に示す防潮扉門等とする。

（施設の操作）

第3条 甲及び乙は協力して、施設の操作責任者を選定するものとする。

2 施設の操作は前項に定める操作責任者が、甲が別に定める「海岸保全施設の操作要領」に基づき行うものとする。

（管理委託）

第4条 甲は、施設操作に万全を期するために、以下の事項を乙に委託する。

- （1）甲と協力して操作責任者による施設操作状況を確認し、必要な指示を行ったうえ、速やかに甲に報告すること。
- （2）不測の事態に対処して出動し、施設の操作を行うこと。
- （3）甲が操作責任者に対して行う、操作に熟練するための指導に協力すること。

（費用負担）

第5条 万全な施設操作に要する費用については、甲、乙が協議し、負担するものとする。

（維持管理）

第6条 甲は、施設を良好に維持管理するものとする。

2 前項の維持管理に資するため、甲は乙と協力して操作責任者の指導にあたるものとする。

3 管理委託で発見した施設の不具合について、乙は臨機の措置を講じたうえ、速やかに甲に報告する。

（施設改善）

第7条 乙は、委託対象となる施設に対し、適正な管理に資するため、甲に改善を提示することができるものとする。

2 甲は、前項の内容について乙と協議し、必要な措置を講じるものとする。

(第三者損害)

第8条 天災その他不可抗力による場合を除き、施設の管理に起因して第三者に損害を及ぼしたときは、甲及び乙は協力して賠償にあたるものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義若しくは変更の必要が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の締結により、昭和61年4月14日付けを持って協定した「海岸保全施設の管理協定書」ならびに平成6年6月24日付けをもって協定した「西宮市今津西浜町海岸保全施設管理協定書」は、その効力を失うものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年6月28日

(甲) 兵庫県知事 貝 原 俊 民

(乙) 西宮市長 馬 場 順 三

資料 6 - 2 堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書

兵庫県阪神南県民局長 野村 正路（以下「甲」という。）と西宮市長 山田 知（以下「乙」という。）および芦屋市長 山中 健（以下「丙」という。）は、堀切川排水機場（排水機場に係る水門等付属施設を含む。以下「排水機場」という。）の管理の委託について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、高潮を防御し堀切川の内水を排除するため、排水機場の操作と維持管理（以下「管理」という。）を効率的に行うことを目的とする。

（管理の委託）

第 2 条 前条の目的を円滑に達成するため、甲は排水機場の管理を乙に委託し、丙はそれを了承するものとする。

（費用の負担等）

第 3 条 管理に要する経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費については、甲乙協議して別に算出した額とする。

3 排水機場の大修理及び改造工事等に要する経費は甲が負担するものとし、その工事の執行は甲が行うものとする。

（操作等の指示）

第 4 条 甲は、排水機場の操作等の管理について、乙に対し必要な指示をすることができるものとする。

（実地調査等）

第 5 条 甲は、排水機場について調査する必要があると認めるときは、実地に当該施設を調査し、または、乙に対し必要とする事項の報告、もしくは資料の提出を求めることができるものとする。

（操作の方法）

第 6 条 乙は、甲が別に定める「堀切川排水機場操作規則」に基づき排水機場を操作しなければならない。

（操作の責任者等の選定等）

第 7 条 乙は、排水機場の持つ機能が達成されるよう適正な操作を行うために、排水機場の操作責任者を選任し、すみやかにその旨を甲に報告するものとする。

また、これを解任したときも同様とする。

（管理上の義務と責任）

第 8 条 乙は、排水機場を善良な管理者の注意を持って、管理に努めなければならない。

2 甲および乙は、管理に支障が生じないよう、協議して施設の保全に努めなければならない。

3 乙は、排水機場の施設が滅失または損傷したときは、ただちに応急的な措置をとるとともに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 当該施設の名称及び数量
- (2) 滅失または損傷の内容及び原因
- (3) 応急措置の概要

4 乙は、排水機場の施設の滅失または損傷の原因が、故意または重大な過失により生じたものであるときは、乙の負担において当該施設を原状に回復しなければならない。

ただし、乙において原状を回復することが著しく困難なときは、その損害に相当する金額を甲に支払うことによってこれにかえることができるものとする。

5 乙は、故意または重大な過失により第三者に損害を与えたときは、乙の費用と責任において処理しなければならない。

(電気保安監督業務)

第9条 乙は、電気事業法第72条に規定する電気保安監督業務を行わなければならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する日までに甲、乙又は丙のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲・乙・丙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

2 この協定に定めない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙・丙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年 3月31日

甲	兵庫県阪神南県民局長	野村正路
乙	西宮市長	山田知
丙	芦屋市長	山中健

資料 6 - 3 東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書

兵庫県阪神南県民局長 野村 正路（以下「甲」という。）と西宮市長 山田 知（以下「乙」という。）は、東川・新川排水機場（排水機場に係る水門等付属施設を含む。以下「排水機場」という。）の管理の委託について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、高潮を防御し東川・新川の内水を排除するため、排水機場の操作と維持管理（以下「管理」という。）を効率的に行うことを目的とする。

（管理の委託）

第 2 条 前条の目的を円滑に達成するため、甲は排水機場の管理を乙に委託する。

（費用の負担等）

第 3 条 管理に要する経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費については、甲乙協議して別に算出した額とする。

3 排水機場の大修理及び改造工事等に要する経費は甲が負担するものとし、その工事の執行は甲が行うものとする。

（操作等の指示）

第 4 条 甲は、排水機場の操作等の管理について、乙に対し必要な指示をすることができるものとする。

（実地調査等）

第 5 条 甲は、排水機場について調査する必要があると認めるときは、実地に当該施設を調査し、または、乙に対し必要とする事項の報告、もしくは資料の提出を求めることができるものとする。

（操作の方法）

第 6 条 乙は、甲が別に定める「東川及び新川の水門操作規則」に基づき排水機場を操作しなければならない。

（操作の責任者等の選定等）

第 7 条 乙は、排水機場の持つ機能が達成されるよう適正な操作を行うために、排水機場の操作責任者を選任し、すみやかにその旨を甲に報告するものとする。

また、これを解任したときも同様とする。

（管理上の義務と責任）

第 8 条 乙は、排水機場を善良な管理者の注意を持って、管理に努めなければならない。

2 甲および乙は、管理に支障が生じないよう、協議して施設の保全に努めなければならない。

3 乙は、排水機場の施設が滅失または損傷したときは、ただちに応急的な措置をとるとともに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 当該施設の名称及び数量
- (2) 滅失または損傷の内容及び原因
- (3) 応急措置の概要

4 乙は、排水機場の施設の滅失または損傷の原因が、故意または重大な過失により生じたものであるときは、乙の負担において当該施設を原状に回復しなければならない。

ただし、乙において原状を回復することが著しく困難なときは、その損害に相当する金額を甲に支払うことによってこれにかえることができるものとする。

5 乙は、故意または重大な過失により第三者に損害を与えたときは、乙の費用と責任において処理しなければならない。

(電気保安監督業務)

第9条 乙は、電気事業法第72条に規定する電気保安監督業務を行わなければならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する日までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

2 この協定に定めない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年3月31日

甲	兵庫県阪神南県民局長	野村正路
乙	西宮市長	山田知

7. 組織体制・名簿関係

資料7-1 西宮市防災会議委員・幹事名簿

会 長：西宮市長

委 員：（西宮市防災会議条例第3条第5項）

令和7年4月1日現在

区 分	委 員 役 職	幹 事 役 職
第一号	第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 西宮海上保安署長 国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 神戸地方気象台長	第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 西宮海上保安署 次長 国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 防災情報課長 国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所 技術副所長
第二号	陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊 重迫撃砲中隊長	陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊 重迫撃砲中隊射撃幹部
第三号	兵庫県阪神南県民センター長 兵庫県神戸県民センター六甲治山事務所長	兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室長 兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所長 兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長 兵庫県神戸県民センター 六甲治山事務所 工務第2課長
第四号	西宮警察署長 甲子園警察署長	西宮警察署 警備課長 西宮警察署 交通第一課長 甲子園警察署 警備課長 甲子園警察署 交通課長
第五号	西宮市議会議長	西宮市議会事務局長
第六号	西宮市副市長 危機管理監 子育て事業部参事 男女共同参画推進課長 保健所 保健師	西宮市危機管理監 政策局長 総務局長 財務局長 市民局長 産業文化局長 健康福祉局長 保健所長 こども支援局長 環境局長 都市局長 土木局長 中央病院事務局長 会計室長 上下水道局 次長 危機管理顧問
第七号	西宮市教育委員会 教育長	西宮市教育委員会 両教育次長
第八号	西宮市消防長 西宮市消防団長	西宮市消防局 警防部長 西宮市消防局 警防部 警防課長 西宮市消防団副団長
第九号	西日本旅客鉄道株式会社 西宮駅長 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部長 日本通運株式会社 神戸支店 阪神事業所長 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 設備保安チーム マネージャー 阪急電鉄株式会社 運輸部長 阪神電気鉄道株式会社 都市交通計画部（安全担当）部長 阪神バス株式会社 取締役 総務部長 阪急バス株式会社 運輸部長	西日本旅客鉄道株式会社 芦屋駅係長 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室 次長 日本通運株式会社 神戸支店 阪神事業所 営業課長 関西電力送配電株式会社 神戸本部 統括グループ 副長 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 設備保安チーム メーター管理グループ 阪急電鉄株式会社 運輸部（運転担当）課長 阪神電気鉄道株式会社 都市交通計画部（安全担当）課長 阪神バス株式会社 総務部 副部長 阪急バス株式会社 運輸部西部運輸課 西宮営業所長
第十号	高木西部自治会防災会 会長 上山口東地区自主防災会 会長 関西学院大学 社会学部 社会学科 教授 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 准教授 武庫川女子大学 薬学部 薬学科 教授 武庫川女子大学 教育学部 教育学科 准教授	
第十一号	西宮市医師会 副会長	西宮市医師会 総務局長

第十一号	西宮市社会福祉協議会 事務局長 西宮コミュニティ協会 理事長 西宮市民生委員・児童委員会 理事 西宮防災リーダーの会 会員 認定 NPO 法人 日本災害救援ボランティアネットワーク 理事 西宮市上下水道事業管理者 病院事業管理者 議会事務局長 西宮市立中央病院看護部長 西宮市教育委員会学校教育課長 西宮市立鳴尾東幼稚園長	西宮市社会福祉協議会 事務局次長 西宮コミュニティ協会 副理事長 西宮市民生委員・児童委員会 事務局長
------	--	---

資料 7 - 2 消防力の現況

(1) 消防職員階級別人員調

令和 6 年 4 月 1 日現在											
消防局数	消防署数	消防分署数	階級別定員・実員	合計	消防職員						
					消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士
1	4	4	定員	522	(階級別定員なし)						
			実員	490	1	6	22	68	102	128	163

(2) 消防自動車保有台数調

令和 6 年 4 月 1 日現在															ホース 口径 65 mm × 20m	ホース 口径 50 mm × 20m
合 計	ポ ン プ 車	水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	活 動 支 援 車	救 急 車	指 揮 車	司 令 車	指 揮 広 報 車	査 察 広 報 車	防 火 指 導 車	人 員 搬 送 車	連 絡 車	本 1,036	本 855
台 118	台 48	台 10	台 4	台 2	台 4	台 16	台 14	台 2	台 2	台 3	台 8	台 1	台 2	台 3		

(消防団車両含む)

(3) 消防団員数

令和 6 年 4 月 1 日現在										
消防団数	分団数	定員実員	団員総数	内 訳						
				団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
1	33	定員	人 755	人 1	人 7	人 34	人 38	人 38	人 111	人 526
		実員	671	1	7	33	36	37	109	448

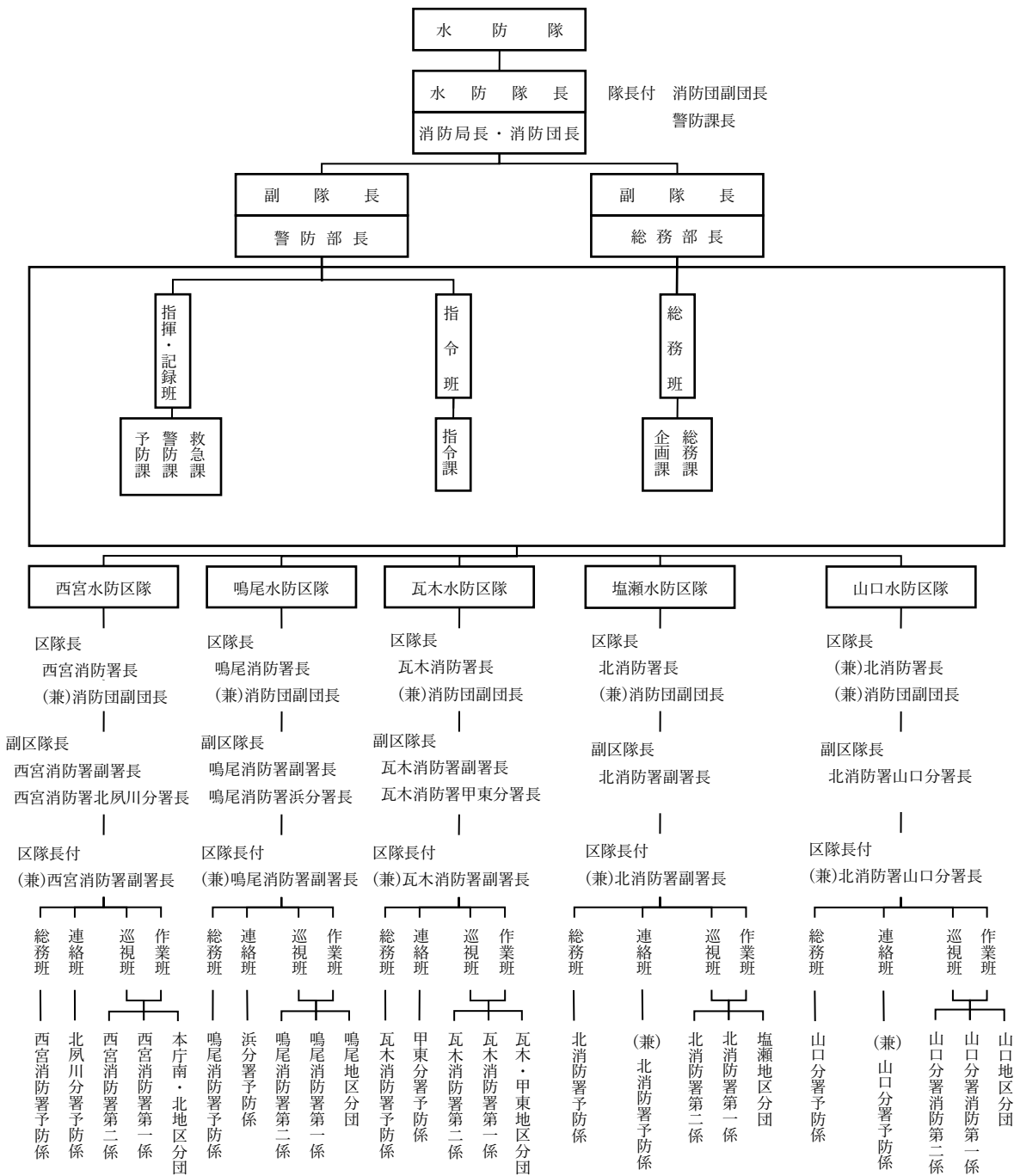
(4) 分団別状況

令和6年4月1日現在(単位:人)

地区	分 団 名	団員数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
本 部		8	1	7					
	機能別	23							23
本庁南	浜 脇	18			1	1	1	3	12
	用 海	20			1	1	1	3	14
	建 石	16			1	1	1	3	10
	今 津	12			1	1	1	3	6
	津 門	16			1	1	1	3	10
本庁北	安 井	14			1	1	1	3	8
	大 社	16			1	1	1	3	10
	芦 原	15			1	1	1	3	9
	夙 川	11			1	1	1	1	7
	越木岩	20			1	1	1	3	14
甲 東	段 上	21			1	1	1	3	15
	門 戸	20			1	1	1	3	14
	上ヶ原	19			1	1	1	3	13
	下大市	20			1	1	1	3	14
	神 呪	20			1	1	1	3	14
	上大市	20			1	1	1	3	14
瓦 木	高 木	19			1	1	1	3	13
	瓦 木	21			1	1	1	3	15
	甲子園口	12			1	1	1	3	6
	上甲子園	18			1	1	1	3	12
鳴 尾	鳴尾中	19			1	1	1	3	13
	鳴尾西	15			1	1	1	3	9
	鳴尾北	16			1	1	1	3	10
	小 松	15			1	1	1	3	9
	小曾根	19			1	1	1	3	13
	鳴尾東	10			1	1	1	3	4
山 口	名 来	19			1	1	1	3	13
	下山口	21			1	1	1	3	15
	上山口	40			1	2	2	6	29
	中 野	19			1	1	1	3	13
	船 坂	14			1	1	1	3	8
塩 瀬	生 瀬	33			1	2	2	6	22
	名 塩	52			1	2	3	9	37
合 計		671	1	7	33	36	37	109	448

資料 7 - 3 水防関係組織

(1) 水防隊組織図



(2) 水防区域別消防団

※印分団 分担区域は鳴尾水防区を一部含む。

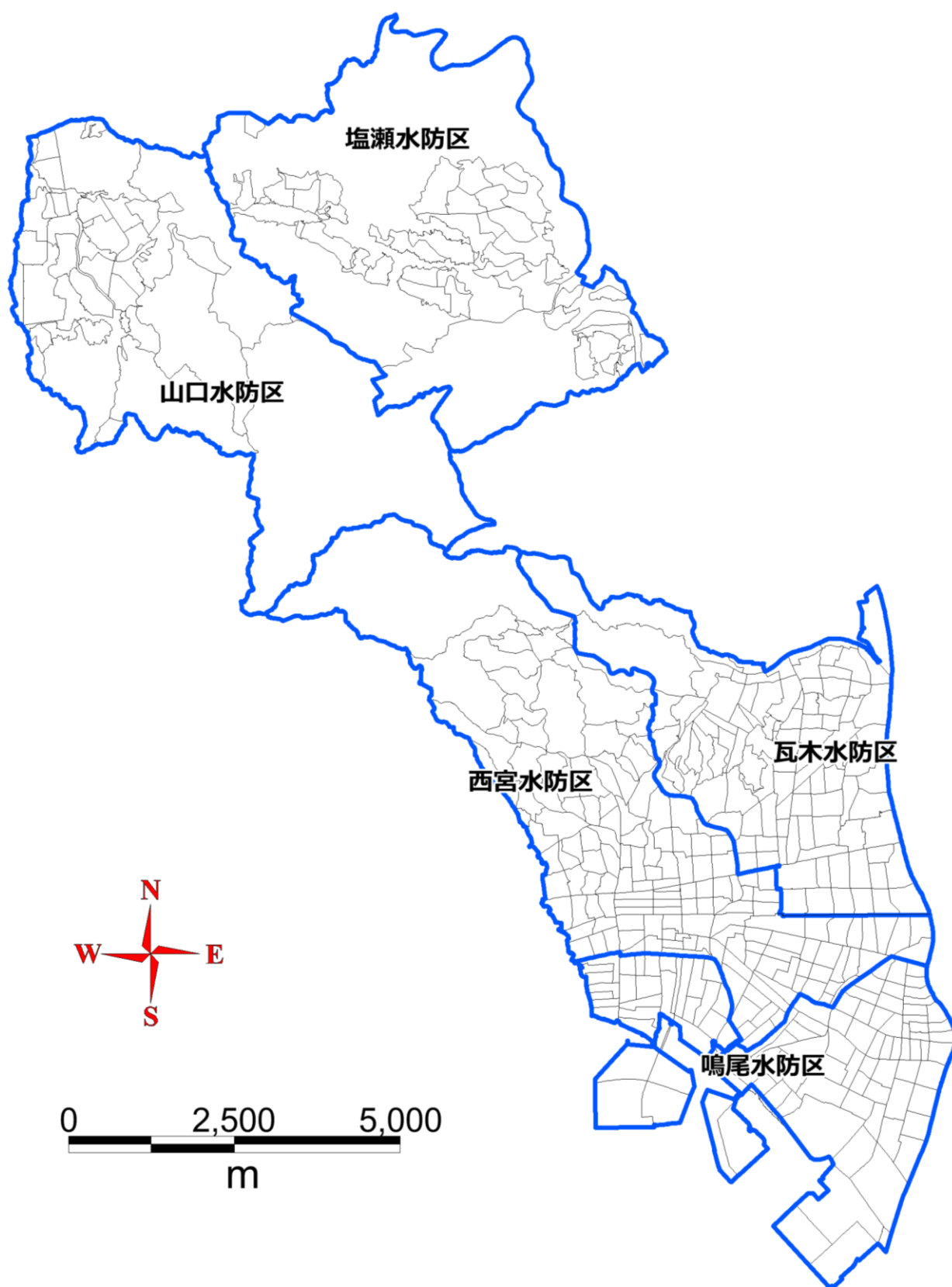
○印分団 分担区域は瓦木水防区を一部含む。

△印分団 分担区域は西宮水防区を一部含む(上甲子園は全部)。

令和6年4月1日現在(単位:人)

水防区	分 団 名	団員数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
本 部		8	1	7					
	機能別	23							23
西 宮 水防区	※浜 脇	18			1	1	1	3	13
	※用 海	20			1	1	1	3	14
	※建 石	16			1	1	1	3	11
	※今 津	12			1	1	1	3	10
	※津 門	16			1	1	1	3	14
	安 井	14			1	1	1	3	13
	○大 社	16			1	1	1	3	13
	○芦 原	15			1	1	1	3	14
	夙 川	11			1	1	1	3	8
	越木岩	20			1	1	1	3	16
鳴 尾 水防区	鳴尾中	21			1	1	1	3	13
	鳴尾西	20			1	1	1	3	10
	鳴尾北	19			1	1	1	3	12
	小 松	20			1	1	1	3	9
	△小曾根	20			1	1	1	3	14
	鳴尾東	20			1	1	1	3	14
瓦 木 水防区	段 上	19			1	1	1	3	14
	門 戸	21			1	1	1	3	13
	上ヶ原	12			1	1	1	3	13
	下大市	18			1	1	1	3	11
	神 呪	19			1	1	1	3	14
	上大市	15			1	1	1	3	13
	高 木	16			1	1	1	3	14
	瓦 木	15			1	1	1	3	15
	△甲子園口	19			1	1	1	3	10
	△上甲子園	10			1	1	1	3	14
塩 瀬 水防区	生 瀬	19			1	2	2	6	11
	名 塩	21			1	2	3	9	45
山 口 水防区	名 来	40			1	1	1	3	14
	下山口	19			1	1	1	3	15
	上山口	14			1	2	2	6	29
	中 野	33			1	1	1	3	13
	船 坂	52			1	1	1	3	13
合 計		720	1	7	33	36	37	111	495

(3) 水防区隊担当区域



(4) 水門の位置及び開閉責任者

河川 水路名	名 称	形状・寸法	所 在 地	開閉責任者	備 考
東川	東川水門	鋼製ローラーゲート 高さ 4,7m 巾 13,75m×2 門	東浜町 今津西浜町	下水ポンプ施設課	県より管理受託
新川	新川水門	鋼製ローラーゲート 径間 9,0m 高さ 5,1m×2 門	今津巽町 今津真砂町	〃	県より管理受託
堀切川	堀切川水門	鋼製ローラーゲート 径間 6,60m 高さ 3,1m	大浜町 芦屋市大東町	〃	県より管理受託
洗戎川	洗戎川樋門	鋼製ローラーゲート 高さ 1,99m 巾 2,58m	浜町 前浜町	〃	県より管理受託 (常時閉鎖)
久寿川	久寿川 第 2 ポンプ場水門	鋳鉄製スライドゲート 高さ 3,26m 巾 2,15m	今津巽町 今津久寿川町	〃	市施設 (常時閉鎖)

※「堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書」、「東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

(5) 堤防決壊通報担当者一覧

連 絡 先	通 報 担 当 者	電 話	備 考
国土交通省近畿地方整備局 六甲砂防事務所	本部総務班	078-851-0535	
兵庫県阪神北県民局 阪神農林振興事務所	〃	079-562-8912	
兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所	〃	39-6121	管理第 2 課
兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所	〃	06-6412-1361	業務管理課 (夜間休日共)
兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所	〃	0797-83-3183	管理第 2 課 (武庫川上流関係)
西宮警察署	〃	33-0110	
甲東支所	〃	51-2681	
瓦木支所	〃	67-5132	
甲子園警察署	鳴尾水防区隊連絡班	41-0110	
鳴尾支所	〃	47-0101	
山口交番	山口水防区隊連絡班	078-904-2244	
神戸市道場出張所	〃	078-985-2381	
名塩交番	塩瀬水防区隊連絡班	0797-61-0206	
生瀬交番	〃	0797-86-4279	

資料 7 - 4 自主防災組織結成状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

No.	防災会名			区 域	区域内 世帯数	備 考
1	山口地区自主防災会連絡協議会	山口町自治会連合会防災会	名来地区防災会	山口町名来・名来１・２丁目	887	結成：昭 58.11.1
2			下山口地区防災会	山口町下山口・下山口 1～5 丁目	1,409	
3			上山口地区防災会	山口町上山口・上山口 1 丁目	671	
4			中野地区防災会	山口町中野	211	
5			金仙寺地区防災会	山口町金仙寺	133	
6			船坂地区防災会	山口町船坂	310	
7		北六甲台地区防災会(鎌倉峡含む)		北六甲台 1～5 丁目	2,233	結成：昭 60.4.1
8		阪神流通センター防災会		山口町阪神流通センター1～3 丁目	110	結成：平 9.1.17
9		上山口東地区自主防災会		山口町上山口 2～4 丁目	1,259	結成：平 10.4.19
10		すみれ台地区防災会		すみれ台 1～3 丁目	735	結成：平 10.11.29
11		奥畑地区防災会		山口町中野奥畑地区	38	結成：平 14.2.17
12		新中野自主防災会		山口町新中野地区	32	結成：平 14.3.21
13		香花園地区防災会		山口町香花園	79	結成：平 14.3.31
14	鳴尾東連合防災会	上田地区防災会		上田西町・上田中町・上田東町	2,462	結成：昭 59.7.11
15		東鳴尾町 1 丁目地区防災会		東鳴尾町 1 丁目	698	
16		東鳴尾町 2 丁目地区防災会		東鳴尾町 2 丁目	1,023	
17		笠屋地区防災会		笠屋町	1,348	
18	生瀬地区連合自主防災会	生瀬地区防災会		生瀬町 1・2 丁目、 生瀬東町の一部	758	結成：昭 60.8.10
19		生瀬高台地区防災会		生瀬高台	463	結成：平 7.7.10
20		宝生ヶ丘地区防災会		宝生ヶ丘 1～2 丁目	511	結成：平 8.3.2
21		惣川東の町地区防災会		生瀬東町の一部	239	結成：平 9.3.30
22		惣川地区防災会		生瀬東町の一部	272	結成：平 10.5.30
23		青葉台地区防災会		青葉台 1・2 丁目	478	結成：平 10.8.1
24		花の峯地区防災会		花の峯	194	結成：平 10.8.22
25		サーバス西宮塩瀬防災会		塩瀬町生瀬の一部	135	結成：平 10.10.18
26		セルヴィオ自主防災会		生瀬武庫川町	756	結成：平 12.2.27

No.	防災会名	区 域	区域内 世帯数	備 考
27	甲陽地域自主防災連合会	目神山防災会	7,747	結成：昭 60.12.8
28		山王町防災会		
29		西山町第一防災会		
30		西山町第二防災会		
31		本庄町防災会		
32		日之出町防災会		
33		若江・神園町防災会		
34		東山町南防災会		
35		新甲陽町防災会		
36		やまびこ会防災会		
37		東山町自治会自主防災会		
38		六軒自主防災会		結成：平 2.3.12
39		五月ヶ丘自主防災会		結成：平 2.3.12
40	甲子園口東連合防災会	戸崎町、甲子園口 1～3 丁目	3,783	結成：昭 61.2.21
41	広田防災会	広田町	944	結成：昭 61.5.24
42	丸橋町八番防災会	丸橋町の一部	551	結成：昭 61.6.27
43	甲武会防災会	樋ノ口町 2 丁目	1,139	結成：昭 63.2.29
44	昭和園防災会	北昭和町、丸橋町・能登町の一部	1,397	結成：平 1.8.25
45	鳴尾北連合防災会	甲子園一番町～六番町、花園町、 若草町 1・2 丁目、 学文殿町 1・2 丁目、 里中町 1～3 丁目、上鳴尾町	9,079	結成：平 2.3.4
46	堤町防災会	堤町	643	結成：平 3.4.14
47	用海地区団体協議会防災会	石在町、池田町、浜松原町、 松原町、東町 1・2 丁目、用海町、 与古道町、染殿町	5,999	結成：平 4.10.25
48	今津地区自主防災会	津門川町、津門住江町、 今津水波町、今津社前町、 今津二葉町、今津出在家町、 今津港町、今津西浜町、 今津大東町、今津巽町、 今津久寿川町、今津真砂町、 甲子園高潮町、甲子園洲島町 甲子園網引町	8,133	結成：平 6.2.19

No.	防災会名			区 域	区域内 世帯数	備 考
49	名塩地区連合自主防災会	名塩地区防災会	東久保地区防災会	名塩東久保、名塩 2・3 丁目、 名塩木之元、塩瀬町名塩、 名塩美山、名塩赤坂、名塩さくら 台、 名塩茶園町、名塩平成台、 名塩ガーデン、名塩南台 1～4 丁 目、 清瀬台、 名塩 1 丁目・名塩山荘の一部	4,684	結成：平 6.4.1
50			大西町地区防災会			
51			西之町地区防災会			
52			南之町地区防災会			
53			中之町地区防災会			
54			北之町地区防災会			
55			山之町地区防災会			
56			東之町地区防災会			
57			木之元地区防災会			
58			金場町地区防災会			
59			名塩美山地区防災会			
60			名塩緑ヶ丘地区防災会			
61			名塩赤坂地区防災会			
62			西宮山荘地区防災会			
63			名塩さくら台地区防災会			
64			名塩茶園町地区防災会			
65			名塩平成台地区防災会			
66			名塩ガーデン地区防災会			
67			名塩山荘地区防災会			
68			名塩グリーンヒル地区防災会			
69			朝日ヶ丘地区防災会			
70			名塩若葉地区防災会			
71			名塩荘園地区防災会			
72			阪急名塩南台地区防災会			
73			リバータウン地区防災会			
74			清瀬台地区防災会			
75	光陽台防災会	名塩山荘の一部	125	結成：平 10.11.1		
76	西宮名塩グリーンマンション防災会	名塩 1 丁目の一部	115	結成：平 11.1.1		

No.	防災会名		区 域	区域内 世帯数	備 考
77	越木岩自主防災会		松生町、久出ヶ谷町、菊谷町、 松ヶ丘町、南越木岩町、老松町、 西平町、松風町、石剣町、 樋之池町、豊楽町、桜町、 毘沙門町、美作町、甕岩町、 角石町、深谷町・木津山町の一部	8,314	結成：平 8.1.20
78	甲子園口西連合防災会		甲子園口 4～6 丁目	2,575	結成：平 8.3.24
79	松下町自主防災会		松下町	653	結成：平 8.6.23
80	小松校区自主防災会		小曾根町 1～4 丁目、小松東町 1～3 丁 目、 小松北町 1・2 丁目、小松町 1・2 丁目、 小松西町 1・2 丁目、小松南町 1～3 丁目	5,539	結成：平 9.1.26
81	松籟荘自主防災会		松籟荘の一部	461	結成：平 9.2.23
82	浜甲子園団地防災会		古川町・枝川町の一部（浜甲子園団地）	2,790	結成：平 9.3.1
83	能登町防災会		能登町の一部	674	結成：平 9.3.26
84	上ヶ原団地自主防災会		上ヶ原五番町の一部	99	結成：平 9.4.12
85	上甲東園 5 丁目自治会防災会		上甲東園 5 丁目	257	結成：平 9.5.10
86	神呪地区防災会		神呪町・松籟荘・上甲東園 6 丁目・ 門戸西町の一部	421	結成：平 9.6.15
87	上ヶ原十番団地防災会		上ヶ原十番町の一部	105	結成：平 9.6.21
88	高座自主防災会		高座町の一部	1,084	結成：平 9.9.13
89	仁川町 6 丁目山手自治会自主防災会		仁川町 6 丁目の一部	40	結成：平 9.10.27
90	大谷町親和会自主防災会		大谷町の一部	385	結成：平 9.11.1
91	武庫川町・ 池開町 自主防災会	武庫川町自主防災会	武庫川町	480	結成：平 9.11.1
92		池開町自主防災会	池開町		
93	瓦木連合自主防災会		天道町、瓦林町、 大屋町・中島町の一部	3,066	結成：平 9.11.23
94	神呪中央地区防災会		神呪町の一部	239	結成：平 9.11.30
95	津門地区自主防災会		津門稲荷町、津門仁辺町、 津門宝津町、津門大箇町、 津門綾羽町、津門呉羽町、 津門西口町、津門大塚町、 津門飯田町、今津曙町、今津山中町	7,422	結成：平 9.11.30
96	愛宕山自主防災会		愛宕山、岡田山の一部	1,082	結成：平 9.12.1
97	甲友自治会自主防災会		甲子園九番町の一部	478	結成：平 9.12.1
98	門戸荘自治会地区自主防災会		門戸荘の一部	377	結成：平 9.12.19
99	上ヶ原八番町北団地自治会自主防災会		上ヶ原八番町の一部	190	結成：平 9.12.21
100	神原校区自主防災会		神原、獅子ヶ口町、名次町、 結善町、北名次町	3,242	結成：平 10.1.18

No.	防災会名	区 域	区域内 世帯数	備 考
101	南甲子園五町会連合防災会	甲子園町、南甲子園 1～3 丁目 浜甲子園 1～4 丁目	6,313	結成：平 10.1.25
102	段上町 5 丁目 A・B 連合自主防災会	段上町 5 丁目	515	結成：平 10.2.8
103	仁川町 2 丁目自主防災会	仁川町 2 丁目	370	結成：平 10.3.1
104	門戸地区自主防災会	岡田山、門戸東町、 門戸西町・門戸荘の一部	2,825	結成：平 10.3.8.
105	西宮セントポリア防災会	一ヶ谷町の一部	221	結成：平 10.3.15
106	夙川地区自主防災会	羽衣町、霞町、相生町、殿山町、 雲井町、松園町、高塚町 深谷・木津山・大谷町の一部	4,209	結成：平 10.3.19
107	高須地区防災会	高須町 1 丁目の一部、高須町 2 丁目	9,103	結成：平 10.3.21
108	深津地域自主防災会	高畑町、田代町、深津町・高松町・ 大屋町・中島町の一部	3,861	結成：平 10.3.22
109	仁川町 6 丁目自主防災会	仁川町 6 丁目の一部	264	結成：平 10.4.14
110	上ヶ原七番町市住自治会自主防災会	上ヶ原七番町の一部	300	結成：平 10.4.26
111	下大市地区防災会	下大市東町、下大市西町の一部、 若山町、門前町、大島町	2,893	結成：平 10.5.1
112	日野町自主防災会	日野町	798	結成：平 10.5.9
113	段上自治会防災会	段上町 1・2・3・7 丁目、8 丁目の一部	1,829	結成：平 10.5.9
114	御茶家所町・郷免町自主防災会	御茶家所町、郷免町	727	結成：平 10.5.10
115	上大市第二自治会防災会	上大市 3 丁目、 上大市 1・2・4・5 丁目の一部	1,486	結成：平 10.5.24
116	田近野団地防災会	田近野町	917	結成：平 10.7.10
117	仁川町 5 丁目高台自治会自主防災会	仁川町 5 丁目の一部	227	結成：平 10.7.19
118	瓦木荘園防災会	上之町・大森町の一部	962	結成：平 10.10.5
119	段上町 6 丁目東地区防災会	段上町 6 丁目の一部	561	結成：平 11.3.7
120	樋ノ口町 1 丁目地区防災会	樋ノ口町 1 丁目	533	結成：平 11.3.14
121	鳴尾校区八町会防災会	鳴尾町 1～5 丁目、甲子園七番町・八番 町	4,883	結成：平 11.3.20
122	県営仁川高層住宅防災会	仁川町 2 丁目の一部	198	結成：平 11.3.21
123	段上町 6 丁目 A 地区防災会	段上町 6 丁目の一部	600	結成：平 11.3.27
124	芦原地区自主防災会	芦原町、神祇官町、西福町、神明 町、森下町、中殿町、津田町、中須 佐町の一部	3,404	結成：平 11.3.28
125	清水町・満池谷町自主防災会	清水町、満池谷町	689	結成：平 11.5.16
126	上ヶ原七番町新 1・2 号棟自治会自主防災会	上ヶ原七番町の一部	130	結成：平 11.6.12

No.	防災会名	区 域	区域内 世帯数	備 考
127	大畑町自主防災会	大畑町	716	結成：平 11.6.18
128	一ヶ谷団地自主防災会	一ヶ谷町の一部	91	結成：平 11.6.20
129	仁川五ヶ山町自治会自主防災会	仁川五ヶ山町	149	結成：平 11.8.7
130	甲子園口北町防災会	甲子園口北町	1,184	結成：平 12.1.29
131	越水自治会自主防災会	西田町、桜谷町、越水町、神垣町、 室川町、柳本町、大社町、城山、 奥畑の一部	5,512	結成：平 12.2.8
132	二見町防災会	二見町	795	結成：平 12.3.16
133	弓場町自治会自主防災会	弓場町	771	結成：平 12.10.20
134	屋敷町自治会自主防災会	屋敷町	491	結成：平 12.11.1
135	平松町自治会自主防災会	平松町	433	結成：平 12.11.1
136	本町自治会自主防災会	本町	622	結成：平 12.12.1
137	安井町自治会自主防災会	安井町	395	結成：平 12.12.1
138	青木町自治会自主防災会	青木町	1,118	結成：平 13.1.1
139	川東町自治会自主防災会	川東町	596	結成：平 13.2.1
140	東山台ハイツ防災会	東山台 2 丁目の一部	81	結成：平 13.3.2
141	甲東園一二三会防災会	甲東園 1～3 丁目	1,243	結成：平 13.3.21
142	東 山 台 地 区 連 合 防 災 会	東山台 2 丁目自主防災会	167	結成：平 13.3.25
143		東山台グランドメゾン防災会	143	結成：平 13.3.25
144		シェラビア東山台二番街自治会防災組織	62	結成：平 13.5.20
145		ウインディヒルズ見晴らしの丘自主防災会	22	結成：平 13.6.1
146		シェラビア東山台一番街地区防災会	26	結成：平 13.9.1
147		ウインディヒルズⅠ・Ⅱ番館自主防災会	110	結成：平 13.12.1
148		東山台パークハウス防災会	104	結成：平 14.3.31
149		ソラーナ西宮名塩防災会	57	結成：平 14.9.15
150		東山台シェラビア四番街防災会	51	結成：平 14.12.1
151		東山台 4 丁目東防災会	90	結成：平 15.6.1
152		グリーンヒルズ東山台自主防災会	82	結成：平 16.6.1
153		ナシオンヒルズ自主防災会	166	結成：平 16.9.1
154		シェラビア東山台五番街自主防災会	75	結成：平 16.10.1
155		東山台 4 丁目西防災会	202	結成：平 18.4.1
156		シェラビア三番街自主防災会	22	結成：平 18.10.1
157		シーズズガーデン自主防災会	201	結成：平 20.9.1

No.	防災会名		区 域	区域内 世帯数	備 考
158	春風自主防災会		上甲子園 1～5 丁目、 今津野田町、今津上野町、 甲子園春風町、甲子園浦風町、 甲子園浜田町、甲子園砂田町、 甲子園六石町、甲子園三保町	7,202	結成：平 13.4.7
159	東山台 3 丁目地区防災会		東山台 3 丁目	463	結成：平 13.5.25
160	寿町防災会		寿町	521	結成：平 13.7.15
161	一里山町紀会自主防災会		一里山町の一部	200	結成：平 13.9.22
162	東山台市営住宅自主防災会		東山台 1 丁目の一部	48	結成：平 13.10.1
163	中屋町自主防災会		中屋町	509	結成：平 13.10.28
164	常磐町自治会自主防災会		常磐町	431	結成：平 13.11.27
165	自治会連合 香榎園南西地区 合防災会	大浜・葭原町自治会自主防災会	上葭原町、中葭原町、下葭原町、大浜町	1,445	結成：平 14.1.17
166		中浜・堀切町自治会自主防災会	中浜町、堀切町	824	
167		川西町自治会自主防災会	川西町	457	
168	苦楽園自主防災会		苦楽園一番町～六番町	2,051	結成：平 14.4.1
169	分銅町自治会自主防災会		分銅町	422	結成：平 14.6.1
170	川添町自主防災会		川添町	573	結成：平 14.10.26
171	仁川町 1 丁目防災会		仁川町 1 丁目	281	結成：平 15.6.21
172	伏原町自主防災会		伏原町	783	結成：平 16.3.13
173	上ヶ原福祉会防災会		上ヶ原一番町～十番町、 上ヶ原山手町の一部	1,500	結成：平 16.6.1
174	松山町自主防災会		松山町	966	結成：平 16.6.6
175	西宮名塩東山グリーンマンション自主防災会		塩瀬町名塩の一部	81	結成：平 16.8.1
176	宮前町自治会自主防災会		宮前町	06	結成：平 16.10.1
177	上ヶ原四番町団地防災会		上ヶ原四番町の一部	680	結成：平 17.6.12
178	仁川町 3 丁目防災会		仁川町 3 丁目	459	結成：平 17.8.6
179	仁川百合野町防災会		仁川百合野町	420	結成：平 17.9.3
180	仁川町 5 丁目 A 地区自主防災会		仁川町 5 丁目の一部	84	結成：平 17.9.30
181	上ヶ原八番町南地区団地防災会		上ヶ原八番町の一部	140	結成：平 17.10.4
182	鷺林寺・剣谷・柏堂地域連合防災会		鷺林寺町、鷺林寺南町、柏堂町、 柏堂西町、剣谷町、 夙川台サンハイツの一部	1,144	結成：平 17.11.26
183	上甲東園 4 丁目自主防災会		上甲東園 4 丁目の一部	185	結成：平 17.12.13
184	甲風園 3 丁目自主防災会		甲風園 3 丁目	339	結成：平 18.1.19
185	仁川町 4 丁目防災会		仁川町 4 丁目	279	結成：平 18.1.31

No.	防災会名	区 域	区域内 世帯数	備 考
186	上甲東園 2 丁目自主防災会	上甲東園 2 丁目	374	結成：平 18.1.31
187	上甲東園 1 丁目自主防災会	上甲東園 1 丁目の一部	499	結成：平 18.3.26
188	上広田・北一ヶ谷自主防災会	上ヶ原九番町・上ヶ原十番町・ 一ヶ谷町の一部	259	結成：平 18.3.26
189	上甲東園 1 丁目南地区自主防災会	上甲東園 1 丁目の一部	153	結成：平 18.4.23
190	ペルーフ西宮山手・みのり自主防災会	上ヶ原八番町の一部	100	結成：平 18.5.1
191	上甲東園 3 丁目自主防災会	上甲東園 3 丁目	377	結成：平 18.6.1
192	高木東部地区自主防災会	高木東町・大森町の一部	155	結成：平 18.10.1
193	建石町自主防災会	建石町	378	結成：平 18.11.1
194	末広町自治会自主防災会	末広町	443	結成：平 18.11.1
195	市庭・社家町自主防災会	市庭町、社家町	473	結成：平 19.2.1
196	浜町自主防災会	浜町の一部	311	結成：平 19.4.22
197	松並町自主防災会	松並町	807	結成：平 19.6.1
198	宮西町自治会自主防災会	宮西町	659	結成：平 19.10.13
199	南郷町自主防災会	南郷町	376	結成：平 19.10.21
200	千歳町自治会自主防災会	千歳町	447	結成：平 19.12.1
201	高木西部自治会防災会	高木西町・長田町の一部	223	結成：平 20.4.13
202	西宮マリナパークシティ・桜のまち自主防災会	西宮浜 4 丁目の一部	551	結成：平 20.9.28
203	西波止町自主防災会	西波止町	221	結成：平 21.6.18
204	西宮マリナパークシティ・杜のまち自主防災会	西宮浜 4 丁目の一部	485	結成：平 23.10.23
205	鳴尾浜連絡会防災部会	鳴尾浜 1 丁目～3 丁目	23	結成：平 24.1.25
206	一里山みなみ防災会	一里山町の一部	325	結成：平 24.2.13
207	甲子園九番町自主防災会	甲子園九番町の一部	586	結成：平 24.3.1
208	戸田町自治会自主防災会	戸田町	1,052	結成：平 24.4.2
209	クレアフォート自主防災会	浜町の一部	181	結成：平 25.1.20
210	熊野町自主防災会	熊野町	1,142	結成：平 25.4.2
211	荒戎町自主防災会	荒戎町	340	結成：平 26.4.10

No.	防災会名	区 域	区域内 世帯数	備 考
212	西宮マリナパークシティ・花のまち 自主防災会	西宮浜 4 丁目の一部	143	結成：平 26.10.26
213	江上町自主防災会	江上町	515	結成：平 26.11.22
214	ラピタス自主防災会	両度町の一部	426	結成：平 27.4.12
215	国見台 4 丁目自治会自主防災会	国見台 4 丁目の一部	47	結成：平 27.8.1
216	中地区防災会	中前田町、中須佐町の一部	1,196	結成：平 28.4.1
217	西宮北口南自治会自主防災会	両度町、高松町の一部	1,232	結成：平 28.5.1
218	櫛塚町防災会	櫛塚町	872	結成：平 28.7.26
219	エル夙川自主防災会	神楽町の一部	118	結成：平 28.9.17
220	平木町防災会	平木町	510	結成：平 29.7.1
221	樹のまち自主防災会	高須町 1 丁目の一部	616	結成：平 29.7.28
222	神楽町自主防災会	神楽町の一部	467	結成：平 30.3.11
223	城ヶ堀町防災会	城ヶ堀町	523	結成：平 30.5.19
224	西宮北口町防災会	北口町（1 番街区を除く）	472	結成：平 31.4.28
225	セシリア防災会	上ヶ原山田町の一部	112	結成：令 2.4.1
226	ロイヤルアーク甲子園フローレス 自主防災会	甲子園九番町の一部	451	結成：令 2.11.22
227	ロイヤル西宮駅前アイシス自主防災会	馬場町の一部	66	結成：令 5.1.31
令和 6 年 4 月 1 日現在の結成状況 合計 227 防災会 372 自治会等 結成世帯数 207,930 世帯 世帯カバー率 90.9% 西宮市全世帯数 228,884 世帯（令和 5 年 12 月 31 日現在）				

資料 7 - 5 西宮市消防協力隊結成状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

No	事業所名	所在地	登録隊員数（人）
1	伊藤ハム米久フーズ株式会社 西宮工場	高畑町 4 -27	10
2	新明和工業株式会社	宝塚市新明和町 1 - 1	10
3	JFE アドバンテック株式会社	高畑町 3 -48	10
4	JFE スチール株式会社東日本製鉄所西宮工場	朝風町 1 -50	100
5	日本盛株式会社	用海町 4 -57	10
6	株式会社 指月電機製作所	大社町 1 0 - 4 5	34
7	大関株式会社	今津出在家町 4 - 9	120
8	阪急電鉄株式会社西宮車庫	長田町 1 - 7	57
9	辰馬本家酒造株式会社	建石町 2 -10	6
10	ダイハツ工業株式会社西宮部品センター	山口町阪神流通センター1 丁目 78-1	210
11	ロジスティックコラボネクト株式会社 近畿営業所	山口町阪神流通センター1 丁目 52	12
12	医療法人信和会 明和病院	上鳴尾町 4 -31	10
13	鳴尾浜連絡会	鳴尾浜 1 丁目 25-1 テクオス(株)内	300
14	株式会社甲子園オートセンター	高須町 1 丁目 3 - 1	10
15	阪急バス株式会社山口営業所	山口町阪神流通センター 1 丁目 1	10
16	読売ゴルフ株式会社	塩瀬町名塩 5313- 1	23
17	西宮浜産業団地協議会	西宮浜 1 丁目 31 西宮浜産業交流会館内	741
18	一般社団法人 西宮市医師会	染殿町 8 - 3	10
19	阪急バス株式会社 西宮営業所	深津町 7 - 5	5
20	学校法人 関西学院	上ヶ原一番町 1 -155	100
21	阪神流通センター協同組合連合会	山口町阪神流通センター 1 丁目 31	97
22	医療法人財団 樹徳会 上ヶ原病院	上ヶ原十番町 1 -85	10
23	株式会社 戸崎組	西波止町 6 番 35 号	10
24	第一建設機械工 株式会社	今津港町 2 -30	6
25	徳山土木 株式会社	生瀬東町 2 -16	20
計 25 事業所			1,931 人

資料 7 - 6 避難支援団体登録状況

令和 6 年 11 月 30 日現在

No.	代表団体名	活動区域	登録日
1	甲子園口 4 丁目南自治会	甲子園口 4 丁目 11～22 番	平成 27 年 7 月 13 日
2	甲子園二・三番町自治会	甲子園二番町、甲子園三番町	平成 27 年 8 月 11 日
3	弓場町みまもり支援会	弓場町	平成 27 年 9 月 16 日
4	川添町自治会	川添町	平成 27 年 10 月 22 日
5	一里山町紀会	一里山町 11～20 番	平成 28 年 1 月 19 日
6	グリーンサガ ー甲子園団地自治会	南甲子園 1 丁目 9 番	平成 28 年 1 月 21 日
7	甲子園口東弁天自治会	甲子園口 2 丁目 17 番・18 番・20～28 番	平成 28 年 2 月 2 日
8	鷺林寺・柏堂・剣谷地域連合防災会	鷺林寺町、鷺林寺 1 丁目・2 丁目、湯元町、北山町 1-94～115、鷺林寺南町、剣谷町、柏堂西町、柏堂町（夙川台サンハイツ A～D 棟を除く）、夙川台サンハイツ B 棟（柏堂町 7 番 7 号・25 号）	平成 28 年 3 月 22 日
9	甲子園口 4 丁目北自治会	甲子園口 4 丁目 1～10 番	平成 28 年 4 月 15 日
10	清瀬台自治会	清瀬台	平成 28 年 5 月 20 日
11	津門綾羽町自治会	津門綾羽町	平成 28 年 8 月 22 日
12	松山町町内会	松山町	平成 28 年 9 月 1 日
13	段上町 5 丁目 A 自治会	段上町 5 丁目 5 番 10～19 号・6～8 番・10～14 番	平成 28 年 9 月 12 日
14	上山口東自治会	山口町上山口 2 丁目・3 丁目・4 丁目	平成 28 年 10 月 11 日
15	甲子園口北町町内会	甲子園口北町	平成 28 年 10 月 25 日
16	段上町 6 丁目 A 自治会	段上町 6 丁目 1～14 番（仁川フラット（6 番 2～4 号）を除く）・24 番 11～26 号	平成 28 年 10 月 28 日
17	段上町 5 丁目 B 自治会	段上町 5 丁目 1 番 8～15 号・42～48 号・2 番・3 番・4 番（2～11 号を除く）・9 番 1～4 号・36 号	平成 28 年 11 月 4 日
18	川西町自治会	川西町	平成 28 年 11 月 30 日
19	津田町自治会	津田町（5 番を除く）	平成 28 年 12 月 1 日
20	日野町自治会	日野町 1 番（7～24 号を除く）・2 番・3 番 24～23 号・4～11 番・12 番（10～19 号を除く）・15～18 番	平成 29 年 1 月 5 日
21	津門西口町自治会	津門西口町	平成 29 年 2 月 10 日
22	津門稲荷町自治会	津門稲荷町	平成 29 年 2 月 22 日
23	浜甲子園町会	浜甲子園 1 丁目・2 丁目・3 丁目 3 番・4 番・9～12 番、南甲子園 2 丁目 19 番・20 番（一部を除く）	平成 29 年 2 月 23 日
24	津門大筒町自治会	津門大筒町（ルネシティ西宮津門（5 番 17・40 号、8 番 39 号）を除く）	平成 29 年 3 月 6 日
25	船坂自治会	山口町船坂	平成 29 年 6 月 23 日

No.	代表団体名	活動区域	登録日
26	下大市自治会	上大市2丁目1番29号、下大市東町6番11号、12番1・3～5・13号、13番～24番、25番1・4・5号、26番～33番、34番1・4・5・10・26・30号、38番4・8・24号、下大市西町1番～5番、6番1・2・13・19～21・34・37号、7番8・19～22・24・25号、8番25・26・28号、10番1・3・13～26・28～31・33号、11番18・20・21号、12番16号、大島町、若山町、門前町	平成29年10月24日
27	用海地区団体協議会	池田町、松原町、与古道町、染殿町、用海町、石在町、東町1丁目、東町2丁目、浜松原町	平成29年11月21日
28	中浜・堀切町自治会	中浜町、堀切町	平成30年10月29日
29	甲子園九番町自治会	甲子園九番町1～9番、12～15番(15番14号を除く)	平成31年2月4日
30	安井地区自治会連合会	分銅町、千歳町、寿町、安井町、末広町、平松町、城ヶ堀町、江上町、櫛塚町	平成31年3月29日
31	松下町自治会	松下町	令和1年11月5日
32	上ヶ原八番町南団地運営委員会	上ヶ原八番町2番5～8番、上ヶ原八番町3番9～10	令和4年8月12日
33	高座町自治会	高座町	令和4年11月24日
34	西宮市名塩自治会	名塩1丁目全域(1～32番を除く)、名塩2丁目全域(22・23番地を除く)、名塩東久保全域(3～5番を除く)、名塩木之元全域(7・8・19番を除く)	令和5年12月5日
35	段上町6丁目東自治会	段上町6丁目15～21番、22番(15号スカイマンションを除く)、23番(聖徳園(1号)を除く)、24番(段上町6丁目A自治会区域(11～26号)を除く)	令和6年7月3日
36	昭和園自主防災会	北昭和町、丸橋町1～7番、能登町3番1～3・5～7・9・10・12(一部のみ)・18～22・27(サンベールハイツのみ)・30・32号、4番2～4・28・29・32～38号	令和6年8月13日
37	ジークレフ西宮鳴尾マンション管理組合	鳴尾町2丁目20番21号	令和6年9月30日
38	浜田福祉会	甲子園浜田町、甲子園砂田町、甲子園六石町、甲子園三保町	令和6年10月7日
39	久寿川みどりのまち福祉会	今津久寿川町6～9・10(市営住宅(2・3号)を除く)・11番(市営住宅(1号)を除く)	令和6年11月1日
40	今津久寿川団地自治会	今津久寿川町10番2・3号、11番1号(市営住宅のみ)	令和6年11月22日

資料 7 - 7 市内医療関係組織

(1) 病院の名称・所在地・病床数

令和 6 年 4 月 1 日現在

病院名	所在地	病床数					
		精神	結核	感染症	療養	一般	合計
西宮市立中央病院	林田町 8 番 24 号					257	257
兵庫県立西宮病院	六湛寺町 13 番 9 号					400	400
西宮回生病院	大浜町 1 番 4 号				60	120	180
谷向病院	今津水波町 6 番 30 号		28		60	92	180
仁明会病院	甲山町 53 番地 20	310					310
明和病院	上鳴尾町 4 番 31 号					257	257
熊野病院	下大市西町 14 番 13 号				20		20
西宮協立脳神経外科病院	今津山中町 11 番 1 号					167	167
笹生病院	弓場町 5 番 37 号					195	195
三好病院	甲子園口北町 24 番 9 号				44	60	104
西宮渡辺病院	室川町 10 番 22 号				40	140	180
有馬病院	山口町下山口 1637 番地 5	360					360
西宮すなご医療福祉センター	武庫川町 2 番 9 号					182	182
兵庫医科大学病院	武庫川町 1 番 1 号	44				919	963
布谷整形外科病院	東鳴尾町 1 丁目 7 番 26 号				53	33	86
北摂中央病院	塩瀬町生瀬 1281 の 5				190		190
上ヶ原病院	上ヶ原十番町 1 番 85 号				57	67	124
アガベ甲山病院	甲山町 53 番地 4				151	48	199
高田上谷病院	山口町上山口 4 丁目 26 番 14 号					88	88
協和マリナホスピタル	西宮浜 4 丁目 15 番 1 号					140	140
西宮協立リハビリテーション	鷲林寺南町 2 番 13 号				120		120
西宮渡辺心臓脳・血管センター	池田町 3 番 25 号					112	112
西宮敬愛会病院	深津町 7 番 5 号				231		231
西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	前浜町 4 番 3 号					34	34
めいわりハビリテーション病院	甲子園九番町 15 番 22 号				53	100	153
計		714	28	0	1,079	3,411	5,232

(2) 第1次救急医療機関

令和6年4月現在

科	医療機関名	住所	電 話	F A X
外科	おおの整形外科・リウマチ科	今津社前町 1-11 スリー壱番館 1F	33-9111	33-9123
	岡田クリニック	甲子園六番町 14-25	41-3322	41-3378
	片岡クリニック	六軒町 3-8-101	73-0871	73-1371
	山王クリニック	羽衣町 5-33	37-1033	37-1033
	永田整形外科	甲子園九番町 2-25	45-2321	48-3516
	にし整形外科	今津山中町 12-25 ビグビル 1F	36-4160	36-4161
	のり整形外科クリニック	甲子園六番町 18-16	45-2233	45-2230
	はら外科胃腸科クリニック	北口町 1-2 ACTA 西宮東館 4F	69-1180	69-1181
	吉岡整形クリニック	和上町 6-6	36-3360	36-3360
	笹生病院	弓場町 5-37	22-3535	22-3555
	谷向病院	今津水波町 6-30	33-0345	22-8740
	西宮回生病院	大浜町 1-4	33-0601	22-9920
	西宮市立中央病院	林田町 8-24	64-1515	67-4811
	西宮渡辺病院	室川町 10-22	74-2630	74-7257
	三好病院	甲子園口北町 24-9	67-3505	67-4255
	明和病院	上鳴尾町 4-31	47-1767	47-7613
	高田上谷病院	山口町上山口 4-26-14	078-903-3333	078-903-3332
小児科	関小児科	甲子園二番町 2-21	47-0015	47-0088
内科	上ヶ原病院	上ヶ原十番町 1-85	52-2001	52-2565
	笹生病院	弓場町 5-37	22-3535	22-3555
	西宮回生病院	大浜町 1-4	33-0601	22-9920
	西宮渡辺病院	室川町 10-22	74-2630	74-7257
	西宮渡辺心臓脳・血管センター広田クリニック	柳本町 8-36	81-5310	81-5320
	西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	前浜町 4-3	39-0188	39-0189
	三好病院	甲子園口北町 24-9	67-3505	67-4255
	明和病院	上鳴尾町 4-31	47-1767	47-7613
産婦人科	高橋産婦人科クリニック	和上町 6-22	33-0150	35-5019
	宮本レディースクリニック	樋之池町 5-22	75-1103	75-1123
	明和病院	上鳴尾町 4-31	47-1767	47-7613
	レディース&マタニティクリニック サンタクルス ザ シュクガワ	相生町 8-15	75-1188	75-1135

(3) 第2次救急医療機関（災害医療病院）

災害対応病院 ※災害拠点病院の兵庫県立西宮病院を除く 11 病院

（主に第1次救急を担当する医療機関から転送される重症患者の救急医療を担当する）

医療機関名		住所	電 話	FAX
1	西宮協立脳神経外科病院	今津山中町 11-1	33-2211	33-2438
2	笹生病院	弓場町 5-37	22-3535	22-3400
3	谷向病院	今津水波町 6-30	33-0345	22-8740
4	三好病院	甲子園口北町 24-9	67-3505	67-4255
5	明和病院	上鳴尾町 4-31	47-1767	47-7613
6	西宮渡辺病院	室川町 10-22	74-2630	74-7257
7	西宮渡辺心臓脳・血管センター	池田町 3-25	36-1880	36-1199
8	西宮市立中央病院	林田町 8-24	64-1515	67-4811
9	兵庫県立西宮病院	六湛寺町 13-9	34-5151	23-4594
10	高田上谷病院	山口町上山口 4丁目 26-14	078-903-3333	078-903-3332
11	上ヶ原病院	上ヶ原十番町 1-85	52-2001	52-2565
12	西宮回生病院	大浜町 1-4	33-2211	33-2438

(4) 第2次小児救急医療機関

（主に第1次救急を担当する医療機関から転送される小児科重症患者の救急医療を担当する）

医療機関名		住所	電 話
1	西宮回生病院	大浜町 1-4	33-0601
2	明和病院	上鳴尾町 4-31	47-1767
3	西宮市立中央病院	林田町 8-24	64-1515
4	兵庫県立西宮病院	六湛寺町 13-9	34-5151
5	兵庫医科大学病院	武庫川町 1-1	45-6111

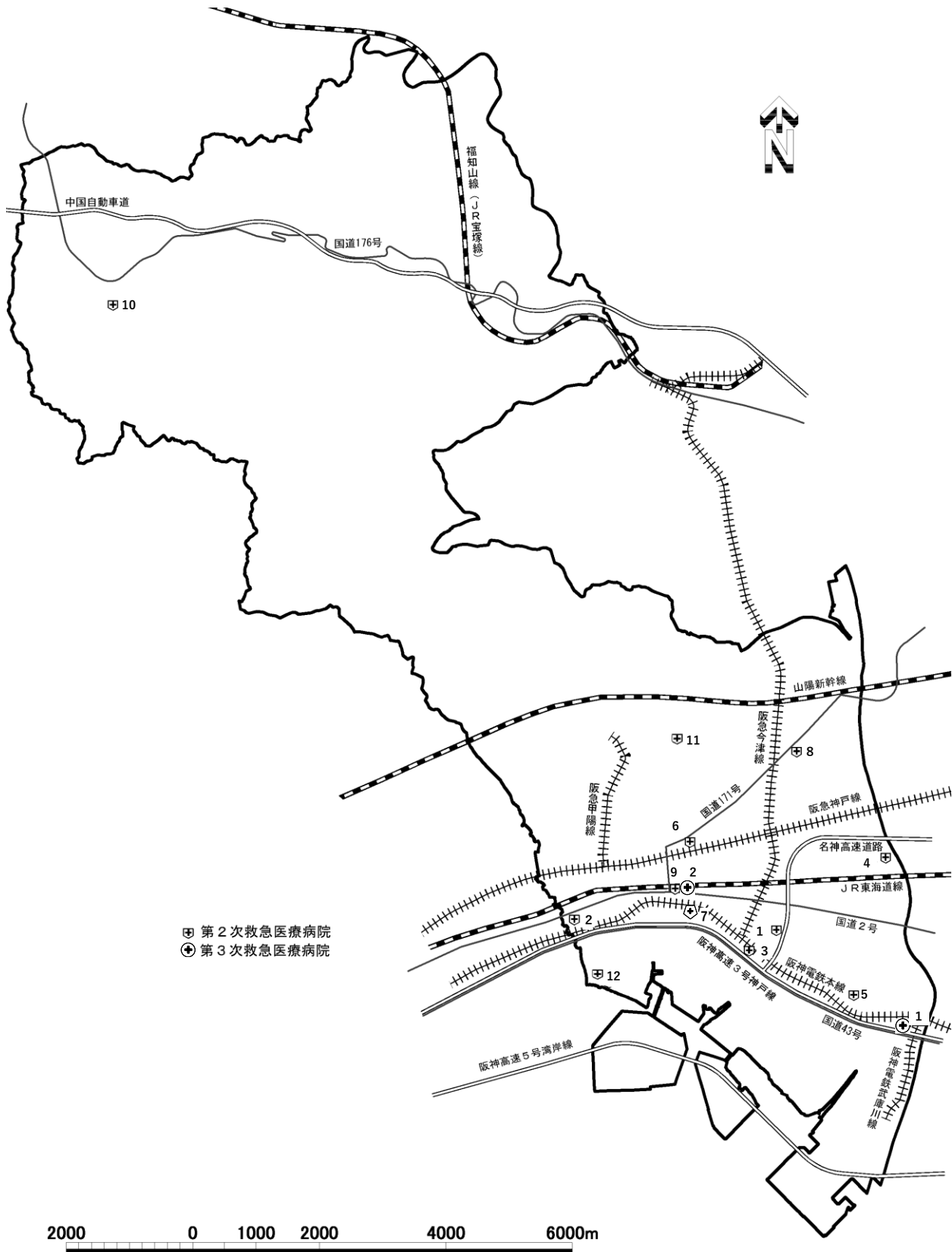
(5) 第3次救急医療機関（災害拠点病院）

（脳卒中や心筋梗塞などの重篤患者の救命救急医療を担当する。）

医療機関名		住所	電 話
1	兵庫医科大学病院（救命救急センター）	武庫川町 1-1	45-6111
2	兵庫県立西宮病院（救命救急センター）	六湛寺町 13-9	34-5151

※兵庫医科大学病院・兵庫県立西宮病院は、災害時に被災患者の受入れ・治療、救護班の派遣等を行う「災害拠点病院」の指定を受けている。

(6) 医療機関分布図

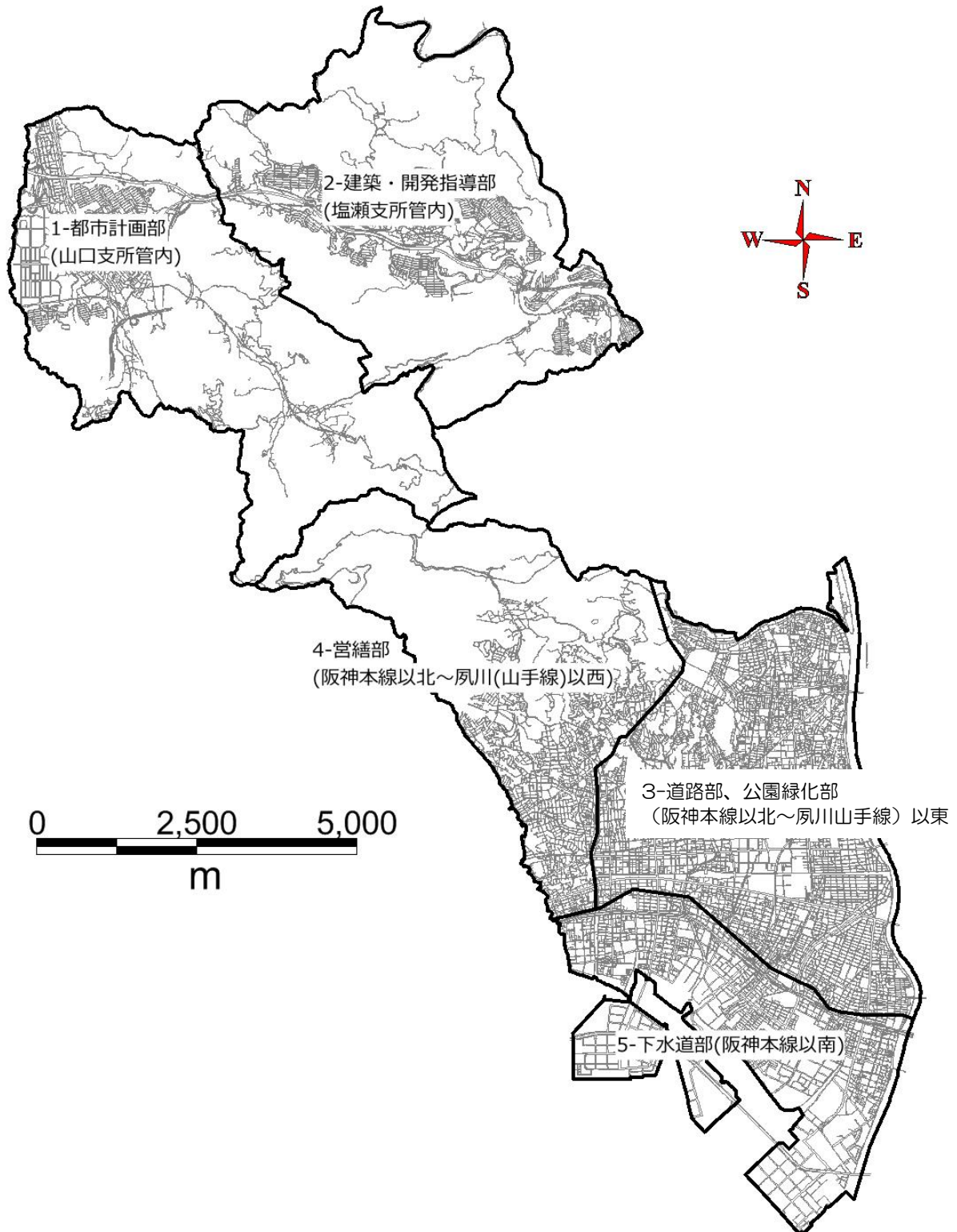


(7) 救護所の設置予定場所

地 域 防 災 ブ ロ ッ ク		救 護 所 設 置 予 定 場 所	所 在 地	電 話 番 号
1	西宮浜地区	西宮浜義務教育学校 (旧西宮浜小学校)	西宮浜 4 丁目 3 -12	32-0251
2	高須地区	高須西小学校	高須町 2 丁目 1 -44	41-1950
3	鳴尾地区	鳴尾東小学校	笠屋町 30-50	47-1073
4	小松地区	鳴尾北小学校	学文殿町 2 丁目 2-7	47-1051
5	上甲子園地区	上甲子園小学校	甲子園口 5 丁目 9-4	67-1518
6	今津地区	用海小学校	用海町 3 -54	33-0760
7	浜脇地区	浜脇小学校	浜脇町 5 -48	33-0668
8	瓦木地区	深津小学校	深津町 5 -22	64-7241
9	北口地区	高木小学校	高木西町 25-27	67-2567
10	芦原平木地区	平木小学校	平木町 4 - 1	64-4000
11	大社地区	安井小学校	安井町 1 -25	36-1422
12	上ヶ原地区	中央体育館	河原町 1 -16	74-0720
		広田小学校	愛宕山 7 -24	74-4213
13	甲東地区	甲東小学校	神呪町 3 -33	51-6677
14	段上地区	段上西小学校	段上町 2 丁目 8 -24	53-0560
15	甲陽園地区	甲陽園小学校	甲陽園本庄町 1 -72	73-4671
16	苦楽園地区	苦楽園小学校	苦楽園二番町 18-12	72-9803
17	夙川地区	北夙川小学校	石芻町 11-21	74-7009
18	生瀬地区	生瀬小学校	生瀬町 2 丁目 26-24	0797-86-4601
19	名塩地区	名塩小学校	名塩 2 丁目 11-40	0797-61-0624
20	山口地区	北六甲台小学校	北六甲台 5 丁目 4 - 1	078-903-2800

※被災状況に応じて、設置場所の変更及び増設を行うものとする。

資料 7 - 8 災対技術局及び災対給水技術局担当区域



資料 7 - 9 原子力事故関係組織

(1) 市内放射性障害防止法対象事業所

令和 6 年 4 月 1 日現在

	事業所	所在地
1	兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町 13- 9
2	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町 1 - 1
3	JFE スチール株式会社東日本製鉄所西宮工場	西宮市朝風町 1 -50
4	兵庫医科大学共同利用研究施設 放射性同位元素等使用室	西宮市武庫川町 1 - 1
5	明和がんセンタークリニック	西宮市上鳴尾町 3 -39
6	武庫川女子大学 生活環境学部	西宮市池開町 6 -46
7	西宮市立中央病院	西宮市林田町 8 -24
8	六基産業株式会社	西宮市小松南町 1 丁目 2 - 5
9	株式会社レックス	西宮市西宮浜 3 丁目 29
10	日本管財株式会社	西宮市六湛寺町 9 -16
11	有限会社ヤマモトエフディエス	西宮市越水町 7 - 7
12	西宮市消防局警防課	西宮市池田町 13- 3
13	大阪ガス株式会社 導管事業部兵庫導管保全チーム 他工事阪神グループ	西宮市津門住江町 13-11
14	株式会社ウィルヘルムセン・シッパス・エクイップメント	西宮市今津西浜町 2 -63
15	山本環境整備株式会社	西宮市鳴尾浜 1 - 6
16	甲南防災設備株式会社	西宮市津門稲荷町 6 -13
17	株式会社アルプス物流 西宮倉庫	西宮市鳴尾浜 1 丁目 20- 2

(2) 緊急時対応可能医療機関一覧

(関西広域連合防災減災プラン(原子力災害編)より抜粋)

○ 関西の被ばく医療機関

府県	区分	医療機関名	所在地	機関数
京都府	初期	医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	亀岡市	16
		亀岡市立病院	亀岡市	
		公立南丹病院	南丹市	
		国保京丹波町病院	京丹波町	
		市立福知山市民病院	福知山市	
		医療法人医誠会 京都ルネス病院	福知山市	
		国民健康保険新大江病院	福知山市	
		公益社団法人京都保健会 京都協立病院	綾部市	
		綾部市立病院	綾部市	
		独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	舞鶴市	
		舞鶴赤十字病院	舞鶴市	
		国家公務員共済組合連合会 舞鶴医療センター	舞鶴市	
		京都府立与謝の海病院	与謝野町	
		財団法人丹後中央病院	京丹後市	
		京丹後市立弥栄病院	京丹後市	
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市	
	二次	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	京都市	1
大阪府	初期	府立泉州救命救急センター	泉佐野市	2
		府立中河内救命救急センター	東大阪市	
	二次	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市	1
福井県	初期	独立行政法人国立病院機構 福井病院	敦賀市	8
		市立敦賀病院	敦賀市	
		杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市	
		社会保険高浜病院	高浜町	
		福井赤十字病院 (支援)	福井市	
		福井県済生会病院 (支援)	福井市	
		福井社会保険病院 (支援)	勝山市	
		公立南丹病院 (支援)	鯖江市	
	二次	福井県立病院緊急時医療対策施設	福井市	2
		福井大学医学部附属病院 (支援)	永平寺町	

計 30

[三次被ばく医療機関]

- ・全国及び東日本ブロック…放射線医学総合研究所 (千葉市)
- ・西日本ブロック …広島大学 (広島市)

初期：被ばくした患者を最初に外来診療することを念頭に置いた施設。入院が必要な場合は、2次・3次機関へ転送。

二次：除染設備やホールディスクンタ等の施設を有し、入院診療を念頭に置いた施設。

三次：重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

8. 市内防災施設・設備等

資料 8 - 1 指定緊急避難場所一覧（公共の施設・公園）

一覧表の見方

① 災害種別

指定緊急避難場所は切迫した危険から逃れるための避難場所であり、下枠内の災害の種類ごとに指定する。

- 「土砂」：大雨や地震等が引き金となって発生する崖崩れ、土石流及び地滑り等の災害を想定
- 「洪水」：発生頻度が 1,000 年以上に 1 回の大雨の降雨により、主要な河川がはん濫する災害を想定（武庫川、夙川、新川、東川、津門川、洗戎川、堀切川、芦屋川、宮川、有馬川）
“武庫川”については、武庫川水系のうち有馬川以外の西川、畑川、名塩川、太田多川、猪切谷川、どん尻川、船坂川を含む
- 「高潮」：最大規模の台風による高潮により、堤防等は潮位や波が一定に達した段階で堤防等が破壊する災害を想定（高潮による海岸からの浸水と同時に、河川からの洪水を考慮）
[台風の中心気圧：910hPa（室戸台風規模）、西宮市最大潮位：5.5m（海岸線から沖合 30m 地点）]
- 「津波」：南海トラフ地震（M9.1）による津波を想定し、満潮時に津波が到達する災害を想定（膨張門扉等は耐震性を有し、自動化された施設、常時閉鎖の施設以外は開放状態で、防潮堤は津波が越流した場合に破堤する条件）[最大震度：6 弱、最高津波水位：3.7m]
- 「大火」：大規模な地震やその他の要因により大規模な火事発生又は発生の危険性が高まった場合を想定

② 指定と注記

指定緊急避難場所を災害種別ごとに指定している。（一部、条件付き）

- 「○」：指定（避難することができる）
- 「△、▲」：条件付きで指定（注意が必要、下枠内の注記を確認）
- 「×」：未指定（避難することができない）
- 「－」：対象外（その災害で避難することを想定していない）

「△数字」：数字階以上へ避難（例「△2」：2 階以上へ避難）

「△」：運動場のみ使うことができる

「▲」：以下のとおり個別の注意が必要

No.025_鳴尾北小学校	「大火」	南運動場のみ
No.064_深津中学校	「大火」	西グラウンドのみ
No.120_生瀬小学校	「土砂」	まずは北校舎へ避難
No.122_名塩小学校	「土砂」	敷地の一部が土砂災害のおそれあり
	「洪水」	まずは体育館へ避難
No.124_塩瀬中学校	「土砂」	川沿いの斜面が土砂災害のおそれあり
No.127_山口小学校	「土砂」	正門が土砂災害のおそれあり、早めに避難
No.129_船坂里山学校	「土砂」	体育館へ避難（木造校舎は使用不可）

③ 指定避難所との重複

指定避難所と重複する施設については下枠内のとおり分類する。

「一般」：指定一般避難所（災害時に帰宅ができない等の場合において、一定期間避難生活の場となる施設（施設の被災状況を確認したうえで、原則、市が開設））

「福祉」：指定福祉避難所（避難所生活において特別な配慮が必要な方を受け入れ、一定期間避難生活の場となる施設）

資料 8-1 「指定緊急避難場所一覧（公共の施設・公園）」参照

④ 他の重複する施設の位置づけ

他の重複する施設の位置づけについては下枠内のとおり分類する。

「一次」：一次避難地（災害から身を守るために緊急的・一時的に避難する場所）

「広域」：広域避難地（同上）

「津ビ」：津波避難ビル（津波の発生により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所）

⑤ その他

- ・地区防災ブロックについて

資料 8-7 「地区防災ブロック図」のとおりとする。

- ・No.について

西宮市防災マップ（ハザードマップ）の番号を記載しており、下枠内のとおり分類する。

「001～199」：指定一般避難所を兼ねた屋内の指定緊急避難場所

「200～299」：指定福祉避難所を兼ねた屋内の指定緊急避難場所

「300～399」：公共の津波避難ビル

「500～599」：屋外の指定緊急避難場所

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
1	西宮浜	西宮浜義務教育学校（西校舎）	西宮浜4-3-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×	一般	津ビ
2	西宮浜	西宮浜義務教育学校（東校舎）	西宮浜4-2-31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	△	一般	津ビ
3	西宮浜	西宮浜公民館	西宮浜4-13-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
4	高須	県立西宮南高等学校	高須町2-1-43	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
5	高須	高須小学校	高須町1-1-41	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	△	一般	津ビ
6	高須	高須西小学校	高須町2-1-44	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
7	高須	高須中学校	高須町2-1-48	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
8	高須	鳴尾南中学校	高須町1-1-36	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
9	高須	高須公民館	高須町2-1-35	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
10	鳴尾	鳴尾小学校	鳴尾町5-4-6	-	△3	△3	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
11	鳴尾	鳴尾東小学校	笠屋町30-50	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△4	△2	×	一般	津ビ
12	鳴尾	甲子園浜小学校	古川町1-65	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
13	鳴尾	南甲子園小学校	南甲子園3-9-16	-	△2	△2	-	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
14	鳴尾	鳴尾中学校	甲子園八番町1-26	-	△3	△3	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
15	鳴尾	浜甲子園中学校	古川町2-60	-	△3	△3	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
16	鳴尾	市立西宮東高等学校	古川町1-12	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
17	鳴尾	鳴尾公民館	鳴尾町1-8-2	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
18	鳴尾	鳴尾東公民館	東鳴尾町1-9-1	-	×	×	-	○	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
19	鳴尾	南甲子園公民館	甲子園九番町15-40	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
20	鳴尾	鳴尾体育館	上田西町4-43	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
21	鳴尾	浜甲子園センター	枝川町19-10	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
22	鳴尾	鳴尾中央センター	鳴尾町3-5-14	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
23	鳴尾	鳴尾センター	笠屋町19-1	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
24	小松	小松小学校	小松東町1-3-59	-	△3	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
25	小松	鳴尾北小学校	学文殿町2-2-7	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	▲	一般	津ビ
26	小松	学文中学校	学文殿町1-5-7	-	△3	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
27	小松	学文公民館	学文殿町2-4-24	-	△3	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
28	小松	八ツ松市民館	甲子園六番町11-12	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
29	小松	小松センター	小松北町2-4-1	-	△3	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
30	上甲子園	上甲子園小学校	甲子園口5-9-4	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△2	○	×	一般	津ビ
31	上甲子園	春風小学校	上甲子園3-8-39	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
32	上甲子園	西宮支援学校	甲子園春風町2-29	-	△3	△3	-	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
33	上甲子園	上甲子園中学校	上甲子園4-9-11	-	×	△2	-	×	○	-	-	-	-	-	△3	○	△	一般	津ビ
34	上甲子園	春風公民館	甲子園春風町2-21	-	△3	△3	-	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
35	上甲子園	上甲子園公民館	甲子園口3-9-26	-	△2	△2	-	○	○	-	-	-	-	-	△2	○	×	一般	

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
36	上甲子園	甲子園口市民館	甲子園口6-6-20	-	△2	△2	-	○	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
37	上甲子園	上甲子園センター	甲子園口3-9-3	-	△2	△2	-	○	○	-	-	-	-	-	△2	○	×	一般	津ビ
38	上甲子園	瓦林公園センター	上甲子園3-7-4	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
39	今津	用海小学校	用海町3-54	-	△2	△2	△2	○	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
40	今津	今津小学校	今津二葉町4-10	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
41	今津	津門小学校	津門呉羽町5-13	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	○	×	一般	津ビ
42	今津	真砂中学校	今津真砂町1-10	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
43	今津	今津中学校	今津二葉町5-15	-	△3	△3	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
44	今津	今津公民館	今津水波町9-28	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
45	今津	用海公民館	石在町10-21	-	△2	△2	○	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
47	今津	網引市民館	甲子園網引町7-1	-	△2	△2	○	△2	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
48	今津	今津南市民館	今津出在家町10-5	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×	一般	津ビ
49	今津	津門市民館	津門綾羽町6-12	-	×	×	○	×	×	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
50	今津	今津体育館	今津真砂町1-4	-	×	△2	○	×	△2	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
51	今津	松原体育館	松原町2-41	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△2	○	×	一般	津ビ
52	浜脇	浜脇小学校	浜脇町5-48	-	△2	△2	△2	-	△2	△2	○	○	○	-	△3	△2	△	一般	津ビ
53	浜脇	香櫨園小学校	中浜町3-32	-	△2	○	△2	-	○	○	○	○	○	-	△3	△2	×	一般	津ビ
54	浜脇	浜脇中学校	宮前町3-5	-	△2	△2	△2	-	△2	△2	○	○	○	-	△3	△2	△	一般	津ビ

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
55	浜脇	教育文化センター	川添町15-26	-	△3	○	△3	-	○	○	○	○	○	-	△3	△2	×	一般	津ビ
56	浜脇	夙東市民館	川添町10-30	-	△2	○	△2	-	○	△2	○	○	○	-	×	×	×	一般	
57	浜脇	市庭市民館	市庭町7-13	-	△2	○	△2	-	○	○	○	○	○	-	×	×	×	一般	
59	浜脇	浜脇公民館	浜脇町5-14	-	△2	△2	△2	-	○	△2	○	○	○	-	△3	△2	×	一般	津ビ
60	浜脇	県立西宮香風高等学校	建石町7-43	-	△2	△2	△2	-	△2	△2	○	○	○	-	△3	△2	×	一般	津ビ
61	瓦木	瓦林小学校	瓦林町26-19	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
62	瓦木	瓦木小学校	大屋町10-20	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
63	瓦木	深津小学校	深津町5-22	-	△2	△2	-	-	△2	-	-	-	-	-	△2	-	△	一般	
64	瓦木	深津中学校	深津町6-75	-	△2	△2	-	-	△2	-	-	-	-	-	△2	-	▲	一般	
65	瓦木	北甲子園口市民館	松並町5-12	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	×	-	×	一般	
66	瓦木	瓦木公民館	瓦林町8-1	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
67	北口	高木小学校	高木西町25-27	-	△2	△2	-	-	△2	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
68	北口	樋ノ口小学校	樋ノ口町2-3-32	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
69	北口	甲武中学校	樋ノ口町1-7-55	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
70	北口	瓦木中学校	薬師町4-15	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
71	北口	高木公民館	高木東町15-10	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
72	北口	高木センター	伏原町1-58	-	△2	△2	-	-	△2	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
73	北口	北瓦木センター	上之町24-40	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
74	芦原平木	平木小学校	平木町4-1	-	×	△2	○	-	×	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
75	芦原平木	平木中学校	平木町6-19	-	×	△2	○	-	×	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
76	芦原平木	中央公民館	高松町4-8	-	△2	△2	○	-	△2	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
77	芦原平木	若竹生活文化会館	西福町15-12	-	△2	△2	○	-	△2	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
78	芦原平木	平木市民館	大畑町1-35	-	△2	△2	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
79	芦原平木	中市市民館	中前田町8-11	-	△2	○	○	-	△2	-	-	-	-	-	×	-	×	一般	
80	芦原平木	中央体育館分館	神祇宮町2-6	-	×	×	○	-	×	-	-	-	-	-	×	-	×	一般	
81	大社	神原小学校	神原12-62	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
82	大社	大社小学校	桜谷町9-7	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
83	大社	安井小学校	安井町1-25	○	△2	○	△2	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
84	大社	大社中学校	神原12-45	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
85	大社	六軒市民館	大社町12-26	○	×	○	○	-	×	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
86	大社	神原公民館	神原6-11	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
87	大社	大社公民館	柳本町1-37	○	△2	○	○	-	△2	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
88	大社	安井市民館	安井町2-4	○	△2	○	△2	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
89	上ヶ原	広田山荘	大社町7-17	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
90	上ヶ原	中央体育館	河原町1-16	○	△2	○	-	-	△2	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
91	上ヶ原	上ヶ原南小学校	上ヶ原九番町2-93	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
92	上ケ原	広田小学校	愛宕山7-24	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
93	上ケ原	上ケ原中学校	上ケ原九番町2-107	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
94	上ケ原	市立西宮高等学校	高座町14-117	×	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	△	一般	
95	甲陽園	上ケ原公民館	六軒町1-32	○	×	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
96	甲東	上ケ原市民館	上ケ原三番町6-22	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
97	上ケ原	能登運動場	能登町14-26	○	×	×	-	-	×	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
98	甲東	上ケ原小学校	上ケ原二番町3-13	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
99	甲東	甲東小学校	神呪町3-33	○	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
100	甲東	甲陵中学校	上甲東園2-11-20	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
101	甲東	甲東公民館	上甲東園2-11-60	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
102	甲東	甲東センター	甲東園3-2-29	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
103	段上	段上小学校	段上町7-5-21	○	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
104	段上	段上西小学校	段上町2-8-24	○	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
105	段上	段上公民館	段上町2-10-3	○	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
106	段上	段上センター	段上町2-10-23	○	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
107	段上	甲武体育館	上大市5-15-25	○	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
108	甲陽園	甲陽園小学校	甲陽園本庄町1-72	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
109	甲陽園	甲陽園市民館	甲陽園本庄町1-75	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
110	苦楽園	苦楽園小学校	苦楽園二番町18-12	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
111	苦楽園	苦楽園中学校	苦楽園三番町14-1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
112	夙川	越木岩公民館	樋之池町5-29	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
113	苦楽園	苦楽園市民館	苦楽園五番町3-25	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
114	苦楽園	柏堂市民館	柏堂町13-15	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
115	夙川	北夙川体育館	樋之池町11-33	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
116	夙川	北夙川小学校	石芴町11-21	○	△2	-	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
117	夙川	夙川小学校	久出ヶ谷町8-4	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
118	夙川	夙川公民館	羽衣町1-39	○	×	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
119	夙川	夙川西市民館	大谷町3-50	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
120	生瀬	生瀬小学校	生瀬町2-26-24	▲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
121	生瀬	生瀬市民館	生瀬町2-20-22	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
122	名塩	名塩小学校	名塩2-11-40	▲	▲	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
123	名塩	東山台小学校	東山台2-8-2	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
124	名塩	塩瀬中学校	名塩木之元2-8	▲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
125	名塩	塩瀬公民館	名塩新町1番地	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
126	名塩	塩瀬体育館	東山台5-10-1	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	一般	
127	山口	山口小学校	山口町下山口4-23-1	▲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	△	一般	

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
128	山口	北六甲台小学校	北六甲台5-4-1	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	△	一般	
129	山口	船坂里山学校	山口町船坂2048-2	▲	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	×	一般	
130	山口	山口中学校	山口町上山口2-3-43	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	△	一般	
131	山口	山口公民館	山口町下山口4-1-8	○	×	×	-	-	-	-	-	-	-	△2	-	-	×	一般	
132	瓦木	市民交流センター	高松町20-20	-	△2	△2	-	-	△2	-	-	-	-	-	△2	-	×	一般	
133	甲東	県立西宮高等学校	上甲東園2-4-32	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
134	苦楽園	県立西宮北高等学校	苦楽園二番町16-80	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
135	苦楽園	県立西宮甲山高等学校	鷲林寺字剣谷10番	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	一般	
136	小松	県立鳴尾高等学校	学文殿町2-1-60	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	△	一般	津ビ
137	今津	県立西宮今津高等学校	浜甲子園4-1-5	-	×	△2	○	×	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	△	一般	津ビ
138	浜脇	香櫨園市民館分館	屋敷町12-1	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	×	×	×	一般	
139	北口	高木市民館	高木東町34-8	-	×	×	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
140	北口	高木北小学校	薬師町7-5	-	△2	△2	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	×	一般	
141	鳴尾	浜甲子園体育館	枝川町20番	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	×	×	×	一般	
142	浜脇	香櫨園市民センター	川西町4-5	-	△2	○	△2	-	○	○	○	○	○	-	×	×	×	一般	
201	今津	総合福祉センター	染殿町8-17	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△3	○	×	福祉	津ビ
301	上ヶ原	弓場町市営住宅（1，2号棟）	弓場町3-1,2-12	-	△2	○	△2	-	○	○	○	○	○	-	△2	○	×		津ビ

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
302	瓦木	泉町市営住宅（１～４号棟）	泉町1-37 他	-	△2	○	△2	-	○	○	○	○	○	-	△3	△2	×		津ビ
303	浜脇	市民会館	六湛寺町10-11	-	△2	△2	△2	-	△2	○	○	○	○	-	△3	○	×		津ビ
304	浜脇	市役所	六湛寺町10-3	-	△3	△2	△2	-	△3	○	○	○	○	-	△3	○	×		津ビ
305	西宮浜	食肉センター	西宮浜2-32-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	△2	×		津ビ
306	西宮浜	西宮浜４丁目市営住宅（１～４号棟）	西宮浜４丁目5-1～4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
307	西宮浜	県営西宮浜高層住宅（１～６号棟）	西宮浜４丁目4-1～6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
308	西宮浜	西宮浜産業交流会館	西宮浜1-31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
309	西宮浜	環境衛生課・管財課庁舎	西宮浜3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
310	西宮浜	西部総合処理センター（管理棟）	西宮浜3-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
311	今津	東町２丁目市営住宅（２号棟）	東町2-4-2	-	△2	△2	○	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
312	今津	東町１丁目市営住宅（１，２号棟）	東町１丁目10-1,2	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△2	△2	×		津ビ
313	今津	勤労青少年ホーム	松原町2-37	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
314	今津	勤労会館	松原町2-37	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
315	今津	市役所東館（市役所前公共駐車場）	六湛寺町3-1	-	△3	△2	△2	○	△3	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
316	今津	J R 西宮駅南公共駐車場	池田町13-4	-	△2	△2	○	○	○	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
317	今津	池田町市営住宅	池田町13-1	-	△2	△2	○	○	○	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
318	今津	県営西宮浜松原住宅（１～４号棟）	浜松原町8-1～4	-	△2	△2	○	○	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
319	今津	石在町市営住宅	石在町19-1	-	△2	△2	○	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
320	今津	甲子園浜浄化センター（管理棟）	甲子園浜1-8	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
321	今津	県営西宮真砂高層住宅（2，3号棟）	今津真砂町1-2,3	-	×	△2	○	×	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
322	今津	今津久寿川町市営住宅（1，2号棟）	今津久寿川町11-1,10-2	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
323	今津	県営西宮巽高層・鉄筋住宅（1号棟）	今津巽町5-1	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
324	今津	今津巽町市営住宅（1，2号棟）	今津巽町3-1,2	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
325	今津	県営西宮今津住宅	今津出在家町10-19	-	△2	△2	○	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
326	今津	甲子園口6丁目市営住宅（1～3号棟）	甲子園口6丁目1-1～3	-	△2	△2	-	○	○	-	-	-	-	-	△2	○	×		津ビ
327	今津	甲子園春風町市営住宅（1～3号棟）	甲子園春風町1-11 他	-	△2	△2	-	△2	△2	-	-	-	-	-	△3	○	×		津ビ
328	今津	県営西宮南甲子園団地（1，2号棟）	南甲子園2丁目15-1 他	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
329	今津	県営西宮甲子園住宅	甲子園綱引町9-14	-	△2	△2	○	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
330	小松	小松北町1丁目市営住宅	小松北町1-3-10	-	△3	△3	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×		津ビ
331	鳴尾	枝川浄化センター（本館）	枝川町20-128	-	△3	△3	-	△3	○	-	-	-	-	-	×	△2	×		津ビ
332	鳴尾	甲子園浜自然環境センター	枝川町19-10	-	△2	△2	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
333	鳴尾	甲子園九番町市営住宅（1～3号棟）	甲子園九番町10-1 他	-	△3	△3	-	△2	○	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
334	鳴尾	上田東町市営住宅	上田東町1-17	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△4	△2	×		津ビ
335	鳴尾	東鳴尾町1丁目市営住宅（1～3号棟）	東鳴尾町1丁目10-1 他	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△4	△2	×		津ビ
336	鳴尾	県営西宮東鳴尾団地（1，2号棟）	東鳴尾町1丁目5-15,23	-	△3	△3	-	○	○	-	-	-	-	-	△4	△2	×		津ビ
337	鳴尾	高須町1丁目市営住宅（1～4号棟）	高須町1丁目2-21～24	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×		津ビ

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
338	鳴尾	県営西宮高須団地（1～18号棟）	高須町1丁目4-1～18	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	○	×		津ビ
339	高須	県立総合体育館	鳴尾浜1-16-8	-	△2	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	△3	△2	×		津ビ
501	鳴尾	上田西公園	上田西町4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		一次
502	北口	高木公園	高木東町34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
503	名塩	名塩南台中央公園	名塩南台3-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
504	大社	西田公園	西田町6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
505	夙川	樋之池公園	樋之池町11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
506	山口	平尻公園	北六甲台2-29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
507	山口	流通西公園	山口町阪神流通2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
508	名塩	高座山公園	塩瀬町名塩字高座	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
509	上ヶ原	広田山公園	大社町7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		一次
510	浜脇	川添公園	川添町6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		一次
511	今津	久保公園・東三公園	石在町9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		一次
512	西宮浜	海辺の道公園	西宮浜4-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		一次
513	高須	鳴尾浜緑地	鳴尾浜1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		一次
514	大社	満池谷墓地	奥畑7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		広域
515	鳴尾	浜甲子園運動公園（鳴尾浜公園）、 甲子園浜海浜公園	枝川町20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域

No.	地区防災 ブロック	避難所名	所在地	土 砂	洪 水										高 潮	津 波	大 火	避 難 所 と の 重 複	他 の 重 複 す る 施 設
					右 記 の う ち 最 大	武 庫 川	夙 川	新 川	東 川 ・ 津 門 川	洗 戎 川	堀 切 川	芦 屋 川	宮 川	有 馬 川					
516	西宮浜	西宮浜総合公園	西宮浜3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域
517	上甲子園	瓦林公園	上甲子園3-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		広域
518	浜脇	御前浜公園	西波止町1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域
519	高須	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域
520	苦楽園	北山公園	北山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		広域
521	小松	武庫川河川敷緑地	一里山町他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域
522	夙川	夙川河川敷緑地	泉町他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○		広域

資料 8 - 2 避難所等

(1) 指定一般避難所

令和 7 年 4 月 1 日現在

地区防災 ブロック	HM-No.	避難所名	所在地	座標	想定収容人数			設備			
				UTMポイント	1次開放	2次開放	3次開放	備蓄庫	緊急 貯水槽	マン ホール トイレ	救護所
① 西 宮 浜	1	西宮浜義務教育学校	西宮浜4丁目3番12号	53SNU 3000 4155	340	1,200	1,600	●		○	○
	2			53SNU 3012 4158	520	900	1,140				
	3	西宮浜公民館	西宮浜4丁目13番1号	53SNU 3002 4117	140						
② 高 須	4	県立西宮南高等学校	高須町2丁目1番43号	53SNU 3354 4029	680						
	5	高須小学校	高須町1丁目1番41号	53SNU 3380 4000	340	1,050	1,500	●		○	
	6	高須西小学校	高須町2丁目1番44号	53SNU 3343 4037	240	580	910	●			○
	7	高須中学校	高須町2丁目1番48号	53SNU 3380 4086	550	970	1,150	●			
	8	鳴尾南中学校	高須町1丁目1番36号	53SNU 3408 4053	540	820	1,080	●			
	9	高須公民館	高須町2丁目1番35号	53SNU 3382 4045	130						
③ 鳴 尾	10	鳴尾小学校	鳴尾町5丁目4番6号	53SNU 3368 4193	230	1,060	1,370	●			
	11	鳴尾東小学校	笠屋町30番50号	53SNU 3418 4114	230	500	990	●			○
	12	甲子園浜小学校	古川町1番65号	53SNU 3355 4126	210	750	1,330			●	
	13	南甲子園小学校	南甲子園3丁目9番16号	53SNU 3230 4192	310	690	1,410	●	●	●	
	14	鳴尾中学校	甲子園八番町1番26号	53SNU 3342 4186	510	730	1,190				
	15	浜甲子園中学校	古川町2番60号	53SNU 3381 4131	560	950	1,130				
	16	市立西宮東高等学校	古川町1番12号	53SNU 3358 4141	730	1,220	1,790	●	●		
	17	鳴尾公民館	鳴尾町1丁目8番2号	53SNU 3403 4182	220						
	18	鳴尾東公民館	東鳴尾町1丁目9番1号	53SNU 3448 4125	100						
	19	南甲子園公民館	甲子園九番町15番40号	53SNU 3280 4144	110						
	20	鳴尾体育館	上田西町4番43号	53SNU 3396 4080	470					○	
	21	浜甲子園センター	枝川町19番10号	53SNU 3265 4103	90						
	22	鳴尾中央センター	鳴尾町3丁目5番14号	53SNU 3388 4187	100						
	23	鳴尾センター	笠屋町19番1号	53SNU 3432 4129	60						
④ 小 松	141	浜甲子園体育館	枝川町20番	53SNU 3318 4078	720					●	
	24	小松小学校	小松東町1丁目3番59号	53SNU 3486 4260	340	520	1,140				
	25	鳴尾北小学校	学文殿町2丁目2番7号	53SNU 3410 4263	230	470	1,350	●			○
	26	学文中学校	学文殿町1丁目5番7号	53SNU 3428 4246	440	620	1,090	●		●	
	27	学文公民館	学文殿町2丁目4番24号	53SNU 3409 4252	120						
	28	八ツ松市民館	甲子園六番町11番12号	53SNU 3349 4249	30						
	29	小松センター	小松北町2丁目4番1号	53SNU 3467 4261	50						
	136	県立鳴尾高等学校	学文殿町2丁目1番60号	53SNU 3398 4264	490						

地区防災 ブロック	HM-No.	避難所名	所在地	座標	想定収容人数			設備			
				UTMポイント	1次開放	2次開放	3次開放	備蓄庫	緊急 貯水槽	マン ホール トイレ	救護所
⑤ 上 甲 子 園	30	上甲子園小学校	甲子園口5丁目9番4号	53SNU 3372 4383	210	520	1,100	●		●	○
	31	春風小学校	上甲子園3丁目8番39号	53SNU 3341 4324	350	650	1,430	●	●	○	
	32	西宮支援学校	甲子園春風町2番29号	53SNU 3303 4322	200	700	1,060			●	
	33	上甲子園中学校	上甲子園4丁目9番11号	53SNU 3335 4351	460	650	1,090				
	34	春風公民館	甲子園春風町2番21号	53SNU 3307 4320	150						
	35	上甲子園公民館	甲子園口3丁目9番26号	53SNU 3420 4401	90						
	36	甲子園口市民館	甲子園口6丁目6番20号	53SNU 3354 4402	50						
	37	上甲子園センター	甲子園口3丁目9番3号	53SNU 3420 4404	80						
	38	瓦林公園センター	上甲子園3丁目7番4号	53SNU 3348 4343	70						
⑥ 今 津	39	用海小学校	用海町3番54号	53SNU 3147 4338	230	530	1,120	●		●	○
	40	今津小学校	今津二葉町4番10号	53SNU 3229 4281	340	730	1,150	●			
	41	津門小学校	津門呉羽町5番13号	53SNU 3248 4345	340	570	1,090				
	42	真砂中学校	今津真砂町1番10号	53SNU 3188 4191	570	730	1,090				
	43	今津中学校	今津二葉町5番15号	53SNU 3211 4293	460	640	1,040		●		
	44	今津公民館	今津水波町9番28号	53SNU 3235 4298	140						
	45	用海公民館	石在町10番21号	53SNU 3132 4294	90						
	47	網引市民館	甲子園網引町7番1号	53SNU 3259 4224	40						
	48	今津南市民館	今津出在家町10番5号	53SNU 3190 4268	130						
	50	今津体育館	今津真砂町1番4号	53SNU 3204 4201	610					●	
	51	松原体育館	松原町2番41号	53SNU 3163 4388	500	890					
	137	県立西宮今津高等学校	浜甲子園4丁目1番5号	53SNU 3201 4187	660			●			
	49	津門市民館	津門綾羽町6番12号	53SNU 3271 4354	90					●	
⑦ 浜 脇	52	浜脇小学校	浜脇町5番48号	53SNU 3080 4341	340	870	1,630	●	●	●	○
	53	香櫛園小学校	中浜町3番32号	53SNU 2981 4332	390	670	1,260			●	
	54	浜脇中学校	宮前町3番5号	53SNU 3063 4339	290	500	1,070				
	55	教育文化センター	川添町15番26号	53SNU 3020 4324	160						
	56	夙東市民館	川添町10番30号	53SNU 3022 4300	60						
	57	市庭市民館	市庭町7番13号	53SNU 3029 4361	40						
	59	浜脇公民館	浜脇町5番14号	53SNU 3085 4334	160						
	60	県立西宮香風高等学校	建石町7番43号	53SNU 3045 4304	620			●			
	138	香櫛園市民館分館	屋敷町12番1号	53SNU 2984 4378	20						
	142	香櫛園市民センター	川西町4番5号	53SNU 3007 4329	90					●	
⑧ 瓦 木	61	瓦林小学校	瓦林町26番19号	53SNU 3366 4503	260	390	920	●			
	62	瓦木小学校	大屋町10番20号	53SNU 3352 4473	230	500	920	●			
	63	深津小学校	深津町5番22号	53SNU 3270 4428	250	580	880	●			○
	64	深津中学校	深津町6番75号	53SNU 3274 4422	550	890	1,120			○	
	65	北甲子園口市民館	松並町5番12号	53SNU 3420 4473	70						
	66	瓦木公民館	瓦林町8番1号	53SNU 3361 4471	140						
	132	市民交流センター	高松町20番20号	53SNU 3303 4490	230						

地区防災 ブロック	HM-No.	避難所名	所在地	座標	想定収容人数			設備			
				UTMポイント	1次開放	2次開放	3次開放	備蓄庫	緊急 貯水槽	マン ホール トイレ	救護所
⑨ 北 口	67	高木小学校	高木西町25番27号	53SNU 3299 4550	240	460	1,300	●	●	●	○
	68	樋ノ口小学校	樋ノ口町2丁目3番32号	53SNU 3361 4629	220	370	1,110	●			
	69	甲武中学校	樋ノ口町1丁目7番55号	53SNU 3374 4677	580	900	1,360				
	70	瓦木中学校	薬師町4番15号	53SNU 3345 4576	460	660	1,290			○	
	71	高木公民館	高木東町15番10号	53SNU 3331 4554	120						
	72	高木センター	伏原町1番58号	53SNU 3274 4567	80						
	73	北瓦木センター	上之町24番40号	53SNU 3376 4576	50						
	139	高木市民館	高木東町34番8号	53SNU 3306 4552	20						
	140	高木北小学校	薬師町7番5号	53SNU 3309 4593	310	760	1,430	●		●	
⑩ 芦 原 平 木	74	平木小学校	平木町4番1号	53SNU 3199 4487	320	720	1,030	●			○
	75	平木中学校	平木町6番19号	53SNU 3198 4501	510	850	1,100	●			
	76	中央公民館	高松町4番8号	53SNU 3268 4469	210						
	77	若竹公民館	西福町15番12号	53SNU 3211 4434	260						
	78	平木市民館	大畑町1番35号	53SNU 3196 4510	50						
	79	中市民館	中前田町8番11号	53SNU 3149 4461	50						
	80	中央体育館分館	神祇官町2番6号	53SNU 3217 4430	370					●	
⑪ 大 社	81	神原小学校	神原12番62号	53SNU 3033 4581	290	450	870				
	82	大社小学校	桜谷町9番7号	53SNU 3077 4493	350	940	1,340	●		●	
	83	安井小学校	安井町1番25号	53SNU 3051 4420	230	600	1,230	●		○	○
	84	大社中学校	神原12番45号	53SNU 3040 4594	630	930	1,460	●		○	
	85	六軒市民館	大社町12番26号	53SNU 3088 4596	40						
	86	神原公民館	神原6番11号	53SNU 3046 4574	130						
	87	大社公民館	柳本町1番37号	53SNU 3124 4507	150						
	88	安井市民館	安井町2番4号	53SNU 3049 4420	60						
⑫ 上 ヶ 原	89	広田山荘	大社町7番17号	53SNU 3112 4552	70						
	90	中央体育館	河原町1番16号	53SNU 3160 4514	890			○		○	○
	91	上ヶ原南小学校	上ヶ原九番町2番93号	53SNU 3131 4658	260	660	1,040	●	●		
	92	広田小学校	愛宕山7番24号	53SNU 3192 4582	340	480	1,100	●			○
	93	上ヶ原中学校	上ヶ原九番町2番107号	53SNU 3125 4643	550	880	1,350				
	94	市立西宮高等学校	高座町14番117号	53SNU 3146 4603	1,090	1,580	2,130				
	97	能登運動場	能登町14番26号	53SNU 3223 4575	30						
⑬ 甲 東	96	上ヶ原市民館	上ヶ原三番町6番22号	53SNU 3152 4718	80						
	98	上ヶ原小学校	上ヶ原二番町3番13号	53SNU 3203 4704	330	760	1,330	●			
	99	甲東小学校	神呪町3番33号	53SNU 3275 4668	310	650	1,360	●			○
	100	甲陵中学校	上甲東園2丁目11番20号	53SNU 3228 4749	440	910	1,410	●	●		
	101	甲東公民館	上甲東園2丁目11番60号	53SNU 3234 4743	140						
	102	甲東センター	甲東園3丁目2番29号	53SNU 3289 4729	110						
	133	県立西宮高等学校	上甲東園2丁目4番32号	53SNU 3226 4724	760						

地区防災 ブロック	HM-No.	避難所名	所在地	座標	想定収容人数			設備 ※			
				UTMポイント	1次開放	2次開放	3次開放	備蓄庫	緊急 貯水槽	マン ホール トイレ	救護所
⑭ 段 上	103	段上小学校	段上町7丁目5番21号	53SNU 3385 4755	240	440	950				
	104	段上西小学校	段上町2丁目8番24号	53SNU 3354 4755	250	440	960	●		●	○
	105	段上公民館	段上町2丁目10番3号	53SNU 3355 4761	140						
	106	段上センター	段上町2丁目10番23号	53SNU 3361 4758	60						
	107	甲武体育館	上大市5丁目15番25号	53SNU 3394 4716	490					●	
⑮ 甲 陽 園	95	上ヶ原公民館	六軒町1番32号	53SNU 3101 4600	130						
	108	甲陽園小学校	甲陽園本庄町1番72号	53SNU 3042 4644	210	310	1,030	●			○
	109	甲陽園市民館	甲陽園本庄町1番75号	53SNU 3046 4656	60						
⑯ 苦 楽 園	110	苦楽園小学校	苦楽園二番町18番12号	53SNU 2874 4667	230	460	930	●			○
	111	苦楽園中学校	苦楽園三番町14番1号	53SNU 2855 4666	450	760	1,170	●	●※		
	113	苦楽園市民館	苦楽園五番町3番25号	53SNU 2868 4604	50						
	114	柏堂市民館	柏堂町13番15号	53SNU 2860 4708	20						
	134	県立西宮北高等学校※	苦楽園二番町16番80号	53SNU 2869 4657	650						
	135	県立西宮甲山高等学校	鷲林寺字剣谷10番	53SNU 2854 4858	710						
⑰ 夙 川	112	越木岩公民館	樋之池町5番29号	53SNU 2959 4551	130					○	
	115	北夙川体育館	樋之池町11番33号	53SNU 2930 4559	460						
	116	北夙川小学校	石剱町11番21号	53SNU 2990 4560	210	390	1,100	●			○
	117	夙川小学校	久出ヶ谷町8番4号	53SNU 2972 4497	210	620	1,230	●	●	●	
	118	夙川公民館	羽衣町1番39号	53SNU 3001 4427	70						
	119	夙川西市民館	大谷町3番50号	53SNU 2938 4404	40						
⑱ 生 瀬	120	生瀬小学校	生瀬町2丁目26番24号	53SNU 3013 5290	200	340	760	●		○	○
	121	生瀬市民館	生瀬町2丁目20番22号	53SNU 3020 5296	60						
⑲ 名 塩	122	名塩小学校	名塩2丁目11番40号	53SNU 2720 5425	180	810	1,230	●			○
	123	東山台小学校	東山台2丁目8番地2	53SNU 2848 5436	340	1,010	1,410	●		○	
	124	塩瀬中学校	名塩木之元2番8号	53SNU 2843 5376	540	780	1,250	●			
	125	塩瀬公民館	名塩新町1番地	53SNU 2812 5383	210						
	126	塩瀬体育館	東山台5丁目10番1	53SNU 2790 5469	490						
⑳ 山 口	127	山口小学校	山口町下山口4丁目23番1号	53SNU 2168 5391	240	530	880	●			
	128	北六甲台小学校	北六甲台5丁目4番1号	53SNU 2236 5466	340	970	1,420	●			○
	129	船坂里山学校	山口町船坂2048番地2	53SNU 2570 5145	230			●			
	130	山口中学校	山口町上山口2丁目3番43号	53SNU 2218 5401	380	750	1,140	●			
	131	山口公民館	山口町下山口4丁目1番8号	53SNU 2197 5404	110				●		
合計	139 箇所				1次開放		38,850				
					2次開放		61,290				
					3次開放		92,860				

設備：● 整備済み ○ 設置計画有り、または設置スケジュールが決まっている

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

想定収容人数：学校教育の早期再開等の観点から、避難所のうち学校に限り、教室の開放範囲を数次に分け、主に1次は体育館を、2次は特別教室を、3次に普通教室を段階的に開放する。

(2) 指定福祉避難所（公共施設）

令和7年4月1日現在

地区防災 ブロック	HM- No.	指定緊急 避難場所	避難所名	所在地	座標 UTMポイント	想定収容 人数	災害種別ごとの指定状況					受入対象者	備考
							土砂	洪水	高潮	津波	大火		
今津	201	F10	総合福祉センター	染殿町8番17号	53SNU 3165 4360	170	-	△2	△3	○	×	障害のある方及びその家族	機能訓練室、図書室
瓦木	202		こども未来センター	高畑町2番77号	53SNU 3305 4435	130	-	△2	×	-	×	障害児及びその家族	わかば園（保育室、遊戯室） あすなろ学級（教室、活動室） 4階会議室
上ヶ原	203		寿園	上ヶ原八番町1番10号	53SNU 3136 4617	30	○	○	○	-	×	高齢者及びその介護者	

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

災害種別ごとの指定状況：災害種別ごとの指定の区別は以下のとおり

「○」：指定（避難することができる）

「△、▲」：条件付きで指定（注意が必要、備考内を確認）

「×」：未指定（避難することができない）

「－」：対象外（その災害で避難することを想定していない）

洪水は、想定される浸水深が最も深い河川における洪水時の使用条件を記載。

(3) 福祉避難所（民間施設）

令和 6 年 11 月 1 日現在

No.	施設名/住所	No.	施設名/住所	No.	施設名/住所
1	ABC デイサービス 粋き生き。 生瀬町 2 丁目 8 番 14 号	2	浜脇デイサービスセンター 久保町 14 番 12 号	3	小松デイサービスセンター 小松東町 1 丁目 3 番 10 号
4	甲東デイサービスセンター 上甲東園 2 丁目 11 番 60 号	5	にしのみや苑通所介護事業所 甲山町 53 番地	6	芦原デイサービスセンター 芦原町 1 番 20 号
7	特別養護老人ホーム 甲寿園 甲山町 53 番地	8	デイサービスセンター メヌエット 浜脇町 4 番 33 号	9	今津南デイサービスセンター 今津巽町 7 番 10 号
10	いまづ聖徳園デイサービスセンター 今津港町 3 番 11 号	11	デイサービスセンター山口苑 山口町下山口字六傳 1203 番 1 号	12	デイサービスセンター名塩さくら苑 名塩さくら台 2 丁目 44 番地
13	高須デイサービスセンター 高須町 1 丁目 7 番 91 号	14	恵泉西宮浜デイサービスセンター 西宮浜 3 丁目 7 番 7 号	15	デイサービスセンターアリス甲子園 枝川町 8 番 68 号
16	ななくさ白寿荘デイサービスセンター 山口町下山口 1650 番 26 号	17	デイサービスマザーハウス EBISU 本町 12 番 10-101 号	18	シルバーコースト甲子園 枝川町 17 番 40 号
19	第 2 シルバーコースト甲子園 枝川町 17 番 55 号	20	ローズガーデン甲子園 甲子園九番町 10 番 50 号	21	デイサービスセンターらいふ西宮 中須佐町 4 番 3 号
22	高田上谷病院 山口町上山口 4 丁目 26-14	23	地域共生館ふればの 中前田町 1 番 23 号	24	一羊園 山口町船坂 1958 番地 1
25	武庫川すずかけ作業所 武庫川町 4 番 1 号	26	すずかけ第 2 作業所 西宮浜 3 丁目 14 番 1 号	27	すずかけ労働センター 上甲子園 5 丁目 9 番 23 号
28	ワークメイト西宮 浜町 9 番 20 号	29	ワークメイト西宮聖徳園 久保町 14 番 19 号	30	ドリーム甲子園 枝川町 17 番 41 号
31	すずかけ作業所 今津出在家町 10 番 13 号	32	にしのみや聴覚障害者センター 津門大箇町 9 番 17 号 シャトーファ イブ大箇 101	33	ワークメイト plus 久保町 15 番 22 号
34	オレンジ西宮 山口町名来 1076 番地 1				

(4) 緊急一時入所施設（公共施設）

令和 4 年 10 月 1 日現在

No.	施設名	住所
1	すこやかケア西宮	林田町 7-17

(5) 緊急一時入所施設（民間施設）

令和6年11月1日現在

No.	施設名/住所	No.	施設名/住所	No.	施設名/住所
1	甲寿園 甲山町 53 番地	2	にしのみや苑 甲山町 53 番地	3	ななくさ白寿荘 山口町下山口 1650 番 26
4	山口苑 山口町下山口字六傳 1203 番地 1	5	名塩さくら苑 名塩さくら台 2 丁目 44	6	武庫アルテンハイム 田近野町 7 番 32 号
7	にしのみや聖徳園 段上町 6 丁目 24 番 1 号	8	いまづ聖徳園 今津港町 3 番 11 号	9	西宮恵泉 西宮浜 3 丁目 7 番 7 号
10	シルバーコースト甲子園 枝川町 17 番 40 号	11	幸泉サンズ 山口町下山口 1585 番地 111	12	ウエルライフ西宮 西宮浜 4 丁目 15 番 3 号
13	セントポーリア愛の郷 山口町上山口池ノ谷 1584- 1	14	メヌエット 浜脇町 4 番 28 号	15	メヌエット東館 浜脇町 4 番 33 号
16	アリス甲子園 枝川町 8 番 68 号	17	シルバートピア西宮 室川町 11 番 8 号	18	第 2 シルバーコースト甲子園 枝川町 17 番 55 号
19	ローズガーデン甲子園 甲子園九番町 10 番 50 号	20	幸泉エルズ 山口町上山口 4 丁目 26 番 14 号	21	幸泉サンズユニット 山口町下山口字丸山 1585 番地 111
22	コティコート西宮仁川 一里山町 14 番 23 号	23	和の郷上甲子園 甲子園春風町 1 番 20 号		

資料 8 - 3 緊急避難場所等

(1) 屋外の指定緊急避難場所

種別	地区防災 ブロック	HM-No.	名称	所在地	座標	有効面積 (ha)	災害種別ごとの指定状況					
					UTMポイント		土砂	洪水	高潮	津波	大火	備考
一次避難地	鳴尾	501	上田西公園	上田西町	53SNU 3395 4089	1.8	-	-	-	×	○	
	北口	502	高木公園	高木東町	53SNU 3310 4549	1.0	-	-	-	-	○	
	名塩	503	名塩南台中央公園	名塩南台3丁目	53SNU 2750 5358	1.0	-	-	-	-	○	
	大社	504	西田公園	西田町	53SNU 3073 4463	1.9	-	-	-	-	○	
	夙川	505	樋之池公園	樋之池町	53SNU 2935 4554	1.2	-	-	-	-	○	
	山口	506	平尻公園	北六甲台2丁目	53SNU 2267 5493	2.1	-	-	-	-	○	
	山口	507	流通西公園	山口町阪神流通2丁目	53SNU 2105 5373	2.0	-	-	-	-	○	
	名塩	508	高座山公園	塩瀬町名塩字高座	53SNU 2678 5506	2.1	-	-	-	-	○	
	上ヶ原	509	広田山公園	大社町他	53SNU 3108 4560	3.3	-	-	-	-	○	
	浜脇	510	川添公園	川添町	53SNU 3031 4300	1.0	-	-	-	×	○	
	今津	511	久保公園、東三公園	石在町他	53SNU 3117 4306	1.6	-	-	-	×	○	
	西宮浜	512	海辺の道公園	西宮浜4	53SNU 3007 4107	3.3	-	-	-	×	○	
広域避難地	高須	513	鳴尾浜緑地	鳴尾浜1丁目	53SNU 3327 3994	1.6	-	-	-	×	○	
	大社	514	満池谷墓地	神原、奥原	53SNU 3067 4586	12.5	-	-	-	-	○	
	鳴尾	515	浜甲子園運動公園 (鳴尾浜公園) 甲子園浜海浜公園	枝川町 浜甲子園2丁目他	53SNU 3284 4084	29.2	-	-	-	×	○	
	西宮浜	516	西宮浜総合公園	西宮浜3丁目	53SNU 3029 4216	10.4	-	-	-	×	○	
	上甲子園	517	瓦林公園	上甲子園3丁目	53SNU 3345 4337	1.7	-	-	-	○	○	
	浜脇	518	御前浜公園	西波止町	53SNU 3036 4249	8.2	-	-	-	×	○	
	高須	519	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜1丁目	53SNU 3374 3969	14.1	-	-	-	×	○	
	苦楽園	520	北山公園	北山町	53SNU 2909 4697	9.9	-	-	-	-	○	
	小松	521	武庫川河川敷緑地	一里山町他	53SNU 3495 4268	31.9	-	-	-	×	○	
	夙川	522	夙川河川敷緑地	泉町他	53SNU 3005 4424	13.5	-	-	-	×	○	

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

災害種別ごとの指定状況：災害種別ごとの指定の区別は以下のとおり

「○」：指定（避難することができる）

「△、▲」：条件付きで指定（注意が必要、備考内を確認）

「×」：未指定（避難することができない）

「－」：対象外（その災害で避難することを想定していない）

(2) 屋外の緊急避難場所（民間）

種別	NO.	避難地名	施設名	所在地	座標 UTMポイント	有効面積 (ha)	災害種別ごとの指定状況					
							土砂	洪水	高潮	津波	大火	備考
広域避難地	1	甲子園球場一帯	甲子園球場	甲子園町	53SNU 3311 4219	7.5	-	△2	-	△2	○	
			ららぽーと甲子園A駐車場	甲子園八番町	53SNU 33414166		-	×	-	×	○	
			ららぽーと甲子園G駐車場	甲子園九番町	53SNU 3318 4158		-	×	-	×	○	
			ららぽーと甲子園F駐車場		53SNU 3337 4153		-	×	-	×	○	
	2	関西学院大学一帯	関西学院大学（中庭、グラウンド）	上ヶ原一番町	53SNU 3161 4722	6.3	-	○	-	-	○	
	3	神戸女学院大学 旧聖和大学一帯	関西学院大学：西宮聖和キャンパス （中庭、グラウンド）	岡田山	53SNU 3222 4666	3.1	-	○	-	-	○	
			神戸女学院大学（中庭、グラウンド）	岡田山	53SNU 3209 4653		-	○	-	-	○	
	4	報徳学園一帯	報徳学園（グラウンド）	上大市5丁目	53SNU 3403 4743	2.5	-	×	-	-	○	
	5	甲陽学院一帯	甲陽学院中学校（グラウンド）	中葭原町	53SNU 2973 4295	2.4	-	×	-	×	○	
			香栞園テニス倶楽部	大浜町	53SNU 2986 4272		-	×	-	×	○	

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

災害種別ごとの指定状況：災害種別ごとの指定の区別は以下のとおり

「○」：指定（避難することができる）

「△、▲」：条件付きで指定（注意が必要、備考内を確認）

「×」：未指定（避難することができない）

「－」：対象外（その災害で避難することを想定していない）

洪水は、想定される浸水深が最も深い河川における洪水時の使用条件を記載。

(3) 津波避難場所、津波避難ビル

令和7年1月1日現在 計 243 箇所 403 棟 収容可能人数 約 277,470 人

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
A 夙川	A02		大手前大学	御茶家所町6番42号	53SNU 2983 4403	—	4,480	11.0~14.1		・津波避難場所 ・敷地内（建物を除く）
B 香櫨園	B02		レンゴー西宮寮	下葭原町3番30号	53SNU 2983 4284	5	390	1.6		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B03	●	教育文化センター	川添町15番26号	53SNU 3020 4325	3	970	2.6		3階会議室等
B 香櫨園	B04	●	香櫨園小学校	中浜町3番32号	53SNU 2981 4341	3	260	1.8		3階教室等
B 香櫨園	B05		ファミリー香櫨園	川東町8番27号	53SNU 3028 4345	6	50	2.5		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B06~07	●	弓場町市営住宅（1,2号棟）	弓場町3番1号,2番12号	53SNU 2948 4355	5	490	2.7~4.9		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B08		プティ コスモ	弓場町2番15号	53SNU 2957 4354	3	20	3.1		3階廊下
B 香櫨園	B09		プロッサムガーデン	屋敷町8番5号	53SNU 2992 4365	3	30	3.3		3階廊下
B 香櫨園	B10		メゾン香櫨園	松下町4番3号	53SNU 3005 4371	4	90	4.9		3階以上廊下、階段、屋上
B 香櫨園	B11		日本福音ルーテル西宮教会	宮西町4番19号	53SNU 3018 4373	3	90	4.4		3階廊下、和室、洋室、食堂
B 香櫨園	B12		笹生病院（健診センター）	弓場町5番37号	53SNU 2958 4363	4	170	4.9		3階以上廊下、屋上
B 香櫨園	B14		ディアエスタミオ夙川レジデンス	弓場町9番3号	53SNU 2940 4373	10	360	8.5		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B15		コート スミュー	弓場町8番3号	53SNU 2953 4378	4	90	5.7		3階以上廊下、階段、屋上
B 香櫨園	B16		ルネ夙川	松下町6番47号	53SNU 3003 4389	6	430	6.5		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B18		レフィナード夙川公園	川西町5番4号	53SNU 3005 4321	5	120	2.1		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B19		ファミリー夙川宮西町	宮西町14番13号	53SNU 3016 4386	6	310	5.5		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B20		サニークレスト夙川公園	川添町7番10号	53SNU 3032 4292	7	280	1.2		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B21		グンゼ香櫨園社宅	松下町3番20号	53SNU 2996 4363	5	240	3.5		3階以上廊下、階段
B 香櫨園	B22		パークサイド香櫨園	川西町6番16号	53SNU 3003 4318	7	180	1.9		3階以上廊下、階段
C 安井	C01		秀正ビル	産所町14番7号	53SNU 3059 4412	4	20	4.6		3階以上廊下、階段
C 安井	C02		早川ビル	六湛寺町9番6号	53SNU 3133 4410	3	10	3.1		3階打合せ室
C 安井	C03		エクシード西宮	六湛寺町1番1号	53SNU 3151 4413	6	60	4.1		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
D 浜脇	D01		ハーバービュー ビラ	西波止町3番4号	53SNU 3059 4251	3	100	1.6		屋上
D 浜脇	D02～05	●	泉町市営住宅 (1～4号棟)	泉町1番37号 他	53SNU 3054 4262	3～5	210	1.9～2.2		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D06		ブライムレジデンス西宮	久保町13番28号	53SNU 3105 4278	7	200	1.8		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D07	●	県立西宮香風高等学校	建石町7番43号	53SNU 3042 4301	4	510	1.5		3階廊下、講堂、多目的ホール
D 浜脇	D08		レインボー酒蔵通	久保町7番35号	53SNU 3115 4320	5	240	3.1		3階以上共用廊下
D 浜脇	D09		特別養護老人ホーム メヌエット東館	浜脇町4番33号	53SNU 3091 4334	5	100	1.7		3階以上屋上階までの外階段
D 浜脇	D10	●	浜脇公民館	浜脇町5番14号	53SNU 3085 4335	3	210	1.5		3階会議室等
D 浜脇	D11	●	浜脇小学校	浜脇町5番48号	53SNU 3078 4337	3	3,290	2.3		3階以上教室等、屋上
D 浜脇	D12	●	浜脇中学校	宮前町3番5号	53SNU 3066 4344	4	1,270	2.1		3階以上教室等
D 浜脇	D13		聖友ビル	本町8番12号	53SNU 3077 4361	4	180	3.5		3階以上廊下、階段、屋上
D 浜脇	D14		エクセル本町	本町10番10号	53SNU 3090 4363	3	10	4.1		3階廊下
D 浜脇	D15		本町アパートメント	本町12番10号	53SNU 3114 4361	5	80	3.8		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D17		ソアールK	戸田町3番5号	53SNU 3123 4368	6	110	3.0		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D19		ラ・レジェール広瀬	宮西町2番11号	53SNU 3036 4377	6	160	3.7		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D20		藤和セントシティ西宮・NSビル	田中町5番10号	53SNU 3081 4387	11	310	2.6		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D21		SIハイツ	産所町3番28号	53SNU 3067 4390	6	100	2.9		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D22	●	市民会館	六湛寺町10番11号	53SNU 3127 4394	6	1,690	3.1		3階以上会議室、ホール等
D 浜脇	D23	●	市役所	六湛寺町10番3号	53SNU 3122 4401	8	5,760	3.5		・夜間は衛士室の職員が対応 ・3階以上廊下、階段、屋上、会議室等 (執務室内は立入禁止)
D 浜脇	D24		西宮戎前アーバンコンフォート	浜脇町6番26号	53SNU 3081 4352	15	760	2.6		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D25		MMAビル・宮本クリニック	産所町12番13号	53SNU 3060 4404	3	130	4.2		屋上
D 浜脇	D26		西宮朝風アーバンコンフォート	久保町15番11号	53SNU 3103 4265	10	540	1.9		3階以上廊下、階段
D 浜脇	D27		ingCasa西宮III	今在家町2番28号	53SNU 3105 4381	9	140	2.8		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E01～05		西宮マリナパークシティ・杜のまち (1～5番館)	西宮浜4丁目10番1～5号	53SNU 2996 4132	8～14	3,880	3.6～3.9		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E06		チャームスイート西宮浜	西宮浜4丁目10番8号	53SNU 3006 4124	3	250	3.7		3階廊下
E 西宮浜	E07～11		西宮マリナパークシティ・桜のまち (1～5番館)	西宮浜4丁目9番1～5号	53SNU 3022 4127	10～14	4,080	3.7～4.4		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E12～19		UR西宮マリナパークシティ丘のある街 (1～8番館)	西宮浜4丁目8番1～8号	53SNU 3042 4134	7～14	4,840	3.1～3.7		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E20	●	食肉センター	西宮浜2丁目32番1号	53SNU 3055 4128	3	370	2.7		3階中庭(避難路は外側階段)
E 西宮浜	E21		藤岡倉庫株式会社	西宮浜2丁目35番1号	53SNU 3064 4126	4	160	2.7		外部スロープ
E 西宮浜	E22～25	●	西宮浜4丁目市営住宅 (1～4号棟)	西宮浜4丁目5番1～4号	53SNU 3006 4145	7～14	4,570	3.5～3.7		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E26～31	●	県営 西宮浜高層住宅 (1～6号棟)	西宮浜4丁目4番1～6号	53SNU 2989 4145	8～14	10,180	3.6～3.9		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E32		住田建設株式会社 (本社棟)	西宮浜2丁目30号	53SNU 3052 4150	4	360	3.0		屋上
E 西宮浜	E33～34	●	西宮浜義務教育学校	西宮浜4丁目2番31号,3番12号	53SNU 3012 4158	3	1,320	3.5		3階教室等
E 西宮浜	E36	●	西宮浜産業交流会館	西宮浜1丁目31号	53SNU 3069 4174	4	270	3.3		3階以上廊下、階段(執務室内は立入禁止)
E 西宮浜	E38	●	環境衛生課・管財課庁舎	西宮浜3丁目4号	53SNU 3054 4185	3	140	3.5		3階会議室
E 西宮浜	E39	●	西部総合処理センター (管理棟)	西宮浜3丁目8号	53SNU 3018 4189	3	200	3.2		3階廊下、会議室
E 西宮浜	E40		株式会社大阪合成有機化学研究所	西宮浜1丁目1番2号	53SNU 3073 4202	3	270	3.1		屋上
E 西宮浜	E41		西宮マリナパークシティ・花のまちマリナヴィラ	西宮浜4丁目14番3号	53SNU 3017 4115	14	1,820	3.6		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E42～48		西宮マリナパークシティ・海のまち (1～7番館)	西宮浜4丁目11番1～7号	53SNU 2982 4132	9～14	6,060	3.4～4.2		3階以上廊下、階段
E 西宮浜	E49		西宮マリナパークシティ・港のまちハーバーヴィラ	西宮浜4丁目12番1～9号	53SNU 2989 4110	7～14	890	4.1		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
F 用海	F01		西宮東町アーバンコンフォートⅡ番館	東町2丁目8番5号	53SNU 3112 4260	11	510	1.5		3階以上廊下、階段
F 用海	F02	●	東町2丁目市営住宅（2号棟）	東町2丁目4番2号	53SNU 3120 4284	5	40	2.2		3階以上廊下、階段
F 用海	F03		アメニティコート西宮いしざい	石在町19番3号	53SNU 3125 4294	6	650	2.7		3階以上廊下、階段
F 用海	F04	●	用海公民館	石在町10番21号	53SNU 3132 4294	3	120	2.8		3階会議室等
F 用海	F05～06	●	東町1丁目市営住宅（1,2号棟）	東町1丁目10番1,2号	53SNU 3147 4295	5	260	2.7～2.8		3階以上廊下、階段
F 用海	F08	●	用海小学校	用海町3番54号	53SNU 3146 4335	3	3,340	2.0		3階以上教室等、屋上
F 用海	F09		西宮東パーク・マンション	用海町1番31号	53SNU 3145 4347	8	240	2.1		3階以上廊下、階段
F 用海	F10	●	総合福祉センター	染殿町8番17号	53SNU 3164 4359	5	410	2.4		3階ベランダ、4階ベランダ・中庭
F 用海	F11		SOLOMONTE	与古道町3番26号	53SNU 3137 4369	6	50	3.2		3階以上廊下、階段
F 用海	F12		ソインアート	与古道町2番21号	53SNU 3141 4374	5	50	3.0		3階以上廊下、階段
F 用海	F13		サリダ西宮	松原町12番16号	53SNU 3164 4379	5	100	4.1		3階以上廊下、階段
F 用海	F14	●	勤労会館	松原町2番37号	53SNU 3159 4384	4	480	3.6		3階以上会議室等
F 用海	F15	●	勤労青少年ホーム	松原町2番37号	53SNU 3162 4385	5	350	4.3		3階以上会議室等
F 用海	F16	●	松原体育館	松原町2番41号	53SNU 3162 4388	3	120	4.0		3階教育文化室等
F 用海	F17	●	市役所東館（市役所前公共駐車場）	六湛寺町3番1号	53SNU 3143 4387	8	5,820	3.5		3階以上通路等
F 用海	F19		カーマ エスパッソ	池田町7番2号	53SNU 3162 4401	10	240	4.1		3階以上廊下、階段、屋上
F 用海	F21	●	JR西宮駅南公共駐車場	池田町13番4号	53SNU 3194 4412	7	2,990	5.3		・1階出入口（自動ドア、営業時間外は施錠） ・3階以上通路
F 用海	F23		西宮市医師会看護専門学校	池田町13番2号	53SNU 3202 4412	7	590	5.1		3階以上廊下、7階講堂
F 用海	F24	●	池田町市営住宅	池田町13番1号	53SNU 3207 4411	11	860	5.2		3階以上廊下、階段
F 用海	F25		コスモ西宮フィールズ	東町1丁目13番8号	53SNU 3138 4270	9	690	1.4		3階以上廊下、階段
F 用海	F26		西宮東町アーバンコンフォート	東町1丁目14番20号	53SNU 3125 4253	11	1,710	1.9		3階以上廊下、階段
F 用海	F27		西宮渡辺心臓脳・血管センター	池田町3番25号	53SNU 3155 4399	5	270	4.9		本館：5階食堂、心大血管リハビリテーション室 入退院支援センター、共用廊下 健康館：7階会議室、共用廊下(109㎡)
F 用海	F28～29	●	県営 西宮浜松原住宅（1,2号棟）	浜松原町8番1,2号	53SNU 3160 4270	10	1,320	1.4		3階以上廊下、階段
F 用海	F30	●	市営石在町住宅	石在町19番1号	53SNU 3125 4298	6	560	2.6		3階以上廊下、階段
F 用海	F31		シティオガーデン西宮	東町2丁目3番25号	53SNU 3130 4279	11	1,670	2.2		3階以上廊下、階段
F 用海	F32～33	●	県営 西宮浜松原住宅（3,4号棟）	浜松原町8番3,4号	53SNU 3161 4279	11	1,600	1.5		3階以上廊下、階段
F 用海	F34		リバーガーデン西宮 酒蔵通り	石在町15番18号	53SNU 3127 4324	10	880	3.1		3階以上廊下、屋上
H 津門	H01		ラポール今津	今津曙町2番14号	53SNU 3230 4318	7	150	1.3		3階以上廊下、階段
H 津門	H02		西宮協立脳神経外科病院（南館）	今津山中町11番1号	53SNU 3269 4336	3	200	1.9		4階屋上緑化部
H 津門	H03	●	津門小学校	津門呉羽町5番13号	53SNU 3248 4347	3	1,390	2.4		3階以上教室等、屋上
H 津門	H04		グレースコート西宮	津門仁辺町2番21号	53SNU 3205 4371	6	180	3.1		3階以上廊下、階段
H 津門	H05～07		URルネシティ西宮津門（1～3号棟）	津門大箇町8番39号 他	53SNU 3263 4371	8～12	2,310	2.8～3.2		3階以上廊下、階段
H 津門	H09		サンシャイン西宮	津門稲荷町5番13号	53SNU 3224 4390	7	200	3.3		3階以上廊下、階段
H 津門	H10		廣宣寺	津門稲荷町4番23号	53SNU 3208 4390	3	170	3.1		3階本堂、本堂前ホール
H 津門	H12		セレーノ西宮	津門大塚町2番11号	53SNU 3225 4402	7	130	3.9		3階以上廊下、階段
H 津門	H13		サウスコート西宮	津門大塚町3番20号	53SNU 3225 4405	5	70	3.9		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
I 今津	I01	●	甲子園浜浄化センター（管理棟）	甲子園浜1丁目8号	53SNU 3167 4093	3	360	3.1		3階廊下、会議室
I 今津	I02	●	真砂中学校	今津真砂町1番10号	53SNU 3191 4192	4	1,280	1.9		3階以上教室等
I 今津	I03～04		UR今津浜パークタウン（12,13号棟）	今津真砂町1番12,13号	53SNU 3188 4205	11	1,660	1.5～1.7		3階以上廊下、階段
I 今津	I05～06	●	県営 西宮真砂高層住宅（2,3号棟）	今津真砂町1番2,3号	53SNU 3197 4210	9,10	3,900	1.5		3階以上廊下、階段
I 今津	I07～08	●	今津久寿川町市営住宅（1,2号棟）	今津久寿川町11番1号,10番2号	53SNU 3240 4229	5	60	0.7	●	3階以上廊下、階段
I 今津	I09	●	県営 西宮巽高層・鉄筋住宅（1号棟）	今津巽町5番1号	53SNU 3218 4239	11	680	1.5		3階以上廊下、階段
I 今津	I10～11	●	今津巽町市営住宅（1,2号棟）	今津巽町3番1,2号	53SNU 3229 4249	5	40	1.9～2		3階以上廊下、階段
I 今津	I12	●	県営 西宮今津住宅	今津出在家町10番19号	53SNU 3198 4258	10	1,060	0.8		3階以上廊下、階段
I 今津	I13	●	今津南市民館	今津出在家町10番5号	53SNU 3189 4268	3	20	0.9		3階会議室等
I 今津	I14	●	今津小学校	今津二葉町4番10号	53SNU 3225 4280	3	840	0.8		3階教室等
I 今津	I15	●	今津中学校	今津二葉町5番15号	53SNU 3210 4288	4	950	0.8		3階以上教室等
I 今津	I16		株式会社 カバス甲子園	今津水波町9番16号	53SNU 3239 4292	4	80	1.5		4階予備室、屋上、階段
I 今津	I17		PALAZZO SIENA	今津水波町11番38号	53SNU 3248 4296	4	20	1.3		3階以上廊下、階段
I 今津	I18		ドーミー今津	今津水波町8番7号	53SNU 3243 4299	7	300	1.2		3階以上廊下、階段、屋上
I 今津	I19	●	今津公民館	今津水波町9番28号	53SNU 3235 4298	3	230	1.6		3階会議室等
I 今津	I20		谷向病院（一般患者棟）	今津水波町6番30号	53SNU 3225 4305	6	110	1.0		屋上
I 今津	I21		ロワイヤル北野	今津水波町3番10号	53SNU 3222 4317	8	70	1.3		3階以上廊下、階段、屋上
I 今津	I22		スイリー番館	今津社前町1番11号	53SNU 3241 4274	5	200	1.9		3階以上廊下、階段、屋上
I 今津	I23		大関株式会社 本社工場	今津出在家町4番9号	53SNU 3217 4267	6	580	1.2		3階、屋上
K 上甲子園	K01		ミュゼ甲子園	戸崎町6番15号	53SNU 3434 4351	9	120	4.6		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K02		甲子園G.H	戸崎町6番4号	53SNU 3427 4354	5	60	5.6		4～5階廊下、階段、5階空地
K 上甲子園	K03		パンブランテ甲子園	甲子園口2丁目20番21号	53SNU 3446 4374	3	40	5.4		3階廊下
K 上甲子園	K04	●	上甲子園小学校	甲子園口5丁目9番4号	53SNU 3373 4387	4	2,260	3.8		3階以上教室等、屋上
K 上甲子園	K05～07	●	甲子園口6丁目市営住宅（1～3号棟）	甲子園口6丁目1番1～3号	53SNU 3330 4385	12	3,420	4.3～4.5		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K08		竹内ビル	甲子園口3丁目15番14号	53SNU 3422 4391	3	100	4.3		3階屋上
K 上甲子園	K09		シャルム甲子園口	甲子園口1丁目11番6号	53SNU 3462 4392	3	50	7.7		3階廊下
K 上甲子園	K10		アバンティ御代開	甲子園口3丁目11番6号	53SNU 3414 4396	7	290	4.3		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K11		マンション ヴィーガ	甲子園口3丁目7番14号	53SNU 3406 4401	5	60	4.2		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K12	●	上甲子園センター	甲子園口3丁目9番3号	53SNU 3420 4404	3	130	4.6		3階会議室等
K 上甲子園	K13		ハイム甲子園	甲子園口1丁目2番11号	53SNU 3463 4411	3	90	6.3		屋上
K 上甲子園	K14		PAO甲子園	甲子園口1丁目1番1号	53SNU 3451 4413	3	60	5.1		3階廊下、階段、屋上
K 上甲子園	K15		セフレック甲子園口	甲子園口4丁目21番18号	53SNU 3387 4365	8	290	3.8		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K16		ラフィネス甲子園口	甲子園口2丁目25番5号	53SNU 3418 4361	7	150	3.7		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K17		ステイツ甲子園口ニ丁目	甲子園口2丁目24番3号	53SNU 3421 4370	7	120	4.0		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K18		ドミニオン甲子園	甲子園口1丁目3番6号	53SNU 3464 4407	5	30	4.9		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K19		ザ・パークハウス甲子園口	甲子園口2丁目25番12号	53SNU 3425 4366	4	40	3.9		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K20		ディアエスタ ミオ 甲子園口	甲子園口3丁目24番12号	53SNU 3408 4373	6	80	3.9		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K21		ジェイグラン甲子園口レジデンス	甲子園口3丁目26番16号	53SNU 3414 4362	6	70	3.7		3階以上廊下、階段
K 上甲子園	K22		プレサンスロジェ甲子園口	甲子園口2丁目24番29号	53SNU 3417 4368	6	100	3.9		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
L 春風	L01		佑光荘	甲子園六石町2番7号	53SNU 3332 4293	3	30	1.9		3階廊下、階段、屋上
L 春風	L02		学校法人イエス団 甲子園二葉幼稚園	甲子園三保町6番10号	53SNU 3342 4297	3	60	3.3		3階廊下、教会ホール
L 春風	L03	●	春風公民館	甲子園春風町2番21号	53SNU 3307 4320	3	160	1.8		3階会議室等
L 春風	L04	●	春風小学校	上甲子園3丁目8番39号	53SNU 3343 4322	4	2,880	2.2		3階以上教室等
L 春風	L05	●	上甲子園中学校	上甲子園4丁目9番11号	53SNU 3331 4358	3	960	3.0		3階教室等
L 春風	L06		YSビル	上甲子園4丁目2番5号	53SNU 3332 4370	3	100	3.4		屋上
L 春風	L07		ウェリス上甲子園 ウェストレジデンス	上甲子園3丁目9番12号	53SNU 3337 4316	5	230	2.5		3階以上廊下、階段
L 春風	L08		Primavera 庄	今津野田町5番27号	53SNU 3288 4324	6	130	1.8		3階以上廊下、階段
L 春風	L09～11	●	市営甲子園春風町住宅（1～3号棟）	甲子園春風町1番11号 他	53SNU 3304 4334	7	1,630	2.3～2.4		3階以上廊下、階段
L 春風	L12	●	西宮支援学校	甲子園春風町2番29号	53SNU 3301 4322	4	2,310	1.8		3階以上教室等
M 南甲子園	M01	●	南甲子園公民館	甲子園九番町15番40号	53SNU 3280 4144	3	120	0m未満	●	3階会議室等
M 南甲子園	M02～03	●	県営 西宮南甲子園団地（1,2号棟）	南甲子園2丁目15番1号 他	53SNU 3256 4175	5	80	1.0		3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M04		URルゼフィール南甲子園	南甲子園1丁目4番5号	53SNU 3289 4177	6	460	0.7	●	3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M05	●	県立西宮今津高等学校 南館（特別教室棟）	浜甲子園4丁目1番5号	53SNU 3205 4188	4	1,030	0.3	●	3階以上教室、屋上
M 南甲子園	M06	●	南甲子園小学校	南甲子園3丁目9番16号	53SNU 3233 4196	4	3,580	0.6	●	3階以上教室等、屋上
M 南甲子園	M07		シャルマンフジ エミューゼ甲子園	南甲子園3丁目6番9号	53SNU 3242 4204	6	310	0.5	●	3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M08～09		アメニティコート甲子園Ⅰ（A,B棟）	甲子園町8番1,2号	53SNU 3303 4205	5,8	810	0.9～1.0		3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M10		アメニティコート甲子園Ⅱ	南甲子園2丁目1番1号	53SNU 3258 4207	6	920	0.3	●	3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M11		アメニティコート甲子園Ⅲ	甲子園町18番1号	53SNU 3262 4211	4	470	0.7	●	3階以上廊下、階段
M 南甲子園	M12	●	県営 西宮甲子園住宅	甲子園網引町9番14号	53SNU 3238 4216	3	120	0.8		3階廊下
M 南甲子園	M13		ビジネスホテル リッツ甲子園	甲子園洲島町2番2号	53SNU 3280 4248	7	380	1.0		3階以上廊下、階段等
M 南甲子園	M14		ホテルヒューイット甲子園	甲子園高潮町3番30号	53SNU 3303 4253	14	2,740	2.8		2階大宴会場、3階以上廊下等
M 南甲子園	M15		ルネ・ヒューマンズガーデン・パラディオ	浜甲子園4丁目1番24号	53SNU 3221 4183	6～19	3,780	0.8		3階以上廊下、階段 〔高潮時〕4階以上使用
M 南甲子園	M16		清和の郷	甲子園網引町4番5号	53SNU 3261 4235	5	570	1.0	●	3階以上廊下、階段、屋上
N 鳴尾北	N01		明和病院（東館）	上鳴尾町4番31号	53SNU 3394 4231	5	660	0.7	●	3階以上バルコニー
N 鳴尾北	N02		メインステージ里中	里中町3丁目1番12号	53SNU 3405 4232	3	270	0.7	●	3階廊下、屋上
N 鳴尾北	N03		フロイデ里中	里中町2丁目1番13号	53SNU 3423 4229	5	30	0.9		3階以上廊下
N 鳴尾北	N04	●	学文公民館	学文殿町2丁目4番24号	53SNU 3409 4251	3	50	1.2		3階会議室等
N 鳴尾北	N05	●	学文中学校	学文殿町1丁目5番7号	53SNU 3431 4251	4	900	0.8		3階以上教室等
N 鳴尾北	N06	●	鳴尾北小学校	学文殿町2丁目2番7号	53SNU 3405 4262	4	1,450	1.5		3階以上教室等
N 鳴尾北	N07		ドルチェ甲子園	甲子園五番町17番24号	53SNU 3357 4267	5	200	1.3		3階以上廊下、階段
N 鳴尾北	N09	●	県立鳴尾高等学校（北館）	学文殿町2丁目1番60号	53SNU 3402 4274	4	160	1.4		4階視聴覚室、階段、廊下
N 鳴尾北	N10		メゾン甲子園五番町	甲子園五番町10番22号	53SNU 3355 4277	5	160	1.5		3階以上廊下、階段
N 鳴尾北	N11		アバンテ甲子園	甲子園四番町11番21号	53SNU 3372 4290	3	30	1.4		屋上
N 鳴尾北	N12		ディオレ甲子園四番町	甲子園四番町10番10号	53SNU 3361 4293	5	170	1.5		3階以上廊下、階段
N 鳴尾北	N13		グランステイツ甲子園二番町	甲子園二番町8番13号	53SNU 3404 4331	6	310	4.5		3階以上廊下、階段
N 鳴尾北	N14		シャルマン五番館	甲子園五番町14番17号	53SNU 3336 4276	4	50	2.9		3階以上廊下、階段
N 鳴尾北	N15		ワコーレ甲子園二番町	甲子園二番町2番9号	53SNU 3414 4340	4	50	4.8		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
O 小松	O01		兵庫医科大学（平成記念会館）	小松南町2丁目6号	53SNU 3472 4201	3	1,150	0.4	●	3階体育館
O 小松	O02～04		URサンラフレ鳴尾北（11～13号棟）	小松南町3丁目4番11～13号	53SNU 3463 4208	5,6	700	0.2～0.7	●	3階以上廊下、階段
O 小松	O05		ル・サルク西宮武庫川	小松東町2丁目1番3号	53SNU 3480 4250	5	130	1.3		3階以上廊下、階段
O 小松	O06	●	小松小学校	小松東町1丁目3番59号	53SNU 3484 4260	3	650	1.2		3階教室等
O 小松	O07	●	小松センター	小松北町2丁目4番1号	53SNU 3467 4261	3	170	1.5		3階会議室等
O 小松	O08		日本年金機構西宮宿舎	小松北町1丁目8番6号	53SNU 3470 4264	4	20	1.8		3階以上廊下、階段
O 小松	O09	●	小松北町1丁目市営住宅	小松北町1丁目3番10号	53SNU 3469 4275	7	680	1.7		3階以上廊下、階段
O 小松	O10		アブシンベルマンション	小曽根町4丁目5番16号	53SNU 3475 4280	5	80	1.5		3階中庭、4階以上廊下
O 小松	O11		ロジュマン西宮武庫川	小松東町3丁目4番7号	53SNU 3490 4232	5	120	1.0		3階以上廊下
O 小松	O12		プリンスハイツ鳴尾北	小松西町2丁目6番46号	53SNU 3438 4207	7	740	0.5	●	3階以上廊下、階段
O 小松	O13		ライオンズマンション甲子園口 ラルジュ武番館	小曽根町1丁目5番28号	53SNU 3449 4325	7	590	3.7		3階以上廊下、階段
O 小松	O14		グランスイート甲子園口	小曽根町1丁目1番23号	53SNU 3453 4340	10	240	3.2		3階以上廊下、階段
O 小松	O15		ライオンズマンション甲子園口 ラルジュ荻番館	小曽根町2丁目1番8号	53SNU 3452 4319	5	150	2.6		3階以上廊下、階段
P 鳴尾	P01		武庫川すずかけ作業所	武庫川町4番1号	53SNU 3462 4169	3	340	0.2	●	3階ベランダ・踊り場、屋上 〔高潮時〕屋上に避難
P 鳴尾	P02		ネバーランド西宮鳴尾ソレイユ	鳴尾町1丁目15番3号	53SNU 3396 4176	10	350	0.7	●	3階以上廊下、階段
P 鳴尾	P03		兵庫医科大学（立体駐車場）	武庫川町1番1号	53SNU 3481 4176	6	4,980	0.6	●	3階以上通路部
P 鳴尾	P04	●	鳴尾公民館	鳴尾町1丁目8番2号	53SNU 3403 4182	3	250	0.6	●	3階会議室等
P 鳴尾	P05	●	鳴尾中央センター	鳴尾町3丁目5番14号	53SNU 3388 4187	4	260	1.0		3階以上会議室等
P 鳴尾	P06	●	鳴尾中学校	甲子園八番町1番26号	53SNU 3342 4190	4	1,270	0.3	●	3階以上教室等
P 鳴尾	P07	●	鳴尾小学校	鳴尾町5丁目4番6号	53SNU 3370 4196	4	1,090	0.5	●	3階以上教室等
P 鳴尾	P08		武庫川ハウス	池開町3番10号	53SNU 3460 4193	6	220	0.2	●	3階以上廊下、階段
P 鳴尾	P09		甲子園ホテルタ立荘	甲子園七番町19番3号	53SNU 3329 4215	4	160	0.9		3階以上廊下、屋上
P 鳴尾	P10		藤和シティホームズ甲子園	鳴尾町5丁目7番10号	53SNU 3364 4180	9	510	0.1	●	3階以上廊下、階段
P 鳴尾	P11		武庫川女子大学（研究所棟）	鳴尾町1丁目5番9号	53SNU 3411 4184	6	1,050	0.6	●	3階以上廊下他
P 鳴尾	P12		武庫川女子大学（栄養科学館）	池開町9番12号	53SNU 3449 4164	4	700	0m未満	●	3階以上廊下他
P 鳴尾	P13		甲子園ガーデンハウス	甲子園七番町18番12号	53SNU 3340 4210	7	200	0.4	●	3階以上廊下、階段
P 鳴尾	P14		サーバス鳴尾	鳴尾町4丁目4番20号	53SNU 3383 4166	7	420	0.9		3階以上廊下、階段

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
Q 甲子園浜	Q01	●	枝川浄化センター（本館）	枝川町20番128号	53SNU 3295 4063	3	710	1.8		3階会議室、屋上
Q 甲子園浜	Q02	●	甲子園浜自然環境センター	枝川町19番10号	53SNU 3264 4101	3	160	0.7	●	3階学習・交流室
Q 甲子園浜	Q03		介護老人福祉施設 シルバーコースト甲子園	枝川町17番40号	53SNU 3284 4105	4	350	0.4	●	4階地域交流スペース、屋上等
Q 甲子園浜	Q04		多機能型障害福祉施設 ドリーム甲子園	枝川町17番41号	53SNU 3281 4108	3	320	0.2	●	3階スペース、屋上
Q 甲子園浜	Q05	●	鳴尾体育館	上田西町4番43号	53SNU 3396 4080	3	200	0.0	●	3階通路部
Q 甲子園浜	Q06		サンロイヤル武庫川サンク	上田西町3番43号	53SNU 3398 4098	11	1,470	0m未満	●	3階以上廊下、階段 〔高潮時〕4階以上に避難
Q 甲子園浜	Q07～25		UR浜甲子園さくら街（1～19号棟）	古川町3番1号 他	53SNU 3368 4122	6～14	7,080	0m未満～2.0	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q26	●	甲子園浜小学校	古川町1番65号	53SNU 3352 4127	3	1,100	0.1	●	3階教室等
Q 甲子園浜	Q28	●	浜甲子園中学校	古川町2番60号	53SNU 3375 4136	3	1,040	0.4	●	3階教室等
Q 甲子園浜	Q29～30,34	●	甲子園九番町市営住宅（1～3号棟）	甲子園九番町10号	53SNU 3341 4139	6	3,470	0.1～0.2	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q31	●	市立西宮東高等学校	古川町1番12号	53SNU 3361 4142	4	1,750	0.3	●	3階以上教室等
Q 甲子園浜	Q32		ロイヤルアーク甲子園フローレス	甲子園九番町11番23号	53SNU 3334 4154	15	5,000	0.3	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q33		グリーンラグーナ甲子園	南甲子園1丁目9番5号	53SNU 3276 4176	14	6,280	0.6	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q35		介護老人福祉施設 第2シルバーコースト甲子園	枝川町17番55号	53SNU 3278 4109	5	90	0.5	●	屋上
Q 甲子園浜	Q36		武庫川女子大学（武道館）	上田西町2番32号	53SNU 3404 4118	3	530	0.8		3階多目的室2
Q 甲子園浜	Q37～38		ファインシティ甲子園	枝川町10番1号	53SNU 3320 4099	7	910	0.2	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q39		ファインシティ西宮甲子園	枝川町8番1号	53SNU 3351 4092	7	1,010	0.2	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q40		ルネ西宮甲子園	枝川町14番28号	53SNU 3309 4103	7	1,440	0.5	●	3階以上廊下、階段
Q 甲子園浜	Q41		ローレルコート西宮甲子園	枝川町1番25号	53SNU 3302 4128	7	930	0.5	●	3階以上廊下、階段
R 鳴尾東	R01	●	上田東町市営住宅	上田東町1番17号	53SNU 3439 4075	4	10	0m未満	●	3階以上廊下、階段 〔高潮時〕4階以上に避難
R 鳴尾東	R03	●	鳴尾東小学校	笠屋町30番50号	53SNU 3416 4117	4	1,410	0m未満	●	3階以上教室等 〔高潮時〕4階以上に避難
R 鳴尾東	R04～06	●	東鳴尾町1丁目市営住宅（1～3号棟）	東鳴尾町1丁目10番1号 他	53SNU 3461 4118	3～4	290	0m未満	●	3階以上廊下、階段 〔高潮時〕4階以上に避難
R 鳴尾東	R07	●	鳴尾センター	笠屋町19番1号	53SNU 3433 4130	3	210	0.0	●	3階会議室等
R 鳴尾東	R08		ザ・ランドマーク北山	笠屋町17番36号	53SNU 3432 4132	6	70	0m未満	●	3階以上廊下、非常階段
R 鳴尾東	R09～10	●	県営 西宮東鳴尾団地（1,2号棟）	東鳴尾町1丁目5番15,23号	53SNU 3459 4138	5	240	0m未満	●	3階以上廊下、階段 〔高潮時〕4階以上使用
R 鳴尾東	R11		カサ・コモド	笠屋町13番11号	53SNU 3431 4147	9	150	0m未満	●	3階以上廊下、階段
R 鳴尾東	R12		財務省 鳴尾合同宿舎	笠屋町22番25号	53SNU 3418 4129	6	660	0m未満	●	3階以上廊下、階段
R 鳴尾東	R13		日油関西社宅 ファミール武庫川	東鳴尾町1丁目4番2号	53SNU 3455 4145	6	480	0.3	●	3階以上廊下、階段
S 高須	S01～04	●	高須町1丁目市営住宅（1～4号棟）	高須町1丁目2番21～24号	53SNU 3396 3968	10,12	4,280	1.2～1.4		3階以上廊下、階段
S 高須	S05～22	●	県営 西宮高須団地（1～18号棟）	高須町1丁目4番1～18号	53SNU 3411 3970	5	1,120	1.2～2.5		3階以上廊下、階段
S 高須	S23	●	高須小学校	高須町1丁目1番41号	53SNU 3376 4001	4	1,090	1.2		3階以上教室等
S 高須	S24		URルゼフィール武庫川第2 五番街（15号棟）	高須町1丁目7番15号	53SNU 3428 4018	11	1,600	0.7	●	3階以上廊下、階段
S 高須	S25～33		UR武庫川団地（1～9号棟）	高須町1丁目1番1～9号	53SNU 3398 4058	11～25	17,760	0.7～1.5	●	3階以上廊下、階段
S 高須	S34	●	鳴尾南中学校	高須町1丁目1番36号	53SNU 3407 4054	4	1,320	0m未満	●	3階以上教室等

小学校区	津波避難場所 整理番号	指定緊急 避難場所	名称	所在地	座標 UTMポイント	階数	収容可能人数 (人)	海拔 (m)	ゼロメートル 地帯	特記事項 (避難可能箇所等)
T 高須西	T03		カリモク家具株式会社 関西ショールーム	鳴尾浜2丁目1番17号	53SNU 3337 3896	5	2,000	2.4		3階以上フロア、屋上
T 高須西	T04		大栄環境株式会社西宮事業所（事務所棟）	鳴尾浜2丁目19番1号	53SNU 3350 3927	3	350	2.6		3階事務所、会議室等
T 高須西	T05	●	県立総合体育館	鳴尾浜1丁目16番8号	53SNU 3346 3969	6	3,500	2.7		3階以上廊下及び室内等
T 高須西	T06～17		UR武庫川団地（11,12,19～23,27～29,31,32号棟）	高須町1丁目1番11号 他	53SNU 3386 4017	11～25	39,280	0.9～2.0		3階以上廊下、階段
T 高須西	T18	●	県立西宮南高等学校（B棟）	高須町2丁目1番43号	53SNU 3351 4027	4	490	0.9		3階以上教室等
T 高須西	T19	●	高須西小学校	高須町2丁目1番44号	53SNU 3341 4039	4	1,400	1.2		3階以上教室等
T 高須西	T20	●	高須中学校	高須町2丁目1番48号	53SNU 3382 4087	4	1,210	0.5	●	3階以上教室等
T 高須西	T21		コープこうべ鳴尾浜配送センター	鳴尾浜3丁目10番1号	53SNU 3294 3943	3	3,020	2.0		2階トラックヤード
T 高須西	T22		GLP鳴尾浜	鳴尾浜1丁目20番2号	53SNU 3291 3975	5	500	2.1		3階以上廊下、階段、カフェテリアスペース

※地震、大火、土砂災害は対象外

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

海拔：津波避難ビル標識サインの位置について基盤地図情報（数値標高モデル5m）を参考として、東京湾平均海面（T.P.）で記載したもの。

ゼロメートル地帯（0.75m 未満）：朔望平均満潮潮位よりも低い地域のことであり、この地域に津波避難ビルの建物が含まれているものを抽出したもの。

ゼロメートル地帯では津波が引いた後でも、長期的に浸水が継続するおそれがある。

(4) 緊急一時避難所

令和7年4月1日現在

NO.	地区名	施設名	所在地	座標 UTMポイント	災害別使用条件					
					土砂	洪水	高潮	津波	大火	備考
1	生瀬地区	生瀬惣川集会所	生瀬東町20番5号	53SNU 3072 5262	○	△2	-	-	×	
2		生瀬自治会館	生瀬町2丁目25番28号	53SNU 3035 5290	○	×	-	-	×	
3		青葉台集会所	青葉台1丁目15番8号	53SNU 2934 5320	○	○	-	-	×	
4		サーパス三番館集会所	塩瀬町生瀬1131番105号	53SNU 2888 5324	△	○	-	-	×	〔土砂災害時〕 建物の一部が山地災害危険区域内
5	名塩地区	清瀬台自治会安心コミュニティプラザ	清瀬台7番7号	53SNU 2911 5374	○	○	-	-	×	
6		さくらプラザ（名塩さくら台コミュニティセンター）	名塩さくら台4丁目12番10号	53SNU 2515 5522	○	○	-	-	×	
7		名塩平成台自治会館	名塩平成台543番32号	53SNU 2591 5435	○	○	-	-	×	
8		緑ヶ丘安心コミュニティプラザ	名塩赤坂13番1号	53SNU 2455 5522	○	○	-	-	×	
9		赤坂会館	名塩赤坂9番36号	53SNU 2465 5501	○	○	-	-	×	
10		名塩美山自治会館	名塩美山9番7号	53SNU 2477 5616	○	○	-	-	×	
11	東山台地区	ナシオンホール	東山台1丁目106番2号	53SNU 28435412	○	○	-	-	×	
12		東山台コミュニティ会館 安心プラザ	東山台4丁目10番号	53SNU 28325459	○	○	-	-	×	
13	山口地区	西宮北六甲台自治会館 安心プラザ	北六甲台3丁目31番1号	53SNU 2319 5491	○	○	-	-	×	
14		名来公会堂	山口町名来2丁目20番14号	53SNU 2169 5557	○	△2	-	-	×	
15		下山口会館	山口町下山口5丁目5番18号	53SNU 2206 5431	○	×	-	-	×	
16		上山口公会堂	山口町上山口1丁目9番12号	53SNU 2224 5366	○	△2	-	-	×	
17		上山口東自治会館	山口町上山口2丁目18番18号	53SNU 2250 5381	○	○	-	-	×	
18		金仙寺公会堂	山口町金仙寺1丁目1番29号	53SNU 2299 5339	○	○	-	-	×	
19		すみれ台壹番館	すみれ台1丁目7番14号	53SNU 2228 5303	○	○	-	-	×	
20		すみれ台貳番館	すみれ台2丁目6番8号	53SNU 2177 5299	○	○	-	-	×	
21		中野公会堂	山口町中野1丁目5番7号	53SNU 2291 5223	○	○	-	-	×	
22		船坂公会堂	山口町船坂680番地1	53SNU 2571 5141	○	○	-	-	×	

UTM ポイント：自衛隊等が使用する座標値

災害種別ごとの指定状況：災害種別ごとの指定の区別は以下のとおり

「○」：指定（避難することができる）

「△、▲」：条件付きで指定（注意が必要、備考内を確認）

「×」：未指定（避難することができない）

「－」：対象外（その災害で避難することを想定していない）

洪水は、想定される浸水深が最も深い河川における洪水時の使用条件を記載。

資料 8 - 4 防災拠点

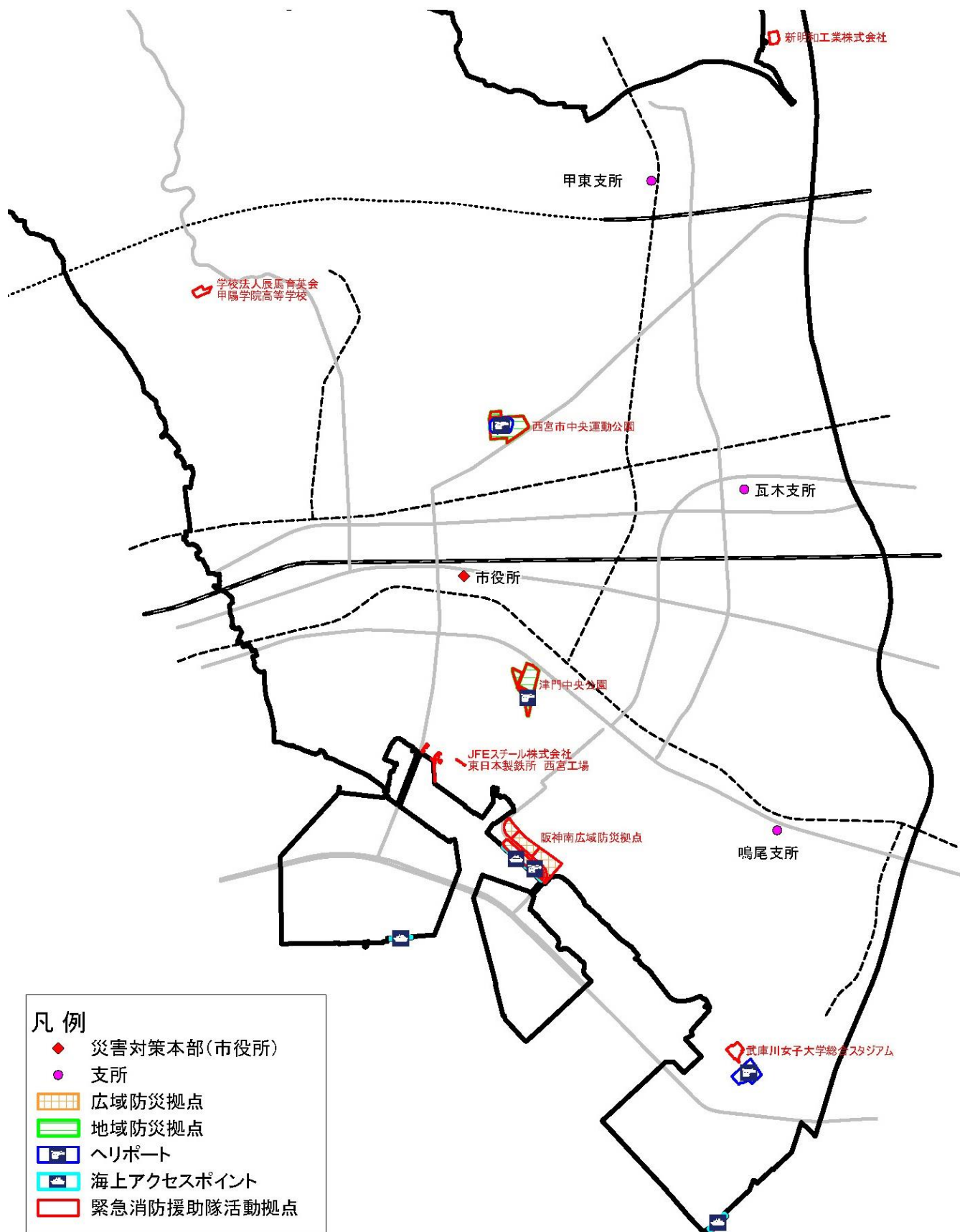
(1) 防災拠点一覧（南部）

名称	所在地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	緊急消防 援隊 活動拠点	臨時 ヘリポート	海上 アクセス ポイント
西宮中央運動公園	河原町 1 番		●	●	●	
津門中央公園	津門住江町 14		●	●	●	
甲子園浜海浜公園	甲子園浜 3 丁目	●		●	●	●
学校法人辰馬育英会 甲陽学院高等学校	角石町 3 番 138 号			●		
新明和工業株式会社	宝塚市新明和町 1 番 1 号			●		
武庫川女子大学総合スタジアム	池開町 6 番 46 号			●		
JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場	朝風町 1 番 50 号			●		
兵庫医科大学グラウンド	鳴尾浜 1 丁目				●	
鳴尾地区公共ふ頭	鳴尾浜 2 丁目					●
西宮地区公共ふ頭	西宮浜 2 丁目					●

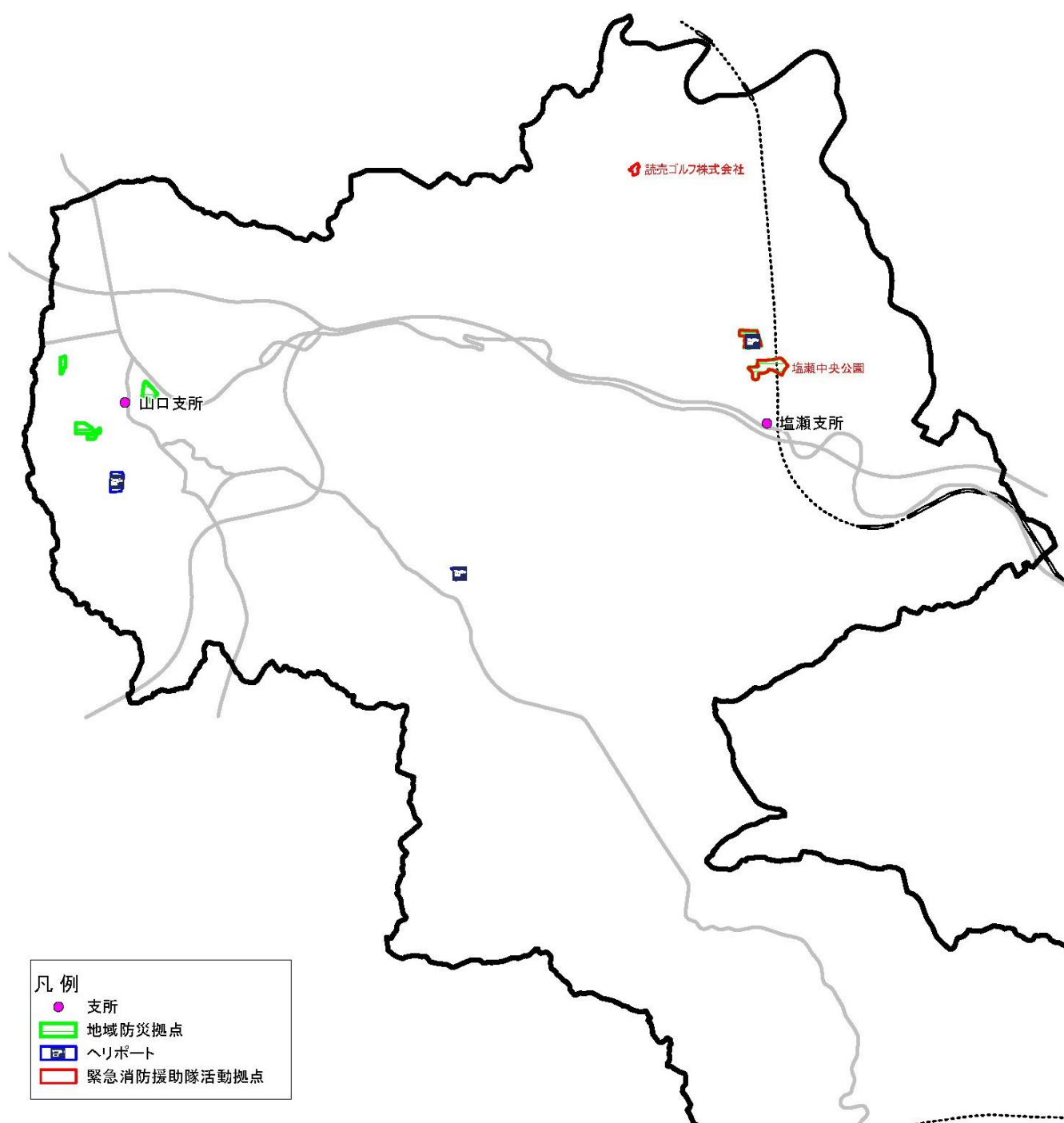
(2) 防災拠点一覧（北部）

名称	所在地	広域 防災拠点	地域 防災拠点	緊急消防 援隊 活動拠点	臨時 ヘリポート	海上 アクセスポ イント
塩瀬中央公園	東山台 5 丁目		●	●	●	
流通東公園	山口町阪神流通センター 1 丁目 7 他		●			
山口中央公園	山口町下山口 5 丁目 98		●			
読売ゴルフ株式会社	塩瀬町名塩 5313 番 43 号			●		
山口町船坂多目的グラウンド	山口町船坂 1958				●	
ダイハツ工業株式会社 西宮グラウンド	山口町上山口 1432				●	

(3) 防災拠点位置図（南部）



(4) 防災拠点位置図（北部）



資料 8 - 5 緊急消防援助隊受援時における活動拠点一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	事業所名	所在地	管理者
1	西宮市中央運動公園	河原町 2 番	西宮市スポーツ推進課
2	津門中央公園	津門住江町 3 番	西宮市公園緑地課
3	阪神南広域防災拠点	甲子園浜 3 丁目	兵庫県阪神南県民センター
4	塩瀬中央公園	東山台 5 丁目	西宮市公園緑地課
5	読売ゴルフ株式会社	塩瀬町名塩 5313 番 43 号	読売ゴルフ株式会社
6	学校法人辰馬育英会 甲陽学院高等学校	角石町 3 番 138 号	学校法人辰馬育英会 甲陽学院高等学校
7	新明和工業株式会社	宝塚市新明和町 1 番 1 号	新明和工業株式会社
8	武庫川女子大学総合スタジアム	鳴尾浜 1 丁目 5 番 1 号	学校法人 武庫川学院
9	JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場	朝風町 1 番 50 号	JFE スチール株式会社

資料 8 - 6 災害対策本部等の代替施設一覧

令和 4 年 10 月 1 日現在

施設名		所在地	第二庁舎 との距離 (m)	建築年	面積 (㎡)	避難所等の指定	耐震安全性	災害危険度					駐車台数
							構造体 分類	津波	洪水 武庫川水系	洪水 その他	高潮	土砂災害	
●災害対策本部 第二庁舎（危機管理センター）	対策本部室 オペレーションルーム 他	六湛寺町8番28号	-	令和3 (2021)	459	-	I	-	-	0.5m未満	0.5～3.0m 未満	-	37
東館	7,8階会議室 8階大ホール	六湛寺町3番1号	180	平成9 (1997)	802	指定緊急避難場所 (津波避難ビル)	III	-	0.5m未満	0.5～3.0m 未満	0.5～3.0m 未満	-	32
本庁舎（参考）	442,252会議室	六湛寺町10番3号	110	昭和46 (1971)	194	指定緊急避難場所 (津波避難ビル)	II (旧基準)	-	-	0.5～3.0m 未満	0.5～3.0m 未満	-	71

選定根拠：「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な 6 要素を核とした計画～」(平成 27 年 5 月 内閣府) に本市地域特性を踏まえた検討事項を追加して選定。
対象施設：避難所、地域防災拠点を除いた市関連施設のうち、新耐震基準以降（昭和 56（1981）年以降）に建築された建物に限定。本庁舎は参考として記載。

構造体分類：Ⅰ類＞Ⅱ類＞Ⅲ類

洪水（武庫川水系）：武庫川、有馬川、西川、畑川、名塩川、太田多川、猪切谷川、どん尻川、船坂川

洪水（その他）：夙川、洗戎川、堀切川、東川、津門川、新川のうち、想定最大の浸水深が最も深い河川の値を記載

資料 8 - 7 地区防災ブロック図

(1) 南部

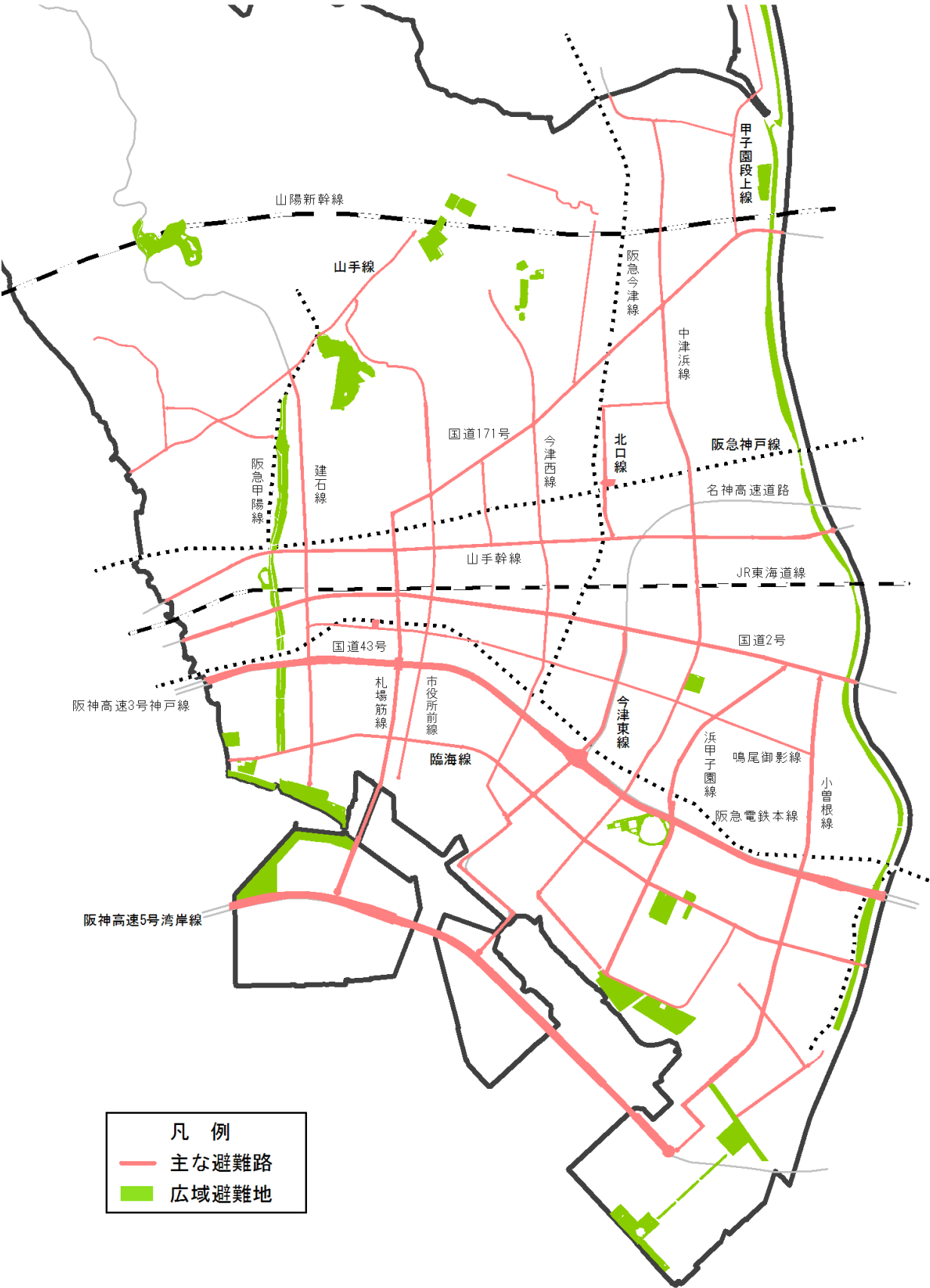


(2) 北部

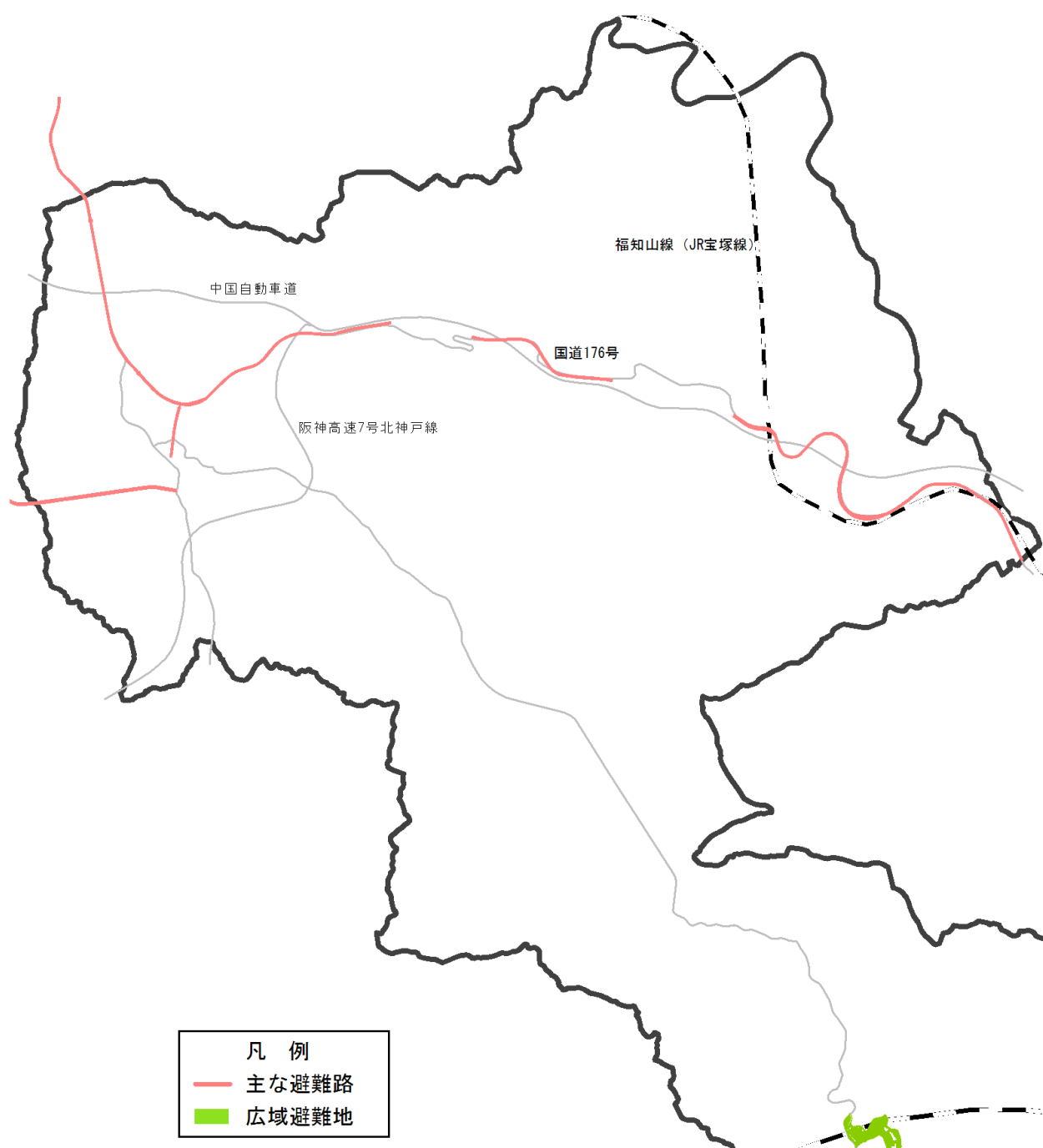


資料 8 - 8 主な避難路位置図

(1) 南部



(2) 北部



資料 8 - 9 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路一覧

(高速道路)

路線名	起点の地名	終点の地名	区間 延長	管理者名
名神高速道路	尼崎市東園田町 大阪府兵庫県境	西宮市今津社前町 西宮 IC	11.2	西日本高速道路 株式会社
中国自動車道	西宮市山口町名来 大阪府兵庫県境	佐用郡佐用町皆田 兵庫県岡山県境	118.0	西日本高速道路 株式会社
阪神高速 7 号 北神戸線	神戸市西区伊川谷町別府 伊川谷 JCT	西宮市名塩東久保 西宮山口東 JCT	33.2	阪神高速道路 株式会社
阪神高速 5 号 湾岸線	尼崎市東海岸町 大阪府兵庫県境	神戸市東灘区向洋町東 六甲アイランド北 IC	15.7	阪神高速道路 株式会社
阪神高速 3 号 神戸線	尼崎市東本町 大阪府兵庫県境 (大阪西宮線)	神戸市須磨区東町 月見山ランプ (神戸西宮線)	32.6	阪神高速道路 株式会社

(国道・県道)

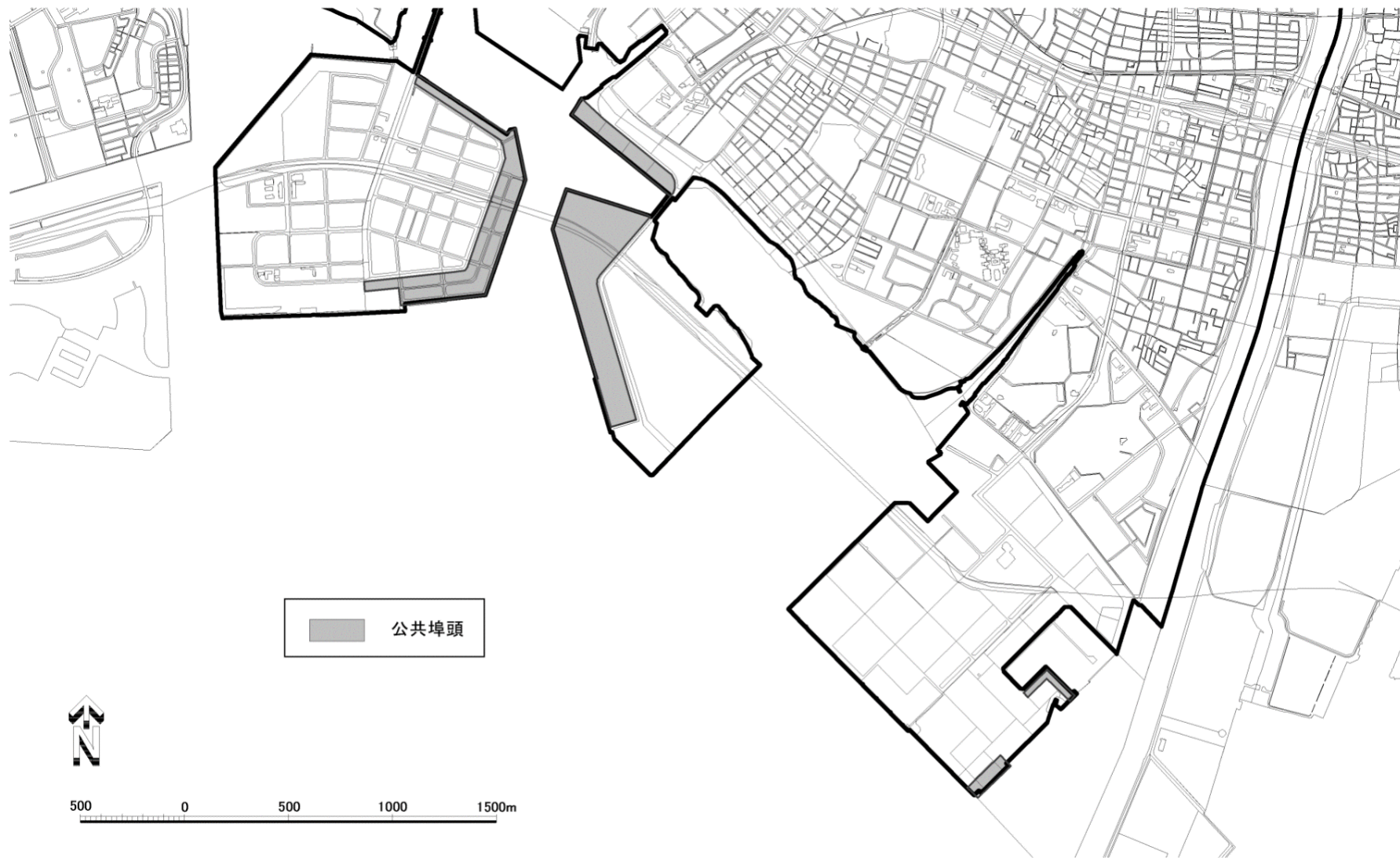
路線名	起点の地名	終点の地名	区間 延長	管理者名
国道 2 号	尼崎市杭瀬寺島 2 丁目 1	明石市硯町 3 丁目 10-47	49.0	直轄
国道 43 号	尼崎市東本町 1 丁目	神戸市灘区都通り 4 丁目	20.1	直轄
国道 171 号	伊丹市下河原 1 丁目 11-30	西宮市六湛寺町 9 -33	11.6	直轄
国道 176 号	西宮市山口町名来 1 丁目 24	西宮市山口町下山口 3 丁目 1 - 2	1.6	兵庫県
国道 176 号	西宮市山口町下山口 3 丁目 1 - 2	宝塚市栄町 3 丁目	11.6	直轄
大沢西宮線	神戸市北区有野中町 4 丁目	西宮市山口町下山口 3 丁目 4	0.7	兵庫県
大沢西宮線	西宮市山口町下山口 3 丁目 1 - 2	西宮市山口町上山口 1 丁目 18-29	1.5	兵庫県
大沢西宮線	西宮市山口町上山口 1 丁目 14- 22	西宮市神楽町 12-14	13.8	兵庫県
今津港津門大筒線	西宮市今津社前町 8 -10	西宮市今津社前町 1 - 5	0.5	兵庫県
芦屋鳴尾浜線	芦屋市陽光町 2 - 1	西宮市甲子園浜	4.3	兵庫県
有馬山口線	神戸市北区有馬町	西宮市山口町上山口 1 丁目 18-29	2.8	兵庫県
生瀬門戸荘線	宝塚市東洋町 1 - 3	西宮市仁川町 2 丁目 1	3.0	兵庫県
明石神戸宝塚線	西宮市越水社家郷山	西宮市越水社家郷山	0.7	兵庫県
臨海道路今津線	西宮市今津巽町 8 -36	西宮市甲子園浜 1 丁目 7 - 2	1.5	兵庫県
臨海道路札幌筋線	西宮市久保町 15-16	西宮市西宮浜 3 丁目 6 - 2	1.0	兵庫県

(市道)

路線名	起点の地名	終点の地名	区間 延長	管理者名
幹第 7 号線 (中津浜線)	西宮市段上町 4 丁目 7	西宮市甲子園高潮町 6 -25	5.9	西宮市
幹第 17 号線 (札幌筋線)	西宮市六湛寺町 14-12	西宮市久保町 15-16	1.4	西宮市
幹第 10 号線	西宮市今津港町 2 - 1	西宮市今津西浜町 2 - 8	0.3	西宮市
西第 4 号線	西宮市今津西浜町 2 - 8	西宮市今津巽町 8 - 1	0.1	西宮市
幹第 26 号線 (山手幹線)	西宮市大谷町 4 -11	西宮市甲子園口北町 24-23	5.6	西宮市
鳴第 26 号線	西宮市武庫川町 3	西宮市武庫川町 3	0.1	西宮市
西第 715 号線	西宮市中須佐町 1 - 6	西宮市櫛塚町 6 -28	0.2	西宮市
幹第 16 号線	西宮市中前田町 6 - 2	西宮市櫛塚町 2 -28	0.2	西宮市
幹第 3 - 2 号線	西宮市甲子園春風町 7 - 4	西宮市甲子園春風町 5 -29	0.1	西宮市

※兵庫県地域防災計画(資料編)より抜粋記載

資料 8-10 公共埠頭図



資料 8-11 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設一覧

番号	港湾、漁港 海岸名	設置場所	施設名 敷高 T.P	操作 水位高 T.P	管理主任名	住 所	電 話 番 号
4	西 宮 港 今 津 地 区	今津西浜町 2 番 10 号地先	〃 +0.980	1.2	兵庫県尼崎港管 理事務所	尼崎市道意町 7 丁目 21	06-6412-1362
5	〃	〃 2 番 13 号地先	〃 +1.020	1.2	第一建設機工株 式会社 白石 大樹	今津港町 2 番 30 号	昼 0798-22-3301 夜 090-1954-9891
6	〃	〃 2 番 16 号地先	〃 +1.110	1.2	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃 +1.210	1.2	今津港湾荷役株 式会社 高津 博昭	上甲子園 5 丁目 9 番 17 号ベル甲子園 202	昼 0798-34-1290 夜 090-2018-5305
8	〃	〃	〃 +1.230	1.2	〃	〃	〃
9	〃	〃 2 番 54 号地先	〃 +1.230	1.2	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃 +1.260	1.2	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃 +1.250	1.2	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃 +1.180	1.2	〃	〃	〃
16	〃	〃	〃 +0.930	1.2	〃	〃	〃
18	西 宮 港 西 宮 旧 港 区	浜町 6 番 28 号地先	〃 +1.830	1.2	池田 光春	浜町 6 番 26 号	0798-23-4571
19	〃	〃 6 番 19 号地先	〃 +1.800	1.0	兵庫県尼崎港管 理事務所	尼崎市道意町 7 丁目 21	06-6412-1362 (常時閉鎖)
21	〃	西波止町 1 番 12 号地先	〃 +1.630		株式会社ウィン ドワード 諏訪 邦尚	西波止町 1 - 2	昼 0798-33-9000 夜 090-3703-1233
22	〃	〃 1 番 18 号地先	〃 +2.504	1.2	西宮市 道路補修課	六湛寺町 8 番 28 号	昼 0798-35-3553 夜 0798-35-3632
23	鳴 尾 浜	鳴尾浜 1 丁目 2 番地先	〃 +1.767	1.2	東建テクノ株式 会社 甲斐 久生	鳴尾浜 3 丁目 17 番 6 号	昼 0798-46-5555 夜 090-5168-2841
24	〃	〃 1 丁目 3 - 1 地先	〃 +2.343		兵庫県尼崎港管 理事務所	尼崎市道意町 7 丁目 21	06-6412-1362 (常時閉鎖)
25	〃	〃 1 丁目 20 地先	〃 +3.187		東建テクノ株式 会社 甲斐 久生	鳴尾浜 3 丁目 17 番 6 号	0798-46-5555
26	〃	〃	〃 +3.134		〃	〃	〃
29	〃	〃 3 丁目 17 地先	〃 +2.975		〃	〃	〃

番号	港湾、漁港 海岸名	設置場所	施設名 高 T.P	操作 水位高 T.P	管理主任名	住 所	電 話 番 号
30	鳴 尾 浜	鳴尾浜 3丁目17地先	門扉 +2.696		東建テクノ株式 会社 甲斐 久生	鳴尾浜3丁目17番 6号	0798-46-5555
32	〃	〃 2丁目地先	〃 +3.442		日本物流センタ ー株式会社 和田 敏	鳴尾浜3丁目40番	昼 0798-81-2628 夜 080-2453-2283
35	西 宮 港 今 津 地 区	今津西浜町 2番8号地先	〃 +0.990	1.2	西宮市 水路治水課	六湛寺町8番28号	0798-35-3753
					西宮市 下水浄化センター	枝川町20番128号	0798-47-8000
36	鳴 尾 浜	鳴尾浜 2丁目1-31	〃 +2.778		ひょうご埠頭株 式会社 細野 宏	西宮浜2丁目42	0798-33-1418
37	〃	〃	〃 +2.814		〃	〃	〃
47	西 宮 浜	西宮浜 1丁目地先	〃 +3.100		〃	〃	〃
48	〃	〃	〃 +3.300		〃	〃	〃
49	〃	〃	〃 +3.350		〃	〃	〃
55	鳴尾浜	鳴尾浜 3丁目地先	樋門 -1.240		西宮市 道路補修課	六湛寺町8番28号	昼 0798-35-3753 夜 0798-35-3632
56	〃	鳴尾浜 2丁目地先	〃 -1.400		〃	〃	〃
参 考	JFE スチール 株式会社 西 宮 工 場	朝凪町1番地先	—	—	JFE スチール株式 会社東日本製鉄所 (西宮工場)	朝凪町1番50号	0798-26-5600

※太枠線内は西宮市が管理受託している施設(4箇所)

※操作基準高とは、各施設を開放した状態で溢水の生じる高さを表す。

※操作水位高に達すると認められたときは、直ちに扉門の適切な操作に努めるものとする。(海岸保全施設の操作要領)

(2) 海岸保全施設位置図



- ※通常開放 No.6,7,21,22,35,55,56
 ※常時閉鎖あるいは通常閉鎖 No.4,5,23,24,26,30,37
 ※夜間・休業日等閉鎖 No.8～10,13,14,16,18,19,25,29,32,36,47～49

(3) 検潮所の通報潮位及び警戒潮位

県水防計画 本編及び資料編より (単位：m)

海岸名	現在堤防高	通報潮位	警戒潮位	所在地	既往最高潮位	テレメーター
西宮海岸	T.P+4.7～5.7	T.P+1.7	T.P+2.2	西宮市西宮浜4丁目 (新西宮ヨットハーバー)	T.P+1.754 (H0.10.18)	あり(県施設) (下水河川課で観測)
(参考) 尼崎港海岸	T.P+4.2～6.2	T.P+1.5	T.P+2.2	尼崎市西海岸町 (閘水門管理所)	T.P+2.98 (S36.9.16)	あり(県施設)

海岸名	担当土木事務所 及港事務所	現在堤防高	潮位		所在地(検潮所)		既往最高潮位	
			通報	警戒	郡市	町	潮位	起年月日
尼崎西宮芦屋港海岸 (西宮)	尼崎港	D.L +5.6～6.6	2.4	2.7	西宮	西宮浜	D.L +4.14	平成 30.9.4
尼崎西宮芦屋港海岸 (尼崎)	尼崎港	D.L +5.1～7.1	2.4	2.7	尼崎	西海岸	D.L +4.43	平成 30.9.4

発令 県民局名	発令 事務所名	水防警報海岸(高潮)					
		名称	指定区域	検潮所	通報潮位(m)	警戒潮位(m)	対象市町
阪神南	尼崎港	大阪湾沿岸 (尼崎市沿岸)	全域	尼崎	TP+1.50	TP+1.80	尼崎市
		大阪湾沿岸 (西宮市、及び 芦屋市沿岸)	全域	西宮	TP+1.50	TP+1.80	西宮市・芦屋市

資料 8-12 ポンプ場配置一覧

(1) 公共下水道ポンプ場

水防区	名称	所在地	原動機の種類・台数	排水能力 (t/秒)	電話
西宮	西福ポンプ場	西福町 1 番 15 号	エンジン 2 基	3.3	枝川浄化 センター 47-8000
〃	津門川ポンプ場	津門川町 6 番 20 号	モーター 6 基 エンジン 2 基	7.63	
〃	櫛塚ポンプ場	櫛塚町 5 番 38 号	モーター 2 基 エンジン 3 基	9.68	
〃	呉羽ポンプ場	津門呉羽町 4 番 1 号	モーター 1 基 エンジン 3 基	6.65	
〃	久寿川第 2 ポンプ場	今津巽町 8 番 14 号	モーター 2 基 エンジン 2 基	4.92	
〃	久寿川ポンプ場	今津久寿川町 12 番 59 号	エンジン 4 基	12.33	
鳴 尾	真砂ポンプ場	今津真砂町 1 番 11 号	モーター 2 基 エンジン 1 基	1.67	
〃	上田北ポンプ場	上田西町 3 番 57 号	モーター 1 基 エンジン 2 基	8.43	
〃	枝川ポンプ場	枝川町 20 番 125 号	モーター 2 基 エンジン 3 基	13.37	
〃	上田南ポンプ場	上田西町 4 番 3 号	モーター 8 基 エンジン 5 基	24.95	
〃	前浜ポンプ場	建石町 2 番 14 号	モーター 1 基 エンジン 2 基	8.80	
〃	浜ポンプ場	浜町 7 番 8 号	モーター 4 基 エンジン 5 基	20.9	
〃	大浜ポンプ場	大浜町 2 番 41 号	モーター 3 基 エンジン 4 基	9.29	

(2) 河川排水機場

水系	名称	所在地	原動機の種類・台数	排水能力 (t/秒)	電話
新川	新川排水機場	今津巽町	エンジン 3 基	20	34-1687
東川	東川排水機場	東浜町	エンジン 4 基	40	34-3674
堀切川	堀切川排水機場	大浜町	エンジン 2 基	4.66	23-4765

※いずれも管理者は尼崎港管理事務所。新川、東川、堀切川については、操作責任者は下水ポンプ施設課に管理委託されている。

(3) 道路排水ポンプ室

水防区	名称	所在地	ポンプ設備	排水能力 (t/秒)	管理者
西宮	神祇官ポンプ室	神祇官町	モーター 4 基	0.082	西宮市
〃	市役所前ポンプ室	六湛寺町	モーター 2 基	0.09	〃
〃	羽衣ポンプ室	羽衣町	モーター 3 基	0.333	〃
〃	両度ポンプ室	両度町	モーター 2 基	0.055	〃
〃	高松ポンプ室	高松町	モーター 3 基	0.08	〃
〃	札幌筋ポンプ室	六湛寺町	モーター 2 基	0.79	国土交通省
〃	今津西線ポンプ室	神祇官町	モーター 3 基	0.015	県管理
〃	今津東線ポンプ室	今津社前町	モーター 3 基	0.063	〃
〃	長田ポンプ室	長田町	モーター 2 基	0.017	阪急
〃	深津西ポンプ室	深津町	モーター 2 基	0.083	西宮市
〃	川西ポンプ室	川西町	モーター 3 基	0.0	〃
〃	西福南ポンプ室	西福町	モーター 2 基	0.267	〃
〃	六湛寺東ポンプ室	六湛寺町	モーター 3 基	0.35	〃
〃	JR 西宮駅ポンプ室	池田町	モーター 2 基	0.027	〃
〃	御手洗川左岸ポンプ室	森下町	モーター 2 基	0.041	〃
〃	御手洗川右岸ポンプ室	中殿町	モーター 2 基	0.041	〃
〃	北口線ポンプ室	高松町	モーター 3 基	0.0387	〃

資料 8-13 水防区域内の主要河川、海岸、ため池等

(1) 主要河川・海岸

水防区	主要河川 海岸名	川岸名	水防区域	堤防延長 (監視延長)	管理者	記事
西宮水防区	津門川	両岸	自 両度町 至 津門住江町	2,300	兵庫県知事	
	中新田川	〃	自 苦楽園 5 番町 至 南越木岩町	1,800	西宮市長	
	東川	右岸 左岸	自 新甲陽町 至 今津西浜町	5,300 2,900	兵庫県知事 西宮市長	上流を含む
	堀切川	〃	自 川西町 至 大浜町	250 800	兵庫県知事	
	夙川	両岸	自 甕岩町 至 大浜町	4,100	〃	
	新川	〃	自 上甲子園 4 丁目 至 甲子園浜田町	900	〃	
	六湛寺川	〃	自 六湛寺町 至 東浜町	1,800	西宮市長	
	久寿川	右岸 左岸	自 津門大箇町 至 今津巽町	2,400 1,300	〃	野田川を含む
	今津港 西宮港 大浜海岸		西宮海岸一帯	4,100	兵庫県知事	大浜海岸 1,000 西宮港 2,300 今津港 800
	山麓一帯				兵庫県知事 西宮市長	
鳴尾水防区	新川	両岸	自 甲子園浦風町 至 今津真砂町	1,500	兵庫県知事	
	久寿川	左岸	自 甲子園浦風町 至 今津巽町	1,300	西宮市長	
	武庫川	右岸	自 小曾根町 1 丁目 至 高須町 1 丁目	4,300	兵庫県知事	
	甲子園海岸		自 鳴尾川左岸 至 今津港	5,300	〃	
	鳴尾海岸		鳴尾浜地先 埋立地海岸	5,700	兵庫県知事 東洋建設 株式会社	高潮時排水口 から逆流
	上田地区				西宮市長	低地帯

水防区	主要河川 海岸名	川岸名	水防区域	堤防延長 (監視延長)	管理者	記事
瓦木 水防区	仁川	右岸 左岸	自 仁川町 6 丁目 至 仁川町 1 丁目	3,000 900	兵庫県知事	
	武庫川	右岸	自 一里山町 至 戸崎町	4,800	〃	
	津門川	両岸	自 門戸荘 至 南昭和町	1,200	〃	
	山麓一帯				兵庫県知事 西宮市長	
	東川	左岸	自 新甲陽町 至 河原町	2,400	〃	上流を含む
塩瀬 水防区	武庫川	〃	自 木ノ元 至 惣川	2,000	兵庫県知事	
	名塩川	〃	自 名塩 至 木ノ元	1,000	〃	
	太多田川	〃	生瀬地区内	1,000	〃	
	塩瀬町名塩 字蛇豆一帯				西宮市長	
	山麓一帯				兵庫県知事 西宮市長	
山口 水防区	船坂川	両岸	自 船坂 至 金仙寺	2,800	兵庫県知事	
	有馬川	〃	自 中野 至 名来	4,000	〃	
	西川	〃	自 上山口 至 名来	3,000	〃	

※堤防延長（監視延長）は、河川両岸の総延長から山地等決壊する可能性のない部分を除いた距離。

（２）ため池

水防区	ため池名	水防区域	管理者	記事
西宮水防区	大池	甲陽園本庄町	西宮市長	
	ニテコ池	満池谷町	西宮市上下水道事業管理者	
瓦木水防区	五ヶ池	仁川町 6 丁目	西宮市長	
	新池	高座町	西宮市長	
塩瀬水防区	ブドウ池	塩瀬惣川	惣川 水利組合	

資料 8-14 樋門の位置及び開閉責任者等

(1) 樋門一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

番号	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号	備 考
		所 在	住 所		
1	東川	新池地先左岸樋門	前田 豊	74-4467	手動式ハンドル式 広田農会長
		高座町 1 番地先	広田町 9-39		
2	〃	新池地先右岸樋門	川原 安治	73-0713	手動式ハンドル式 越水農会長
		中屋町 3 番地先	柳本町 3-6		
3	〃	指月電機地先樋門	〃	〃	手動式ハンドル式 越水農会長
		大社町 10 番地先	〃		
4	〃	奥畑地先樋門	田村 嘉甫	71-6779	手動式ハンドル
		大社町 12 番地先	広田町 6-10		
5	新堀川	上之町地先樋門	中松 敏彦	67-5480	手動式大型（2 箇所）
		上之町 28 番、30 番地先	上之町 13-15		
6	仁川	大井滝樋門			手動式
		甲山町			
7	百間樋川	門樋門	松本 俊治	51-3091	電動（超大型） 百間樋井組年番
		田近野町 4 番地先	上中市 2 丁目 16-25		
8	石橋川支流	門戸 1 番樋門	奥村 幸弘	51-6183	手動式自動転倒
		門戸東町 3 番地先	門戸岡田町 8-34		
9	〃	門戸 2 番樋門	田中 博文	51-3031	手動式自動転倒
		門戸東町 3 番地先	門戸東町 8-31		
10	石橋川	石橋 1 番樋門	〃	〃	手動式自動転倒
		門戸東町 4 番地先	〃		
11	〃	石橋 2 番樋門	松本 貞夫	52-0015	手動式自動転倒
		門戸東町 4 番地先	門戸西町 10-78		
12	〃	天道町地先樋門			H16.10 廃止
		天道町 23 番地先			
13	大川	甲子園学院西樋門			H16.10 廃止
		瓦林町 5 番地先			
14	今津川	今津 3 番樋門	野田 忠男	34-7524	手動式自動転倒
		甲子園口 6 丁目 2 番地先	今津山中町 8-3		
15	新川	浜田樋門	下水ポンプ施設課	47-8000	ポンプゲート
		甲子園浜田町 15 番地先	枝川町 20-128		
16	大池	大池底樋門	前田 豊	74-4467	手動式ハンドル 広田農会長
		甲陽園本庄町 22 番地先	広田町 9-39		

番号	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号	備 考
		所 在	住 所		
17	新池	新池樋門	前田 豊	74-4467	手動式ハンドル
		高座町 14 番地先	広田町 9-39		
18	百間樋川	横湯樋門	松本 俊治	51-3091	手動式ハンドル
		上大市 4 丁目 16 番地先	上大市 2 丁目 16-25		上大市農会長
19	鳴 802,815	白池樋門	岸 秋廣	48-0639	手動式（2 箇所）
		小曾根町 1 丁目 56 番地先	若草町 1 丁目 3-16		小曾根農会長
20	津 504 水路	上ヶ原三枚橋樋門	橋本 久義	52-0212	手動式ハンドル
		上ヶ原二番町 3 番 54 地先	門戸西町 1-54		
21	津 576 水路	段上町 6 丁目 2 番樋門	山田 清司	51-5752	手動式ハンドル
		段上町 6 丁目 2 番街区	段上町 3 丁目 4-1		段上農会長
22	〃	段上町 6 丁目 3 番樋門	〃	〃	手動式ハンドル
		段上町 6 丁目 3 番街区	〃		段上農会長
23	津 531 水路	段上町 7 丁目 7 番樋門	〃	〃	手動式ハンドル
		段上町 7 丁目 7 番街区	〃		段上農会長
24	〃	〃	〃	〃	手動式ハンドル
		〃	〃		段上農会長
25	〃	段上町 7 丁目 1 番樋門	〃	〃	手動式ハンドル
		段上町 7 丁目 1 番街区	〃		段上農会長
26	〃	段上町 8 丁目 10 番樋門	〃	〃	手動式ハンドル
		段上町 8 丁目 10 番街区	〃		段上農会長
27	〃	段上町 8 丁目 9 番樋門	〃	〃	手動式ハンドル
		段上町 8 丁目 9 番街区	〃		段上農会長
28	新 625 水路		野田 忠男	34-7524	樋板
		上甲子園 4 丁目 12-1	今津山中町 8-3		
29	東 426 水路		川原 安治	73-0713	樋板
		柳本町 1	柳本町 3-6		
30	〃		〃	〃	樋板
		柳本町 5	〃		
31	夙 211 水路	下井手樋門	竹内 悟	74-1382	樋板
		樋之池町 17	松生町 12-13		
32	夙 234 水路		田中 英一	73-5413	樋板
		甲陽園西山町 15	獅子ヶ口町 10-20		
33	新 683 水路		古塚 一夫	67-3596	手動転倒型
		薬師町 147	高木東町 18-10		
34	新 681 水路		〃	〃	〃
		薬師町 108	〃		

番号	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号	備 考
		所 在	住 所		
35	新 681 水路		古塚 一夫	67-3596	手動転倒型
		薬師町 120- 1	高木東町 18-10		
36	新 683 水路		〃	〃	〃
		高木東町 275- 1	〃		
37	新 683 水路		〃	〃	〃
		高木東町 19-18	〃		
38	新 681 水路		〃	〃	〃
		高木東町 34- 1	〃		
39	新 683 水路		〃	〃	手動スライド
		高木東町 233- 1	〃		
40	新 601 水路		〃	〃	〃
		高木東町 43	〃		
41	〃		〃	〃	樋板
		高木東町 231- 1	〃		
42	鳴 805 水路		田中 喜代治	47-0137	樋板
		小松東町 1 丁目 3 -62	小松町 2 丁目 2 -19		
43	鳴 801 水路		〃	〃	〃
		小松北町 2 丁目 4 - 7	〃		
44	〃		〃	〃	〃
		小松西町 1 丁目 4 - 5	〃		

(2) 百間樋川樋門一覧

番号	所 在	ゲートの種別		関係農会	管理者	電話番号	備 考
		断 面 (W) (H)			住 所		
45	宝塚市美幸町 167-7	手動スライド		百間樋井組	松本 俊治	51-3091	(連絡先) 農政課
					上大市 2 丁目 16-25		
46	門前町 1 番	スライドゲート		高 木	古塚 一夫	67-3596	水利長
		1500	780		高木東町 18-10		
47	門前町 7 番	スライドゲート		〃	〃		〃
		1500	640				
48	門前町 7 番	スライドゲート		〃	〃		〃
		2000	800				

番号	所 在	ゲートの種別		関係農会	管理者	電話番号	備 考
		断 面 (W) (H)			住 所		
49	林田町 4 番	スライドゲート(親子)		下大市	中村 和彦	51-4088	下大市農会長 (農会用 No. 4)
		親 2,000	650				
		子 1,600	260		下大市東町 19-24		
50	林田町 4 番	スライドゲート		〃	〃	〃	〃 (農会用 No. 5)
		700	750				
51	林田町 4 番	自動転倒ゲート		〃	〃	〃	〃 (農会用 No. 6)
		1500	760				
52	林田町 9 番	自動転倒ゲート		〃	〃	〃	〃 (農会用 No. 7)
		1500	780				
53	門前町 9 番	スライドゲート(親子)		〃	〃	〃	〃 (農会用 No. 8)
		親 2,000	730				
		子 1,600	300				
54	門前町 9 番	スライドゲート		〃	〃	〃	〃 (農会用 No. 9)
		700	750				
55	若山町 3 番	スライドゲート		〃	〃	〃	〃 (農会用 No.10)
		親 2,000	700				
		子 1,600	295				
		スライドゲート					
600							
56	若山町 12 番	スライドゲート(親子)		〃	〃	〃	〃 (農会用 No.11)
		親 2,000	450				
		子 1,600	230				
		ディシュゲート					
		φ 400					
57	大島町 7 番	スライドゲート(親子)		〃	〃	〃	〃 (農会用 No.12)
		親 2,000	450				
		子 1,600	250				
		ディシュゲート					
		φ 400					
58	樋ノ口 2 丁目 7 番	スライドゲート(親子)		〃	〃	〃	〃 (農会用 No.13)
		親 2,800	660				
		子 2,300	335				
		ディシュゲート					
		φ 400					

資料 8-15 水道施設等一覧

(1) 浄水場等

令和 5 年 4 月 1 日現在

浄 水 場	所 在 地
鳴尾浄水場	戸崎町 1 番 84 号
越水浄水場	奥畑 6 番 35 号
丸山浄水場	山口町下山口 1585 番地 42
水道用水供給事業者	備 考
阪神水道企業団	甲東ポンプ場、西宮ポンプ場
兵庫県企業庁	東山台配水所等

(2) 緊急遮断弁付き配水池・配水槽

番号	設 置 場 所	貯留容量 (m^3)	備考	番号	設 置 場 所	貯留容量 (m^3)	備考
1	越水浄水場配水池	3,500	第 1 配水池の 1/2	8	湯ノ口排水所	530	全体の 1/2
2	西宮浜配水所配水池	1,500	全体	9	丸山浄水場配水池	1,800	
3	北山配水所配水池	500	第 4 配水池の 1/2	10	北六甲台配水所配水池	750	全体の 1/2
4	苦楽園中区配水槽	240	全体の 1/2	11	名塩さくら台配水槽	360	
5	苦楽園高区配水槽	150		12	宝生ヶ丘高区配水槽	75	全体の 1/2
6	目神山配水槽	150	全体の 1/2	13	西山排水槽	72	
7	鷲林寺南配水槽	205	全体の 1/2	14	国見台西部第 1 配水槽	380	
				市内計 14 箇所 10,212 m^3			

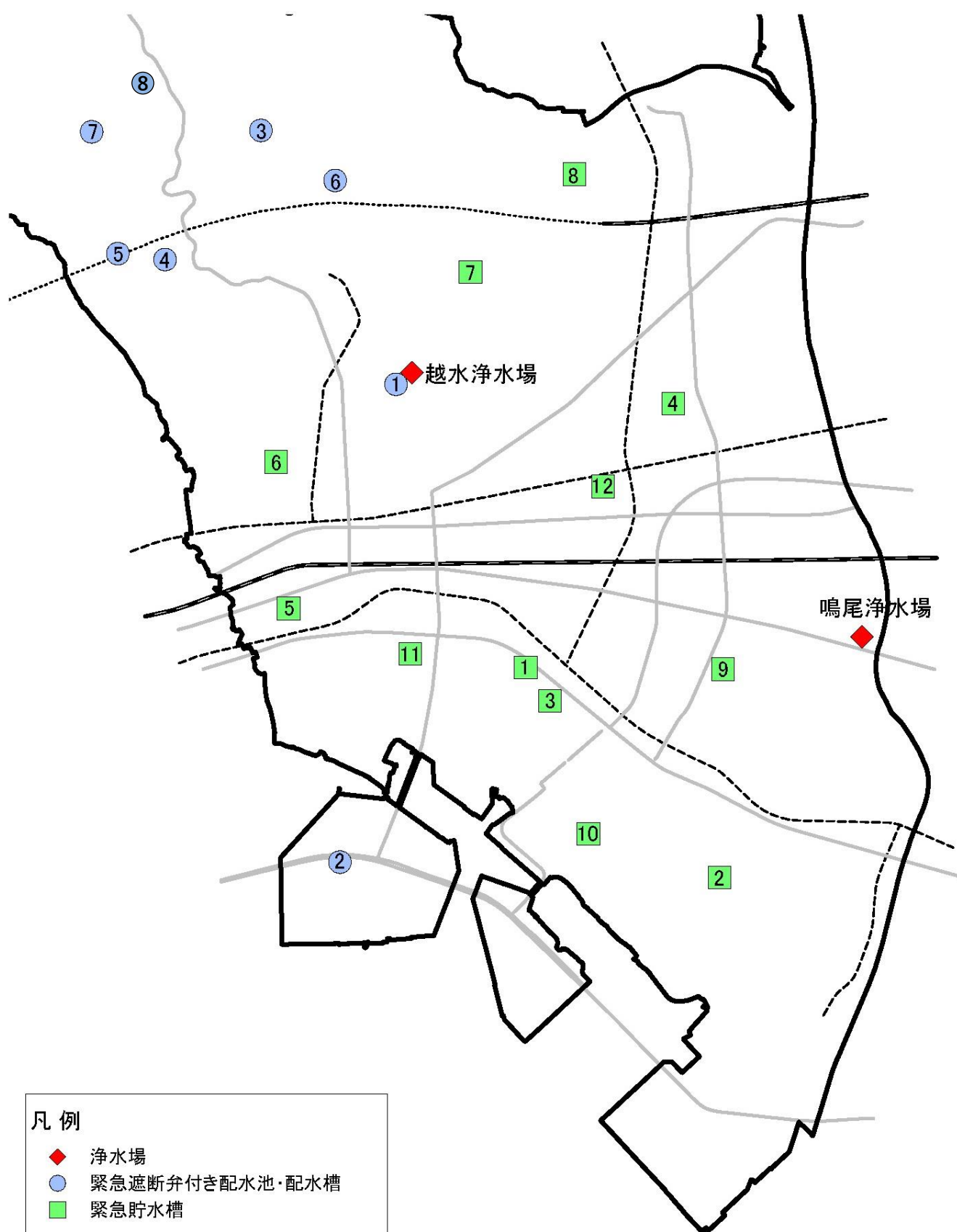
(3) 緊急貯水槽

番号	設 置 場 所	貯留容量 (m^3)	番号	設 置 場 所	貯留容量 (m^3)
1	津門中央公園	200	8	甲陵中学校	60
2	西宮東高等学校	100	9	春風小学校	60
3	今津中学校	100	10	南甲子園小学校	60
4	高木公園	100	11	浜脇小学校	60
5	森具公園	60	12	両度緑地	52
6	夙川小学校	60	13	山口センター	100
7	上ヶ原南小学校	60	計 市内 13 箇所 1,072 m^3		

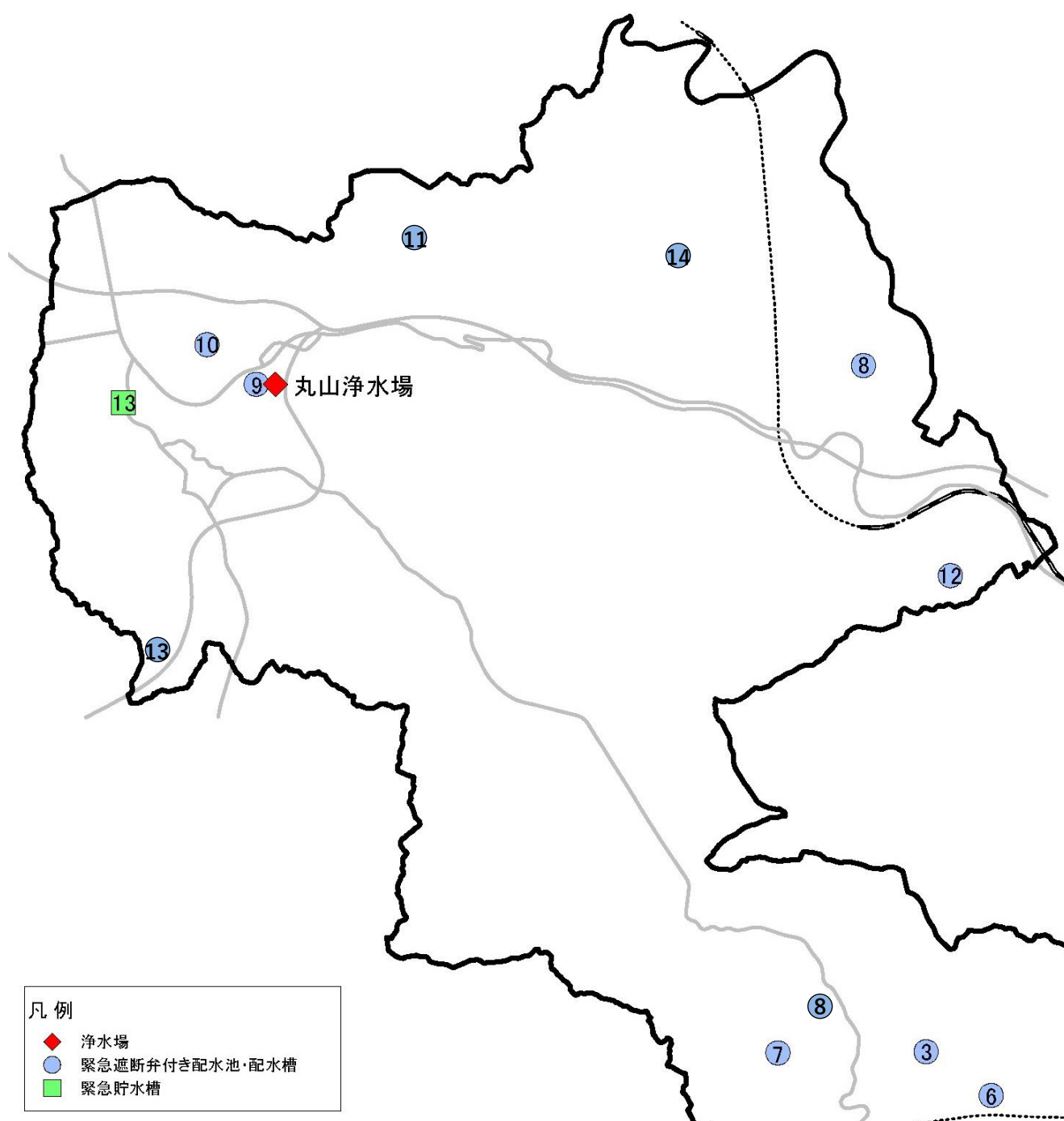
(4) 給水タンク車

	タンク容量	台数
給水タンク車	2 m^3	2 台
	3 m^3	2 台

(5) 水道施設等位置図（南部）



(6) 水道施設等位置図（北部）



資料 8-16 消防水利施設一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在							
種 別		現 在 数		種 別		現 在 数	
消 火 栓	公 設	4,116	3,853	井 戸	公 設	18	9
	私 設		168		私 設		9
	工 水		95	そ の 他 水 利	河 川	226	92
防火水槽	公 設	1,547	455		海 水		8
	私 設		1,092		池		18
消 防 用 水		64			溝 水		1
貯 水 槽		120					
				総数 6,091			

資料 8-17 避難所井戸一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在			
番号	設 置 場 所	番号	設 置 場 所
1	高木小学校（高木公園）	2	山口小学校
3	段上小学校	4	小松小学校
5	鳴尾北小学校	6	瓦木小学校
7	樋ノ口小学校	8	段上西小学校
9	鳴尾東小学校	10	甲子園浜小学校
11	上甲子園小学校	12	用海小学校
13	津門小学校	14	浜脇小学校
15	深津小学校	16	平木小学校
17	甲東小学校	18	北夙川小学校
19	高須西小学校	20	鳴尾小学校
21	南甲子園小学校	22	今津小学校
23	瓦林小学校	24	高木北小学校
計 24 箇所			

資料 8-18 公用車両保有状況

(1) 各課車両明細（リース車含む）

令和 7 年 4 月 1 日現在

課名	区分	乗用車	ワゴン	ライトバン	バス	貨物車	バキューム車	塵芥車	下水清掃車	広報車	救急車	司揮車	霊柩車	図書館車	消防車	道路パトロール	ブルドーザ	防火指導車	スポーツトラックター	軽自動車	原付	その他	合計
管財課		5	2			1														66	4		78
秘書課		1																					1
地域学習推進課																				6			6
広報課			1																				1
男女共同参画推進課																				1			1
労政課																				1	1		2
税務管理課																				1			1
鳴尾支所																				1			1
瓦木支所																				1	1		2
甲東支所																				1			1
塩瀬支所																				1			1
山口支所																				1			1
アクタ西宮ステーション																				1			1
地域コミュニティ推進課 （地域防犯担当）																				1			1
文化スポーツ課																			2	2			4
消費生活センター																				1			1
農政課																				1			1
若竹生活文化会館																				1			1
福祉総務課																				9	4		13
保健総務課		1																		6		1	8
地域保健課			2																	5	1		8
子供家庭支援課																				1			1
地域・学校支援課																				2			2
発達支援課																				2			2
子育て総合センター																				3			3
土地開発公社																				1			1
都市整備公社						2							1							8			11
斎園管理課																				6			6
中央病院			1																	1			2
教育委員会					6															22	79		107
花と緑の課			1																	5			6
公園緑地課																				2			2
環境衛生課																				9		3	12
産業文化総務課																				2			2
美化企画課																				5	1		6
環境企画課																				1			1
環境保全課			2																			1	3
美化第 1 課						5		18												3			26
美化第 2 課						6		12												3			21
美化第 3 課						10	1	1	4											3			19
事業系廃棄物対策課																				2			2
施設管理課																				5		14	19
都市総務課																				1			1
市街地整備課																				1			1
都市計画課																				1			1
開発審査課																				1			1
建築指導課																				1			1
住宅調整課																				3			3
土木管理課																1				2			3
自転車対策課																				4			4
土木調査課																				5			5
道路建設課																				2			2
道路補修課																1				3			4
水路治水課																				3			3
防災危機管理課																				1			1
交通安全対策課									2														2
上下水道局			22		7	3			21											47	19	5	124
合計		7	7	24	6	31	4	31	4	23	0	0	1	0	0	2	0	0	2	268	110	24	544

(2) 緊急車両状況(消防局)

令和6年4月1日現在

緊急車両種別	台数(台)
消防ポンプ車	10
水槽付消防ポンプ車	10
はしご車	4
化学車	2
救助工作車	4
活動支援車	16
救急車	14
指揮車	2
指揮広報車	3
査察広報車	8
人員搬送車	2
司令車	1
連絡車	3
防火指導車	1
合計	80

資料 8-19 救助用ボート保有数

令和6年4月1日現在

	危機管理室	消防局	消防団	西宮警察	甲子園警察	合計
保有数	10	13 (船外機3)	13	1	1	39

資料 8-20 遺体安置所予定施設

施設名	所在地	電話番号	収容数
西宮市満池谷斎場	西宮市神原 13 番 41 号	72-4997	50
中央体育館	西宮市河原町 1 番 16 号	74-0720	120
中央体育館分館	西宮市神祇官町 2 番 6 号	67-0771	100
今津体育館	西宮市今津真砂町 1 番 4 号	48-4828	150
鳴尾体育館	西宮市上田西町 4 番 43 号	43-1333	120
甲武体育館	西宮市上大市 5 丁目 15 番 25 号	52 - 5293	150
北夙川体育館	西宮市樋之池町 11 番 33 号	70 - 2222	100
塩瀬体育館	西宮市東山台 5 丁目 10 番 1 号	0797-62-2565	100

資料 8-21 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	名 称	管理者名	連絡先 電話番号	対応機種	離着地の広さ (延長×幅) m
1	鳴尾浜 1 丁目 5 番地 3	兵庫医科大学 グラウンド	兵庫医科大学 学務部学務課	0798 45)-6153	川崎 CH-47J	62×31
2	津門住江町14	津門中央公園	西宮市 公園緑地課	0798 35-3611	川崎 バトル KV-107	44×22
3	東山台 5 丁目	塩瀬中央公園 多目的グラウンド	西宮市 公園緑地課	0798 35-3611	川崎 CH-47J	62×31
4	山口町船坂字北 山鯉塚	山口町船坂 多目的グラウンド	西宮市 スポーツ推進課	0798 35-3567	川崎 CH-47J	62×31
5	河原町 1 番	西宮中央運動公園	西宮市 スポーツ推進課	0798 35-3567	川崎 CH-47J	62×31
6	甲子園浜 3 丁目	阪神南広域防災拠点 臨時ヘリポート	兵庫県 災害対策課	078 362-9982	AS332L1	50×50
7	山口町上山口字 中谷1432	ダイハツ工業株式会社 西宮グラウンド	ダイハツ工業株式会社 グローバル人事部	072 754-3054	川崎 CH-47J	175×100
8	六湛寺町 8-28	西宮市役所第二庁舎 (危機管理センター)	西宮市 庁舎管理課	0798 35-3575	川崎 BK117D- 3	20×15

資料 8-22 仮設住宅建設候補地一覧

No	名 称	住 所	所管課	建設可能 戸数	備考	浸水想定区域			
						津波	高潮	洪水 武庫川	洪水 その他
1	瓦林公園	上甲子園3丁目7番1～21号	公園緑地課	114			●	●	●
2	能登運動場	能登町14番26号	スポーツ推進課	84				●	●
3	浜戎公園	東町2丁目6番1～7号	公園緑地課	38		●	●	●	●
4	二見公園	二見町7番5号	公園緑地課	24			●	●	
5	西宮市立中央多目的 グラウンド（野球場）	河原町2番1～20号	スポーツ推進課	120	地域防災 拠点				●
6	上田西公園	上田西町4番10～18号	公園緑地課	80		●	●	●	
7	御代開公園	甲子園口3丁目8番9・14号	公園緑地課	16			●	●	
8	深谷公園	深谷町8番22・24号	公園緑地課	10					
9	春風公園	甲子園春風町2番15号	公園緑地課	28			●	●	●
10	巽公園	今津巽町6番14～16号	公園緑地課	16		●	●	●	●
11	弁天公園	甲子園口2丁目18番4号	公園緑地課	6			●	●	
12	月見里公園	甲子園町22番13号	公園緑地課	24		●	●	●	●
13	大東公園	今津大東町5番1・2号	公園緑地課	12		●	●	●	●
14	東一公園	東町1丁目6番1～3号	公園緑地課	18		●	●	●	●
15	鳴尾浜臨海野球場・ テニスコート	鳴尾浜1丁目5番2号	スポーツ推進課	348		●	●		
16	小曽根公園	小曽根町3丁目3番1～4号	公園緑地課	23			●	●	
17	老松公園	小松北町2丁目1番1・2号	公園緑地課	10			●	●	
18	西開公園	甲子園七番町22番33・34号	公園緑地課	12		●	●	●	●
19	日野公園	日野町8番7・8号	公園緑地課	12				●	
20	樋之池テニスコート	樋之池町11番1～3号	スポーツ推進課	24					
21	あらさの森公園	荒木町22番1～8号	公園緑地課	36				●	
22	東三公園	石在町18番1～8号	公園緑地課	48		●	●	●	●
23	川添公園グラウンド	川添町6番1～11号	公園緑地課	86		●	●	●	●
24	津門公園	津門綾羽町1番16・17号	公園緑地課	14			●	●	●
25	市立中央体育館分館	神祇官町2番1～10号	スポーツ推進課	59			●	●	
26	ハツ松公園	甲子園六番町11番1～3号	公園緑地課	30			●	●	
27	甲子園公園	南甲子園1丁目8番56～58号	公園緑地課	20		●	●	●	●
28	中央運動公園 テニスコート	中屋町8番1～8号	スポーツ推進課	48					●
29	角間公園	鳴尾町2丁目22番1～2号	公園緑地課	14	国有地	●	●	●	●
30	網引公園	甲子園網引町7番2～3号	公園緑地課	15		●	●	●	●
31	甲子園口公園	甲子園口1丁目6番1～2号	公園緑地課	13			●	●	
32	武庫開公園	鳴尾町2丁目4番1～2号	公園緑地課	18	国有地	●	●	●	
33	上田公園	上田中町3番37号	公園緑地課	15		●	●	●	
34	浜甲子園運動公園 （鳴尾浜公園）	枝川町19番街区	公園緑地課	160	国有地 計画図なし	●	●	●	●
35	浜甲子園運動公園 （鳴尾浜公園）	枝川町19番20～25号	公園緑地課	48	国有地	●	●	●	●
36	浜甲子園運動公園 （鳴尾浜公園）	枝川町19番26～37号	公園緑地課	83	国有地	●	●	●	●
37	浜甲子園運動公園 （鳴尾浜公園）	枝川町20番1～103号	スポーツ推進課	647	国有地	●	●	●	●
38	寿公園	里中町2丁目5番1～3号	公園緑地課	17		●	●	●	
39	西宮スポーツセンター 中屋駐車場	中屋町10番5～7号	スポーツ推進課	24					●
40	西宮浜総合公園北多目的広場	西宮浜3丁目36-1	公園緑地課	321		●	●		
41	上田東公園	上田東町4番51号	公園緑地課	10		●	●	●	
42	西浜公園	津門西口町7番27・28号	公園緑地課	12			●	●	●
43	東甲子園公園	甲子園一番町6番5・6号	公園緑地課	10			●	●	
44	中津公園	南甲子園2丁目10番9・10号	公園緑地課	12		●	●	●	●
45	松並公園	松並町5番9・16号	公園緑地課	10			●	●	
46	松ヶ丘公園	松ヶ丘町7番13・14号	公園緑地課	14					
47	池開公園	池開町3番1・2号	公園緑地課	8		●	●	●	
48	本郷中央公園	鳴尾町1丁目8番7号	公園緑地課	7	国有地	●	●	●	
49	上大市おおぞら公園	上大市4丁目10番6・7号	公園緑地課	7				●	
50	そよかぜ大島公園	大島町9番7・8号	公園緑地課	14				●	
51	西宮中央運動公園 陸上競技場	河原町2番21～38号	スポーツ推進課	144	地域防災 拠点				●
52	津門野球場	津門住江町3	スポーツ推進課	35	地域防災 拠点 計画図なし	●	●	●	●
53	甲子園浜野球場	甲子園浜2丁目7	スポーツ推進課	120	計画図なし	●	●		
54	津門中央公園（西側）	津門住江町10	公園緑地課	36	地域防災 拠点	●	●	●	●
55	段上公園	段上町7丁目2	公園緑地課	31				●	
合 計				3,205					

資料 8-23 緊急交通路

兵庫県地域防災計画資料編より抜粋



資料 8-24 交通規制の実施基準

(1) 通行止め等基準値（風水害）

兵庫県地域防災計画より抜粋

道路名	事務所	IC名	通行止基準値			通行止基準値 (第二基準)			通行規制基準値 連続雨量(mm)	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量時間雨量	時間雨量	連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量時間雨量	時間雨量		
名神	大阪	高槻JCT ↓ 豊中IC	280	200	50	230	200	50	150	
		↓ 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-	
新 名 神	神戸	箕面とどろみIC ↓ 川西	230	200	50	-	-	-	150	新規供用
		↓ 神戸JCT	160	-	-	-	-	-	110	新規供用
中 国 道	大阪	吹田JCT ↓ 中国池田	-	-	-	-	-	-	-	
	神戸	↓ 宝塚IC	210	160	45	160	-	-	110	
		↓ 吉川IC	220	180	50	170	-	-	130	
	福崎	滝野社IC ↓ 福崎IC	280	190	40	230	190	40	150	
		↓ 山崎IC	280	190	45	230	190	45	140	
		↓ 佐用IC	250	160	45	200	160	45	110	
		佐用JCT ↓ 佐用TB	210	150	45	160	150	45	100	
山 陽 道	神戸	神戸JCT ↓ 三木小野IC	210	140	45	160	140	45	90	
		↓ 姫路東IC	270	180	45	220	180	45	130	
	姫路	↓ 備前IC	260	190	35	210	190	35	150	
西山 神陽 線道	神戸	三木JCT ↓ 神戸西IC	210	140	45	160	140	45	90	
舞 鶴 若 狭 道	神戸	吉川JCT ↓ 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110	
	福知山	↓ 綾部IC	200	130	45	150	130	45	80	
		↓ 舞鶴東IC	210	120	40	160	120	40	80	
		↓ 大飯高浜IC	160	90	30	110	90	30	60	暫定基準
		↓ 小浜西IC	210	120	40	160	120	40	80	
		↓ 小浜IC	210	120	40	160	120	40	80	

道路名	事務所	IC名	通行止基準値			通行止基準値 (第二基準)			通行規制基準値	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量		連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量		連続雨量 (mm)	
神 第 明 二	第二 神明	須磨IC ＼ 明石西IC	280	200	40	230	200	40	160	
明 第 北 二 線 神		垂水JCT ＼ 永井谷JCT	280	200	45	230	200	45	150	
播 磨 道	姫路	播磨JCT ＼ 播磨新宮IC	220	140	30	170	140	30	100	

(注：１) 通行規制基準とは交通管理者に対し道路管理者として速度規制を協議する目安の基準

(注：２) 連続雨量は雨の降り始めから降り終わりまでの積算雨量

(注：３) 第二基準とは、通行止め基準値を越える降雨後 24 時間以内にふたたび降雨が開始したときに採用する基準。

(２) 通行止め等基準値（地震・津波）

阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（兵庫県地域防災計画より抜粋）

通行規制等措置

【地 震】

震 度	本 線	入 路
4	注意喚起	注意喚起
5 弱	減速指示	通行禁止
5 強以上	通行禁止	通行禁止

【津 波】

警 報	本 線※	入 路※
津波警報・大津波警報	通行禁止	通行禁止

※津波被害対象路線及び区間に限る。

9. 備蓄・資機材等

資料 9 - 1 備蓄倉庫及び備蓄一覧表

令和 6 年 5 月 1 日現在

備蓄品目		備蓄品合計 (総数)	番号	1	2 - 1	2 - 2	2 - 3	2 - 4	3 - 1	3 - 2	3 - 3	3 - 4	4 - 1	4 - 2	4 - 3
			備蓄場所	西宮市立西宮小学校	高須西小学校	高須小学校	高須中学校	鳴尾南中学校	鳴尾東小学校	西宮東高等学校	南甲子園小学校	鳴尾小学校	鳴尾北小学校	小松幼稚園	学文中学校
備蓄品目			階	1 F	3 F	4 F	4 F	2 F	2 F	4 F	4 F	4 F	2 F	2 F	2 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		24	192	48	48	24	168	48	360	72	168	0	24
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		48 (300)	0 (150)	0 (180)	0 (200)	0 (200)	0 (300)	0 (120)	36 (300)	0 (200)	0 (150)	0	0 (200)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		126	0	126	0	0	0	0	0	126	126	0	0
粥	食	22,938		570	432	360	360	168	288	360	540	312	960	0	360
アルファ米	食	83,550		2,350	1,700	1,000	1,000	450	1,400	1,000	3,750	1,500	2,900	0	750
ビスケット類	食	84,240		2,460	1,920	900	900	480	1,800	900	3,840	1,500	3,360	0	600
毛布	枚	9,798		283	210	60	50	50	30	70	132	50	510	0	50
水袋	枚	35,650		1,000	400	400	400	200	800	400	1,600	600	600	0	200
防寒シート	枚	52,600		1,400	600	800	200	200	2,600	1,000	2,800	600	1,000	0	200
タオル	枚	34,653		650	550	450	200	100	750	450	850	300	600	0	200
大人用おむつ	枚	6,400		200	80	80	40	40	40	80	280	80	80	0	80
乳児用おむつ	枚	89,290		1,492	1,088	1,920	690	524	6,764	920	1,696	1,068	1,584	0	188
生理用品	枚	105,848		2,056	2,016	1,008	1,008	560	7,840	1,568	2,992	1,008	2,016	0	1,008
救急箱	箱	285		5	4	3	2	2	12	3	16	2	4	0	2
カセットコンロ	台	227		5	4	5	2	2	10	5	14	2	5	0	2
カセットガス	本	11,708		216	144	144	48	24	624	120	600	48	192	0	48
やかん	個	285		6	4	5	2	2	10	5	14	2	5	0	2
発電機	台	69		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ごみ袋	枚	71,490		1,600	1,600	1,000	600	0	6,120	400	3,200	400	1,600	0	200
ウェットティッシュ	袋	148,540		4,000	2,000	3,000	500	500	6,000	1,000	8,500	1,000	2,000	0	500
トイレットペーパー	本	2,664		24	24	48	24	0	48	48	120	48	24	0	24
アルコール消毒液	本	5,089		150	40	40	20	0	40	30	150	50	30	0	30
哺乳瓶用消毒剤	個	61		0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0
液体歯磨き	本	7,635		144	0	0	0	0	0	0	144	0	0	0	0
歯ブラシ	本	7,682		240	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	0
簡易トイレ本体	個	2,646		54	36	36	12	6	144	30	168	12	42	0	6
排便処理用便袋	袋	340,400		3,000	3,000	3,000	600	300	10,700	2,000	15,200	1,000	3,000	0	500
福祉対応組立トイレ	個	140		3	6	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
ダンボールベッド	台	1,610		30	25	20	10	5	20	10	60	10	15	240	10
簡易ベッド	台	230		0	10	20	0	0	0	10	0	0	10	0	0
段ボール間仕切り	組	2,495		30	25	20	10	5	25	20	30	10	20	0	10
間仕切りテント	組	1,687		20	28	30	10	10	28	10	60	9	20	360	10

備蓄品目		備蓄品合計 (総数)	番号	5-1	5-2	5-3-1	5-3-2	5-4	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	7-1	7-2
			備蓄場所	上甲子園小学校	春風小学校	西宮支援学校1	西宮支援学校2	上甲子園中学校	用海小学校	津門中央公園	今津小学校	今津高等学校	津門小学校	浜脇小学校	香風高等学校
備蓄品目			階	1 F	2 F	3 F	3 F	2 F	1 F	1 F	3 F	2 F	2 F	1 F	4 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		48	48	0	48	24	48	0	48	48	48	48	48
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		0 (150)	0 (300)	0	0 (200)	0 (200)	48 (300)	0	0 (120)	0 (200)	0 (150)	48 (300)	24 (300)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		126	0	0	0	0	0	0	126	0	0	126	0
粥	食	22,938		336	600	0	240	240	540	0	300	360	240	600	300
アルファ米	食	83,550		1,500	2,650	0	1,050	1,000	1,750	0	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000
ビスケット類	食	84,240		1,440	3,000	0	900	960	1,680	0	1,020	1,500	960	1,020	1,020
毛布	枚	9,798		210	25	0	50	50	213	865	60	50	50	205	63
水袋	枚	35,650		400	400	0	200	200	600	0	600	600	200	1,000	800
防寒シート	枚	52,600		1,000	800	0	200	200	800	0	1,000	600	200	600	600
タオル	枚	34,653		550	600	0	550	100	450	46	700	400	100	400	350
大人用おむつ	枚	6,400		80	80	0	80	80	160	0	80	80	40	80	220
乳児用おむつ	枚	89,290		920	1,256	0	920	920	1,492	0	836	752	674	836	532
生理用品	枚	105,848		1,456	1,008	0	560	1,008	2,056	0	1,120	1,008	560	1,120	560
救急箱	箱	285		4	2	0	2	2	5	0	3	3	2	5	4
カセットコンロ	台	227		5	3	0	2	2	6	0	3	3	2	5	5
カセットガス	本	11,708		192	120	0	48	48	168	0	96	72	48	168	144
やかん	個	285		5	3	0	2	2	6	0	4	3	2	5	5
発電機	台	69		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
ごみ袋	枚	71,490		2,600	600	0	600	0	1,600	10,320	600	500	0	1,550	420
ウェットティッシュ	枚	148,540		2,000	3,000	0	2,000	1,000	3,000	0	2,000	2,000	1,000	3,000	1,500
トイレットペーパー	本	2,664		24	24	0	48	48	48	0	48	48	48	24	24
アルコール消毒液	本	5,089		30	50	0	30	50	150	0	100	50	50	150	150
哺乳瓶用消毒剤	個	61		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液体歯磨き	本	7,635		0	0	0	0	0	144	0	0	0	0	144	144
歯ブラシ	本	7,682		0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	120	120
簡易トイレ本体	個	2,646		24	30	0	24	12	54	10	30	18	18	36	6
排便処理用便袋	袋	340,400		3,000	3,400	0	1,000	1,000	3,000	0	2,000	1,000	1,000	2,000	500
福祉対応組立トイレ	個	140		9	2	0	0	0	0	14	0	0	0	10	0
ダンボールベッド	台	1,610		10	30	150	0	10	10	20	30	10	10	30	10
簡易ベッド	台	230		10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール間仕切り	組	2,495		20	30	150	0	10	5	22	0	10	10	10	5
間仕切りテント	組	1,687		26	20	0	0	10	15	3	20	10	10	20	18

備蓄品目		備蓄品合計 (総数)	番号	7-3	8-1	8-2	8-3	8-4	9-1	9-2	9-3	9-4	10-1	10-2	11-1
			備蓄場所	香榎園小学校	深津小学校	瓦林小学校	瓦木小学校	深津中学校	高木小学校	高木北小学校	樋ノ口小学校	甲武中学校	平木小学校	平木中学校	安井小学校
			階	4 F	2 F	4 F	2 F	5 F	1 F	4 F	3 F	R	1 F	4 F	2 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		72	48	24	48	48	48	191	48	48	24	48	24
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		0 (240)	60 (150)	0 (150)	0 (200)	0 (60)	60 (150)	0 (600)	0 (120)	0 (150)	48 (300)	0 (300)	48 (300)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		0	0	126	0	0	0	0	126	0	0	168	0
粥	食	22,938		540	504	360	240	240	360	360	300	240	540	450	450
アルファ米	食	83,550		2,100	2,000	1,000	1,500	1,250	2,000	3,150	1,000	1,000	1,850	1,500	1,850
ビスケット類	食	84,240		2,100	1,980	900	1,500	1,200	1,980	3,360	1,020	960	1,740	1,500	1,860
毛布	枚	9,798		70	310	70	50	50	423	30	60	50	380	50	170
水袋	枚	35,650		1,000	800	400	200	200	800	1,600	600	200	1,000	200	1,200
防寒シート	枚	52,600		1,000	1,000	800	200	200	1,000	3,200	1,000	200	400	200	600
タオル	枚	34,653		1,110	750	450	200	200	800	950	700	200	1,100	50	1,150
大人用おむつ	枚	6,400		120	120	160	40	40	120	120	80	40	160	80	160
乳児用おむつ	枚	89,290		2,908	1,662	2,176	710	840	1,510	1,438	992	674	1,644	836	3,276
生理用品	枚	105,848		2,992	2,240	1,008	560	560	2,240	1,680	1,680	560	2,992	1,120	2,992
救急箱	箱	285		5	3	2	2	2	3	10	3	2	5	2	6
カセットコンロ	台	227		6	4	4	2	4	4	14	3	2	5	2	6
カセットガス	本	11,708		168	144	144	48	24	144	696	96	24	120	48	264
やかん	個	285		6	5	4	2	4	5	17	3	2	5	2	6
発電機	台	69		0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
ごみ袋	枚	71,490		600	1,600	1,000	400	0	1,600	3,220	600	0	1,400	400	600
ウェットティッシュ	袋	148,540		4,000	2,500	2,000	500	2,000	2,500	11,500	2,000	400	4,000	2,000	3,000
トイレトーパー	本	2,664		48	48	48	48	24	72	96	48	48	24	24	24
アルコール消毒液	本	5,089		150	100	20	50	30	70	50	100	30	150	100	100
哺乳瓶用消毒液	個	61		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液体歯磨き	本	7,635		144	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0	144
歯ブラシ	本	7,682		240	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	240
簡易トイレ 本体	個	2,646		60	56	24	12	18	48	144	24	18	54	24	68
排便処理用便袋	袋	340,400		11,000	3,000	2,000	500	1,000	4,000	10,200	2,000	1,000	4,000	1,000	11,000
福祉対応組立トイレ	個	140		2	7	0	0	0	8	1	0	0	6	0	2
ダンボールベッド	台	1,610		70	0	20	10	12	10	10	5	10	10	10	10
簡易ベッド	台	230		0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール間仕切り	組	2,495		50	0	20	10	10	10	10	5	10	15	10	10
間仕切りテント	組	1,687		60	0	20	20	10	10	10	9	10	5	9	10

備蓄品目		備蓄品合計 (総数)	番号	11-2	11-3	12-1	12-2	13-1	13-2	13-3	14-1	14-2	15	16-1	16-2
			備蓄場所	大社小学校	大社中学校	広田小学校	上ヶ原南小学校	甲東小学校	甲陵中学校	上ヶ原小学校	段上西小学校	段上小学校	甲陽園小学校	苦楽園小学校	苦楽園中学校
備蓄品目			階	1 F	1 F	1 F	1 F	2 F	1 F	1 F	1 F	2 F	1 F	3 F	1 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		24	48	48	24	48	24	24	24	24	24	24	48
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		48	0 (150)	0 (450)	36	0 (180)	72	72	24 (150)	0 (270)	0 (180)	0 (180)	0 (180)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		126	0	126	0	0	126	0	126	0	126	0	126
粥	食	22,938		300	240	840	576	1,200	576	576	744	240	480	360	216
アルファ米	食	83,550		1,000	1,000	2,500	1,300	3,500	1,300	1,300	2,250	1,000	1,500	1,300	1,000
ビスケット類	食	84,240		960	900	2,520	1,320	3,600	1,320	1,320	2,280	960	1,500	1,320	960
毛布	枚	9,798		20	60	320	39	575	30	30	230	50	400	270	40
水袋	枚	35,650		400	400	2,600	400	400	400	400	1,000	400	400	400	400
防寒シート	枚	52,600		600	400	3,200	600	800	600	600	1,200	400	600	600	800
タオル	枚	34,653		300	450	1,098	450	500	620	620	850	200	550	350	720
大人用おむつ	枚	6,400		160	40	280	120	160	120	120	160	80	160	140	160
乳児用おむつ	枚	89,290		1,156	532	7,292	1,204	960	1,360	1,360	1,958	826	960	418	1,794
生理用品	枚	105,848		1,120	1,120	8,400	1,680	1,848	2,240	2,240	2,800	560	2,240	2,240	2,240
救急箱	箱	285		2	2	13	2	2	2	2	3	2	3	4	2
カセットコンロ	台	227		3	2	13	2	4	2	2	3	2	4	3	2
カセットガス	本	11,708		120	240	624	120	144	120	120	168	48	144	96	96
やかん	個	285		3	3	16	3	4	3	3	6	2	4	4	4
発電機	台	69		1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1
ごみ袋	枚	71,490		1,000	400	2,600	1,000	1,000	1,200	1,200	1,000	0	1,400	1,000	1,000
ウェットティッシュ	袋	148,540		500	2,500	9,000	2,500	1,200	2,500	2,500	2,500	2,000	1,200	1,200	2,000
トイレットペーパー	本	2,664		72	48	120	48	24	48	48	72	48	24	24	72
アルコール消毒液	本	5,089		100	50	100	100	150	100	100	100	50	150	100	130
哺乳瓶用消毒剤	個	61		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
液体歯磨き	本	7,635		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯ブラシ	本	7,682		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ 本体	個	2,646		36	18	162	18	36	18	18	48	12	30	30	36
排便処理用便袋	袋	340,400		2,000	2,000	13,200	2,000	1,500	2,000	2,000	6,000	1,000	1,400	1,400	2,000
福祉対応組立トイレ	個	140		0	0	8	0	7	0	0	5	0	6	3	0
ダンボールベッド	台	1,610		10	10	0	0	10	0	0	0	10	10	10	0
簡易ベッド	台	230		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール間仕切り	組	2,495		3	10	0	0	10	0	0	0	10	20	10	0
間仕切りテント	組	1,687		10	10	9	10	20	9	10	12	10	39	30	10

備蓄品目		備蓄品合計 (総数)	番号	17- 1	17- 2	18-1- 1	18-1- 2	19- 1	19- 2	19- 3	19- 4	20- 1	20- 2	20- 3	20- 4
			備蓄場所	北夙川小学校	夙川小学校	生瀬小学校	生瀬小学校B	旧北消防署	東山台小学校	名塩小学校	塩瀬中学校	北六甲台小学校	山口小学校	山口中学校	船坂里山学校
備蓄品目			階	2 F	1 F	1 F	1 F	2 F	1 F	1 F	1 F	1 F	1 F	1 F	1 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		48	48	48	0	0	24	48	48	48	24	48	24
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		0 (220)	0 (120)	0	0 (180)	0	0 (180)	0 (180)	16 (180)	0 (180)	0 (180)	0 (180)	0 (200)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		126	0	126	0	0	0	0	126	0	126	0	0
粥	食	22,938		864	300	240	0	0	168	168	168	192	192	192	120
アルファ米	食	83,550		3,850	900	1,000	0	0	600	600	600	750	600	600	350
ビスケット類	食	84,240		3,780	840	960	0	0	600	600	600	720	600	600	360
毛布	枚	9,798		398	90	130	10	300	20	20	50	270	20	30	20
水袋	枚	35,650		400	600	0	400	1,000	400	400	400	600	200	400	200
防寒シート	枚	52,600		600	1,000	0	800	2,000	200	800	600	2,000	200	800	200
タオル	枚	34,653		650	750	0	800	0	550	700	700	700	550	620	100
大人用おむつ	枚	6,400		200	80	0	200	0	120	120	160	120	160	120	40
乳児用おむつ	枚	89,290		1,088	992	0	1,794	0	1,492	1,794	1,600	1,980	1,036	1,376	366
生理用品	枚	105,848		2,240	1,680	0	2,240	0	1,680	1,680	1,680	2,240	1,680	1,680	560
救急箱	箱	285		4	3	0	2	11	2	2	2	3	2	2	2
カセットコンロ	台	227		3	3	0	2	19	2	2	2	4	2	2	2
カセットガス	本	11,708		96	96	48	96	1,196	96	96	96	96	96	96	96
やかん	個	285		5	3	0	5	0	4	4	5	3	5	2	2
発電機	台	69		1	1	0	1	4	1	1	1	1	1	1	1
ごみ袋	枚	71,490		1,000	600	1,000	1,220	0	1,000	1,000	820	1,000	1,000	1,000	0
ウェットティッシュ	袋	148,540		1,200	2,000	0	2,000	0	1,200	2,000	2,000	3,000	1,200	1,500	500
トイレットペーパー	本	2,664		24	48	0	120	0	72	72	72	72	72	72	0
アルコール消毒液	本	5,089		150	100	0	100	50	130	150	150	140	130	100	10
哺乳瓶用消毒剤	個	61		1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
液体歯磨き	本	7,635		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯ブラシ	本	7,682		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ 本体	個	2,646		30	24	0	36	174	36	36	12	54	36	36	7
排便処理用便袋	袋	340,400		1,500	2,000	0	2,000	15,900	2,000	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000	200
福祉対応組立トイレ	個	140		6	0	2	0	5	0	0	0	5	0	0	0
ダンボールベッド	台	1,610		10	0	0	20	110	0	0	0	10	0	0	10
簡易ベッド	台	230		0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
段ボール間仕切り	組	2,495		20	0	0	0	189	0	0	0	10	0	0	10
間仕切りテント	組	1,687		40	10	0	9	125	10	10	9	10	9	9	4

		備蓄品合計 (総数)	番号	21
			備蓄場所	鯨池浄水場
備蓄品目			階	1 F
飲料水 (粉ミルク用)	本	3,815		264
哺乳瓶 (使い捨て)	本	688 (11,420)		0 (640)
粉ミルク (液体ミルク)	箱 (缶)	2,850 (240)		288 (240)
粥	食	22,938		936
アルファ米	食	83,550		3,200
ビスケット類	食	84,240		3,360
毛布	枚	9,798		385
水袋	枚	35,650		3,250
防寒シート	枚	52,600		5,600
タオル	枚	34,653		3,600
大人用おむつ	枚	6,400		80
乳児用おむつ	枚	89,290		10,214
生理用品	枚	105,848		5,600
救急箱	箱	285		75
カセットコンロ	台	227		43
カセットガス	本	11,708		2,232
やかん	個	285		36
発電機	台	69		36
ごみ袋	枚	71,490		620
ウェットティッシュ	袋	148,540		16,440
トイレトペーパー	本	2,664		0
アルコール消毒液	本	5,089		300
哺乳瓶用消毒剤	個	61		48
液体歯磨き	本	7,635		6,483
歯ブラシ	本	7,682		6,242
簡易トイレ 本体	個	2,646		328
排便処理用便袋	袋	340,400		158,000
福祉対応組立トイレ	個	140		14
ダンボールベッド	台	1,610		429
簡易ベッド	台	230		115
段ボール間仕切り	組	2,495		1,565
間仕切りテント	組	1,687		314

資料 9 - 2 防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧

（１）防疫資機材

令和 5 年 12 月 1 日現在

資機材名	数量	保管場所
殺菌消毒剤（500ml）	30 本	環境衛生課倉庫
動力噴霧機	4 台	
二兼機	3 台	

（２）災害用トイレ

平成 30 年 4 月 1 日現在

資機材名	数量	保管場所
移動式固定トイレ	26 台	環境事業部庁舎
組立式トイレ	資料 9 - 1 「備蓄倉庫及び備蓄一覧表」参照	
組立式トイレ（福祉対応）		
簡易トイレ		

（３）マンホールトイレ

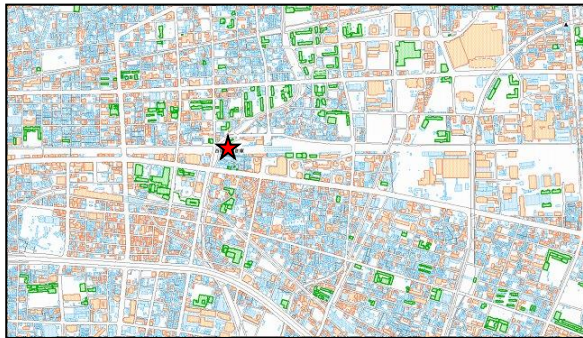
令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	地区	設置場所	設置基数	ポンプ有無
1	高須	高須小学校	16 基	無
2	鳴尾	甲子園浜小学校	8 基	有
3		南甲子園小学校	11 基	有
4		浜甲子園体育館	9 基	有
5		南甲子園ふれあい公園	3 基	有
6	小松	学文中学校	11 基	有
7	上甲子園	上甲子園小学校	11 基	有
8		春風小学校	16 基	無
9		西宮支援学校	13 基	無
10	今津	用海小学校	8 基	無
11		今津体育館	8 基	有
12		津門市民館	2 基	有
13	浜脇	浜脇小学校	5 基	無
14		香櫨園小学校	17 基	無
15		香櫨園市民センター	2 基	有
16	北口	高木小学校（高木公園）	14 基	有
17		高木北小学校	9 基	無
18	芦原	中央体育館分館 （教育委員会 神祇官分室）	7 基	有
19	大社	大社小学校	8 基	無
20		安井小学校	14 基	無
21	段上	段上西小学校	9 基	有
22		甲武体育館	6 基	有
23	夙川	夙川小学校	11 基	有
合計			218 基	

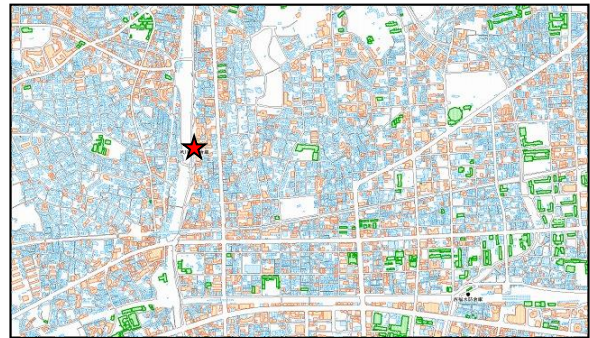
資料 9 - 3 資器材倉庫（水防倉庫）一覽

名称	河川名	左右岸別	水防区名	所在地	管理責任者
西福水防倉庫	東川	左岸	西宮	西福町 300 番地先	西宮市長
夙川水防倉庫	夙川	〃	〃	結善町 2 (国有地)	〃
鳴尾水防倉庫	武庫川	右岸	鳴尾	武庫川町 133- 1	〃
山口水防倉庫	有馬川	左岸	山口	山口町下山口 4 丁目 1 番	〃
塩瀬水防倉庫	武庫川	右岸	塩瀬	塩瀬町名塩(旧北消防署)	〃

西福水防倉庫



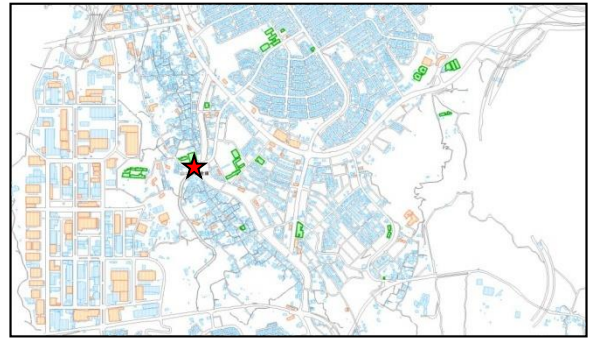
夙川水防倉庫



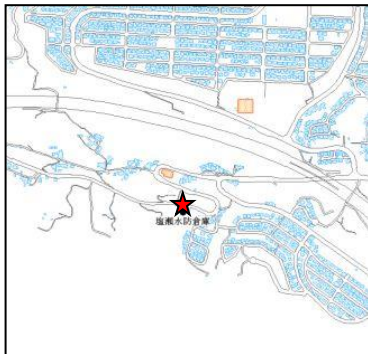
鳴尾水防倉庫



山口水防倉庫



塩瀬水防倉庫（旧北消防署）



資料 9 - 4 備蓄資器材等一覧

(1) 災害救助関係資器材の備蓄数量

令和 6 年 11 月 1 日現在

資器材				備蓄数										
種別	名称	細目	単位	大屋	津田	津門	東山	西福	夙川	鳴尾	塩瀬	山口	合計	
				資器材	人命救助	備蓄	資器材	水防						
機材	一輪車	浅深	台	2					4	1	3	2	12	
									3		2	3	8	
	カケヤ	大小	本	4				8	7		12	12	43	
										15	7		22	
	金づち	両（ゲンノウ）	本	6	20		10		10	8	4	2	60	
		釘抜き付き							2		5	3	10	
		片		7						1	7	6	21	
	カマ	ナタカマ	丁								7		7	
		ナタ									8	10	18	
		カマ 300mm			88				1	25	22	17	153	
	強力ライト	BF - 756	個								8		8	
		BF - 767			1						10	7	18	
		BF - 776F			20								20	
	空気入れ	自転車	本						1	1	1	2	5	
	三徳ジョレン	柄なし	本								2		2	
	クリッパー	750mm	丁	1	4		2		1			3	11	
		350mm		3	5			5	16			4	3	36
	クワ	小	本									10	11	21
	スコップ	剣先 セコ	本	26	18		5			1	50	4	104	
		剣先 新品			19			100	7	24	4	17	171	
		角		9					9		6		24	
	ツルハシ	両	本					2	5	2	9	15	33	
		片						6	4	5	11	5	31	
	手オノ		丁								3	4	3	10
	手カギ	360mm	本						22	15		13	34	84
		200mm						14	35		11		60	
		180mm									5		5	
		90mm							15		18	15	48	
	飛口	大	本								6	5	1	12
		小					2			5	4	11		
	突個器		丁							4	3	4	3	14
	ノコギリ	金切りノコ	丁							3		4	3	10
		片刃330mm		7	84		13	10	18		14	12	158	
		両刃240～270mm								14	7	21		
	バール	90mm	本								4	2	6	
		1050mm		14	18		2		18		4	3	59	
		1500mm			83		10	10	40		5	4	152	
		Sバール300mm				6		3	5	5	19			
	ジャッキ	油圧揚程	台		25			6	6	3	4	4	48	
		バンタグラフ			40		10			2		52		
	はしご	アルミ製	脚					1	1		1		3	
	バリケード	A型	枚							4			4	
	コーンバー		個						18	20	20	18	39	115
	三角コーン		個						12	20	17	18	74	141
	LED工事灯		個						10	10	10	10	8	48
	レスキューセット		個						3	3	3	4	3	16
	担架		台		12		2	2	2	2	2	2	2	24
	ハンマー	大ハンマー4.5kg	本	6					1	5		2		14
		両打			88							88		
	備中鍬小柄共	1050	本						10	9	10	10	10	49
ベンチ		本						5	4	6	5	4	24	
溝サラエ	ステンレス製レイキ	本									1	4	5	
水中ポンプ		個	2					2	2	2	2	2	12	
ポリタンク	20ℓ	個	20							2			22	
ポリバケツ		個	39		39								78	
ハイケツトル	4ℓ	個	6										6	
ホース	50mm×100mm	巻							1				1	
	50mm×20mm		6							6				
電工ドラム	電気用リール式	個	4					2	2	2	2	2	14	
ストーブ		台	2		75								77	
カセットコンロ		個			94								94	
簡易ベッド		台		6									6	

資器材				備蓄数										
種別	名称	細目	単位	大屋	津田	津門	東山	西福	夙川	鳴尾	塩瀬	山口	合計	
				資器材	人命救助	備蓄	資器材	水防						
資材	板	2m 250×20	枚								6		6	
		2m 200×20	枚								55		55	
	カスガイ	1/2×180 (200本入)	箱						5		2	1	8	
		150 (100本入)								2	2			
		6mm×120 (100本入)							6		6			
		10×100mm	本					34			22	200	256	
		10×180mm						300			100	100	500	
	クギ	50mm (25kg入)	箱					1	2	2	1	2	8	
		75mm (25kg入)						2	3	1	1	2	9	
		90mm (25kg入)						2	3	2	1	3	11	
	カゴブラ	Φ500	個							5			5	
	コンパネ		枚					54	36			10	100	
	シノ	金属ベグ	本	7					19	20	23	18	87	
	杉丸太杭	8cm×0.9m	本	17								6	23	
		8cm×1.2m		5								5		
		8cm×1.5m								40	9	49		
		8cm×1.8m		53				100		23		176		
		8cm×2m					160		50	6	216			
		8cm×3m								70	70			
	土のう袋	1ト 10枚入	枚	12							2		14	
		白 200枚入		7				10	11	10	30	12	80	
		茶 400枚入		6									6	
	三角巾		枚		200								200	
	タオル		枚	450	50	1,290				50			1,840	
	電池	単 1 ネオ黒	個		120			20	20		20		180	
	毛布		枚		15								15	
	ハリガネ		巻						4				4	8
	バンセン	箱 (ノーリツ番線)	箱							5	5	10	2	22
	標識ロープ	12mm×50m	巻					10				2		12
		12mm×100m		7				5	9	4	17	5	47	
		12mm×200m						9			6		15	
	ブルーシート	7.2m×5.4m	枚	7				92	18		10		127	
		3.6m×5.4m		20		2,500	400	200	190	500	550	250	4,610	
	矢板	4m 310×20	枚											0
		4m 300×20							30				30	
		4m 290×20											0	
		4m 280×20						15	30				45	
		4m 270×20											0	
		4m 260×20											0	
		4m 250×20											0	
		4m 240×20											0	
		4m 195×20											0	
		2m 300×25								30			30	
		2m 250×25											0	
		2m 200×25								22			22	
2m 150～25×25									41			41		
レンジャーロープ	ナイロン製	巻					2					2		
	12mm×200m			2							2			
	12mm×150m			1							1			
	12mm×7m			19							19			
	ロープ (白)		大巻	巻	4				3		2	7		16
12mm×100m						4			4	6	14			
ロープ止め	600	個								6		6		
オイルプロッター	100枚入 5kg/箱	箱	15									15		
紙帽子		個	50									50		

資器材				備蓄数									
種別	名称	細目	単位	大屋	津田	津門	東山	西福	夙川	鳴尾	塩瀬	山口	合計
				資器材	人命救助	備蓄	資器材	水防					
装備	長靴	24.0cm	足		6								6
		24.5cm			6							6	
		25.0cm			13							13	
		25.5cm			5							5	
		26.0cm			8							8	
		26.5cm										0	
		27.0cm			9							9	
	安全靴	25.5cm	足		2								2
		26.0cm			2							2	
	ヘルメット	水防	個		182						8		190
	雨合羽	ポケット	着		464								464
	紙製防水服	L	着		10								10
		LL			80							80	
		LLL			100							100	
ゴーグル		個		46								46	
救命胴衣		着		4					10		15		29
救命浮き輪	P290	個							10				10
砂入り土のう袋			体	2,000		500	100		200		400		3,200

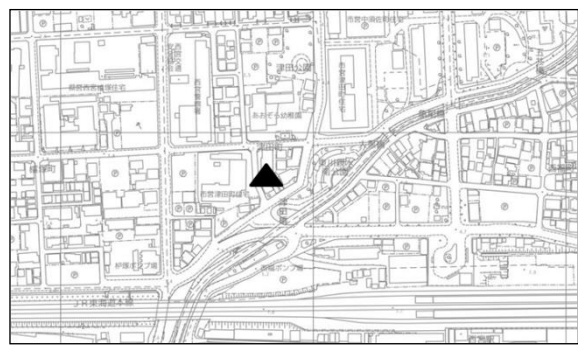
(2) 資器材倉庫一覧（市管理）

名称	所在地	備考
大屋	大屋町 12 番地先	
津田	津田町 2-21	
津門	津門住江町 3	
甲陽園東山	甲陽園東山町 9 番地先	
西福	西福町 300 番地先	水防倉庫と同様
夙川	結善町 2 (国有地)	水防倉庫と同様
鳴尾	武庫川町 133- 1	水防倉庫と同様
山口	山口町下山口 4 丁目 1 番	水防倉庫と同様
塩瀬	塩瀬町名塩(旧北消防署)	水防倉庫と同様

大屋



津田



津門



甲陽園東山



(3) 救助器具等一覧（消防局）

令和6年4月1日現在

救助器具	合計	局	西宮	鳴尾	瓦木	北
かぎ付はしご	18	2	4	4	4	4
三連はしご	22	2	6	4	5	5
金属製折りたたみはしご等	4		1	1	1	1
空気式救助マット	4		1	1	1	1
救命索発射銃	4		1	1	1	1
救命用縛帯	45	8	9	13	9	6
油圧ジャッキ	13		6	5	5	2
油圧スプレッダー	18		6	5	5	2
可搬式ウインチ	11	3	2	2	2	2
マンホール救助器具	6	1	1	1	2	1
エンジンカッター	29	1	9	6	8	5
ガス溶断機	3		1	1	1	
チェーンソー	29	1	6	9	7	6
各種ガス酸素濃度測定器	21	2	7	3	3	6
危険物同定装置一式	1		1			
空気呼吸器	188	18	41	48	42	39
携帯投光器	19	3	5	3	5	3
携帯警報器（モーションスカウト）	219	18	55	50	48	48
画像探索機Ⅰ型	1		1			
画像探索機Ⅱ型	2				1	1
地中音響探索機	1		1			
熱画像直視装置	12		3	3	3	3
夜間用暗視装置	1		1			
電磁波探知装置	1		1			
地震警報器	1		1			
放射線防護服	4		2	2		
潜水器具一式	23	5	5	4	5	4
救命ボート	13		3	3	3	4
船外機	3		1	1	1	
バスケット担架	9	1	2	2	3	1
マット型空気ジャッキ	4		1	1	1	1
大型油圧スプレッダー	4		1	1	1	1
大型油圧切断機	4		1	1	1	1

	削岩機	16		4	4	4	4
	ハンマドリル	17	1	4	4	5	3
	携帯コンクリート破壊器具	6		1	2	1	2
※	放射線測定器	59		50			9
※	化学防護服	20		5	5	5	5
	送排風機	4		1	1	1	1
	緩降機	10		3	3	1	3
	除染シャワー	3		1			2
	チェーンブロック	0					
	簡易画像探索機	3		1	1		1
※	化学剤検知測定器	4	1	1			2

10. 観測・広報機器等

資料 10- 1 水位計・量水標一覧

(1) 県所管

観測所名 (水位計)	河川名	種別	水位設定 (単位: m)				所在地			既往最高水位		事務所名	備考
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	郡市	町	大字	水位	起年月日		
道場	武庫川	自記 (テレメータ)	3.10	3.80	4.90	6.30	神戸	北区	道場町生野	7.98	平 26.8.10	神戸	周警
甲武橋	武庫川	自記 (テレメータ)	2.20	3.20	4.10	5.20	尼崎	武庫豊	3丁目	4.17	平 16.10.20	西宮	洪周警
小曽根	武庫川	自記 (テレメータ)	2.60	4.00	4.70	6.00	西宮	小曽根	3丁目	5.48	平 26.8.10	西宮	周警
上山口	有馬川	自記 (テレメータ)	1.00	1.40	1.70	2.10	西宮	山口	上山口2丁目	1.28	平 16.10.20	西宮	周警
仁川	仁川	自記 (テレメータ)	-	-	-	-	西宮	仁川	6丁目			西宮	
津門川	津門川	自記 (テレメータ)	1.20	1.70	-	2.40	西宮	両度				西宮	
東川	東川	自記 (テレメータ)	1.50	2.20	-	3.20	西宮	森下				西宮	
夙川	夙川	自記 (テレメータ)	0.90	1.30	1.60	1.90	西宮	安井		3.30	平 11.10.7	西宮	周警
新川	新川	自記 (テレメータ)	-	2.50	-	2.90	西宮	甲子園浦風				西宮	
生瀬	武庫川	自記 (有線テレメータ)	1.80	3.20	3.20	4.60	西宮	塩瀬	生瀬	6.75	平 16.10.20	宝塚	周警
武田尾	武庫川	自記 (テレメータ)	3.10	4.90	5.90	8.70	宝塚	玉瀬	武田尾			宝塚	周警

※洪：洪水予報河川

周：水位周知河川

警：水防警報河川

※水防団待機水位：水防法第 12 条で規定される通報水位

氾濫注意水位：水防法第 17 条で規定される警戒水位

避難判断水位：水防法第 13 条第 2 項で規定される特別警戒水位

(2) 市管理

観測所名 (量水標)	河川名	種別	水位設定 (単位: m)				所在地			既往最高水位 水位
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	郡市	町	位置及び目 標	
久寿川	久 寿 川	目視	1.20	1.50	-	-	西宮	今津久 寿川	臨港線北西	1.70
東川	東 川	目視	1.20	1.80	-	-	西宮	池田	阪神本線北 東側 護岸部	2.30
六湛寺川	六 湛 寺 川	目視	0.60	1.10	-	-	西宮	戸田	ジャガービ ル前	1.28
夙川下	夙 川	目視	1.50	2.00	-	-	西宮	川添	新翠橋南東	
堀切川	堀 切 川	目視	1.20	1.50	-	-	西宮	中浜	国道 43 号 線南東	1.90

※水防団待機水位：水防法第 12 条で規定される通報水位

氾濫注意水位：水防法第 17 条で規定される警戒水位

避難判断水位：水防法第 13 条第 2 項で規定される特別警戒水位

資料 10-2 雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧

雨量情報観測所			
No.	観 測 所 名	住 所	所 管
1	西宮市役所	西宮市六湛寺町 10- 3	西宮市環境局
2	鳴尾支所	西宮市鳴尾町 3 丁目 5-14	
3	甲陵中学校	西宮市上甲東園 2 丁目 11-20	
4	山口小学校	西宮市山口町下山口 4 丁目 23- 1	
5	苦楽園小学校	西宮市苦楽園二番町 18-12	西宮市消防局
6	北消防署	西宮市名塩新町 7 - 1	
7	浜分署	西宮市西宮浜 3 丁目 5 番地	
8	北夙川分署	西宮市松風町 4 - 4	
9	瓦木消防署	西宮市高木東町 15-11	
10	旧北消防署	西宮市塩瀬町名塩	西宮市総務局
11	甲子園浜浄化センター	西宮市甲子園浜 1 丁目 8	
12	鳴尾浜浄化センター	西宮市鳴尾浜 3 丁目 15- 1	国土交通省 六甲砂防事務所
13	奥池	芦屋市奥池南 34- 1	
14	柿谷	芦屋市奥山 1 -28	
15	有馬川	神戸市北区有馬町 1274 番地	
16	甲山	西宮市甲山町 59 番地	
17	船坂	西宮市山口町船坂 2098	
18	すみれガ丘	宝塚市すみれガ丘 4 - 1 - 1	
19	逆瀬川	宝塚市ゆずり葉台 3 - 3	
20	西宮（アメダス）	西宮奥畑	気象庁
21	神戸（アメダス）	神戸市中央区脇浜岸通	
22	三田（アメダス）	三田市下深田	
23	神戸空港（アメダス）	神戸市中央区神戸空港	
24	郡家（アメダス）	淡路市多賀	
25	明石（アメダス）	明石市二見町南二見	
ワイヤーセンサー観測所			
No.	観 測 所 名（所在地）	警報対象区域	所 管
1	弓納子（塩瀬町生瀬）	西宮市生瀬高台 35 番地先	国土交通省 六甲砂防事務所
2	観音谷（塩瀬町生瀬）	西宮市宝生ヶ丘 1 丁目地先	
3	剣谷（鷲林寺剣谷）	西宮市苦楽園三番町地先	



資料 10- 3 防災行政無線設置箇所一覧

箇所 番号	名 称	住 所	箇所 番号	名 称	住 所
1	生瀬東町公園	生瀬東町 7	71	甲陽園東山児童遊園	甲陽園東山町 1
2	生瀬小学校	生瀬町 2 丁目 26-24	72	甲陽園小学校	甲陽園本庄町 1-72
3	宝生ヶ丘公園	宝生ヶ丘 2 丁目 7	73	獅子ヶ口町(越木岩橋北)	獅子ヶ口町 3
4	高雄台北公園	生瀬高台 6	74	神原小学校	神原 12-62
5	生瀬西公園	生瀬町 2 丁目 6	75	震災記念碑公園	奥畑 5
6	花の峯第 3 公園	花の峯 10	76	大社小学校	桜谷町 9-7
7	青葉台第 2 公園	青葉台 1 丁目 15	77	夙川公園 (こほろぎ橋東)	大井手町 9
8	青葉台第 3 公園	青葉台 2 丁目 4	78	安井小学校	安井町 1-25
9	名塩分団木之元班	名塩木之元 22-18	79	湯元公園	湯元町 5
10	清瀬台北公園	清瀬台 15	80	坂本公園	鷺林寺 1 丁目 5
11	北消防署	名塩新町 7- 1	81	剣谷第 3 公園	鷺林寺南町 15
12	東山台小学校	東山台 2 丁目 8- 2	82	剣谷第 1 公園	柏堂町 14
13	名塩小学校	名塩 2 丁目 11-40	83	苦楽園小学校	苦楽園二番町 18-12
14	名塩南台中央公園	名塩南台 3 丁目	84	苦楽園中学校	苦楽園三番町 14-1
15	名塩財産区墓地(名塩浄水場北)	名塩 2 丁目 20	85	苦楽園市民館	苦楽園五番町 3-25
16	名塩山荘北公園	名塩山荘 21	86	毘沙門公園	毘沙門町 2
17	名塩平成台緑地(東側調整池北)	名塩平成台	87	北夙川体育館	樋之池町 11-33
18	名塩平成台中央公園	名塩平成台	88	北夙川小学校	石劔町 11-21
19	茶園場公園	名塩茶園町 11	89	深谷公園	深谷町 8
20	さくら台中央公園	名塩さくら台 2 丁目 12	90	夙川小学校	久出ヶ谷町 8-4
21	赤坂峠公園	名塩赤坂 13- 1	91	夙川西市民館	大谷町 3-50
22	名塩分団東久保班	名塩東久保 9- 2	92	夙川公園 ((片鉾池)	羽衣町 1
23	ななくさ学園駐車場	山口町下山口 1650	93	御代開公園	甲子園口 3 丁目 8
24	名来公園	山口町名来 1 丁目 4	94	上甲子園小学校	甲子園口 5 丁目 9-4
25	下山口公園	山口町下山口 2 丁目 7	95	東甲子園公園	甲子園一番町 6
26	北六甲台小学校	北六甲台 5 丁目 4- 1	96	小松小学校	小松東町 1 丁目 3-59
27	鍋倉公園	北六甲台 3 丁目 2	97	若草町 1 丁目公園	若草町 1 丁目 11
28	山口センター	山口町下山口 4 丁目 1- 8	98	鳴尾北小学校	学文殿町 2 丁目 2-7
29	山口小学校	山口町下山口 4 丁目 23- 1	99	学文中学校	学文殿町 1 丁目 5-7
30	山口樋ノ谷公園	山口町上山口 4 丁目 16	100	春風小学校	上甲子園 3 丁目 8-39
31	すみれ台東公園	すみれ台 1 丁目	101	春風公民館	甲子園春風町 2-21
32	すみれ台西公園	すみれ台 3 丁目 9	102	浦風公園	甲子園浦風町 8
33	中野西山公園	山口町香花園 9	103	津門小学校	津門呉羽町 5-13
34	中野青木児童遊園	山口町中野 424	104	西口公園	津門西口町 5
35	田尻橋東	山口町船坂 2023- 1	105	建石筋と鳴尾御影線の交差点	宮西町 10
36	船坂里山学校 体育館西	山口町船坂 2098	106	武庫川堤防(東鳴尾町)	東鳴尾町 1 丁目
37	上下水道局船坂配水所	山口町船坂 1562	107	鳴尾東小学校	笠屋町 30-50
38	段上 5 丁目児童遊園	段上町 5 丁目 11	108	鳴尾南中学校	高須町 1 丁目 1-36
39	段上小学校	段上町 7 丁目 5-21	109	高須東公園	高須町 1 丁目 6
40	段上西小学校	段上町 2 丁目 8-24	110	高須小学校(旧高須南小学校)	高須町 1 丁目 1-41
41	甲東園駅前公園	甲東園 1 丁目 6	111	高須中学校	高須町 2 丁目 1-48
42	甲武中学校	樋ノ口町 1 丁目 7-55	112	高須西育成センター (旧高須西幼稚園)	高須町 2 丁目 1-45
43	樋ノ口小学校	樋ノ口町 2 丁目 3-32	113	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜 3 丁目
44	門戸公園	下大市東町 1	114	物流センター駐車場西	鳴尾浜 2 丁目
45	瓦木中学校	薬師町 4 -15	115	朝日新聞阪神工場横	鳴尾浜 3 丁目 9
46	武庫川堤防(上之町)	上之町	116	武庫開公園	鳴尾町 2 丁目 4
47	高木小学校	高木西町 25-27	117	鳴尾小学校	鳴尾町 5 丁目 4- 6
48	瓦林小学校	瓦林町 26-19	118	甲子園浜小学校	古川町 1 -65
49	松並公園	松並町 5	119	西畑公園	甲子園七番町 3
50	東浦公園	甲子園口北町 11	120	鳴尾中学校	甲子園八番町 1- 26
51	瓦木小学校	大屋町 10-20	121	南甲子園公民館	甲子園九番町 15-40
52	深津小学校	深津町 5 -22	122	網引公園	甲子園網引町 7
53	仁川 6 丁目児童遊園	仁川 6 丁目 1	123	南甲子園小学校	南甲子園 3 丁目 9-16
54	甲陵中学校	上甲東園 2 丁目 11-20	124	今津小学校	今津二葉町 4 -10
55	上ヶ原小学校	上ヶ原二番町 3-13	125	今津総合グラウンド北	今津西浜町 1
56	上ヶ原幼稚園	上ヶ原三番町 6-27	126	用海小学校	用海町 3-54
57	甲東小学校	神呪町 3-33	127	浜戎公園	東町 2 丁目 6
58	上ヶ原南小学校	上ヶ原九番町 2-93	128	浜脇小学校	浜脇町 5-48
59	六軒南公園	六軒町 1	129	川添公園	川添町 6
60	西宮高等学校	高座町 14-117	130	香爐園小学校	中浜町 3-32
61	広田小学校	愛宕山 7-24	131	西宮浜南公園	西宮浜 2 丁目
62	能登運動場	能登町 14	132	西宮浜小学校	西宮浜 4 丁目 3-12
63	西宮中央運動公園	河原町 2	133	国見台東	国見台 4 丁目
64	平木小学校	平木町 4- 1	134	高木北小学校	薬師町 7- 5
65	高松ひなた緑地	高松町 14	135	西等々谷公園	名塩東久保 3
66	中須佐公園	中須佐町 4	136	名塩台公園	名塩 3 丁目 8
67	中央体育館分館	神祇宮町 2	137	西宮市役所第二庁舎	六湛寺町 8-28
68	北山貯水池	甲陽園目神山町 29-93	138	御前浜公園	西波止町 1
69	西山第 1 公園	甲陽園西山町 4	139	22 番防潮門扉南	西波止町 1
70	山王東公園	甲陽園山王町 1	140	西宮浜総合公園	西宮浜 3 丁目

箇所 番号	名 称	住 所
141	西宮ポートパーク	西宮浜 1 丁目
142	新西宮ヨットハーバー多目的広場	西宮浜 4 丁目 16
143	甲子園浜公共埠頭	甲子園浜 2 丁目
144	甲子園浜海浜公園（沖地区）	甲子園浜 1 丁目
145	甲子園浜海浜公園（今津浜地区）	今津真砂町
146	甲子園浜海浜公園（浜地区）	浜甲子園 4 丁目
147	甲子園浜海浜公園（ふるさと海岸）	枝川町 19

資料 10- 4 防災行政無線以外の無線施設一覧

令和 6 年 11 月 1 日現在

無線種別	所管部局等	設置場所	数量	備考
兵庫衛星通信ネットワーク	自治体衛星通信機構	西宮市役所第二庁舎（危機管理室、消防局指令課）	2	各1台
MCA無線	UHF	災対統制局（危機管理室）	3	各1台
		災対第二技術局（土木局）	2	
		災対消防公安局（消防局）	1	
		災対市民局（各支所）	5	
携帯電話	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	災対統制局（危機管理室）	22	特別職員等4台
		災対避難局（教育委員会）	58	
		災対物資局（産業文化局）	3	
		災対第一技術局（都市局）	11	
		災対第二技術局（土木局）	11	
		災対給水技術局（上下水道局）	5	
		災対統制局（危機管理室）	1	
PHS	ソフトバンク株式会社	災対避難局（教育委員会）	42	
		災対物資局（産業文化局）	1	
		災対第二技術局（土木局）	11	
		災対給水技術局（上下水道局）	5	
		災対統制局（危機管理室）	3	アイサットフォン2台(可搬) ワイドスター1台(固定)
衛星携帯電話	株式会社NTTドコモ	災対公安局（警防課、指令課、北署）	3	ワイドスター3台（可搬）
		各支所（鳴尾、瓦木、甲東、塩瀬、山口）	5	ワイドスター各1台(固定)
		災対統制局（危機管理室）	2	
タブレット端末	KDDI株式会社	災対避難局（教育委員会）	50	
		災対物資局（産業文化局）	3	
		災対第一技術局（都市局）	10	
		災対第二技術局（土木局）	7	
		災対病院局（中央病院事務局）	1	
		災対給水技術局（上下水道局）	5	
		災対統制局（危機管理室）	4	指令局1台、携帯局3台
IP無線機	災対統制局（危機管理室）	災対第一技術局（都市局）	9	
		災対第二技術局（土木局）	9	
		災対消防公安局（消防局）	2	
		災対給水技術局（上下水道局）	9	

令和 6 年 10 月 31 日現在

無線種別	所管部局等	設置場所	数量	備考
消防無線	VHF	消防局	6	9 消防団39台含まず 75 デジタルアナログ変換装置2台含む 143
		西宮消防署	1	
		北夙川分署	1	
		鳴尾消防署	1	
		浜分署	1	
		瓦木消防署	1	
		甲東分署	1	
		北消防署	1	
		山口分署	1	
防災行政無線	VHF	第五管区海上保安本部	1	移動局携帯型
		神戸海上保安部	1	
MCA無線	UHF	上下水道局	2	指令局 車載局 携帯局
		鳴尾浄水場（上下水道局）	6	
		越水浄水場	19	
		丸山浄水場	1	
		山崎町下山口1585番地42	1	
警察無線	VHF	西宮警察署	1	固定局
		甲子園警察署	1	

資料 10- 5 MCA 無線機設置箇所一覧

	設置場所	個別番号
1	災害対策課(指令局)	900
2	災害対策課(携帯局)	010
3	災害対策課(半固定局)	020
4	鳴尾支所(携帯局)	030
5	道路補修課(携帯局)	060
6	道路補修課(携帯局)	070
7	瓦木支所(携帯局)	040
8	甲東支所(携帯局)	050
9	消防局(半固定局)	080
10	塩瀬支所(半固定局)	090
11	山口支所(半固定局)	100
12	上下水道局(携帯局)	400, 410
13	上下水道局(携帯局他)	420 他
14	丸山浄水場(携帯局他)	210 他
15	越水浄水場(携帯局他)	220 他
16	鳴尾浄水場(携帯局)	540, 550

資料 10- 6 有線通信施設一覧

施設名称	所管部署	設置場所
一般加入電話	西日本電信電話株式会社	各機関
		各部署
		各事業所
庁舎内電話	総務局	庁舎内各部署
庁内放送		
直通専用電話	消防局	各消防署
		各分署
		市内 2 医療機関
消防専用電話	消防局	消防局内
消防庁内放送・指令端末電話		各消防署
		各分署
警察専用電話施設	西宮警察署	各警察署
	甲子園警察署	交番
上下水道局	上下水道局	
環境局事業用電話	環境局	
中央病院内電話	中央病院	

資料 10-7 各種機器動作表一覧

配信元			国（消防庁、気象庁）						
			市→市民			ラジオ関西→市民		3キャリア→市民	
機器			起動条件 （防災SP、緊急告知ラジオ）	防災SP	ラジオ （さくらFM）	起動条件	にしのみや 防災ネット	起動条件	緊急速報メール （エリアメール）
地震	震度 4 以上	緊急地震速報	兵庫県南東部	○	○		×	近隣市	○
		震度速報	設定なし	×	×	兵庫県全域	○		×
津波	津波注意報		兵庫県瀬戸内海沿岸	○（沿岸部のみ）	×	兵庫県瀬戸内海沿岸 淡路島南東部	○		×
	津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸	○	○	兵庫県瀬戸内海沿岸 淡路島南東部	○	近隣市	○
	大津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸	○	○	兵庫県瀬戸内海沿岸 淡路島南東部	○	近隣市	○
その他	国民後保情報		西宮市、芦屋市	○	○	近隣市	○	近隣市	○
	特別警報		西宮市、芦屋市	○	○	近隣市	○	近隣市	○
	土砂災害警戒情報		設定なし	×	×	西宮市	○		×
	指定河川洪水情報 （にしのみや防災ネットは河川洪水予報）		西宮市、芦屋市	×	×	武庫川	○	武庫川	○

※ 配信条件：○ 作動する × 作動しない

※ 緊急速報メール（エリアメール）は、近隣市の情報を受け取る可能性がある。

※ にしのみや防災ネットは、登録内容によっては受信される情報が異なる場合がある。

11. 災害履歴・被害想定関係

資料 11- 1 地震災害の履歴

(1) 兵庫県の主な被害地震

兵庫県に被害をおよぼした主な過去の地震を下記の表に示す。比較的詳細な資料や被害状況が得られるこの 20 世紀におこった主な地震では、北但馬地震（死者 425 人、負傷者 806 人）、南海地震（死者 50 人、負傷者 69 人）、兵庫県南部地震（死者 6,402 人、負傷者、40,092 人）があげられる。

発生年月日	和暦	マグニ チュード	震源	被害状況	備考
599.5.28	推古 7 年	7.0	不詳	大和（奈良県）で倒壊家屋が生じたとの記述が「日本書記」にあり。	わが国最古の地震災害に関する記述
701.5.12	大宝 1 年	7.0	舞鶴付近	揺れが 3 日間続く。舞鶴沖の冠島が山頂部を残して海中に沈む（伝説）。	
734.5.18	天平 6 年	不詳	不詳	畿内七道（近畿地方）の民家が倒壊し、圧死者多数。山崩れ、川塞ぎ、地割れも無数に発生	
745.6.5	天平 17 年	7.9	岐阜付近	美濃（岐阜県）で被害甚大。摂津（大阪から神戸）では余震が 20 日間続く。	
827.8.11	天長 4 年	6.5～7.0	京都の宇治付近	京都で舎屋が多く倒壊し、余震が翌年 6 月まで続く。	
868.8.3	貞観 10 年	7.0 以上	姫路中心部から東約 10 ㎞の姫路・加古川・高砂 3 市の接合地点付近	播磨諸郡の官舎・官寺の堂塔がすべて倒壊（「三代実録」による）	活断層のズレによる震源の浅い直下型地震（？）播磨地方では記録に残る過去最大の激震
887.8.26	仁和 3 年	8.0～8.5	潮岬の南西約 80 ㎞の海底	五畿七道（近畿地方）に被害。京都では民家・官舎の倒壊による圧死者多数、沿岸では津波による溺死者多数、特に摂津で被害大	
938.5.22	承平 8 年	7.0	京都付近	京都で宮中の内膳司が破壊し死者 4 名、舎屋や築垣・堂塔・仏像などの倒壊多し。高野山の諸伽藍も破壊。	余震多く、8 月 6 日にも強震
1096.12.17	嘉保 3 年	8.0～8.5	志摩半島の南東約 20 ㎞の海底	畿内および東海道に被害。津波で駿河（静岡県）の社寺・民家の流出 400 余、京都では大極殿が破損し、瀬田橋が落ちた。	
1185.8.27	元暦 2 年	7.4	大津付近	京都、特に白河周辺の被害大。社寺・家屋の倒壊・破壊多く、死者多数。宇治橋も落ちる。	8 月 12 日に強い余震、その後も 9 月まで余震続く。
1361.8.3	正平 16 年	8.25～8.5	潮岬の東約 80 ㎞の海底	山城・摂津から紀州熊野におよぶ被害。四天堂寺をはじめとして諸堂の倒壊や破損多数。また津波が発生し摂津・阿波・土佐に被害。特に阿波（徳島県）で甚大	南海トラフ沿いの巨大地震
1449.5.13	文安 16 年	5.75～6.5	京都の西約 15 ㎞	東山・西山で所々地割れあり、また山崩れで死者多数、淀大橋・桂橋が落下	7 月まで余震続く。
1494.6.19	明応 3 年	6.00	大和郡山付近	大和の諸寺破損、郡山の西矢田荘で民家の破損多数	余震が翌年まで続く。
1498.9.20	明応 7 年	8.2～8.4	静岡県掛川の南約 70 ㎞の海底	紀伊から房総にかけての海岸で大津波。伊勢大湊で家屋流出 1,000 戸、溺死 5,000 人、静岡県志太群で流死 26,000 人	南海トラフ沿い東端部での巨大地震
1510.9.21	永正 7 年	6.5～7.0	河内（大阪府東部）	摂津・河内の諸寺で被害あり、大阪で圧死者がでる。	余震が 70 余日以上続く。
1579.2.25	天正 7 年	6.0	大阪府近	四天王寺の鳥居が崩れる。	余震が 3 日間続く。
1596.9.5	慶長元年	7.5	生駒山付近	京都の三条から伏見にかけて被害大。伏見城の天守が大破して圧死者 500 人がでたのをはじめ、諸寺・民家の倒壊多く死傷者多数、堺でも死者 600 人余を数えた。	「伏見地震」余震が翌年 4 月まで続く。
1605.2.3	慶長 9 年	7.9	潮岬の西 70 ㎞の海底 静岡の南約 150 ㎞の海底	淡路島の千光寺の諸堂が倒壊、大津波が発生して関東から九州までの太平洋岸で被害、阿波穴食の津波の高さは約 6 メートルと伝えられる。	2 つの地震が同時に発生したとする説と、1 つの地震だとする説がある。
1662.6.16	寛文 3 年	7.25～7.6	比良山（滋賀県西部）付近	唐崎（大津市）田畑 85 町余が湖中に没し、家屋倒壊 1,570、大溝（滋賀県高島町）で 1,020 戸余が倒壊、死者 37 人、彦根で 1,000 戸倒壊、死者 30 人余、京都で 1,000 戸倒壊、死者 200 人余	比良断層または花折断層の活動ではないかといわれる。

発生年月日	和暦	マグニ チュード	震源	被害状況	備考
1707.10.28	宝永4年	8.6	潮岬の南約20㌔の海底	被害は広範囲にわたり、津波も発生。特に東海道・伊勢湾・紀伊半島でひどかった。全体で死者2万、倒壊家屋6万、流失家屋2万におよんだ。	わが国で最大級の地震のひとつ（「宝永地震」）単一地震ではなく、遠州灘沖でも同時に巨大地震が発生したのではないかとみられている。
1854.7.9	嘉永7年	7.25	奈良の北東約20㌔付近	伊賀上野付近で家屋倒壊2,000戸、死者約600人。奈良で家屋倒壊400戸、死者300人余などの被害	上野付近で断層を生じ、その南側は1㌔にわたって最大1.5メートル沈下した。木津川断層の活動といわれる。
1854.12.23	嘉永7年 安政元年	8.4	潮岬の東南東約200㌔の海底	被害は関東から近畿におよび、大津波が房総半島から土佐にかけての太平洋沿岸を襲い、特に東海地方の海岸沿いの被害が大きかった。被害状況は翌日の南海大地震と重なり区別しがたい。	「安政東海地震」
1854.12.24	嘉永7年 安政元年	8.4	潮岬の南西約80㌔の海底	安政東海地震の32時間後に発生、被害は東海から九州にまでおよび家屋の全壊2万戸、半壊4万戸、焼失6千戸、流失1万5千戸、死者数千人におよんだ。太平洋岸では津波も発生し、波の高さは串本で15メートルに達した。大阪地方では津波による溺死者や船舶の破損がめだった。	「安政南海地震」
1864.3.6	元治1年	6.25	加古川上流の杉原谷付近	杉原谷付近で家屋が多数崩壊し、田畑に損害	
1891.10.28	明治24年	8.0	大垣の北約30㌔	仙台以南の全国で有感。美濃（岐阜県）・尾張（愛知県）を中心に被害が拡がり、建物全壊14万余、半壊8万余、死者7,273人、山崩れ1万か所余におよんだ。	「濃尾地震」根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に6メートル水平に2メートルズレた。翌年、翌々年にも余震あり。
1916.11.16	大正5年	6.1	明石海峡付近	局地的な地震で、被害は死傷者6人、神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊3戸、破損数十	この地震により、有馬温泉の泉温が摂氏一度上昇
1925.5.23	大正14年	6.8	豊岡付近	円山川流域で被害が大きく、死者426人、全壊家屋1,295戸、焼失家屋2,180戸	「北但馬地震」円山川の河口付近に長さ1.6㌔の小断層が2つできた。
1927.3.7	昭和2年	7.3	大江山付近	被害は丹後半島の付け根地方が最も大きく、淡路・大阪・岡山、徳島方面にもおよび、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸、同焼失3,711戸に達した。	「北丹後地震」長さ18㌔の郷村断層とそれに直交する長さ7㌔の山田断層が生じた。
1943.9.10	昭和18年	7.2	鳥取市付近	鳥取市を中心に被害が大きく、死者1,083人、家屋全壊7,485戸、半壊6,158戸に達した。	「鳥取地震」長さ8㌔の鹿野断層、同4.5㌔の吉岡断層を生じ、地割れや地変が多かった。
1946.12.21	昭和21年	8.0	潮岬の南南西約50㌔の海底	被害は東海以西の西日本太平洋岸で大きく、津波も発生。被害は、死者50人、全半壊家屋35,000戸、流失家屋1,451戸、浸水家屋33,000戸、焼失家屋2,598戸におよんだ。	「南海地震」
1952.7.18	昭和27年	6.8	奈良県吉野付近	死者9人、家屋全壊20戸、春日大社の石灯籠1,600のうち650が倒壊	「吉野地震」
1995.1.17	平成7年	7.2	淡路島北部	被害は死者行方不明者6,394人、全半壊家屋257,127棟。死者の半数は60才以上の高齢者、死因は家屋の倒壊による圧死が9割。西宮市では、阪神高速道路や山陽新幹線の高架が倒壊、住宅の倒壊や火災が発生し、多くの犠牲者を出した。	「兵庫県南部地震」戦後最大の都市直下型地震。（平成8年12月26日）

〔出典〕

寺脇弘光：兵庫県南部地震と山崎断層、神戸新聞総合出版センター、1995、pp.69-89

〔参考文献〕

西宮市（調査財団法人大阪土質試験所）：西宮市における地震による被害想定調査報告書

兵庫県防災会議：兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）、兵庫県、1995

(2) 兵庫県南部地震の被害の概況及び対応

(1) 地震の概要

発生の日時	平成7年1月17日	午前5時46分
地震の規模	マグニチュード7.3	震度7（激震） （平成13年気象庁修正後）
震源地	淡路島北部	震源の深さ 16km ※地震の諸元（暫定値）は、気象庁が平成7年2月17日に発表した数値である。
特徴	岩盤上での振動数が高く、極めて大きい上下方向の加速度を示す。地震動が大きい地域が限定されており、典型的な直下型地震である。	

(2) 被害の概況

兵庫県南部地震は、日本では初めての都市直下型の大地震であり、一瞬にして阪神、淡路地域に大きな被害をもたらし、本市も広い範囲にわたって壊滅的な打撃を受けた。

その被害の概況は、次のとおりである。

① 被害

死亡者	1,146 人（震災関連死 20 人を含む）
負傷者	6,386 人（重傷者 1,643 人 軽症者 4,743 人）
倒壊家屋	61,238 世帯（全壊 34,136 世帯 半壊 27,102 世帯） （死亡者、負傷者、倒壊家屋は、平成15年12月11日の阪神・淡路大震災の被害状況の確定決裁による）
避難所	最大時 1/20 194 カ所
避難者	最大時 1/19 約 45,000 人
避難勧告	苦楽園四番町 26 番街区の一部 （2 世帯 6 人） 宝生ケ丘 1 丁目 8 番街区 2 丁目 6 番街区、1 番街区の一部 （22 世帯 76 人） (H7/1 現在)

② 経過

地 域	発 令	解 除
仁川百合野町	1/20 (50 世帯 100 名)	2/16 解除
苦楽園四番町	1/21 (80 世帯 240 名)	2/3 2/16
宝生ケ丘 1・2 丁目	(142 世帯 420 名)	一部解除 一部解除
生瀬高台	(35 世帯 100 名)	2/16 解除

③ 火災発生 41 件

④ ライフラインの被害

ライフライン	災害時	復旧状況
水道	154,100 世帯で断水	2/28 で応急復旧が完了
電気	全市 176,000 軒で停電	1/21 で送電可能分についてはすべて復旧
ガス	停止戸数 170,400 戸/172,500 戸	復旧状況 4/11 で応急復旧が完了（瓦礫の堆積による道路封鎖等のため復旧作業に入れない一部を除く）
電話	故障件数 34,000 件/198,000 件	復旧状況 1/31 で申出のあった分についてはすべて復旧

⑤ 幹線道路、鉄道、港湾施設の被害

a. 幹線道路

路線名	被災状況
国道 171 号	門戸高架橋の落橋のため通行止め。
国道 176 号	一部損傷（通行は可能）
国道 2 号	一部損傷（通行は可能）
国道 43 号	一部損傷（通行は可能）
中国自動車道	武庫川橋、尼子橋の一部損傷（通行は可能）
名神高速道路	落橋 1 ケ所、その他橋脚部の被害により上下線とも通行止め。
阪神高速道路	落橋 2 ケ所により通行止め。
阪神高速道路（5 号湾岸線）	落橋 1 ケ所により通行止め。
西宮北有料道路（盤滝トンネル）	覆工コンクリート 2 ケ所の崩落、車道部分のコンクリート舗装 2 ケ所の浮き上がりにより通行止め。

※阪神高速道路（3 号神戸線）を除き復旧

b. 鉄道

事業者	路線名	被災状況
J R 西日本	新幹線	高架橋延長約 1.5km の 60% 損傷、六甲トンネル損傷（クラック）他
	在来線	橋梁 10 ケ所損傷、車両 6 台損傷、電線・電柱多数損傷
阪急電鉄	本線	高架橋部分多数倒壊、夙川駅舎損壊 他
	今津線	高架橋部分 18 本損傷、軌道・電気施設多数損傷、盛土崩壊 他
	甲陽園線	線路陥没、法面崩壊 他
阪神電鉄	本線	西宮駅変電所全壊、鉄柱 4 基倒壊、電線等多数損傷、盛土一部崩壊（香櫨駅付近）、橋脚ひび割れ（津門川）

c. 港湾施設

- ・臨港道路西宮大橋の橋脚 2 本が損壊し、全面通行止め。（11/25 一部通行）
- ・西宮地区、甲子園地区埋立地の埠頭、護岸が破損、沈下。

⑥ 公共施設の被害状況

施設名	被災状況
市庁舎	6 ～ 8 階使用不能
学校園	全学校園が建物、備品等に何らかの被害を受けた。この内、小学校 9 校、中学校 4 校、高校 1 校、幼稚園 1 園について校舎の一部等に建替や補強が必要。
文化施設	フレンテホール、アミティホール（市民会館）が使用不能。
地域集会施設	3 施設が大きな被害を受けた他、広田山荘が使用不能。
中央病院	建物が一部損壊。
市営住宅	4 棟で建替えが必要。
その他	道路、河川、公園、上下水道、廃棄物処理施設などに大きな被害を受けた。

⑦ 産業の被害

施設名	被災状況
商店街	34 団体の内、全半壊 9 団体
小売市場	36 団体の内、全半壊 19 団体
卸売市場	市場の内、西市場は全壊、東市場は一部全半壊、公設市場は一部損壊。

(3) 対応策

市は、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助を最優先に消防団、警察、自衛隊と連携し、被災者の救急・救助活動を展開するとともに、避難場所の開設と生活物資や飲料水の確保をはじめとする対応策を講じてきた。

① 避難所および一般市民への対応

項目	内容
食糧供給	毎日3食を避難所に供給
応急給水	給水車により対応。
生活用品	毛布 衣類 ティッシュペーパー等の供給。市民対象に救援物資の配布。
簡易トイレ	223ヶ所 744基 (3/23 現在) ※避難所以外の施設への設置を含む。
救護所	105ヶ所、1,071班 その他の避難所については「診療チーム」により巡回診療、または全避難所について「公衆衛生チーム」が巡回
臨時特設 公衆電話等	200ヶ所 (1/31 現在) 780台 (公衆電話 671台、公衆FAX 65台、ことづけFAX 28台、エレクトロサン 16台) ※避難所以外の施設への設置を含む。

② 被災者証明書受付件数 173,297件 (別途事業主分 27,354件) (H8/2/末現在)

③ 住宅の危険度判定

項目	内容
戸建住宅等における危険度判定	・受付件数 8,447件 (5/31 現在) ・戸建住宅等 (店舗、事務所を含む) について、地元建築士会、兵庫県建築士事務所協会阪神支部および設計監理協会の協力を得て、危険性の判定業務を実施。
第2次応急危険度判定	・調査件数 6,225件 安全 4,224、要注意 985、危険 1,016 (5/31 現在) ・共同住宅および長屋住宅で、明らかに危険な建築物については第1次応急危険度判定で用中止の注意を喚起したが、その際判定の難しかった建築物について、被災した建築物の倒壊の危険性を判断し、2次的な災害を防止する。

④ 仮設住宅等

建設局に仮設住宅対策室を新設

項目	内容
建設戸数	市 内 120ヶ所 4,901戸 市 外 13ヶ所 623戸 計 133ヶ所 5,524戸
その他	公的宿泊施設及びボランティアから提供の申出のあった住宅等のリストを避難所へ配布 (5回)

⑤ 倒壊家屋の処理 : 倒壊家屋解体申込件数 17,309件 (H8/2/末現在)

土木局に倒壊家屋等処理対策室を新設し、倒壊家屋の解体、除去を市で行う。

⑥ 給付・融資制度等

種別	制度名
給付	・災害弔慰金（国制度） ・災害援護金（県制度） ・義援金（日本赤十字社等） ・西宮市中小企業勤労者福祉共済（全員） ・西宮市民共済（加入者）
融資	[住宅] ・西宮市住宅融資特例措置 ・住宅金融公庫災害復興住宅資金融資
	[民間宅地擁壁等] ・住宅金融公庫宅地防災工事資金融資 ・災害復興宅地資金融資 ・既成宅地等防災工事資金融資あつせん
	[中小企業等] ・西宮市地震災害特別融資 ・国民金融公庫災害貸付 ・中小企業金融公庫災害復旧貸付 ・兵庫県緊急災害復旧資金、緊急特別資金 ・商工組合中央金庫災害復旧貸付、特別利率貸付

※生活福祉資金特別貸付の受付は2月15日をもって終了。

⑦ 税、使用料、保険料等

種別	内容
市税の納期限延長	・市税〔市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税〕に関する申告、申請、納付等の期限が平成7年1月17日以降に到来するものについては、平成7年3月31日まで延長。
証明手数料の免除	・家屋が倒壊、消失した人には、当面の間、住民票の写し、外国人登録済証明書、印鑑証明書等証明手数料を免除 ・市県民税の課税証明(所得証明)納税証明、固定資産評価証明については、使用目的が今回の地震に起因するものは手数料を免除。
水道料金 下水道使用料	・地震以降、応急復旧が完了した2月28日までの間は免除（北部の通常給水地域は除く）
国民年金	・保険料の支払いが困難と認められるときは、年金保険料の支払いを軽減 ・（特別）児童手当の所得制限の解除
国民健康保険	・医療受給者証の再発行 ・保険証なしの受診の特例 ・保険証の再発行 ・保険料の納期延長、軽減 ・葬祭費の支給

⑧ 学校園の再開

2月20日（月）をもって全学校園（87校園）が再開

（1月30日（月）現在、再開学校園 72校園）

（2月6日（木）現在、再開学校園 84校園）

⑨ 市庁舎の仮設

本庁舎6・7・8階の事務室について他の公共施設等へ移転。なお、本庁舎周辺に仮設庁舎を建設し、順次移転（一部を除く）。

⑩ 災害広報の発行

1号（1/23発行） 2号（1/28発行） 3号（2/3発行） 4号（2/8発行）
 5号（2/14発行） 6号（2/24発行） 7号（3/4発行） 8号（3/11発行）
 9号（3/18発行）

※3月25日以降は、西宮市政ニュース（月2回発行）により広報。

⑪ 応援体制

応援機関及び応援者	内容
応援協力自衛隊	・従事業務 人命救助、遺体搬送、給水・給食、入浴、医療、家屋解体撤去等 ・延従事人数 1/17～2/6 延 10,416 人（西宮市への応援） 2/7～4/26 延 10,210 人（西宮市、芦屋市、神戸市3市への応援総数）
関係市長等	・市長部局等 192 団体 延 12,764 人 上下水道局関係 342 団体 延 21,177 人 応急給水 207 団体 延 9,353 人 応急復旧 135 団体 延 11,824 人
災害ボランティア	・登録総数 13,358 人（3/31 現在） （1/17～1/31 市登録者 5,462 人） （2/1～3/31 N.V.N 登録者 7,896 人） 延従事者数 21,801 人（3/31 現在）

資料 11-2 風水害等の履歴

年月日	災害種目	人的被害(人)			住家の被害(戸)					備考
		死者	行方不明	負傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	
明治 4.9.18	暴風雨	20	不明		14			不明		9月は5月の誤りか。武庫郡におけるものであるから現在の西宮市よりは広い地域である。
明治 29.8.30～31	台風 (水害)	不明			武庫川決壊により、今津村全体浸水 瓦木村家屋流失浸水大					(武庫郡史)
明治 29.9.6	前線性降雨 (水害)	不明			大洪水となり瓦木村の田畑埋没 100 余町歩					(武庫郡史)
明治 30.9.29～30	台風 (水害)	死傷者 20 余名詳細不明			武庫川支流枝川決壊し、今津村砂田、下瓦木村の田畑 140 町歩荒廃のため収穫皆無					(武庫郡史)
明治 36.7.7～9	梅雨前線 (水害)	-	-	-	-	-	-	32	968	武庫郡における被害 (県統計書)
大正 11.7.4～5	梅雨前線 (水害)	9	-	-	2	-	14	2,987		武庫郡における被害
大正 13.9.11～12	熱帯性低気圧 (風水害)	1	-	-	-	-	1	60		現西宮市域における被害
大正 14.8.17	台風	-	-	-	7		10	-	-	全半壊以上の被害不明
大正 14.9.17～18	熱帯性低気圧	-	-	-	-	-	-	-	250	
昭和 7.7.1～2	梅雨前線	-	-	-	-	-	-	205		田畑浸水 3.5 町歩
昭和 7.7.8	梅雨前線	-	-	-	-	-	-	313		
昭和 8.9.4	台風	-	-	4	-	-	-	103		
昭和 8.10.20	台風	1	-	-	-	-	-	20		田畑浸水 15 町歩
昭和 9.9.21	室戸台風	25	-	57	76	138	228	2,932	2,342	
昭和 10.6.29	梅雨前線	5	-	-	2	-	2	3,000	5,000	田畑浸水 100 町歩 甲陽大池決壊
昭和 10.7.5	梅雨前線	-	-	1	6	1	-	1,100		
昭和 10.8.10～11	前線性大雨	-	-	-	1	-	-	800	5,000	
昭和 13.7.3～5	梅雨前線	4	2	-	3		6	2,300	12,000	「阪神大水害」
昭和 23.7.21	雷雨	-	-	-	-	1	-	2	330	田畑冠水 20 町歩
昭和 25.9.3	ジョン台風	2	-	261	175	21	1,562	1,609	4,323	田畑流冠水 443 町歩
昭和 26.10.15	ルース台風	1	-	1	-	-	-	46	210	
昭和 27.7.10～11	梅雨前線	-	-	-	-	-	-	242	847	
昭和 28.6.7	台風 2 号	-	-	-	1	-	3	10	1,200	田畑冠水 50 町歩
昭和 28.9.1	水害	-	-	-	-	-	-	-	434	
昭和 28.9.26	台風 13 号	-	-	-	2	-	7	-	887	
昭和 31.8.17	台風 9 号	-	-	-	25	-	-	-	30	
昭和 32.6.27	台風 5 号	-	-	-	-	-	2	86	1,260	
昭和 33.10.1～2	豪雨	-	-	-	-	-	-	-	30	
昭和 34.7.14～15	梅雨前線	-	-	-	-	-	-	35	899	
昭和 34.8.12～14	豪雨	-	-	-	-	-	-	100	1,420	
昭和 35.8.29	台風 16 号	25	1	22	9	11	19	182	1,893	
昭和 36.6.26～28	梅雨前線	2	-	3	5	-	10	620	10,627	
昭和 36.9.16	第 2 室戸台風	-	-	-	1	3	29	625	3,300	
昭和 38.6.9～10	梅雨前線	-	-	-	-	-	-	-	52	宅地崩壊 3ヶ所
昭和 39.9.25	台風 20 号	1	0	32	10	50	87	1,160	6,540	

年月日	災害種目	人的被害(人)			住家の被害(戸)						備考
		死者	行方不明	負傷者	全壊 (焼)	流失	半壊 (焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	
昭和 40. 9.10～17	台風 23,24 号	-	-	4	7	-	70	180	14	488	昭和 40 年度から住家の単位が「戸」から「棟」にかわり、「一部破損」が追加された。
昭和 40.10.26	タンクローリー爆発事故	7	-	20	17	-	7	9	-	-	
昭和 42. 7. 9	7 月豪雨	6	0	4	5	-	10	17	1,289	18,785	
昭和 43. 7. 2	梅雨前線と台風 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	1,022	田畑冠水 1,333,000 m ³
昭和 44. 6. 25	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	15	467	田畑冠水 583,000 m ³
昭和 44. 6. 29	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	-	6	5,000 m ³
昭和 45. 6. 15	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	-	548	
昭和 45. 7. 5	台風 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	39	
昭和 46. 9. 6	台風 25 号	-	-	-	-	-	-	-	1	91	
昭和 47. 6. 8	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	7	940	がけ崩れ 9 橋梁流失 1
昭和 47. 7.11～13	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	1	-	-	895	がけ崩れ 18
昭和 48. 5. 1～2		-	-	-	-	-	-	-	-	2	がけ崩れ 2
昭和 48.6.29	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路冠水 7
昭和 50. 7. 3～4	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	-	450	がけ崩れ 5
昭和 50. 8.22～23	台風 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路冠水 12
昭和 58. 9. 28	台風 10 号	8	1	5	1	-	-	-	87	715	道路冠水 71、橋梁破損 1、道路破損等 25、がけ崩れ 23 降雨量 278.5mm
平成元. 9.14	豪雨	1	-	-	-	-	3	3	405	10,200	道路冠水 624 埋没 12、 公共施設被害等 25 時間雨量 112mm 記録
平成 2. 9.13	豪雨	-	-	-	-	-	-	-	21	445	道路冠水 216 田畑冠水 9ha
平成 10.10.17	台風 10 号	-	-	1	-	-	-	-	76	64	がけ崩れ 1 道路冠水 3、倒木 13、
平成 11. 6. 29	梅雨前線による豪雨	-	-	-	-	-	3	-	12	33	地下浸水 15、がけ崩れ 5、道路冠水 41、道路損傷 3
平成 11. 9. 17	豪雨	1	-	-	-	-	-	-	205	616	地下浸水 24、道路冠水 11.6km、 道路損傷 3 一時通行止め 5、河川護岸の損壊 6、 鉄道高架下冠水 3、断水 201、 停電約 1960、ガス停止 28、宅地一部損壊 1
平成 16.10.20	台風 23 号	-	-	-	-	-	73 ※ 1	15 ※ 2	76 ※ 3	1	道路損壊 2 (通行止め)、河川護岸の損壊 2、 道路冠水 1800m、断水 3,000、 停電 890、宅地一部損壊 1
平成 17. 4. 25	JR 福知山線列車事故	107	-	555	-	-	-	-	-	-	尼崎市久々知西町 3 丁目 27 線路上 (車両脱線マンションに衝突) 全死者 107 名 (内西宮市民 18 名)、 全負傷者 555 名
平成 25. 8. 25	豪雨	-	-	-	-	-	-	-	17	68	
平成 26. 8. 9～10	台風 11 号	-	-	-	-	-	-	-	4	4	道路冠水 17 箇所、避難準備情報 64,783 人、 避難勧告 5,828 人、避難指示 7 人
平成 30. 9. 4～7	台風 21 号			22	2 ※ 4		4 ※ 4	769 ※ 4	35 ※ 4	-	市沿岸部で高潮による浸水被害 市道道路冠水 21 箇所、停電 85,000 世帯、 避難準備情報 18,900 人、 避難勧告 9,800 人

※ 1 半壊 73 の内、名塩木之元 72、武田尾 1。内大規模半壊 6 棟・全部床上浸水

※ 2 床上浸水は 3

※ 3 半壊 73 一部破損 3

※ 4 令和 3 年 12 月末現在

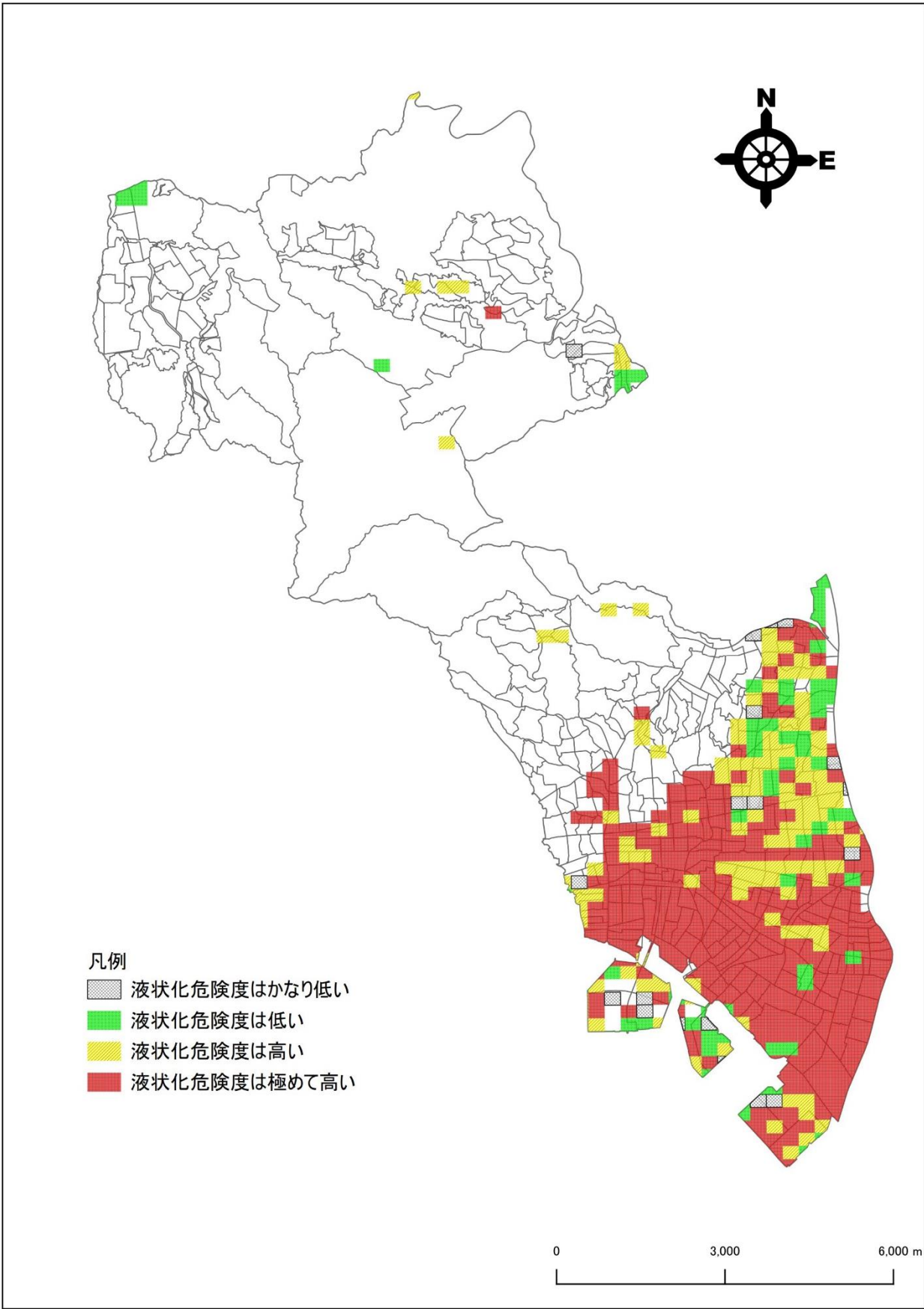
昭和 40 年度から住家の単位が戸から棟にかわり、「一部破損」が追加された。

資料 11- 3 武庫川の堤防決壊（西堤防のみ）

発生年月日	決壊場所
天正年間 1572～	不明
慶長年間 1596～	不明
明暦元年 4 月 29 日 1655	上瓦林の東方
萬治元年 1658	上新田の東北
萬治二年 1659	小曾根付近
天文 5 年 6 月 10 日 1740	枝川堤
天文 5 年 7 月 1 日 1740	上瓦林 段上・上大市堤
慶長元年 5 月 29 日 1865	下新田の東北
明治 29 年 8 月 31 日 1896	上瓦林
明治 30 年 9 月 30 日 1897	枝川堤防
武庫川治水工事（兵庫県）	
第一期 大正 12 年 3 月竣工	
第二期 昭和 3 年 3 月竣工	

参考文献：瓦木村誌

資料 11-4 液状化危険度マップ



(出典) 兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定

資料 11-5 兵庫県での津波の状況

(兵庫県地域防災計画(平成13年修正)より 一部編集)

兵庫県で観測された津波の主なものは、次の各表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、古文書による次の記述にみられるように、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことに留意する必要がある。

『日本被害津波総覧』(渡辺偉夫、平成10年、東京大学出版会発行)によれば、1854年12月24日の安政南海地震津波の被害として「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では川筋に船流れ込み、橋8カ所破壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」の記録があり、また、『兵庫県災害誌』(昭和29年)によれば、昭和21年12月21日の南海地震で観測された津波の高さは、第1表のとおりである。神戸海洋気象台等による検潮記録については、第2表に掲げた。

*第1表 兵庫県災害誌(昭和29年)による記録

地震			津波(最大波高)
発生年月日	地震名	震源	
昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm 由良町 100cm 灘村 150cm 沼島村 150cm 阿万町 150cm 志筑町 100cm

*第2表 神戸海洋気象台による検潮記録

番号	地震			津波(最大波高)	
	発生年月日	地震名	震源	神戸港	洲本港
1	昭和27年11月4日	カムチャツカ沖地震	カムチャツカ半島南東沖	記録なし	19cm
2	昭和35年5月23日	チリ地震	南米チリ南部沖	56cm	59cm
3	昭和38年10月13日	エトロフ島沖地震	北海道東方	10cm	3cm
4	昭和39年3月28日	アラスカ地震	アラスカ南部近海	23cm	14cm
5	昭和40年2月4日	アリューシャン地震	アリューシャン中部	8cm	4cm
6	昭和43年4月1日	日向灘地震	日向灘	11cm	5cm
7	昭和58年5月26日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54cm)	
8	平成5年7月12日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70cm)	

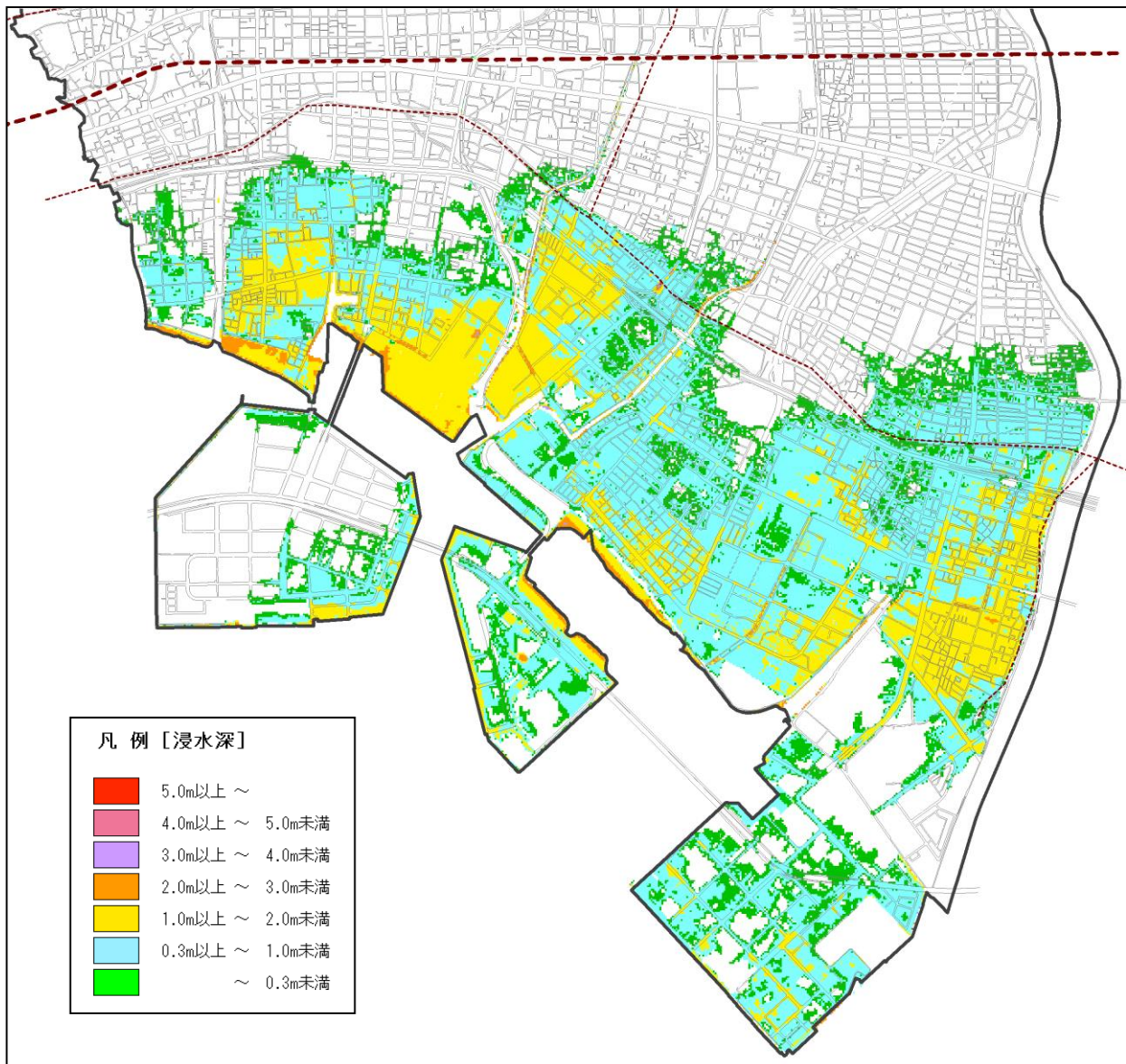
1～6 神戸海洋気象台検潮記録による

8 舞鶴海洋気象台検潮記録による

*以上のデータは、「検潮概報」、「潮汐観測」より抜粋。

7 兵庫県津居山港検潮所検潮記録による

資料 11-6 南海トラフ地震津波浸水想定区域



【構造物条件】

条件：施設あり、地震動による沈下あり、天端越流破堤あり

※ 強震動に伴い防潮堤等の防潮施設は沈下し、さらに、津波が天端を越流したら破堤するとした場合（防潮門扉、水門は全開）

※ 常時閉鎖されている、あるいは、耐震性を有し、自動化され、津波が到達するまでに閉鎖が完了できる施設は「閉」条件とする

海岸保全施設 河川管理施設	地殻変動に 伴う沈下	地震動に よる沈下	防潮門扉 水門の開閉	津波が施設天端を 越流した場合
あり	沈降のみ考慮	考慮	一部閉鎖	破堤

資料 11-7 JR 福知山線列車事故の概要

JR 福知山線列車事故における尼崎市災害対策本部の活動記録(平成 17 年 9 月)より抜粋-

(1) 日時

平成 17 年 4 月 25 日 (月) 午前 9 時 18 分頃

(2) 場所

JR 福知山線尼崎駅～塚口駅の間 (久々知 3 丁目 27 番 40 号先マンション「エフュージョン尼崎」付近)

(3) 内容

午前 9 時 3 分宝塚駅発同志社前駅行き上り快速電車 (伊丹駅着午前 9 時 14 分予定、尼崎駅着午前 9 時 20 分予定) 7 両編成のうち、前 5 両が脱線し、そのうちの 2 両がマンション「エフュージョン尼崎」(9 階建 47 戸)に激突

(4) 死者等

ア 死者 107 人 (男 59 人、女 48 人)

内訳：西宮市 18 人、川西市 18 人、伊丹市 17 人、宝塚市 16 人、三田市 16 人、神戸市 8 人、猪名川町 4 人、大阪市 3 人、大阪府豊能郡豊能町 2 人、篠山市 1 人、堺市 1 人、高石市 1 人、枚方市 1 人、大東市 1 人(運転士)

イ 負傷者 555 人 (尼崎市民 6 人)

(5) 搬送者等

ア 搬送者 439 人

・市内 8 箇所 237 人 (尼崎中央病院 75 人、関西労災病院 61 人、兵庫県立塚口病院 51 人、安藤病院 22 人、合志病院 17 人、近藤病院 5 人、兵庫県立尼崎病院 3 人、大隈病院 3 人)

・市外 26 箇所 202 人 (兵庫医大病院 113 人、宝塚市立病院 15 人、兵庫県立西宮病院 13 人、伊丹市民病院 8 人、千船病院 7 人、太田外科 7 人、宝塚第 1 病院 7 人、大阪大学医学部附属病院 4 人、近畿中央病院 3 人、兵庫県災害医療センター 3 人、神戸大学医学部附属病院 3 人、大阪脳神経外科 3 人、中河内救命センター 2 人、大阪府立急性期・総合医療センター 1 人、大阪市立総合医療センター 1 人、他 12 人)

イ 入院者 117 人以上 (うち集中治療室 13 人) (5 月 3 日現在)

(6) 交通規制

平成 17 年 4 月 25 日 (月) ～平成 17 年 5 月 6 日 (金)

(7) 尼崎市の対応

ア 尼崎市災害対策本部の設置 (4 月 25 日～5 月 9 日)

イ 提供施設

(ア)記念公園総合体育館 遺体安置所 (4 月 25 日～4 月 28 日)

(イ)大成中学校 消防・警察等車両集積所 (4 月 25 日～5 月 1 日)

(ウ)中央卸売市場 駐車場等の施設 (4 月 25 日～5 月 8 日)

大成中学校生徒の登下校のための通学路 (4 月 25 日～5 月 2 日)

(8) 国土交通省及び兵庫県警合同による事故現場検証終了

平成 17 年 5 月 6 日 (金)

(9) JR 福知山線 (宝塚駅～尼崎駅) 運転再開

平成 17 年 6 月 19 日 (日)

12. 市内の危険箇所及び区域等

資料 12- 1 重要水防箇所

(1) 河川

北部地域（8箇所）

no.	河川名	左右岸別	重要度	延長(m)	地点名	危険理由	対策工法	県管轄 県管理 no.
1	武庫川	右	A	3,600	宝塚市月見山～名塩川合流点	堤防高	積土俵	宝塚土木15
2		左	A	350	塩瀬町生瀬	堤防高	積土俵	宝塚土木16
3		左	A	1,450	青葉台 1、2 丁目	堤防高	積土俵	宝塚土木17
4		左右	A A	200 200	武田尾橋上流 100m ～武田尾温泉	堤防高	積土俵	宝塚土木19
5	名塩川	左右	A A	700 700	西) 塩瀬町名塩市道橋 ～国道 176 号水内橋	堤防高	積土俵	西宮土木南-⑨
6	有馬川	左	A	700	神戸市界～愛宕橋上流 100m	水衝・洗掘	積土俵	西宮土木南-⑬
7		左	C	400	明治橋下流 100m～平成橋	水衝・洗掘	積土俵	西宮土木南-⑭
8		左	A	700	上山口橋上流 300m～荒内橋	水衝・洗掘	積土俵	西宮土木南-⑮

南部地域（4箇所）

no.	河川名	左右岸別	重要度	延長(m)	地点名	危険理由	対策工法	県管轄 県管理 no.
9	武庫川	左右	A A	2,400 2,400	阪神電鉄～J R 東海道線	堤防高	積土俵	西宮土木南-③④
10		左右	B B	3,000 3,000	J R 東海道線～甲武橋	堤防高	積土俵	西宮土木南-⑤⑥
11		左右	C C	1,800 2,230	甲武橋～伊丹市界 甲武橋～宝塚市界	堤防高	積土俵	西宮土木南-⑦⑧
12	津門川	左右	B B	2,960	住江橋～富倉橋下流	堤防高	積土俵	西宮土木南-⑩

(2) 海岸保全施設

no.	河川名 海岸名	左右 岸別	重要度	延長 (m)	地点名	危険理由	対策 工法	県管轄 県管理 no.
1	武庫川	右	C	20	(高須1丁目3番)	わずかに漏水有り	積土俵	尼崎港④
2	甲子園	-	C	150	甲子園浜 海浜公園附近	陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑨
3	西宮	-	C	1,050	西宮浜 ふ頭用地附近	陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑩
4	今津	-	B	250	今津西浜町の一部 西宮4～16・35番	敷高が低い 陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑪
5	西宮	-	B	150	浜町の一部 西宮18番	敷高が低い 陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑫
6	西宮	-	B	200	西波止の一部 西宮21番	敷高が低い 陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑬
7	鳴尾	-	C	6,000	鳴尾海岸全域	陸閘があるため	積土俵	尼崎港⑭

※重要水防箇所

水防区域のうち、現状及び洪水または高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい寡占、海岸の区域

※重要度

A：水防上最も重要な区域、B：次に重要な区域、C：要注意区域

(出典) 兵庫県水防計画、水防活動要綱

資料 12- 2 重点監視区間

no.	河川名	重点監視 基準水位局	左右 岸別	地点名	延長 (m)	浸透/浸食	県管轄 県管理 no.
1	有馬川	上山口	左	神戸市境～愛宕橋上流 100m	700	浸食	南⑬
2	有馬川	上山口	左	上山口橋上流 300m～荒内橋	700	浸食	南⑮

1 重点監視区間の目的

堤防の浸透・浸食が堤防の決壊等の重大な被害につながるおそれがあることから、堤防機能に支障を及ぼす変状が生じる可能性が相対的に高い区間を重点監視区間として設定する。

2 重点監視区間の監視

重点監視区間を受け待ち区間を含む水位局を重点監視基準水位局として定め、重点監視基準水位局の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した段階で重点監視に出動する。

重点監視基準水位局の水位が避難判断水位を下回り、その後の水位上昇が見込まれないと判断される場合に、重点監視を終了する。

（出典）兵庫県水防計画、水防活動要綱

資料 12- 3 山地災害危険地区一覧

山腹崩壊・崩壊土砂流出危険地区調査表（兵庫県神戸県民センター六甲治山事務所 作成）

危険地区種別	番号	位 置	危険地区 面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公 共 施 設 等	摘 要
山 腹 崩 壊	1	甲 山 町	2.00	15	市道 24m	神 呪 寺
山 腹 崩 壊	2	甲 陽 園 目 神 山 町	7.00	82	市道ほか 2,088m	目 神 山 1
山 腹 崩 壊	3	甲 陽 園 目 神 山 町	1.00	25	市道ほか 242m	目 神 山 2
山 腹 崩 壊	4	苦 楽 園 三 番 ・ 四 番	2.00	86	市道ほか 914m	苦 楽 園
山 腹 崩 壊	5	鷺 林 寺 国 有 林	2.00	70	市道ほか 749m	剣 谷 町
山 腹 崩 壊	6	越 水	4.00	0	県道 230m	見 返 橋
山 腹 崩 壊	7	生 瀬 町	3.00	7		蓬 萊 峡 山 荘
山 腹 崩 壊	8	塩 瀬 町 名 塩	8.00	29	市道ほか 228m	名 塩 ガ ー デ ン
山 腹 崩 壊	9	塩 瀬 町 名 塩	1.00	13	市道ほか 205m	西 宮 山 荘
山 腹 崩 壊	10	塩 瀬 町 名 塩	1.00	51	市道ほか 490m	石 坂 橋
山 腹 崩 壊	11	山 口 町 下 山 口	15.00	3	市道ほか 608m、高速 399m	金 仙 寺 湖
山 腹 崩 壊	12	山 口 町 船 坂	2.00	25	市道ほか 227m	料 金 所 横
山 腹 崩 壊	13	越 水 社 家 郷 山	2.00	0	市道ほか 356m	展 望 台
山 腹 崩 壊	14	山口町船坂北山コイツカ	1.00	24	要配慮者利用施設 1、 道路 250m	善 照 学 園
山 腹 崩 壊	15	名 塩 南 台	1.00	0	市道ほか 157m	名 塩 南 台
山 腹 崩 壊	16	塩 瀬 町 名 塩 切 上	1.00	5	市道ほか 67m、高速 8m	サ ー パ ス
山 腹 崩 壊	17	越 水 社 家 郷 山	2.00	0	県道ほか 249m	鷺 林 寺 橋 下
山 腹 崩 壊	18	山 口 町 下 山 口	4.00	1	国道ほか 319m	丸 山
山 腹 崩 壊	19	越 水 社 家 郷 山	1.00	0	市道ほか 104m	展 望 台 2
山 腹 崩 壊	20	塩 瀬 町 生 瀬	4.00	4	道路 203m	塩 瀬 町 生 瀬
山 腹 崩 壊	21	山口町船坂北山コイツカ	1.00	4		一 羊 園
崩 壊 土 砂 流 出	1	甲 山 町	1.75	40	市道ほか 312m	東 川
崩 壊 土 砂 流 出	2	甲 山 町	0.21	343	市道ほか 4,063m	御 手 洗 川
崩 壊 土 砂 流 出	3	北 山 町	0.30	200	県道ほか 1,852m	水 分 谷
崩 壊 土 砂 流 出	4	苦 楽 園 (国 有 林)	0.92	309	県道ほか 3,444m	石 一 号 谷
崩 壊 土 砂 流 出	5	鷺 林 寺 (国 有 林)	0.06	67	市道ほか 616m	柏 堂 西
崩 壊 土 砂 流 出	6	鷺 林 寺 (国 有 林)	0.22	369	県道ほか 6,610m	剣 谷 沢
崩 壊 土 砂 流 出	7	鷺 林 寺 (国 有 林)	1.03	110	県道ほか 2,493m	七 面 谷
崩 壊 土 砂 流 出	8	鷺 林 寺 (国 有 林)	0.17	139	県道ほか 2,948m	観 音 川
崩 壊 土 砂 流 出	9	鷺 林 寺 町	0.09	39	県道ほか 986m	鷺 林 寺 1
崩 壊 土 砂 流 出	10	鷺 林 寺 町	0.10	145	要配慮者利用施設 1、 県道ほか 3,879m	鷺 林 寺 2
崩 壊 土 砂 流 出	11	鷺 林 寺 (国 有 林)	2.00	128	要配慮者利用施設 1、 県道ほか 3,503m	観 音 谷
崩 壊 土 砂 流 出	12	鷺 林 寺 (国 有 林)	0.26	36	県道ほか 1,202m	西 宮 甲 山 高 校
崩 壊 土 砂 流 出	13	越 水	0.67	0	県道ほか 393m	鷺 林 寺 橋
崩 壊 土 砂 流 出	14	越 水 社 家 郷 山	4.29	0	市道ほか 39m	大 藪 谷
崩 壊 土 砂 流 出	15	越 水 社 家 郷 山	0.24	0	県道ほか 314m	盤 滝 橋
崩 壊 土 砂 流 出	16	越 水 社 家 郷 山	0.10	0	県道 133m	毘 沙 門 橋 下
崩 壊 土 砂 流 出	17	越 水 社 家 郷 山	0.06	0	県道 132m	清 溪 橋 下 1
崩 壊 土 砂 流 出	18	越 水 社 家 郷 山	0.16	0	県道 106m	清 溪 橋 下 2
崩 壊 土 砂 流 出	19	越 水 社 家 郷 山	0.05	0	県道 150m	清 溪 橋 上

危 険 地 区 種 別	番 号	位 置	危険地区 面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公 共 施 設 等	摘 要
崩 壊 土 砂 流 出	20	越 水	1.26	0	県道 1,208m	水 無 小 谷
崩 壊 土 砂 流 出	21	越 水	0.26	0	県道 168m	清 溪 橋 下 3
崩 壊 土 砂 流 出	22	越 水	1.82	3	県道ほか 180m	甲 山 大 橋
崩 壊 土 砂 流 出	23	山 口 町 船 坂	1.11	0	県道ほか 130m	小 笠 峠 1
崩 壊 土 砂 流 出	24	山 口 町 船 坂	0.77	0	県道 163m	小 笠 峠 2
崩 壊 土 砂 流 出	25	塩 瀬 町 生 瀬	0.04	274	要配慮者利用施設 1、 国道ほか 3,383m、 鉄道 331m	弓 納 子 川
崩 壊 土 砂 流 出	26	塩 瀬 町 生 瀬	0.08	202	国道ほか 2,579m、 鉄道 224m	高 雄 谷 川
崩 壊 土 砂 流 出	27	山 口 町 船 坂	9.00	2	市道ほか 590m	座 頭 谷
崩 壊 土 砂 流 出	28	山 口 町 船 坂	1.23	260	県道ほか 5,055m	船 坂
崩 壊 土 砂 流 出	29	塩 瀬 町 生 瀬	1.21	3	県道 83m	七 曲 1
崩 壊 土 砂 流 出	30	塩 瀬 町 名 塩	0.34	0	県道 68m	七 曲 2
崩 壊 土 砂 流 出	31	塩 瀬 町 名 塩	0.40	306	市道ほか 4,970m	名 塩 南 台
崩 壊 土 砂 流 出	32	塩 瀬 町 名 塩	0.53	50	国道ほか 1,326m、 高速 136m	ヤ ケ リ 川
崩 壊 土 砂 流 出	33	塩 瀬 町 名 塩	1.17	53	国道ほか 1,147m、 高速 89m	丸 尾 川
崩 壊 土 砂 流 出	34	塩 瀬 町 名 塩	0.62	22	国道ほか 976m	西 宮 山 荘 右 沢
崩 壊 土 砂 流 出	35	塩 瀬 町 名 塩	0.14	45	国道ほか 1,581m	西 宮 山 荘 左 沢
崩 壊 土 砂 流 出	36	塩 瀬 町 名 塩	4.74	13	市道ほか 241m	シ リ ツ キ 川
崩 壊 土 砂 流 出	37	塩 瀬 町 名 塩	0.75	8	旅館 1、県道ほか 398m	谷 ケ 谷
崩 壊 土 砂 流 出	38	塩 瀬 町 名 塩	3.15	8	旅館 3、県道ほか 396m	野 田 尾 谷
崩 壊 土 砂 流 出	39	塩 瀬 町 名 塩	2.21	11	旅館 3、県道ほか 342m	墓 の 谷
崩 壊 土 砂 流 出	40	塩 瀬 町 名 塩	0.52	44	要配慮者利用施設 2、 国道ほか 1,992m、 高速 506m	な な く さ 学 園 1
崩 壊 土 砂 流 出	41	塩 瀬 町 名 塩	0.68	28	要配慮者利用施設 2、 国道ほか 1,035m、 高速 593m	な な く さ 学 園 2
崩 壊 土 砂 流 出	42	山 口 町 下 山 口	0.47	0	市道 90m	丸 山 ダ ム
崩 壊 土 砂 流 出	43	山 口 町 下 山 口	4.65	0	県道ほか 436m	湯 口 川
崩 壊 土 砂 流 出	44	山 口 町 船 坂	0.44	90	県道ほか 2,344m	下 船 坂
崩 壊 土 砂 流 出	45	山 口 町 船 坂	11.03	221	県道ほか 5,803m	船 坂 谷
崩 壊 土 砂 流 出	46	越 水 社 家 郷 山	0.05	0	県道 136m	毘 沙 門 橋
崩 壊 土 砂 流 出	47	塩 瀬 町 名 塩 切 上	0.09	27	国道ほか 1,277m、 高速 348m	サ ー パ ス
崩 壊 土 砂 流 出	48	越 水 社 家 郷 山	0.05	0	県道 131m	鷺 林 寺 橋 下
崩 壊 土 砂 流 出	49	越 水 社 家 郷 山	0.23	0	県道 174m	毘 沙 門 橋 下
崩 壊 土 砂 流 出	50	越 水 社 家 郷 山	0.06	0	県道 114m	清 溪 橋 下 4
崩 壊 土 砂 流 出	51	塩 瀬 町 名 塩	0.83	24	国道ほか 656m	東 久 保 1
崩 壊 土 砂 流 出	52	塩 瀬 町 名 塩	0.60	18	国道ほか 979m	東 久 保 2
崩 壊 土 砂 流 出	53	越 水 社 家 郷 山	0.73	0	県道 123m	毘 沙 門 橋 2
崩 壊 土 砂 流 出	54	越 水 社 家 郷 山	0.25	0	県道 124m	毘 沙 門 橋 下
崩 壊 土 砂 流 出	55	塩瀬町名塩（南山）	0.16	18	国道ほか 1,203m	東 久 保 2
崩 壊 土 砂 流 出	56	山 口 町 下 山 口	0.23	16	要配慮者利用施設 2、 道路 186m	山 口 町 下 山 口

資料 12-4 法指定区域等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

兵庫県土木部概要（資料編）（兵庫県土木部 作成）

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

区域名	所在地	面積 (ha)	区域指定年月日
五月ヶ丘	五月ヶ丘 外	6.00	昭和 45 年 6 月 19 日
宝生ヶ丘	宝生ヶ丘 外	0.54	平成 7 年 10 月 27 日
宝生ヶ丘(2)	〃	0.26	平成 15 年 2 月 7 日
苦楽園四番町	苦楽園四番町 外	0.59	平成 9 年 2 月 7 日
苦楽園四番町(2)	苦楽園四番町	0.57	平成 10 年 10 月 27 日
深谷	深谷町	0.34	平成 9 年 2 月 7 日
仁川町	仁川町	0.83	平成 10 年 9 月 29 日 平成 14 年 6 月 14 日改正
上ヶ原	上ヶ原十番町 外	0.86	平成 15 年 3 月 28 日
西平	西平町	0.14	平成 15 年 6 月 27 日
名塩(8)	山口町下山口	0.56	平成 20 年 10 月 3 日
下山口(9)	山口町下山口 外	0.20	平成 25 年 9 月 17 日
上山口	山口町上山口	0.24	令和元年 10 月 11 日
青葉台 2 丁目	青葉台 1・2 丁目	0.66	令和 4 年 3 月 4 日
名塩	名塩東久保 外	0.51	令和 5 年 11 月 14 日
計		12.30	

急傾斜地崩壊危険区域[民有宅地]（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律-特例措置-）

区域名	所在地	面積 (ha)	区域指定年月日
愛宕山	愛宕山	0.264	平成 11 年 3 月 26 日
愛宕山(2)	〃	0.074	〃
上ヶ原十番町	上ヶ原十番町	0.223	平成 11 年 4 月 2 日
上甲東園 4 丁目	上甲東園	0.028	〃
苦楽園一番町	苦楽園一番町	0.079	平成 11 年 3 月 26 日
苦楽園三番町	苦楽園三番町	0.217	〃
苦楽園四番町(2)	苦楽園四番町	0.026	平成 11 年 4 月 2 日
苦楽園五番町	苦楽園五番町	0.066	平成 11 年 3 月 26 日
甲陽園本庄町	甲陽園本庄町	0.013	平成 11 年 4 月 2 日
甲陽園本庄町(2)	〃	0.037	平成 11 年 3 月 26 日
五月ヶ丘(2)	五月ヶ丘	0.027	平成 11 年 4 月 2 日
角石町	角石町	0.055	平成 11 年 3 月 26 日
大社町	大社町	0.038	〃
高座町	高座町	0.111	〃
高座町(2)	〃	0.065	平成 11 年 4 月 2 日
仁川町 1 丁目	仁川町	0.157	平成 11 年 3 月 26 日
仁川町 2 丁目	〃	0.022	〃
仁川町 2 丁目(2)	〃	0.390	〃
仁川百合野町	仁川百合野町	0.203	〃
宝生ヶ丘 1 丁目	宝生ヶ丘	0.072	〃
満池谷町	満池谷町	0.053	平成 11 年 4 月 2 日
計		2.220	-

(2) 地すべり防止区域一覧

兵庫県土木部概要（資料編）（兵庫県土木部 作成）

地すべり防止区域（地すべり等防止法）

所在地	区域名	面積 (ha)	区域指定年月日
名塩	名塩	8.96	昭和 35 年 8 月 29 日
高座町	高座町	2.10	平成 11 年 8 月 3 日
仁川百合野町	仁川百合野町	4.70	〃
宝生ヶ丘 1 丁目	宝生ヶ丘	2.45	〃
計		18.21	-

(3) 宅地造成等規制法による勧告箇所

令和 6 年 10 月 1 日現在

番号	宅地の所在地	箇所数	勧告内容
1	塩瀬町名塩字前坂	1	盛土地盤の安全措置等
2	塩瀬町生瀬字赤子谷	1	崖面の保護、排水施設の整備
3	苦楽園五番町、樋之池町	1	崖面の保護、排水施設の整備等
4	北六甲台 1 丁目	1	擁壁の改修
5	西平町	1	擁壁の改修
6	山口町香花園	1	崖面の保護、排水施設の整備
7	花の峯	1	排水施設の整備、崖面の保護等
8	塩瀬町名塩字シリツキ	1	擁壁の修復及び斜面地盤の補強等
9	塩瀬町名塩	1	擁壁及び排水施設の整備等
10	北六甲台 4 丁目	1	擁壁の改修
合計		10	-

(4) 土砂災害警戒区域等一覧

急傾斜地の崩壊：188 箇所、地すべり：6 箇所、土石流：68 箇所

うち土砂災害特別警戒区域（合計 133 箇所）

急傾斜地の崩壊：114 箇所、地すべり：0 箇所、土石流：19 箇所

令和 6 年 11 月 1 日現在

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他公共施設等
老松町	105000001	老松Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
豊楽町	105000002	豊楽園Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
西平町	105000003	西平Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●		●		
深谷町	105000005	深谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●		
大谷町	105000007	大谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
越水社家郷山	105000008	越水字社家郷山(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
越水社家郷山	105000009	越水字社家郷山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
鷺林寺剣谷	105000010	鷺林寺字剣谷(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				西宮甲山高校
鷺林寺剣谷	105000011	鷺林寺字剣谷(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
湯元町	105000012	湯元Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
北山町	105000013	北山Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				北山浄水場
剣谷町	105000014	剣谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園四番町	105000015	苦楽園(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
苦楽園四番町	105000016	苦楽園(7)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園三番町	105000017	苦楽園(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園四番町	105000018	苦楽園(5)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
苦楽園四番町	105000019	苦楽園(2)(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園四番町	105000020	苦楽園(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
苦楽園二番町	105000021	苦楽園(3)(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園三番町	105000022	苦楽園(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
苦楽園五番町	105000023	苦楽園(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
苦楽園五番町	105000024	苦楽園(8)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
樋之池町	105000025	樋之池Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
角石町	105000026	角石Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				甲陽学院高校
美作町	105000027	美作Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲山町	105000028	甲山(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				アガベ甲山病院、にしのみや苑 甲寿園
甲山町	105000029	甲山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊				1	仁明会病院
甲山町	105000030	甲山(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲山町	105000031	甲山Ⅲ	急傾斜地の崩壊					
甲山町	105000032	甲山(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲山町	105000033	甲山(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000034	目神山(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000035	目神山(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000036	目神山(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000037	目神山(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000038	目神山(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000039	目神山(5)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000040	目神山(8)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園目神山町	105000041	目神山(4)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園西山町	105000042	目神山(1)(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園西山町	105000043	西山(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園西山町	105000044	西山(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園西山町	105000045	西山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000046	目神山(6)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000047	目神山(7)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000048	目神山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他 公共施設等
甲陽園西山町	105000049	西山(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000050	目神山(9)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園山王町	105000051	山王Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園目神山町	105000052	目神山(5)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園山王町	105000053	山王(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園西山町	105000055	西山(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園目神山町	105000056	目神山(1)(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園東山町	105000057	東山(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園東山町	105000058	東山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園東山町	105000059	東山(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園東山町	105000060	東山(1)(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
甲陽園日ノ出町	105000061	日ノ出Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲陽園本庄町	105000062	本庄Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
新甲陽町	105000063	新甲陽Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
五月ヶ丘	105000064	五月ヶ丘(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●		●		
五月ヶ丘	105000065	五月ヶ丘(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●		●		
獅子ヶ口町	105000066	獅子ヶ口Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
奥畑	105000067	奥畑Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
仁川町六丁目	105000068	仁川(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
仁川町六丁目	105000069	仁川(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●		くすみ幼稚園
仁川町五丁目	105000070	仁川(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
仁川百合野町	105000071	百合野(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
仁川町六丁目	105000072	仁川(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					神戸市水道局上ヶ原浄水場
仁川百合野町	105000073	百合野Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
仁川百合野町	105000074	百合野(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
上ヶ原十番町	105000075	上ヶ原(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●		●		
一ヶ谷町	105000076	一ヶ谷Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
上ヶ原十番町	105000077	上ヶ原(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●		●		上ヶ原病院 介護老人保健施設 陽喜な家
上ヶ原七番町	105000078	上ヶ原(1)(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
上ヶ原七番町	105000079	上ヶ原(1)(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					上ヶ原七番町住宅集会所
上ヶ原七番町	105000080	上ヶ原(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
高座町	105000081	高座Ⅱ	急傾斜地の崩壊					市立西宮高等学校
高座町	105000082	高座Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
愛宕山	105000083	愛宕山(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					市立軽費老人ホーム 雅楽荘
愛宕山	105000084	愛宕山(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
岡田山	105000085	岡田山Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
上甲東園四丁目	105000086	上甲東園Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
甲東園三丁目	105000087	甲東園Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000088	名塩(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口	105000089	下山口(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					有馬病院
山口町下山口	105000090	下山口(9)Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●		有馬病院
山口町下山口	105000091	名塩(8)Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●	1	ななくさ学園
山口町金仙寺	105000092	金仙寺Ⅲ	急傾斜地の崩壊					
山口町中野	105000094	中野(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町中野	105000095	中野(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
山口町金仙寺	105000096	金仙寺Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町中野	105000097	中野(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				西宮市水道局中野中継槽
山口町中野	105000098	中野(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町中野	105000099	中野Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000100	船坂(1)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000101	船坂(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町船坂	105000102	船坂(8)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●			1	一羊園
山口町船坂	105000103	船坂(7)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●			1	一羊園
山口町船坂	105000104	船坂(2)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他 公共施設等
山口町船坂	105000105	船坂(3)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000106	船坂(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000107	船坂(4)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				船坂中継槽
山口町船坂	105000108	船坂(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000109	船坂(9)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000110	船坂(5)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000111	船坂(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊				1	善照学園
山口町船坂	105000112	船坂(6)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●			1	船坂保育園
山口町船坂	105000113	船坂(5)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000114	船坂(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					船坂小学校
山口町船坂	105000115	船坂(10)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					消防船坂分団
山口町船坂	105000116	船坂(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					船坂小学校
山口町船坂	105000117	船坂(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町船坂	105000118	船坂(4)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町船坂	105000119	船坂(6)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000120	船坂(11)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩武田尾温泉	105000121	武田尾(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩武田尾温泉	105000122	武田尾(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000123	名塩(7)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000124	名塩(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000125	名塩(9)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000126	名塩(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000127	名塩(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩ガーデン	105000128	ガーデン(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
名塩ガーデン	105000129	ガーデン(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩ガーデン	105000130	ガーデン(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩山荘	105000131	名塩山荘Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000132	名塩Ⅲ	急傾斜地の崩壊					
名塩二丁目	105000133	名塩(7)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩一丁目	105000134	名塩(4)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000135	名塩(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
名塩一丁目	105000136	名塩(18)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				山之町会館
名塩一丁目	105000138	名塩(6)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
名塩南台四丁目	105000140	名塩南台Ⅲ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000141	名塩(10)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000142	名塩(11)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				塩瀬中学校
塩瀬町名塩	105000143	名塩(5)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000144	名塩(12)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000145	名塩(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000146	名塩(6)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000147	名塩(13)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000148	名塩(4)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000149	名塩(5)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
東山台三丁目	105000150	東山台三丁目Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
清瀬台	105000151	清瀬台Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
青葉台二丁目	105000152	青葉台二丁目Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
青葉台一丁目	105000153	青葉台一丁目(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
青葉台一丁目	105000154	青葉台一丁目(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000155	名塩(14)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町名塩	105000156	名塩(15)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					北摂中央病院
塩瀬町名塩	105000157	名塩(16)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
塩瀬町生瀬	105000158	生瀬Ⅰ	急傾斜地の崩壊					生瀬小学校
塩瀬町生瀬	105000159	生瀬高台Ⅰ	急傾斜地の崩壊					等の山配水槽
塩瀬町名塩	105000160	名塩(17)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					宝生ヶ丘高区配水槽
宝生ヶ丘一丁目	105000161	宝生ヶ丘(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他 公共施設等
宝生ヶ丘	105000162	宝生ヶ丘(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●		宝生ヶ丘自治会集会所 宝生ヶ丘配水槽
山口町船坂	105000163	船坂(12)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000164	船坂(13)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000165	船坂(14)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000166	船坂(15)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000167	船坂(16)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町船坂	105000168	船坂(17)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町金仙寺	105000169	金仙寺(1)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町金仙寺	105000170	金仙寺(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町阪神流通センター2丁目	105000171	阪神流通センター2丁目Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町下山口4丁目	105000172	下山口(10)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					尼ノ子山雨水調整池 西宮市立山口小学校 西宮市山口育成センター
山口町下山口3丁目	105000173	下山口(11)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町下山口3丁目	105000174	下山口(12)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口3丁目	105000175	下山口(13)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町下山口3丁目	105000176	下山口(14)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町名来	105000177	名来(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊					
山口町名来	105000178	名来(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
山口町名来	105000179	名来(3)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町名来	105000180	名来(4)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町名来	105000181	名来(5)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口	105000182	下山口(15)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口	105000183	下山口(16)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●			1	特別養護老人ホーム幸泉サンズ
山口町下山口	105000184	下山口(17)Ⅲ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口	105000185	下山口(18)Ⅲ	急傾斜地の崩壊					
山口町下山口	105000186	下山口(19)Ⅱ	急傾斜地の崩壊	●				
山口町下山口	105000187	下山口(20)Ⅰ	急傾斜地の崩壊			●	1	ななくさ厚生院
名塩平成台	105000188	平成台(1)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩平成台	105000189	平成台(2)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
名塩平成台	105000190	平成台(3)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					
花の峯	105000191	花の峯Ⅰ	急傾斜地の崩壊					花の峯安心コミュニティプラザ
塩瀬町生瀬	105000192	生瀬(2)Ⅱ	急傾斜地の崩壊					花の峯安心コミュニティプラザ 神戸市水道局管理用地
名塩二丁目	105000193	名塩(20)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
塩瀬町名塩	105000194	名塩(21)Ⅰ	急傾斜地の崩壊	●				
鷺林寺	205000001	剣谷Ⅰ	土石流					
鷺林寺	205000002	剣谷右支溪Ⅰ	土石流					
鷺林寺	205000003	七曲谷Ⅰ	土石流					
北山町	205000004	夙川左支溪Ⅰ	土石流					
北山町	205000005	水分谷右支溪(1)Ⅰ	土石流					
北山町	205000006	水分谷右支溪(2)Ⅰ	土石流	●				
北山町	205000007	水分谷右支溪(3)Ⅰ	土石流	●				
北山町	205000008	水分谷右支溪(4)Ⅰ	土石流	●				
北山町	205000009	水分谷右支溪(5)Ⅰ	土石流	●				
甲陽園目神山町	205000010	目神山谷Ⅰ	土石流	●				
甲陽園東山町	205000011	東山谷Ⅰ	土石流					
甲陽園東山町	205000012	東山川Ⅰ	土石流					
鷺林寺一丁目	205000013	北谷川観音谷Ⅰ	土石流					
鷺林寺剣谷	205000014	北谷川左支溪Ⅰ	土石流					
越水社家郷山	205000015	仁川Ⅰ	土石流					
越水社家郷山	205000016	仁川左支溪Ⅰ	土石流	●				
宝生ヶ丘	205000017	観音谷川Ⅰ	土石流					

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他 公共施設等
宝生ヶ丘	205000018	狼谷Ⅰ	土石流					
生瀬町二丁目	205000019	弓納子谷右支溪Ⅰ	土石流					
生瀬高台	205000020	弓納子谷Ⅰ	土石流					
生瀬高台	205000021	高雄谷川Ⅰ	土石流					
塩瀬町生瀬	205000022	熊ヶ谷川Ⅰ	土石流					
塩瀬町生瀬	205000023	赤子谷Ⅰ	土石流					
塩瀬町生瀬	205000024	座頭谷Ⅰ	土石流					
山口町船坂	205000025	清水谷Ⅰ	土石流					
山口町船坂	205000026	太多田川Ⅰ	土石流					
山口町船坂	205000027	大ぶくら谷Ⅰ	土石流					
山口町船坂	205000028	船坂川Ⅰ	土石流					
山口町船坂	205000029	船坂川左支溪Ⅰ	土石流	●				
山口町船坂	205000030	白水川Ⅰ	土石流					
山口町中野	205000031	十八丁川右支溪(1)Ⅰ	土石流					
鷺林寺町	205000032	観音川Ⅱ	土石流					
山口町船坂	205000033	船坂川右支溪(1)Ⅲ	土石流					
山口町船坂	205000034	船坂川右支溪(2)Ⅲ	土石流	●				
山口町船坂	205000035	船坂川右支溪(3)Ⅲ	土石流	●				
山口町船坂	205000036	船坂川右支溪(4)Ⅲ	土石流	●				
山口町中野	205000037	十八丁川右支溪(1)Ⅲ	土石流					
山口町中野	205000038	十八丁川右支溪(2)Ⅲ	土石流					
山口町中野	205000039	有馬川右支溪(1)Ⅲ	土石流					
山口町中野	205000040	有馬川右支溪(2)Ⅲ	土石流	●				
塩瀬町生瀬	205000041	天狗谷Ⅱ	土石流	●				
山口町上山口	205000042	上山口谷(2)Ⅰ	土石流	●				
山口町上山口	205000043	上山口谷(1)Ⅰ	土石流	●				
山口町金仙寺	205000044	金仙寺西谷(3)Ⅱ	土石流					
山口町金仙寺	205000045	金仙寺西谷(1)Ⅱ	土石流					
山口町金仙寺	205000046	金仙寺東谷(2)Ⅱ	土石流	●				
山口町金仙寺	205000047	金仙寺東谷(1)Ⅱ	土石流	●				
下山口畑山	205000048	ななき川Ⅰ	土石流				6	ななくさ白寿荘、阪神福祉センター診療所 ななくさ新生園、ななくさ厚生院 ななくさ育成園、ななくさ学園
下山口畑山	205000049	ななくさ川Ⅰ	土石流				6	ななくさ白寿荘、阪神福祉センター診療所 ななくさ新生園、ななくさ厚生院 ななくさ育成園、ななくさ学園
下山口畑山	205000050	畑山谷Ⅰ	土石流				4	ななくさ白寿荘、阪神福祉センター診療所 ななくさ新生園、ななくさ厚生院
名塩東久保	205000051	南畑川Ⅰ	土石流					東久保会館、名塩分団東久保班
名塩東久保	205000052	東久保川Ⅰ	土石流					
名塩東久保	205000053	谷垣内川Ⅰ	土石流					
名塩南台	205000054	名塩南台谷(2)Ⅱ	土石流					名塩平成台中継槽
名塩ガーデン	205000055	丸尾川Ⅰ	土石流	●				
名塩ガーデン	205000056	丸尾川右支溪Ⅰ	土石流					
名塩ガーデン	205000057	ヤケリ谷川Ⅰ	土石流	●				名塩ガーデン自治会館
名塩山荘	205000058	名塩山荘谷Ⅰ	土石流					名塩減圧槽、名塩山荘高圧配水槽
名塩南台	205000059	名塩南台谷(1)Ⅰ	土石流					名塩南台中央会館
名塩新町	205000060	名塩新町谷Ⅱ	土石流					
塩瀬町生瀬	205000061	天狗谷Ⅱ	土石流					
塩瀬町名塩	205000062	シャリ谷Ⅰ	土石流					
塩瀬町名塩	205000063	名塩谷(3)Ⅲ	土石流					西宮市水道局配水槽

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	福祉施設	その他 公共施設等
塩瀬町名塩	205000064	名塩谷(2)Ⅲ	土石流					
塩瀬町名塩	205000065	名塩谷(1)Ⅲ	土石流					
武田尾	205000066	墓ヶ谷Ⅰ	土石流					
武田尾	205000067	名谷Ⅰ	土石流					
名塩3丁目	205000068	シリツキ川Ⅰ	土石流	●				
高座町	305000001	高座町	地滑り		●			集会所、市立西宮高等学校
仁川百合野町	305000002	仁川百合野町	地滑り		●			
宝生ヶ丘1丁目	305000003	宝生ヶ丘	地滑り		●	●		宝生ヶ丘自治会集会所
塩瀬町名塩	305000004	名塩北	地滑り			●	1	名塩小学校、名塩幼稚園 名塩簡易郵便局、山之町会館
塩瀬町名塩	305000005	名塩	地滑り		●			
名塩東久保	305000006	東久保	地滑り			●		東久保会館、西宮市消防団名塩分団

資料 12-5 浸水想定区域内の地下街等

(1) 地下街等の範囲

水防法第 15 条に基づく「地下街等」の範囲は、水防法に基づく浸水想定区域内（※1）にある次の要件を満たす施設とする。

- ① 延べ床面積が 1,000 m²以上（※2）の地下街、もしくは地階の床面積合計が 5,000 m²以上（※2）の不特定かつ多数の者が利用する施設（※3）

施設例：劇場、飲食店、百貨店及びマーケット、ホテル、図書館等

- ② その他市長が必要と認めるもの

施設例：大規模な地下駐車場、駅舎等

※1 兵庫県が水防法第 14 条に基づき指定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域、下水道管理者が指定する雨水出水浸水想定区域

※2 消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号より

※3 消防法施行令別表第 1 における特定防火対象物

(2) 浸水想定区域内の地下街等

令和 4 年 8 月 26 日現在

名称	所在地
アクタ西宮	北口町 1 番 1 号
イオン西宮店	林田町 2 番 24 号
阪急西宮ガーデンズ	高松町 14 番 2 号
兵庫県立芸術文化センター	高松町 2 番 22 号
フレンテ西宮	池田町 11 番 1 号
Corowa 甲子園	甲子園高潮町 3 番 3 号
ホテルヒューイット甲子園	甲子園高潮町 3 番 30 号
夙川グリーンタウン	羽衣町 7 番 30

(3) 地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者の責任

水防法第 15 条第 2 項の規定により、市地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

また、計画を作成する場合において、当該地下街等と連続する施設であって、当該地下街の利用者の避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがある場合は、当該施設の所有者または管理者の意見を聴くよう努める。

なお、市は、当該地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該施設の所有者または管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。

また、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。

資料 12-6 浸水想定区域内の大規模工場等

(1) 大規模工場等の範囲

水防法第 15 条に基づく「大規模工場等」の範囲は、市条例(※)で定めた次の要件を満たす施設のうち、水防法に基づく浸水想定区域内にあり、かつ申し出があったもの。

施設用途：工場、作業又は倉庫

面積要件：延べ面積が 1,000 m²以上

※資料 1-6「西宮市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」参照

(2) 対象施設

令和 4 年 8 月 26 日現在

名称	住所
枝川浄化センター	枝川町 20 番 128 号
JFE スチール株式会社東日本製鉄所西宮工場	朝風町 1 番 50 号

(3) 地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者の責任

水防法第 15 条第 4 項の規定により、市地域防災計画に定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告しなければならない。

洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市に報告しなければならない。

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

資料 12-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

水防法第 15 条に基づく「洪水予報、避難情報等を伝達する浸水想定区域内の要配慮者利用施設」及び土砂災害防止法第 8 条に基づく「土砂災害に関する情報等を伝達する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」の施設名及び所在地について定める。

要配慮者利用施設の範囲は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内に所在する次の施設とする。

【要配慮者利用施設の範囲】

社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
学校	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校 高等学校、特別支援学校
医療施設	病院、診療所、助産施設、助産所（有床に限る）

上表で示す「社会福祉施設」の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとする。

【社会福祉施設の具体的な施設の種類の】

高齢者施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園を含む）、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、児童館・児童センター、留守家庭児童育成センター、小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設
障害児・者施設等	生活介護事業所、短期入所施設、障害者支援施設、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害児入所施設、障害児通所施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、視覚障害者図書館、身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活ホーム
その他	あすなろ学級、子育て総合センター、みやっこキッズパーク

(2) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設（社会福祉施設）

令和5年4月1日現在 計 561 施設

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
高齢者施設	(基準該当)短期入所生活介護事業所	デイサービスセンターまたあした	室川町5-15	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	(基準該当)短期入所生活介護事業所	ショートステイここあ	甲子園一番町2-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	(基準該当)短期入所生活介護事業所	デイサービスセンターまたあした春風	甲子園春風町7-10	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	(基準該当)短期入所生活介護事業所	デイサービスセンター・わ+	上田西町3-23	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護医療院	三好病院介護医療院	甲子園口北町24-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護医療院	くまの介護医療院	下大市西町14-13	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所	ショートステイ想愛上甲子園	甲子園春風町1-20	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所	香櫨園ケアセンターそよ風	上葭原町4-21	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	甲寿園	甲山町53	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	ななくさ白寿荘	山口町下山口1650-26	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	山口苑	山口町下山口1203-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	武庫アルテンハイム	田近野町7-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	にしのみや聖徳園	段上町6丁目24-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	にしのみや苑	甲山町53	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	シルバーコースト甲子園	枝川町17-40	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	メヌエット	浜脇町4-28	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設	特別養護老人ホームせいりょう上甲子園	上甲子園5丁目5-5	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設/軽費老人ホーム	西宮恵泉	西宮浜3丁目7-7	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設/軽費老人ホーム	幸泉サンズ	山口町下山口1585-111	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設/認知症対応型共同生活介護事業所	メヌエット東館/グループホームメヌエット	浜脇町4-33	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/介護老人福祉施設/認知症対応型共同生活介護事業所	アリス甲子園/グループホームアリス甲子園	枝川町8-68	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/地域密着型介護老人福祉施設	シルバートピア西宮	室川町11-8	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所生活介護事業所/地域密着型介護老人福祉施設/軽費老人ホーム	いまづ聖徳園/愛和	今津港町3-11	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護医療院	医療法人社団 アガベ会 アガベ甲山病院介護医療院	甲山町53番地4	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護医療院	高橋内科循環器科クリニック	和上町6-22	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	すこやかケア西宮	林田町7-17	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	シルバーハウス	塩瀬町生瀬1281-5	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	陽喜な家	上ヶ原十番町1-85	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	ウエルハウス西宮	西宮浜4丁目15-1	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	清和香爐園	弓場町1-15	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設	介護老人保健施設サン	甲子園口3丁目3-33	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	短期入所療養介護事業所/介護老人保健施設/認知症対応型共同生活介護事業所	ハートケア西宮わたなべ/西宮わたなべグループホームてまりの家	前浜町4-3	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	－
高齢者施設	地域密着型介護老人福祉施設/短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 和の郷上甲子園	甲子園春風町1-20	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	萌花甲子園	甲子園六番町14-25	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	有料老人ホーム	アルファリビング西宮北口	丸橋町4番5号	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
高齢者施設	有料老人ホーム	エルケア株式会社 エルケアホームガーデン甲子園口	甲子園口二丁目7番5号	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム プレザングラン西宮香爐園	川添町10番27号	○	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
高齢者施設	有料老人ホーム	オリーブ・門戸厄神	樋ノ口町2-2-20	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護老人福祉施設	幸泉サンズユニット	山口町下山口1585-111	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護老人福祉施設	ウエルライフ西宮	西宮浜4丁目15-3	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護老人福祉施設/軽費老人ホーム/短期入所生活介護事業所	ローズガーデン甲子園	甲子園九番町10-50	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	介護老人福祉施設/短期入所生活介護事業所	第2シルバーコースト甲子園	枝川町17-55	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	軽費老人ホーム	敬愛	段上町6丁目24-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護事業所	ニチイケアセンター鳴尾北	学文殿町2丁目5-12	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護ソラスト甲子園口	甲子園口北町1-14	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	エコ西宮	薬師町5-50	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム西宮	薬師町5-50	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	サンサンケア門前	門前町10-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム西宮わたなべ	室川町11-18	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームフレーゲ甲子園	鳴尾町2丁目25-22	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームソラスト西宮	本町2-13	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	アネシス西宮	柳本町8-7	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームみどりの風	大畑町2-13	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームあんだんて西宮五月ヶ丘	五月ヶ丘12-9	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホーム神港園レインボー西宮	上田西町3-28	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	ほほえみの郷シェア甲子園	甲子園浜田町4-9	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームアクア西宮山口	山口町下山口5丁目2-16	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	リビングウィル西宮	樫塚町5-46	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	metoo西宮yama	大森町10-20	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	metoo西宮umi	大森町10-21	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームナッツ	上甲子園1丁目16-11	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	門前生き生き介護ハウス	門前町11-24	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	シルバーロイヤル甲子園口	甲子園口5丁目6-15	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	メディカルホームくらら甲子園	甲子園四番町8-22	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	ベルパージュ西宮北口	高木東町3-41	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	ロングライフ甲子園口	甲子園口2丁目7-5	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	西宮すみれビレッジ	中前田町3-10	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	アクアマリーン西宮浜	西宮浜4丁目15-2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	グランダ甲子園	若草町2丁目8-31	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	パセム西宮	段上町6丁目24-43	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	CharmSuite西宮浜	西宮浜4丁目10-8	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	まどか武庫川	小松北町1丁目2-23	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	メディカル・リハビリホームグランダ香櫨園	川添町9-8	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム やすらぎ	津門呉羽町9-10	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	ベストライフ西宮	日野町4-73	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム Le MONDO	若山町8-17	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	くすのき・コート	浜松原町2-58	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	シルバーリビング門戸	門前町10-5	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	シルバーリビング門前	門前町10-27	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム 西宮ひまわり	小松東町3丁目6-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	リハビリホームグランダ門戸厄神	林田町10-10	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	SOMPOケア ラヴィーレ西宮	上甲子園5丁目8-23	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
高齢者施設	有料老人ホーム	リビングホームグランダ甲子園貳番館	甲子園浜田町3-1	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	チャーム西宮用海町	用海町2-3	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	門前生き生きひまわり荘	門前町11-22	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	シニアスタイル西宮北口	大屋町14-15	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームプレザングラン門戸厄神	樋ノ口町2丁目1-35	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
保護施設	救護施設	ななくさ厚生院	山口町下山口1650-36	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	事業所内保育施設	モモキッズ保育ルーム 甲子園	甲子園浦風町18-20 甲子園Upsビル2F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	武庫川敬愛保育園甲子園けやき散歩道	里中町1丁目1-5 ドルチェ東甲子園1F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	高須の森	高須町1-1-20	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	マザーシップ西宮北口こども園分園南(分園)	中島町5-8	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	放課後クラブいつざいや	甲東園1丁目2-1 オーチャム・ダイウメ1F	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	学童保育じゃんぷ甲子園クラブ	若草町2丁目10-13 カーサカペラ1-D	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	アフタースクール丸橋	丸橋町6-8	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	学童保育じゃんぷ甲子園南クラブ	甲子園九番町14-19	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	アフタースクール夙川	南越木岩町11-23	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	アフタースクールにしのみや高木西	高木西町20-6	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	アフタースクールかわらばやし	瓦林町25-5 3F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	民設放課後児童クラブ	アフタースクール・用海	与古道町6-17 2・3F	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	私立保育所	越水幸和園(分園)	越水町7-7	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	私立保育所	ニコニコ桜今津灯保育園分園(分園)	今津水波町8-28	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	私立保育所	スター保育園	荒戎町6-19	○	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	私立保育所	浜甲子園2丁目保育園	浜甲子園2丁目8-11	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	私立保育所	りんりん保育園 南昭和町	南昭和町1-11	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	私立保育所	りんりん保育園 屋敷町	屋敷町2-6	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	事業所内保育施設	キッズルームアリス甲子園	枝川町8-68	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	プリモ保育園	甲子園五番町16-10 メゾン甲子園トキワ1F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	チャイルドフレンズミュウミュウ	相生町7-3-201	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	キンダーキッズインターナショナルスクール西宮北口校	北口町9-14	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	ピッコロ保育ルーム 夙川	松生町5-8 ベルトピア夙川203	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮幼児アカデミー保育園	松生町17-14	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	相生町12-36 es build 1F	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	都市型保育園ポポラー兵庫武庫川園	池開町3-20-301 メイマネジメントビル3F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	ぱんだ保育園	今津久寿川町12-83	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	さくらインターナショナルスクール芦屋校	堀切町5-2	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮インターナショナルスクール	南越木岩町11-6 苦楽園エクスセルビル2F	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	PERA PERA SCHOOL	今津巽町4-28 メゾンドエトワール1F	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	近畿中央ヤクルト甲子園保育ルーム	津門住江町7-5 ニューメゾン1F	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	近畿中央ヤクルト鳴尾保育ルーム	鳴尾町4丁目4-7	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認可外保育施設	近畿中央ヤクルト西宮北口保育ルーム	能登町14-5	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮渡辺病院附設保育所	室川町10-22	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	明和保育所	上鳴尾町5-13 明和ナースハイツ	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	兵庫県立西宮病院 院内保育室	六湛寺町13-9	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	チューリップ保育所	津門呉羽町9-10	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	さくら保育所	鷺林寺南町1-46	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	協和マリナ保育所	西宮浜4丁目15-2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	清和会託児所 ささっ子	屋敷町13-6	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮敬愛会病院内保育所	深津町7-5	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	うみとそらの保育園2nd	門戸東町4-37 モンドリアン1F	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	保育所 かたつむりランド 西宮えびす園	宮前町8-38 プレジオ西宮1F	○	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	はまキッズインターナショナルスクール	甲風園1丁目14-14 ハマ・プリーゼ甲風園	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	ガーベラ子育てスクエア	建石町6-28	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	インターナショナルプリスクール ブルードルフィンズ西宮校	南昭和町3-8 サテライトビル2F	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	みどりの森保育園	甲子園二番町9-7	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	アップの保育園 こども館 ACTA西宮	北口町1-2-305	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	うめはなキッズYPC保育園 阪神西宮駅前	馬場町3-16	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	YPC保育園 甲子園口	甲子園口北町1-11	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	YPC保育園 西宮北口	高松町21-9	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認可外保育施設	神門さんの保育園 甲子園	小松北町2-1-1 第31ヒゲチビル2F	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	プリムローズ保育園	甲子園口3丁目25-14-101	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	そらいろ保育園	甲子園三保町9-12	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	トイロロ保育園 甲子園口	甲子園口2丁目1-19	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	上ヶ原病院 院内保育所	上ヶ原十番町1-85	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	suku suku	産所町11-21	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	神門さんの保育園 甲子園tree	甲子園町9-16	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	マリ－国際保育園	南越木岩町2-33	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	ぼすとめいと保育園・門戸厄神	林田町10-10 リハビリホームグランダム門戸厄神	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	みどりの森保育園 ももの木	甲子園口2丁目9-22	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	そらいろ保育園 浦風町	甲子園浦風町5-13	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 上甲子園幼稚園	甲子園口2丁目16-31	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 むこがわ幼稚園	松並町9-4	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 甲東幼稚園	甲東園1丁目2-15	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 いるか幼稚園	西宮浜4丁目13-2	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 安井幼稚園	平松町6-7	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼稚園型)	認定こども園 香爐園幼稚園	上葭原町3-31	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	幸和園	中須佐町3-36	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	一麦保育園	高木東町30-3	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	パドマ・ナーサリースクール	高須町2丁目1-47	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	マーヤこども園	末広町1-3	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	船坂保育園	山口町船坂572	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	やまよしKids garden	山口町下山口4丁目7-31	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	甲子園子ども学舎	甲子園浦風町9-5	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	段上保育園	段上町2丁目10-19	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	なぎさ保育園	西宮浜4丁目13-3	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	新甲東保育園	門戸東町3-15	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	安井保育園	安井町4-15	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	西宮YMCA保育園	神楽町5-23	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	ひかり保育園	上大市4丁目12-3	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	みどり園保育所	今津山中町12-28	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	ニコニコ桜保育園	南郷町8-12	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	ニコニコ桜夙水園(分園)	結善町1-28	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	西宮夢	南甲子園1丁目10-15	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	西北夢(分園)	長田町4-8	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	かえで保育園	浜町2-11	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	西宮つとがわYMCA保育園	津門川町2-14	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	つぼみ夢(分園)	南越木岩町10-15 2F	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	西宮セリジェ保育園	戸崎町4-12	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	マザーシップ西宮北口こども園	中島町17-16	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	日野の森こども園	日野町18-71	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	日野ひかりの森こども園	日野町18-43	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	上甲子園こども園	上甲子園5-4-1	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	みどり園保育所あやは(分園)	津門綾羽町6-10	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認定こども園(幼保連携型・保育所型)	生瀬ぼぽこども園	生瀬町2-3-16	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	家庭の保育施設	中田家庭保育所	小松南町3丁目2-17	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	家庭の保育施設	森下家庭保育所	川添町13-8	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	家庭の保育施設	保育ルームバンビ	南甲子園2丁目21-8-116	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	朝日愛児館	与古道町4-31	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	小松朝日保育所	小松北町1丁目7-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	建石保育所	川添町10-3	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	鳴尾保育所	笠屋町19-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	芦原保育所	神明町7-18	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	学文殿保育所	学文殿町1丁目6-22	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	用海保育所	石在町10-22	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	浜甲子園保育所	枝川町17-43	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	瓦木北保育所	大屋町13-8	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	今津文協保育所	今津水波町11-26	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	鳴尾東保育所	上田東町4-120	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	浜脇保育所	浜脇町3-13	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	津門保育所	津門稲荷町5-23	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	瓦木みのり保育所	甲子園口5丁目15-4	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	北夙川保育所	南越木岩町8-8	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	今津南保育所	今津出在家町10-6	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	上之町保育所	上之町24-44	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	鳴尾北保育所	戸崎町1-70	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	公立保育所	高須東保育所	高須町1丁目1-39	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	公立保育所	大社保育所	神垣町7-32	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	公立保育所	高須西保育所	高須町2丁目1-46	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	公立保育所	芦原むつみ保育所	芦原町7-7	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	ちどり保育園	今津真砂町1-5	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	なでしこ保育園	荒木町16-37	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	夙川さくら保育園	千歳町4-19	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	ゆめっこ保育園	石在町16-25	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	つぼみの子保育園	林田町8-42	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	めばえの子保育園(分園)	市庭町9-12 香爐館	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	武庫川女子大学附属保育園	鳴尾町4丁目14-29	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	きりん園	段上町8丁目9-13	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	まつぼっくり保育園	甲子園口6丁目1-36	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	西北セリジェ保育園	高畑町1-47	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	安井ゆりの花保育園	平松町7-28	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	ニコニコ桜今津灯保育園	今津水波町9-8	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	西宮北口 こどもの園	高松町5-19	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	大社幸和園	柳本町9-25	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	西宮本町つきの保育園	本町11-15	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	鈴ノ音つばさ保育園	松籟荘2-7	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	西宮さんしょ保育園	産所町9-10	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	武庫川敬愛保育園	里中町1丁目9-28	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	甲子園ロコベル保育園	甲子園口3丁目1-6	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	児童館・児童センター	むつみ児童館	芦原町7-7	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	児童館・児童センター	浜脇児童館	浜脇町3-13	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	津門児童館	津門稲荷町5-23	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	大社児童センター	神垣町7-32	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	高須児童センター	高須町2丁目1-35	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	鳴尾児童館(法外)	笠屋町19-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	山口児童センター	山口町下山口4丁目1-8	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童館・児童センター	段上児童館	段上町2丁目10-23	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童養護施設	三光塾	小松西町2丁目6-30	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	児童養護施設	善照学園	山口町船坂2128-1	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	神楽町8-18 シャレード夙川1F	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	保育園パステルの森	弓場町1-2	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	にじの森保育園 西宮北口	神祇官町6-27 ジオ西宮北口ガーデンズNE棟1F	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	MAMA&KIDS 門戸園	門戸荘2-9	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	どんぐりルーム 甲子園／くるみキッズルーム こうしえん	甲子園七番町2-5	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	ちびっこ天国	山口町下山口5丁目3-4	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	リッツナーサリー保育園	大森町14-16	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	MAMA&KIDS	上之町35-10	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	むしっこ保育園 てんとうむし／むしっこ保育園 みつばち	薬師町2-62	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	西宮こもれびキンダーガーデン	川添町7-1	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	小規模保育園 ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ	高松町17-4	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	小規模保育施設	すくすくほがらか	和上町1-6-201	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	保育ルーム うさぎ たんぽぽ	平木町4-1 (平木小学校内)	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	子育て園 ぽかぽかつくし園	瓦林町6-14	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	小規模保育施設 りんごさくらんぼ	小松北町2丁目4-1 小松幼稚園内	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	パレット保育園	中須佐町7-25	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	キャンディ&クッキー	馬場町6-26	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	ハートフル・ママ 西宮北口園	田代町19-6 コボリクラスター1F	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	小規模保育園 Happy Land	松籟荘7-28-104	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	ひまわり家庭保育所	生瀬東町14-10	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	おおぞら園	宮前町8-22 浜脇幼稚園2F	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	甲子園口 ほんわか保育園	甲子園口3丁目20-7 ワコーレ甲子園口102	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	Baby-bee 苦楽園	石劔町8-7 grande 苦楽園口101	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	にじの森保育園 苦楽園口	石劔町7-12 一〇館1F	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	MAMA&KIDS 大森園	大森町6-57	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	みらいようせいのお家	上之町12-12	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設	げんき保育園 門戸厄神園	林田町10-21 LAPIS 1F	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設/認可外保育施設	げんき保育園 西宮北口園／わくわくげんきッズ西宮園	丸橋町8-106 エスクイーナ西宮北口1F	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設/認可外保育施設	小さなはらっぱ／はらっぱ保育所	中殿町6-32	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	小規模保育施設/認可外保育施設	小規模保育園 森のこどもたち／送迎保育ステーション森の駅	田中町1-6 エビスタ西宮3F	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	保育ルーム Ohana〜オハーナ〜	上大市2丁目19-22	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認可外保育施設	Kids Duo International 西宮北口	長田町5-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	認可外保育施設	明和第二保育所	甲子園九番町15-22	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	鳴尾東（留守家庭児童育成センター）	上田中町1-14（鳴尾東小）	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	甲子園浜（留守家庭児童育成センター）	古川町1-65（甲子園浜小）	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	香櫨園（留守家庭児童育成センター）	中浜町3-15、3-32（香櫨園小）	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	春風（留守家庭児童育成センター）	上甲子園3丁目8-39（春風小）	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	瓦林（留守家庭児童育成センター）	瓦林町26-19、23-7（瓦林小）	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	上甲子園（留守家庭児童育成センター）	甲子園口5丁目9-4（上甲子園小）	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	名塩（留守家庭児童育成センター）	名塩2丁目11-40（名塩小）	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	小松（留守家庭児童育成センター）	小松東町1丁目3-59（小松小）	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	甲東（留守家庭児童育成センター）	神呪町3-33（甲東小）	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	南甲子園（留守家庭児童育成センター）	南甲子園3丁目9-16（南甲子園小）	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	安井（留守家庭児童育成センター）	安井町1-25（安井小）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	北夙川（留守家庭児童育成センター）	石劔町11-21（北夙川小）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	樋ノ口（留守家庭児童育成センター）	樋ノ口町2丁目3-32（樋ノ口小）	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	鳴尾（留守家庭児童育成センター）	鳴尾町5丁目4-6（鳴尾小）	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	鳴尾北（留守家庭児童育成センター）	学文殿町2丁目2-7（鳴尾北小）	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	高木（留守家庭児童育成センター）	高木西町25-27（高木小）	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	段上（留守家庭児童育成センター）	段上町7丁目5-21（段上小）	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	津門（留守家庭児童育成センター）	津門呉羽町5-13（津門小）	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	用海（留守家庭児童育成センター）	用海町3-54（用海小）	○	－	○	－	－	○	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	瓦木（留守家庭児童育成センター）	大屋町10-20（瓦木小）	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	平木（留守家庭児童育成センター）	平木町4-1（平木小）	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	浜脇（留守家庭児童育成センター）	浜脇町5-48（浜脇小）	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	高須西（留守家庭児童育成センター）	高須町2丁目1-45	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	今津（留守家庭児童育成センター）	今津二葉町4-10（今津小）	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	段上西（留守家庭児童育成センター）	段上町2丁目8-24（段上西小）	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	深津（留守家庭児童育成センター）	深津町5-22（深津小）	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	夙川（留守家庭児童育成センター）	久出ヶ谷町8-4（夙川小）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	高須（留守家庭児童育成センター）	高須町1丁目1-41（高須小）	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	生瀬（留守家庭児童育成センター）	生瀬町2丁目26-24（生瀬小）	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	山口（留守家庭児童育成センター）	山口町下山口4丁目23-1（山口小）	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	西宮浜（留守家庭児童育成センター）	西宮浜4丁目3-12（西宮浜小）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	留守家庭児童育成センター	高木北（留守家庭児童育成センター）	薬師町7-5（高木北小）	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	事業所内保育施設	ハンニシゆとり保育園	馬場町2-26 レンバーンハイ ツ101	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	コスモチャイルド保育園西宮今津園	津門川町12-25 プレサンス ロジェ西宮今津1F	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	ヒーローズにしのみや保育園	甲子園口2丁目24-29 プレ サンスロジェ甲子園口1F	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	小規模保育施設	コスモチャイルド保育園西宮園	中前田町1-27 ラビットビル2F	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	Baby-bee	天道町25-7 ジュエルコート甲子園口ビル101	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	やまと保育園	大屋町28-8	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	ゆめっこわかば保育園(分園)	久保町9-25	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	私立保育所	コペル保育園	上鳴尾町3-11	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	むしっこ保育園ちようちょ	高木東町24-15ステラハウス41(店舗5)	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	アイリスプライベートスクール夙川いぶき保育園	石劔町13-25	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	小規模保育施設	甲東ぽっぽ保育園	上大市1丁目10-8	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	モンテッソーリ教育さち・子どもの家	伏原町1-52	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	うみとそらの保育園	林田町10-28	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	ほいくRoomベビーローズ甲子園	甲子園九番町10-50	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	すくすく保育わたなべ	室川町11-23	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	アイリスプライベートスクール ミルティュー	松風町3-5 アンバーテラス苦楽園1F	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	保育所かたつむりランド 西宮園	越水町4-20 松下ビル1F	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮山水保育園	大屋町21-21 メモリアパレスHY101	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	用海山水保育園	用海町1-11 ランズ西宮101	○	－	○	－	－	○	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮回生病院院内託児所	大浜町1-4	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	スマイル保育園	城ヶ堀町3-1 みはやビル1F	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	♪ドレミ保育園 武庫川団地	高須町1丁目1-12 武庫川団地12号棟203	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
児童福祉施設等	認可外保育施設	ドレミ保育園西宮北口園	甲風園1丁目4-5 ハマブリーゼ西宮北口2F	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	リッツ企業主導型保育園	下大市東町33-17	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮どれみ保育園	下大市東町21-3	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	ラビークラブ	笠屋町7-7(地域防災計画には池開町6-46で掲載)	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	ふあーすと保育ルーム	甲子園網引町3-18 シーマ甲子園202	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	リッツ荒木杜保育園	荒木町9-12 レキオ荒木109号	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
児童福祉施設等	認可外保育施設	西宮みほ保育園	甲子園三保町5-12 キャッスル甲子園1F	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所/就労継続支援事業所	グループホームらいふ若草/就労継続支援B型らいふ若草	若草町1-2-4	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援B型事業所SOIL	笠屋町17-36 ザ・ランドマーク北山202号室	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ACCEPT COFFEE ROASTER(S)	甲子園六番町6-10	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ソーレ	上甲子園1丁目2-3 上甲子園グランドコーポ1F	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	地域活動支援センタースパークス	田代町7-22-101	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホーム ティップス西宮	甲子園四番町5-25	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グリーンネックレス	鳴尾町5丁目4-16	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	ランド	石在町3-22 2号	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	障害者グループホーム愛の樹	長田町5-15 パセオ長田205号、206号	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	障害者グループホーム kanoa home	久保町8-5	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	共同生活援助事業所/就労継続支援事業所	KIZUNA甲子園口	甲子園口6丁目12-11	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労移行支援事業所	ハンズ西宮	産所町14-5 ニュートンビル西宮4F	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	就労移行支援事業所	手づくり工房ふるふる	森下町11-22	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労移行支援事業所	LITALICOワークス西宮	今在家町1-8 ケープビル阪神西宮501	○	－	○	－	－	○	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	就労移行支援事業所	LITALICOワークス西宮北口	甲風園1丁目9-8 睦ビル2F	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ファクトリーなごみ	鳴尾町2丁目12-3	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	グローバルえびす	産所町2-19	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	西宮ひがわり弁当	上甲子園4丁目4-12 上甲子園ビル2F	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	HOPE	門戸東町3-57 モンディパレス102号	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	タンポポ	上大市3丁目4-18ベルトピア甲東園1階	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	上甲子園すずかけ作業所	上甲子園5丁目3-18	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ひなた EAST	甲子園口4丁目21-21 グレースビル202	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	サンライズ障害福祉支援センター	甲子園口3丁目10-24 御代開マンション103、104	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	アミル甲子園口	甲子園口2丁目21-3 ピュア甲子園口101	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	つとポート	津門西口町7-3	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	なまえの会作業所	今津山中町7-22	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ひなた	城ヶ堀町3-1 みはやビル2F	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	株式会社 ゆうあいサポート	鳴尾浜3丁目10-1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	すずかけ労働センター	上甲子園5丁目9-23	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	第2松の園	田近野町7-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	クリーンハウスくりくり	城ヶ堀町4-7	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	夙川さくら作業所	神楽町9-10	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	おむすび屋えんむすび	甲子園洲島町4-26-101	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	西宮作業所クローバー	甲子園九番町7-24	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	新生会作業所	染殿町2-11	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援施設てんとうか/アップライン天塔花	末広町3-23-101	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	くぬぎファクトリー	鳴尾町2丁目5-20	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	hinata plus	中前田町3-18 クリエイティブHセントラル1-A	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ひだまりサロン	山口町名来1丁目22-7	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	Honeyベリー	津門大箇町4-10 安田ビルⅡ 7F	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	Sunrise.B	青木町10-18 A-3	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ヴィエルジュ	津門宝津町6-1	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労支援事業イー・フラップ西宮	津門川町2-26	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	うちの家	浜町13-2	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	スマイルワークス	大屋町30-9-102	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	Beyond	浜甲子園3丁目3-16 プラージュ甲子園1F	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援B型 グリーンピース	久保町8-5	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	Wonder	小松西町2丁目1-1 鳴尾小松住宅101	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ギフト	甲子園口北町19-7 甲子園リッチライフ1F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	エスポワール	西宮浜1丁目31 西宮浜産業交流会館3F	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ラ・フィット西宮	池田町10-6	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援B型 グリーンスマイル	浜甲子園3-2-21	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	ファミリーかぶと	甲子園浜田町16-25	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援B型事業所 輝き工房	天道町2-27	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	テヌート	鳴尾町3丁目6-25 ハイツシャローム101	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労継続支援B型事業所 スマリティ	甲子園洲島町3-29 YeePal内	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	よりそい	甲子園四番町10-5-101	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	さんさんワークス西宮	平木町9番12号	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	サンアップ甲子園事業所	甲子園七番町22-27	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所	就労支援B型事業所Wow!	宮前町1-2	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所	宿泊型自立訓練事業所さくら荘	山口町下山口1198	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	いずみ園	津門川町2-30	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	芦原デイサービスセンター生活介護事業所	芦原町1-20	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	青葉園	染殿町8-17	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	生活介護メインストリーム	西福町9-3	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	Trunk	中須佐町5-25	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	西宮すなご医療福祉センター 通所つばさ	武庫川町2-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	生活介護事業所	きんとーん作業所	宮西町7-3	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	ラッポラ	高木西町23-5-1	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	生活介護事業所 ふれぼの	中前田町1-23	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	夙川デイサービス	江上町3-18 永井ビル1F	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	デイサービススイートケア西宮	甲子園口北町2-6	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	津門川デイサービス	津門川町2-12	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	生活介護とらい	神呪町2-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	生活介護 桜梅桃李	甲子園浦風町2-1	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所	ラボ	六湛寺町1-1 EXCEED西宮101	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	生活介護事業所/就労継続支援事業所	フィールズ	和上町1-28 古塚マンション201	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設	地域生活支援センター「ジョイント」	津門大塚町1-47	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設	ねいろ	甲子園七番町7-20	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/共同生活援助事業所	すばる舎こんどホーム	上大市5丁目11-1-313	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/共同生活援助事業所	グループホーム「vivid」	鳴尾町4丁目12-13	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/自立訓練事業所/就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	すずかけ第2作業所	西宮浜3丁目14-1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/就労継続支援事業所	ワークメイト西宮聖徳園	久保町14-19	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/障害児入所施設	西宮すなご医療福祉センター	武庫川町2-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/障害児入所施設/障害者支援施設	ななくさ学園	田近野町8-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/障害者支援施設	ななくさ新生園	山口町下山口1650-35	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/障害者支援施設	ななくさ清光園	田近野町8-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/障害者支援施設	リープ・フルーリー	田近野町7-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	短期入所施設/障害者支援施設/生活介護事業所/自立訓練事業所就労移行支援事業所	松の園ノカトレアの園ノ第1松の園	田近野町7-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/生活介護事業所	短期入所サービスドレミーナノ生活介護サービスドレミーナ	城ヶ堀町3-18	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	短期入所施設/生活介護事業所	ワークメイトplus	久保町15-22	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	ホーム創	津門綾羽町6-33	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	地域生活支援センター「ジョイント」ホーム事業課	中須佐町4-4	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホーム和み	大森町1-25	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所/短期入所施設	グループホームTorch	大屋町9-10	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所/短期入所施設	グループホームRASIEL西宮今津	津門川町4番28号	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	えにくま	樋ノ口町1-12-24	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホームBeans	天道町16-4	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	ぱあとなあNishinomiya	甲子園二番町7-21	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	わおん西宮山口	山口町中野3丁目3-26	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホームたいよう	名塩3丁目3-19	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホームつなぐ	高木東町15番42号	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	グループホーム わんぴーす	浜甲子園3-7-12	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	ウェルスモ	若松町5-3夙川アスペンハウス202号	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	N.Bハウス	鳴尾町四丁目12番13号	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	共同生活援助事業所	YMホーム	下大市東町14-21	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労移行支援事業所	Uocmo	与古道町2-18 与古道町ビル1F	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労移行支援事業所	きらら	戸田町5-16西宮ビル3F	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労移行支援事業所	SOCIALSQUARE	中前田町1-27 ラビットビル1階	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労継続支援事業所	ハートフルクラブ	柳本町8-15	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	武庫川すずかけ作業所	武庫川町4-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	すずかけ作業所	今津出在家町10-13	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	自立訓練事業所/就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	ワークショップふえにつくす	上大市5丁目1-8	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	すみれ	天道町14-6 甲子園フラット101	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/生活介護	名神あけぼの園(第1)	津門大箇町2-13	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/就労移行支援事業所	名神あけぼの園(第2)	津門大箇町2-13	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/就労移行支援事業所/共同生活援助事業所	ドリーム甲子園/ドリーム甲子園ホーム事業	枝川町17-41	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/生活介護事業所	ワークメイト西宮	浜町9-20	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	就労継続支援事業所/地域活動支援センター	アイクロス西宮/アイクロス地域活動支援センター	山口町下山口4丁目8-27	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	さくらっこ園	寿町4-11	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	まめの木	神楽町5-23	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	えびす夙川	寿町5-16 カミヤビル夙川1F	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童デイサービスポプラ	今津山中町12-27	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後児童デイサービスファミリエ	馬場町6-20-102	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ういんぐきっず	荒木町9-12-103	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	カノン	津門大塚町1-47	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後児童デイサービスラビット	甲子園九番町7-24	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	はっぴい西宮北口	高松町16-15-103	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後児童デイサービスつばさ	今津曙町11-6 3F	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童デイサービスのぞみ	今津曙町6-7	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	ココペリ	本町9-20-201	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	西宮すなご医療福祉センター 児童発達支援・放課後等 デイサービス事業ねっこ	武庫川町2-9	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	西宮すなご医療福祉センター さくらんぼ	武庫川町2-9	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	NPO法人児童デイサービスたくみ	甲東園1丁目2-10 2F	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	カチーナ	花園町3-8	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	Linker ノア	江上町3-43 3F	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	for barn	上之町34-17	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	コゲラ	門戸荘18-68 メゾン西宮104	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	キッズサポート西宮	山口町名来1丁目11-25	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	プロップにしのみや	下大市東町20-5 フィニックス門戸3階	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	ティピ	甲子園一番町3-18	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	Notre Avenir	城ヶ堀町6-5 MS Suite 2ndfloor	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	宙★りす	二見町13-19	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	Linker アミ	中前田町1-25 和成ビル203	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後スクールいつざいや	神呪町5-26	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後児童デイサービス はうる	市庭町8-24	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス神港園レインボー西宮	上田西町3-28	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ふれんず甲子園	上甲子園2丁目12-23-201	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	くれよんクラブ	市庭町1-24-103	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	宙★りす熊野町	熊野町1-2-203	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援西宮たんぽぽ	瓦林町6-16	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	f.あんどら	門戸荘17-48 松本第一ビル208	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービスウィズ西宮武庫川	武庫川町8-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	まなviva笠屋教室	笠屋町21-4	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	LITALICOジュニア西宮教室	西福町5-16 NOMURAビル3F H号室	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後デイサービスラスカル	上甲子園1丁目7-14	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	KID ACADEMY 西宮北口校	丸橋町8-101	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童デイサービスのぞみ上甲子園	上甲子園4丁目3-21 ヴィヴァンデ上甲子園2F	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	PARC(パルク)にしのみや	中屋町6-4 TASK IN 2BE1 101	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童デイサービスぶどうの木阪神西宮	中前田町1-27 ラビットビル3F	○	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ゆにば	西田町1-2 興亜ビル六号館401	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス ブロック	山口町下山口5丁目3-6 西宮北ヴィレッジ1F	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	にじいろサロン	山口町名来1丁目22-7	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	STEPたくみ	松籟荘7-21 ニューコウベビル301	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	あーも	甲子園浦風町1-24	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	さんさんカラース	今津曙町4-1	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	Linkerミーム	芦原町4-20 1階	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	フログ	津門大箇町5-35	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	ユニコの森 児童発達サポートセンター	高松町18-12	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童デイサービスぶどうの木阪神国道	津門大箇町4-10 安田ビルⅡ号館4F	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	f.ちーぶす	下大市東町13-8 2F-C号室	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービスLumo 江上校	江上町2-12 1F	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス ウィズ・ユー西宮瓦林	瓦林町20-25 シーマー瓦林102号室	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービスらいふ久寿川	今津曙町13-2 112号室	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	宙★りすJR甲子園口	甲子園口2丁目7-31	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	プロップはんしん	津門大箇町4-6 ハイツアサヒ1F	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	学習サポートscrumPLUS西宮今津校	今津水波町2-2アルファライフ今津301	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	キッズ sports Lab 柔～YAWARA～	門戸岡田町1-20ラフォーレハタⅡ1F	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	IQLino西宮校	松籟荘8-14 フローレンス西宮3	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	コペルプラス阪神西宮駅前教室	馬場町6-20 東急ドエルアルス西宮エスタシア202-3	○	－	○	－	－	○	○	－	○	－	－
障害児・者施設等	障害児通所施設	Amie Smile	甲子園口3丁目23-14	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	発達支援ゆず 苦楽園ルーム	南越木岩町11-6 苦楽園 エクセルビル303	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ぼぶり西宮教室	高木西町20-8東	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ままはぐ西宮鳴尾事業所	鳴尾町3丁目1-16 ステラハウス鳴尾1F	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	サイラボ西宮北口教室	甲風園1丁目9-8 睦ビル4-B号	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	LEIF西宮	松山町2-15 アミューズメントI 番館101A	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス ディライト	上田西町1-2	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス ディライト西宮	芦原町1-4	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	TAKUMI西宮	今在家町1-8 ケープヒルズ 阪神西宮201	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援 みらい	甲子園浦風町2-1 1F	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	リッツエジソンスクール	堤町2-26	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービス Jam's 西宮北口校	芦原町1-9	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	発達支援教室COCORO	甲子園七番町2-10 パレス 甲子園B1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス ウィズ・ユー西宮中央運動公園	柳本町8-17	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービスLUMO天道校	天道町23-7 アップ西宮瓦木ビル2F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	CoCoLo	甲子園口4丁目21-27 イグ レック甲子園口	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	CoNovas(このぼす)	室川町5-15-5 レッツ202	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗我川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	宙★りす瓦林	熊野町14-2 アキュロスビル1F	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	ボバースキャンプ	津門仁辺町2-21-101	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	keel via	市庭町6-6 IOKA.BLDG2F	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービスフロッグ	山口町下山口5丁目3-6 西宮北ヴィレッジ102	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	おひさまサンサン	高木西町24-2 サンサンビル3F	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	FLAG KIDS	越水町3番25号プラントール越水west号室	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	サカフル西宮	与古道町1-3	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	キャンディランド	上甲子園2丁目10-32	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	eravuガーデン	名塩ガーデン14-3	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	放課後等デイサービス Nest	北口町11-6	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	コペルプラス 西宮北口駅前教室	甲風園1-5-12 宮井ビル4階	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービスLUMO今津校	津門川町13-17 2F	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	sansuiスタジオ	下大市西町3番26号	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	スペック今津	今津曙町11-11 キタノビル1B	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	スペック西北	高木東町30-15 ベルメゾン西宮1階	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	児童発達支援 あまみ鳴尾	鳴尾町1-22-13	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	未来図キララ	城ヶ堀町6-11 2F	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
障害児・者施設等	障害児通所施設	Himawari+ Academy 西宮校	津門西口町2-25	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
障害児・者施設等	障害児通所施設	あいはぶ	小松西町1丁目4-16 2F	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	身体障害者福祉センター	西宮市総合福祉センター	染殿町8-17	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	ひまわりファクトリー	鳴尾町1丁目10-7 ライフ東 塾1F	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	うらら	室川町5-13-201	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	太陽	今津曙町4-24-101	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	LIC	中須佐町5-12	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	にしのみや聴覚障害者センター	津門大箇町9-17 シャトー ファイブ大箇101号	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	地球屋本舗	高松町21-2-101	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター	地域活動支援センタープロシード	甲子園網引町2-11	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	地域活動支援センター/就労継続支援事業所	夢ととびあ	笠屋町18-10-105	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
障害児・者施設等	盲人ホーム	関西盲人ホーム	北昭和町3-15	－	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児・者施設等 /その他	障害児通所施設/教育支援センター	わかば園/あすなろ みらい	高畑町2-77	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－
その他	子育て総合センター他	子育て総合センター	津田町3-40	○	－	○	－	－	○	－	－	○	－	－
その他	子育て総合センター他	みやっこキッズパーク	芦原町7-32	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－

※上表は、土砂災害防止法及び水防法の規定及び趣旨に基づき抽出したもの。

宅地建物取引業の重要事項説明における該当または非該当については、区域の指定者（兵庫県）へ確認が必要。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設（学校園）

令和5年5月1日現在 計103施設

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水	東川 水	洗戎川 水	堀切川 水	夙川	宮川 水	芦屋川
幼稚園	市立	浜脇幼稚園	宮前町8-22	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
幼稚園	市立	大社幼稚園	柳本町1-8	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	付属あおぞら幼稚園	津田町3-40	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
幼稚園	市立	門戸幼稚園	門戸東町3-25	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	高木幼稚園	伏原町3-40	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	春風幼稚園	今津野田町2-6	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	南甲子園幼稚園	南甲子園3丁目2-24	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	鳴尾東幼稚園	笠屋町30-47	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	山口幼稚園	山口町下山口4丁目1-5	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	市立	生瀬幼稚園	生瀬町2丁目26-14	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	すずらん幼稚園	甲風園2丁目4-15	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	浜甲子園健康幼稚園	浜甲子園2丁目10-4	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	甲子園二葉幼稚園	甲子園三保町6-10	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	上甲子園幼稚園	甲子園口2丁目16-31	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	西宮教会こひつじ幼稚園	津門呉羽町7-36	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	甲子園学院幼稚園	熊野町5-18	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	甲子園口幼稚園	甲子園口4丁目22-9	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水系	東川 水系	洗戎川 水系	堀切川 水系	夙川	宮川 水系	芦屋川
幼稚園	私立	甲東幼稚園	甲東園1丁目2-15	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	むこがわ幼稚園	松並町9-4	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	松風幼稚園	鳴尾町3丁目4-6	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	安井幼稚園	平松町6-7	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
幼稚園	私立	花園幼稚園	上鳴尾町19-19	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	光明幼稚園	甲子園七番町22-3	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	甲子園東幼稚園	甲子園四番町4-32	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	くるみ幼稚園	仁川町5丁目6-49	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	香櫨園幼稚園	上葭原町3-31	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
幼稚園	私立	太田学園つぼみ幼稚園	甲子園浜田町10-18	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	西光幼稚園	鳴尾町1丁目16-2	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	阪急学園阪急幼稚園	大屋町28-18	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	こばと幼稚園	津門西口町5-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	西宮甲武幼稚園	樋ノ口町2丁目6-1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	西宮公同幼稚園	南昭和町10-22	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	阪急学園段上幼稚園	段上町8丁目9-13	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	和光幼稚園	室川町1-4	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	松秀幼稚園	千歳町7-10	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
幼稚園	私立	武庫川女子大学附属幼稚園	池開町10-3	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水系	東川 水系	洗戎川 水系	堀切川 水系	夙川	宮川 水系	芦屋川
幼稚園	私立	睦幼稚園	高須町1丁目1-5	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園	私立	阪急学園いるか幼稚園	西宮浜4丁目13-2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	浜脇小学校	浜脇町5-48	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
小学校	市立	香櫨園小学校	中浜町3-32	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
小学校	市立	安井小学校	安井町1-25	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
小学校	市立	北夙川小学校	石芻町11-21	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
小学校	市立	平木小学校	平木町4-1	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
小学校	市立	甲東小学校	神呪町3-33	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	段上小学校	段上町7丁目5-21	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	段上西小学校	段上町2丁目8-24	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	樋ノ口小学校	樋ノ口町2丁目3-32	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	高木小学校	高木西町25-27	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
小学校	市立	高木北小学校	薬師町7-5	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	瓦木小学校	大屋町10-20	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	深津小学校	深津町5-22	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
小学校	市立	瓦林小学校	瓦林町26-19	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	上甲子園小学校	甲子園口5丁目9-4	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	津門小学校	津門呉羽町5-13	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
小学校	市立	春風小学校	上甲子園3丁目8-39	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	今津小学校	今津二葉町4-10	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水系	東川 水系	洗戎川 水系	堀切川 水系	夙川	宮川 水系	芦屋川
小学校	市立	用海小学校	用海町3-54	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
小学校	市立	鳴尾小学校	鳴尾町5丁目4-6	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	南甲子園小学校	南甲子園3丁目9-16	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
小学校	市立	甲子園浜小学校	古川町1-65	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	高須小学校	高須町1丁目1-41	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	高須西小学校	高須町2丁目1-44	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	鳴尾東小学校	笠屋町30-50	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	鳴尾北小学校	学文殿町2丁目2-7	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	小松小学校	小松東町1丁目3-59	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	山口小学校	山口町下山口4丁目23-1	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	名塩小学校	名塩2丁目11-40	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	市立	生瀬小学校	生瀬町2丁目26-24	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	私立	甲子園学院小学校	天道町10-15	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	浜脇中学校	宮前町3-5	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
中学校	市立	平木中学校	平木町6-19	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
中学校	市立	甲武中学校	樋ノ口町1丁目7-55	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	瓦木中学校	薬師町4-15	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	深津中学校	深津町6-75	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
中学校	市立	上甲子園中学校	上甲子園4丁目9-11	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	今津中学校	今津二葉町5-15	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水系	東川 水系	洗戎川 水系	堀切川 水系	夙川	宮川 水系	芦屋川
中学校	市立	真砂中学校	今津真砂町1-10	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
中学校	市立	鳴尾中学校	甲子園八番町1-26	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	浜甲子園中学校	古川町2-60	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	鳴尾南中学校	高須町1丁目1-36	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	高須中学校	高須町2丁目1-48	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	学文中学校	学文殿町1丁目5-7	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	市立	塩瀬中学校	名塩木之元2-8	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	私立	報徳学園中学校	上大市5丁目28-19	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	私立	武庫川女子大学附属中学校	枝川町4-16	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
中学校	私立	甲陽学院中学校	中葭原町2-15	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
中学校	私立	甲子園学院中学校	瓦林町4-25	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
義務教育学校	市立	総合教育センター付属西宮浜義務教育学校	西宮浜4丁目2-31	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	市立	市立西宮高等学校	高座町14-117	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	市立	西宮東高等学校	古川町1-12	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
高等学校	県立	鳴尾高等学校	学文殿町2丁目1-60	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	県立	西宮南高等学校	高須町2丁目1-43	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	県立	西宮今津高等学校	浜甲子園4丁目1-5	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
高等学校	県立	西宮甲山高等学校	鷺林寺字剣谷10	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	県立	西宮香風高等学校	建石町7-43	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—

範囲	運営 種別	施設名	所在地	高潮	土砂 災害	洪水								
						武庫川	有馬川	新川 水系	東川 水系	洗戎川 水系	堀切川 水系	夙川	宮川 水系	芦屋川
高等学校	私立	報徳学園高等学校	上大市5丁目28-19	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
高等学校	私立	武庫川女子大学附属高等学校	枝川町4-16	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
高等学校	私立	甲陽学院高等学校	角石町3-138	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高等学校	私立	甲子園学院高等学校	瓦林町4-25	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
特別支援学校	市立	西宮市立西宮支援学校	甲子園春風町2-29	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	－
特別支援学校	県立	兵庫県立阪神特別支援学校	田近野町11-7	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
特別支援学校	県立	兵庫県立こばと聴覚特別支援学校	田近野町8-8	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
特別支援学校	県立	兵庫県立むこがわ特別支援学校	田近野町10-45	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－

※上表は、土砂災害防止法及び水防法の規定及び趣旨に基づき抽出したもの。

宅地建物取引業の重要事項説明における該当または非該当については、区域の指定者（兵庫県）へ確認が必要。

(4) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設（医療施設）

令和6年4月1日現在 計33施設

種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
					武庫川	有馬川	新川	東川	洗戎川	堀切川	夙川	宮川	芦屋川
病院	兵庫県立西宮病院	六湛寺町13-9	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
病院	明和病院	上鳴尾町4-31	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	三好病院	甲子園口北町24-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	谷向病院	今津水波町6-30	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
病院	医療法人社団 西宮回生病院	大浜町1-4	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
病院	熊野病院	下大市西町14-13	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院	室川町10-22	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
病院	有馬病院	山口町下山口1637-5	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	兵庫医科大学病院	武庫川町1-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	西宮市立中央病院	林田町8-24	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	布谷整形外科病院	東鳴尾町1丁目7-26	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	上ヶ原病院	上ヶ原十番町1-85	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	医療法人社団緑水会 北摂中央病院	塩瀬町生瀬1281-5	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	西宮協立脳神経外科病院	今津山中町11番1号	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
病院	笹生病院	弓場町5-37	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	仁明会病院	甲山町53番地の20	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	医療法人協和会 協和マリナホスピタル	西宮浜4丁目15-1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種別	施設名	所在地	高潮	土砂災害	洪水								
					武庫川	有馬川	新川水系	東川水系	洗戎川水系	堀切川水系	夙川	宮川水系	芦屋川
病院	社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	前浜町4-3	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—
医科診療所	永田整形外科	甲子園九番町2-25	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
医科診療所	星野耳鼻咽喉科医院	田中町3-1 エイヴィスプラザ2階	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
医科診療所	山田産婦人科	甲子園町6-13	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
医科診療所	平井クリニック	安井町5番14号2階	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
医科診療所	緒方産婦人科クリニック	笠屋町7-1	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
医科診療所	高橋産婦人科クリニック	六湛寺町15-5	○	—	○	—	—	○	○	—	○	—	—
医科診療所	勝呂クリニック	与古道町1-37	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
医科診療所	神崎レディースクリニック	門前町2-18	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
医科診療所	堀産婦人科	甲子園八番町2-16	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—
医科診療所	レディース & マタニティクリニック サンタクルス サージュカワ	相生町8番11号	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
助産所	助産院ツルマタニティクリニック	市庭町6-19	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
病院	西宮すなご医療福祉センター	武庫川町2-9	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	めいわりハビリテーション病院	甲子園九番町15番22号	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—

※上表は、土砂災害防止法及び水防法の規定及び趣旨に基づき抽出したもの。

宅地建物取引業の重要事項説明における該当または非該当については、区域の指定者（兵庫県）へ確認が必要。

（５）地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

水防法第 15 条第 1 項の規定により、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市に報告する。

なお、市は、当該施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成していない場合において、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該施設の所有者または管理者に対して必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、当該施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について必要な助言・勧告をすることができる。

資料 12-8 土砂災害による孤立可能性集落一覧

集落名	総戸数	集落のおおよその中心位置		ホイスド候補地点位置			
		北緯	東経	名称	所在地	北緯	東経
武田尾	3	34.853333	135.300556	マルキ旅館駐車場	西宮市塩瀬町名塩 5313-35地先	34.8537138	135.3011866
リバータウン	37	34.826111	135.317500	個人所有畑	西宮市木之元8番地内	34.8256601	135.3174143
西宮山荘住宅	32	34.832222	135.277501	西ヶ等谷公園	西宮市名塩東久保3番	34.8324982	135.2777717

13. 応急復旧対応時の運用関係

資料 13- 1 水防活動時の証票及び標識

(1) 身分証票

水防法第 49 条第 2 項による身分証票は次に定めるものによる。

8.4 c m

(表)

6 cm

水 防 職 員 之 証									
第	号	交付	年	月	日				
所 属 名	西宮市		水		防				
職 名									
氏 名									
生 年 月 日	年	月	日生						
所属長氏名					印				

(注) 水防の文字は赤色とする

(裏)

心		得	
1. 本証は自己の身分を明らかにする。			
2. 記名以外の者の使用を禁ずる。			
3. 本証の記載事項は訂正しない。			
4. 本証の身分を失ったとき又は記載事項に変更があったときは速やかに本証を返還する。			
5. 本証は水防法第 49 条第 2 項による土地立入証である。			

(2) 公用負担命令書

第	号	公 用 負 担 命 令 書
目 的 物		
種 類		
員 数		
水防法第 28 条第 1 項により使用（収容・処分）する。		
年	月	日
西宮市水防管理者		
西 宮 市 長		
殿		

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は上記様式による命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に渡してこれを行うものとする。

(3) 公用負担権限証明書

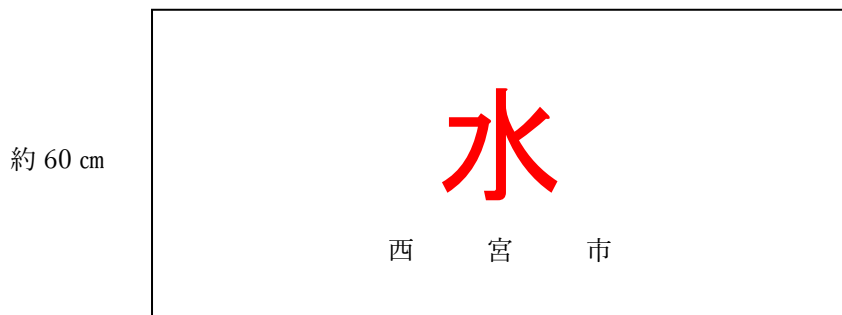
公 用 負 担 命 令 権 限 証		
職 名		
氏 名		
上記の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
西宮市水防管理者		
西 宮 市 長		印

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長または消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、上記証明書を携行し、必要とする場合は、これを提示するものとする。

(4) 優先通行の標識（水防法第 18 条による標識）

標識は次のとおりである。（警鐘又はサイレン吹鳴を併用する。）

約 90 cm

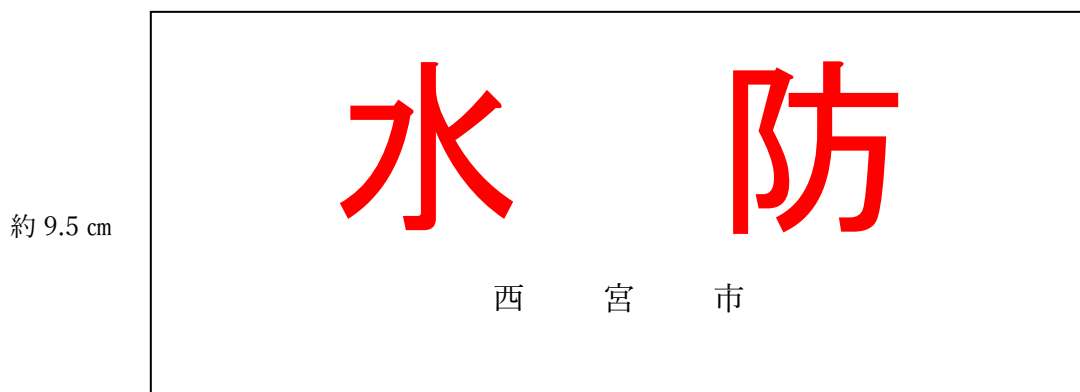


（注） 白布 水の文字は赤色とする。

(5) 腕章

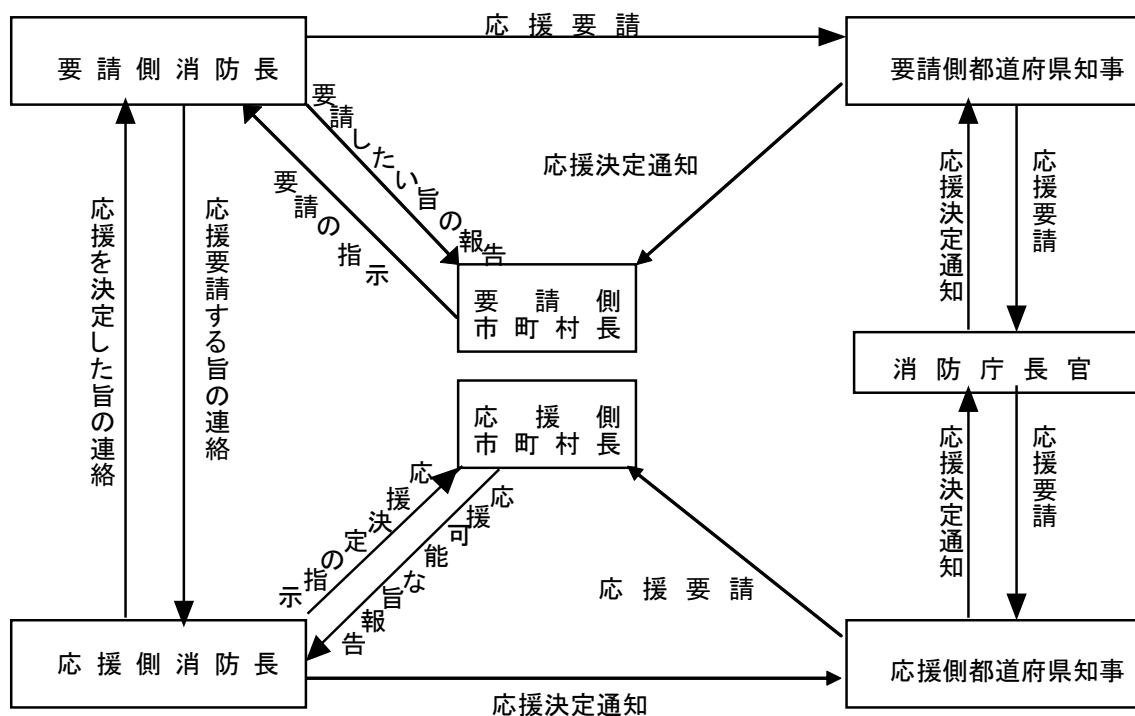
水防管理者において特に必要と認めるときは、水防業務従事者に腕章を携帯させる。

約 40cm



（注） 白布 水防の文字及びその他の文字は赤色とする。

資料 13-2 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

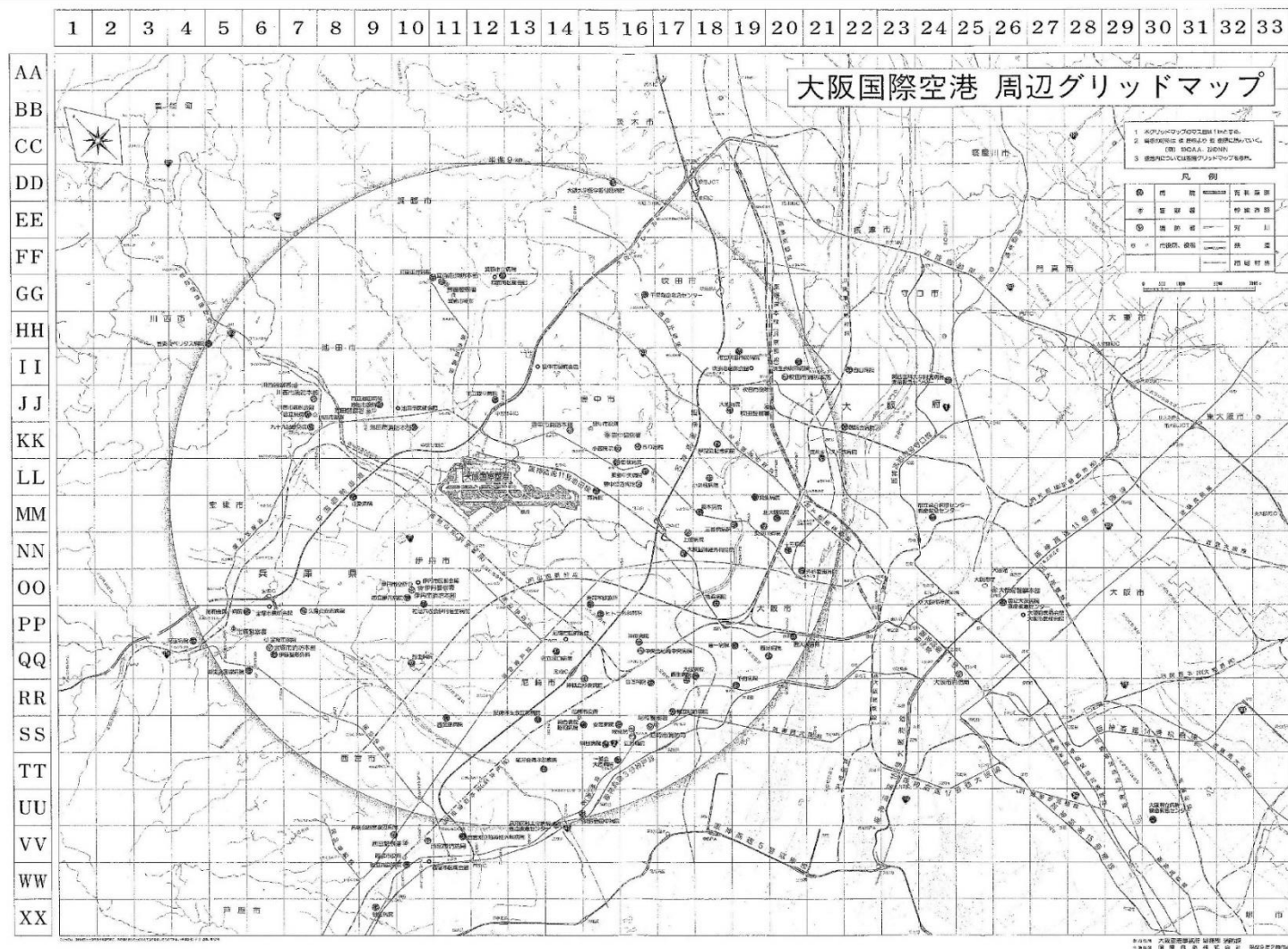


[応援側市町村の消防本部]

消防本部名	連絡・要請窓口	電 話	F A X	航空隊電話	航空隊 F A X
札幌市消防局	指令課	011-215-2080	011-272-9119	011-784-0119	011-784-0290
仙台市消防局	司令課	022-234-1166	022-234-0118	022-288-0100	022-288-0012
千葉市消防局	指令課	043-202-1677	043-202-1678	043-292-9186	043-292-9189
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477	042-521-0190	042-521-0191
横浜市消防局	指令課	045-334-6789	045-334-5221	045-784-0119	045-784-0116
川崎市消防局	指令課	044-223-1199	044-223-2654	03-3522-0119	03-3522-0119
名古屋市消防局	情報指令課	052-972-3524	052-953-0119	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令センター	075-212-6700	075-252-6356	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司令課	06-6543-0119	06-6535-5299	0729-92-4900	0729-91-0119
神戸市消防局	司令課	078-333-0119	078-392-2119	078-303-1192	078-302-8119
岡山市消防局	指令課	086-234-9978	086-231-2011	086-261-0119	086-261-1190
広島市消防局	救急救助課	082-246-8211	082-542-1007	082-546-3454	082-546-3455
北九州市消防局	指令センター	093-582-3823	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700
福岡市消防局	指令課	092-725-6595	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425

資料 13-3 大阪国際空港周辺グリッドマップ

空港周辺での緊急事態において、事故等の位置関係の特定は「大阪国際空港緊急計画」に示された大阪国際空港周辺グリッドマップの座標により連絡される。



資料 13-4 気象庁震度階級

(1) 震度の説明文

階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じない。		
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 (弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造、鉄筋建造物の震度の説明文

階級	木造建物	鉄筋コンクリート建造物
5 (弱)	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。
5 (強)	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。
6 (弱)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。
6 (強)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、柱が破壊するものがある。
7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。

(震度 4 以下は説明文なし)

資料 13-5 災害通信の運用方法

(1) 通信途絶時における措置および応急対策

障害区分	措置および応急対策
有線電話途絶	(1) 消防、行政の各無線局基地ごとに集中統制運用する。 (2) これら各無線の移動局を適正配置し、有線通信途絶の障害を排除する。 (3) 各無線に取扱熟練者を適正配置し通信の円滑性を確保する。
無線局の電源 障害、故障等	(1) 消防無線の基地局は非常電源用発電機により、電源を確保し非常事態に備える。 (2) 移動局は自動車の蓄電池に依存し、電源障害が少ないので移動局を適正配置し、無線通信を確保する。 (3) その他有線電話途絶時に準ずる。

上記の措置により通信を行う場合の通信内容は、電波法第 52 条の非常通信に該当するものであること。

(2) 災害通信の運用方法

ア. 災害通信の要領

気象情報等収集伝達計画によるほか次の要領による。

(ア) 有線通信

- 通信内容が特に多いものについては、有線電話を使用し、緊急用無線電話の確保に努める。
- 災害時の通信は、問い合わせ、指示、報告等の内容の重複があるので通信統制を行う。
- 報告、指令、照会等の取扱者を事前に指定し、これらの重複、誤報等を防止する。

(イ) 無線電話

a. 消防無線

無線使用にあたっては「西宮市消防通信規程」及び「西宮市消防通信運用要綱」による。

b. その他の無線

- ・電波法第 52 条の非常通信に該当するものについては、消防無線、行政無線のほか警察無線等の活用を図る。
 - ・異周波無線相互連けいを保つため移動局（車載、携帯）を活用し適正を図る。
 - ・管轄警察署との連絡は消防、警察いずれか移動局（携帯）を基地局等に派遣し連絡する。
- 部外官公署から非常通信の依頼を受けた場合においては、市の防災業務上の通信確保に意を用い処置する。
 - 有線電話は災害時に途絶する率が高いので、無線通信の統制を厳にし、災害通信の確保に努める。
 - 上記各無線を活用して災害通信を行う場合、その内容は電波法第 52 条にかかげる非常通信に該当するものであること。

イ. 非常無線通信の運用

(ア) 異周波無線の総合運用

- 電波法第 52 条に定める非常通信に該当するものにあつては管轄警察署を經由して近畿地方非常無線通信協議会の通信施設を活用する。
- これら非常無線通信協議会加入の無線を使用する場合は消防局において連絡にあたる。

c. 状況により管轄警察署その他必要な無線基地局等へ移動局（携帯）を配置し、連絡を密にする。

（イ）通信統制

a. 通信統制は災害対策本部または消防局指令課（災害現場においては指揮隊）において行う。

b. 通信内容の統制については、電波法第 52 条にかかるとおりとする。

参考・兵庫県非常無線通信経路計画（兵庫県地域防災計画より抜粋）

非常時に、電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、水防法第 27 条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で兵庫県下の主要なものはつぎのとおりであり、これらの通信設備を利用して、各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。

1. 警察通信設備	12. 大阪ガス無線通信設備
2. 海上保安庁通信設備	13. 各私鉄通信設備
3. 国土交通省通信設備	14. KDDI 無線通信設備
4. 気象庁通信設備	15. ソフトバンク無線通信設備
5. 法務省無線通信設備	16. 楽天モバイル株式会社
6. NTT 無線通信設備	17. 日本通運無線通信設備
7. JR 通信設備県無線通信設備	18. 各漁業無線
8. 県無線通信設備	19. アマチュア無線局
9. 市町無線通信設備（消防無線を含む）	20. NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
10. 西日本高速道路株式会社無線通信設備	21. 各タクシー会社の無線通信設備
11. 関西電力送配電通信設備	

<西宮・神戸間の非常通信経路>（兵庫県県地域防災計画 資料編より抜粋）

区間	総合 信頼度	市役所か らの距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県庁まで の距離
西宮市 ⇔ 県庁	A	0.3(km)	県西宮土木事務所 ————— 県 庁	-
	A	0.4	西宮警察署 ————— 県警本部	0.1(km)
	A	2.9	甲子園警察署 ————— 県警本部	0.1
	A	2.0	国土交通省西宮維持出張所 ————— 県 庁 (国土交通省ルート) (河川整備課)	-
	A	0.6	J R 西宮駅 ~~~~~ J R 元町駅	0.4
	A	0.4	阪神西宮駅構内西部列車所 ~~~~~ 阪神神戸三宮駅	1.3

凡 例

・無線区間 ————— ・有線区間 ~~~~~

14. 災害関係機関連絡先等

資料 14- 1 所在地・連絡窓口一覧

(1) 兵庫県

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所在地	電話
兵庫県	防災企画課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9808
	広域企画室	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9806
	復興支援課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-4354
	災害対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9988
	消防課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9821
	産業保安課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9414
	河川整備課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-3531
	砂防課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-3544
	治山課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-3471
	教育委員会事務局総務課（災害対策教育本部）	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-3736
	兵庫県庁宿日直員（夜間・休日）	650-8567	神戸市中央区下山手通 5 -10- 1	078-362-9898
阪神南県民センター	総務防災課	660-8588	尼崎市東難波町 5 -21- 8	06-6481-4519
兵庫県警察本部	警備部災害対策課	650-0011	神戸市中央区下山手通 5 - 4 - 1	078-341-7441
西宮警察署	警備課/交通第一課	662-0853	西宮市津田町 3 - 3	0798-33-0110
甲子園警察署	警備課/交通課	663-8177	西宮市甲子園七番町 11-14	0798-41-0110
県立西宮病院	総務部総務課	662-0918	西宮市六湛寺町 13- 9	0798-34-5151
西宮土木事務所	管理第 2 課	662-0854	西宮市櫛塚町 2 -28	0798-39-6131
宝塚土木事務所	管理第 2 課	665-0835	宝塚市旭町 2 - 4 -15	0797-83-3101
宝塚土木事務所 青野ダム管理所		669-1311	三田市加茂上平山 1221	079-567-1110
尼崎港管理事務所	業務管理課	660-0083	尼崎市道意町 7 丁目 21	06-6412-1361
神戸県民センター 六甲治山事務所		650-0004	神戸市中央区中山手通 6 - 1 - 1	078-361-8569

(2) 国

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所在地	電話
陸上自衛隊	中部方面総監部 防衛部防衛課運用班	664-0012	伊丹市緑ヶ丘 7 - 1 - 1	072-782-0001
	第 36 普通科連隊 第 2 科(情報収集班)	664-0012	伊丹市緑ヶ丘 7 - 1 - 1	072-782-0001
	第 36 普通科連隊 第 3 科	664-0012	伊丹市緑ヶ丘 7 - 1 - 1	072-782-0001
	第 3 師団司令部 第 3 部(防衛班)	664-0014	伊丹市広畑 1 - 1	072-781-0021

(3) 地方行政機関

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所在地	電話
第五管区海上保安本部	環境防災課	650-8551	神戸市中央区波止場町 1 - 1 神戸第二地方合同庁舎 8F	078-391-6551
	神戸海上保安部 西宮海上保安署	662-0942	西宮市浜町 7 -35	0798-22-7070
国土交通省 近畿地方整備局	防災室	540-8586	大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-1575 (直)
国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所	調査課	658-0052	神戸市東灘区住吉東町 3 丁目 13-15	078-851-0535
国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	防災情報課	650-0042	神戸市中央区波止場町 3 -11	078-331-4474
	神戸維持出張所	658-0015	神戸市東灘区本山南町 4 丁目 1 - 18	078-411-5132
	西宮維持出張所	663-8161	西宮市甲子園春風町 5 -29	0798-35-6470
総務省 近畿総合通信局	防災対策推進室	540-8795	大阪市中央区大手前 1 - 5 -44 大阪合同庁舎第 1 号館 4 階	06-6942-8504
財務省 近畿財務局 神戸財務事務所	総務課	650-0024	神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 7 階	078-391-6941
厚生労働省 近畿厚生局	総務課	541-8556	大阪市中央区大手前 4 - 1 -76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階	06-6942-2241
農林水産省 近畿中国森林管理局	企画調整課	530-0042	大阪市北区天満橋 1 丁目 8 -75	06-6881-3402
農林水産省 近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署	神戸森林事務所	652-0042	神戸市兵庫区東山町 4 丁目 20- 3	078-511-4742
神戸地方気象台	防災管理官室	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 4 - 3 神戸防災合同庁舎	078-222-8907

(4) 公共機関

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所在地	電話
関西電力送配電株式会社 神戸本部	統括グループ	650-0001	神戸市中央区加納町 6-2-1	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式 会社兵庫事業部	導管計画チーム 導管計画グループ	650-0046	神戸市中央区港島中町 4-5-3	078-303-7725
一般社団法人 兵庫県 LP ガス協会	事務局	650-0011	神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター5F	078-361-8064
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	設備部 災害対策室	650-0024	神戸市中央区海岸通 11 NTT 神戸中央ビル 16F	078-393-9440
NTT コミュニケーションズ 株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	100-8019	東京都千代田区内幸町 1-1-6	03-5202-9909
KDDI 株式会社 関西総支社	管理部	540-0001	大阪市中央区城見 2-2-72	06-7178-9001
株式会社 NTT ドコモ 関西支社神戸支店	企画総務担当	651-0088	神戸市中央区小野柄通 4-1-22	078-231-4399
ソフトバンク株式会社	技術管理部技術課	540-6008	大阪市中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー8F	06-6949-5004
日本赤十字社 兵庫県支部	救護福祉課 救護係	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-1499
一般社団法人 兵庫県医師会	救急医療係	651-8555	神戸市中央区磯上通 6-1-11	078-231-4114
一般社団法人 西宮市医師会	事務局	662-0913	西宮市染殿町 8-3	0798-26-0662
西日本高速道路株式会社 関西支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課	567-0871	茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8207
阪神高速道路株式会社	神戸管理部 総務課	650-0041	神戸市中央区新港町 16-1	078-331-9801
兵庫県道路公社	総務部業務室	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-18-2	078-232-9633
芦有ドライブウェイ株式会社	事業部	659-0004	芦屋市奥池南町 34-1	0797-38-0012
兵庫医科大学病院	病院事務部 管理課	663-8501	西宮市武庫川町 1-1	0798-45-6111

(5) 交通機関

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所在地	電話
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部	広報担当	532-0003	大阪市淀川区宮原 4-3-39 大広新大阪ビル	06-6376-6181
西日本ジェイアールバス株 式会社	総務部	554-0033	大阪市此花区北港 1 丁目 3-23	06-6466-9977
阪神電気鉄道株式会社	総務部総務担当	553-8553	大阪市福島区海老江 1-1-24	06-6457-2123
阪神バス株式会社	総務部	660-0072	尼崎市大庄川田町 108-1	06-6416-1351
阪急電鉄株式会社	運輸部	530-8389	大阪市北区芝田 1-16-1	06-6373-5207
阪急バス株式会社	自動車事業本部 運輸部	560-8551	豊中市岡上の町 1-1-16	06-6152-5139
日本通運株式会社 神戸支店	総務課	651-0083	神戸市中央区浜辺通 4-1-21	078-252-2011
一般社団法人 兵庫県トラック協会	業務部	657-0043	神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556